

寝屋川市地域防災計画 (素案)

令和5年11月

寝屋川市防災会議

総則・災害予防対策編 目次

第 1 部 総 則

第 1 節	計画の目的及び内容	総則－1
1	計画の目的	総則－1
2	計画の内容	総則－1
第 2 節	市域の概要	総則－3
1	自然的条件	総則－3
2	社会的条件	総則－8
3	災害特性	総則－8
4	地震の災害誘因	総則－11
5	風水害の誘因	総則－19
第 3 節	災害の想定	総則－26
1	府による地震被害想定	総則－26
2	風水害の想定	総則－29
3	人為的な原因による災害	総則－32
4	複合的に発生する災害	総則－32
第 4 節	防災ビジョン	総則－33
1	防災の基本理念と基本目標	総則－34
2	基本方針	総則－34
3	各段階における災害対策の方向性	総則－35
4	防災施策の大綱	総則－36
5	地震災害における減災目標	総則－41
第 5 節	防災関係機関の基本的責務	総則－42
1	市	総則－42
2	府	総則－42
3	指定地方行政機関	総則－42
4	指定公共機関、指定地方公共機関	総則－42
第 6 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則－43
1	市	総則－43
2	府	総則－43
3	府警察（寝屋川警察署）	総則－44
4	指定地方行政機関	総則－44
5	自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団第 36 普通科連隊）	総則－45
6	指定公共機関及び指定地方公共機関	総則－45
7	その他公共的団体	総則－49

《目次》

第7節	市民、事業者の基本的責務	総則	50
1	市民の基本的責務	総則	50
2	事業者の基本的責務	総則	50
3	NPO・ボランティア等多様な機関との連携	総則	51
第8節	計画の修正及び周知徹底	総則	52
1	計画の修正	総則	52
2	他の計画との関係	総則	52
3	計画の習熟	総則	52
4	計画の進捗の把握	総則	52

第2部 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節	都市の防災機能の強化	予防-1
1	災害に強い都市構造の形成	予防-1
2	防災空間の整備	予防-2
3	都市基盤施設の防災機能の強化	予防-3
4	密集住宅地区の整備促進	予防-3
5	土木構造物の耐震対策の推進	予防-4
6	空き家等の対策	予防-5
7	ライフライン災害予防対策	予防-5
8	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	予防-7
第2節	建築物の安全強化	予防-9
1	住宅・建築物の耐震対策等の促進	予防-9
2	建築物の安全性に関する指導等	予防-12
3	液状化対策	予防-12
4	地下空間の浸水防止	予防-12
5	文化財	予防-12
第3節	水害予防対策の推進	予防-14
1	河川対策	予防-14
2	雨水出水対策	予防-15
3	水害減災対策	予防-15
4	地下空間浸水災害対策の強化	予防-21
5	浸水対策	予防-21
6	防災訓練の実施・指導	予防-23
7	水防と河川管理等の連携	予防-23
8	水防団の強化	予防-24
9	ため池の治水活用	予防-24
10	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	予防-24
11	地盤沈下対策	予防-25
第4節	土砂災害予防対策の推進	予防-26
1	土石流対策（砂防）	予防-26
2	急傾斜地崩壊対策	予防-26
3	土砂災害警戒区域等における防災対策	予防-27
4	土砂災害警戒情報の作成・発表	予防-29
5	宅地造成及び盛土等対策	予防-29
6	道路防災対策	予防-30
第5節	危険物等災害予防対策の推進	予防-31
1	危険物災害予防対策	予防-31

《目次》

2	高圧ガス災害予防対策	予防	32
3	火薬類災害予防対策	予防	32
4	毒物劇物災害予防対策	予防	32
5	放射性物質保有施設（医療機関等）の防災対策	予防	33
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	予防	34
1	対象地区	予防	34
2	計画の初年度	予防	34
3	計画対象事業	予防	34

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節	総合的防災体制の整備	予防	35
1	防災中枢組織体制の整備	予防	35
2	枚方寝屋川消防組合の組織動員体制の整備	予防	36
3	防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	予防	37
4	防災中枢機能等の確保、充実	予防	37
5	防災拠点の整備	予防	38
6	装備資機材等の確保	予防	39
7	防災訓練の実施	予防	40
8	人材の確保・育成	予防	41
9	防災に関する調査研究の推進	予防	41
10	広域防災体制の整備	予防	42
11	自衛隊の災害派遣に関する連携体制の整備	予防	43
12	被災による行政機能の喪失又は著しい低下等への対応	予防	43
13	災害時用臨時ヘリポートの整備	予防	44
14	防災関係機関の連携	予防	45
第2節	情報収集伝達体制の整備	予防	47
1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	予防	47
2	情報収集伝達体制の強化	予防	48
3	災害広報体制の整備	予防	48
4	居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供等	予防	49
5	避難指示等の市民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等	予防	49
6	気象等観測体制の整備拡充	予防	52
第3節	火災予防対策の推進	予防	53
1	建築物等の火災予防	予防	53
2	林野火災予防	予防	54
第4節	消火・救助・救急体制の整備	予防	56
1	消防計画の策定	予防	56
2	消防力の充実	予防	57
3	地域の防災組織の育成	予防	57
4	消防知識の普及・啓発	予防	58

5	救助・救急体制の整備	予防	58
6	広域消防応援体制の整備	予防	59
7	市町村消防の広域化	予防	59
8	連携体制の整備	予防	59
第5節	災害時医療救護体制の整備	予防	60
1	災害医療組織等の整備	予防	60
2	災害医療の基本的考え方	予防	61
3	医療情報の収集伝達体制の整備	予防	61
4	現地医療体制の整備	予防	62
5	後方医療体制の整備	予防	62
6	医薬品等の確保供給体制の整備	予防	63
7	患者等搬送体制の確立	予防	63
8	個別疾病及び慢性疾患対策	予防	64
9	要配慮者及び市民の健康管理	予防	64
10	関係機関協力体制の確立	予防	64
11	医療関係者に対する訓練等の実施	予防	64
12	市民への啓発活動	予防	64
第6節	緊急輸送体制の整備	予防	66
1	陸上輸送体制の整備	予防	66
2	航空輸送体制の整備	予防	67
3	水上輸送体制の整備	予防	68
4	輸送手段の確保体制	予防	68
5	交通規制・管制の整備	予防	68
6	物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築	予防	68
7	民間事業所との協力体制の整備	予防	69
第7節	避難収容体制の整備	予防	70
1	避難場所、避難路の選定	予防	70
2	避難場所、避難路の安全性の向上	予防	71
3	指定避難所・指定緊急避難場所の選定、整備	予防	72
4	要配慮者に配慮した避難施設の確保	予防	74
5	避難指示等の事前準備	予防	74
6	避難誘導體制の整備	予防	76
7	広域避難体制の整備	予防	78
8	危険度判定体制の整備	予防	78
9	応急仮設住宅等の事前準備	予防	79
10	斜面判定制度の活用	予防	79
11	り災証明書の発行体制の整備	予防	79
第8節	緊急物資確保体制の整備	予防	81
1	飲料水等の確保	予防	81
2	食料及び生活必需品の確保	予防	82

《目次》

第9節	ライフライン確保体制の整備	予防	85
1	水道・工業用水道施設	予防	85
2	下水道施設	予防	86
3	電力	予防	87
4	ガス	予防	87
5	電気通信	予防	88
6	倒木等への対策	予防	90
7	市民への広報	予防	90
第10節	交通確保体制の整備	予防	91
1	道路施設	予防	91
2	鉄軌道施設	予防	91
3	乗合旅客自動車運送事業者	予防	91
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	予防	93
1	帰宅困難者対策の普及・啓発	予防	93
2	駅周辺における滞留者の対策	予防	93
3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	予防	94
4	代替輸送確保の枠組みの構築	予防	94
5	徒歩帰宅者への支援	予防	94

第3章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	予防	96
1	防災知識の普及啓発	予防	96
2	防災訓練	予防	99
3	多様な防災教育の展開	予防	101
4	災害教訓の伝承	予防	102
第2節	要配慮者対策	予防	103
1	社会福祉施設等における対策	予防	103
2	在宅で介護が必要な者への対策	予防	103
3	福祉避難所の指定	予防	106
4	外国人への対策	予防	106
5	その他の要配慮者に対する配慮	予防	107
6	地域でのバックアップ体制の形成	予防	107
第3節	自主防災体制の整備	予防	108
1	地区防災計画の策定等	予防	108
2	自主防災組織の育成	予防	108
3	各種組織の活用	予防	109
4	事業者による自主防災体制の整備	予防	110
5	救助活動の支援	予防	110

第4節	ボランティアの活動環境の整備	予防	111
1	基本的な考え	予防	111
2	平常時の連携	予防	111
第5節	企業防災の促進	予防	113
1	事業者	予防	113
2	重要施設及び災害応急対策に係る機関	予防	114
3	市及び府	予防	114

地震災害応急対策・復旧対策編 目次

第 1 部 地震災害応急対策

第 1 章 初動期の活動

第 1 節	組織動員	地震災害	1
1	災害時の配備体制の概要	地震災害	1
2	情報収集体制	地震災害	3
3	災害警戒本部による活動体制	地震災害	3
4	災害対策本部の活動体制	地震災害	5
5	勤務時間外の配備体制	地震災害	8
6	地震災害時における職員の服務	地震災害	9
7	動員	地震災害	9
8	防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	地震災害	10
第 2 節	災害情報の収集伝達	地震災害	11
1	地震に関する情報の収集・伝達	地震災害	11
2	初期情報の把握	地震災害	13
3	詳細な被害状況等の把握	地震災害	14
4	被害状況の関係機関への報告	地震災害	15
5	府への報告	地震災害	16
6	直接即報基準に該当した場合の報告	地震災害	18
7	異常現象発見時の通報	地震災害	18
8	通信手段の確保	地震災害	18
第 3 節	災害広報・広聴活動	地震災害	20
1	実施主体	地震災害	20
2	災害モード宣言	地震災害	20
3	災害広報活動の実施	地震災害	20
4	報道機関との連携	地震災害	21
5	迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	地震災害	22
6	広聴活動の実施	地震災害	22
第 4 節	広域応援等の要請・受入れ・支援	地震災害	23
1	応援の要請	地震災害	24
2	職員の派遣要請	地震災害	25
3	応援の受入れ	地震災害	26
4	民間との協力	地震災害	26
5	防災組織等の協力	地震災害	30
6	市職員OBの活用	地震災害	31
7	災害発生市町村への応援	地震災害	31
第 5 節	災害緊急事態	地震災害	32

第6節	自衛隊の災害派遣	地震災害	33
1	災害派遣要請要求の基準	地震災害	33
2	派遣要請要求の手続	地震災害	33
3	自衛隊の自主派遣基準	地震災害	34
4	派遣部隊の受入れ	地震災害	35
5	派遣部隊の撤収要請の要求	地震災害	36
第7節	消防計画	地震災害	37
1	枚方寝屋川消防組合	地震災害	37
2	寝屋川市消防団	地震災害	40
3	自主防災組織等	地震災害	41
第8節	救助・救急活動	地震災害	42
1	実施機関	地震災害	42
2	対象者	地震災害	42
3	行方不明者の捜索活動	地震災害	42
4	救助の方法	地震災害	42
5	救助・救急活動	地震災害	43
6	相互応援	地震災害	43
7	各機関による連絡会議の設置	地震災害	43
8	惨事ストレス対策	地震災害	43
第9節	医療救護活動	地震災害	44
1	基本方針	地震災害	44
2	医療情報の収集伝達体制の整備	地震災害	44
3	現地医療体制の整備	地震災害	45
4	後方医療体制の整備	地震災害	45
5	医薬品等の確保供給体制の整備	地震災害	46
6	患者等搬送体制の確立	地震災害	46
7	個別疾病及び慢性疾患対策	地震災害	47
8	要配慮者及び市民の健康管理	地震災害	47
9	関係機関協力体制の確立	地震災害	47
10	医療関係者に対する訓練等の実施	地震災害	47
11	市民への啓発活動	地震災害	47
第10節	避難の指示及び誘導	地震災害	48
1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	地震災害	48
2	避難のための立ち退き指示等の権限	地震災害	49
3	避難の指示の伝達	地震災害	50
4	避難者の誘導	地震災害	52
5	被災者の運送要請	地震災害	54
6	避難の解除	地震災害	54
7	警戒区域の設定	地震災害	54
8	警戒区域の解除	地震災害	55

《目次》

第11節	二次災害の防止	地震災害	57
1	公共土木施設等応急対策	地震災害	57
2	建築物応急対策	地震災害	57
3	危険物等応急対策	地震災害	58
第12節	緊急輸送活動	地震災害	59
1	緊急輸送の対象等	地震災害	59
2	緊急輸送手段の確保	地震災害	59
3	緊急通行車両の確認	地震災害	60
4	緊急物資の集積場所	地震災害	61
5	非常用燃料の確保	地震災害	61
6	輸送基地の確保	地震災害	61
第13節	交通規制	地震災害	62
1	交通規制の根拠	地震災害	62
2	被害情報等の収集	地震災害	63
3	緊急交通路の確保	地震災害	63
4	緊急交通路の周知	地震災害	65
5	道路交通の確保対策	地震災害	65
第14節	ライフラインの緊急対応	地震災害	66
1	被害状況の報告	地震災害	66
2	各事業者における対応	地震災害	66
第15節	交通の安全確保	地震災害	68
1	被害状況の報告	地震災害	68
2	各施設管理者における対応	地震災害	68

第2章 応急復旧期の活動

第1節	災害救助法の適用	地震災害	69
1	実施責任者	地震災害	69
2	救助の内容	地震災害	69
3	職権の一部委任	地震災害	69
4	適用基準	地震災害	70
5	住家滅失世帯数の算定基準	地震災害	70
6	適用手続	地震災害	70
7	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	地震災害	70
第2節	指定避難所の開設・運営	地震災害	71
1	指定避難所の開設	地震災害	71
2	避難者の受入れ	地震災害	72
3	指定避難所の管理	地震災害	72

4	指定避難所の運営	地震災害	73
5	指定避難所の管理、運営の留意点	地震災害	74
6	指定避難所の縮小・統廃合・閉鎖	地震災害	75
7	指定避難所の早期解消のための取組	地震災害	76
8	広域一時滞在への対応	地震災害	76
第3節	緊急物資の供給	地震災害	77
1	物資の輸送等	地震災害	77
2	給水活動	地震災害	77
3	食料・生活必需品の供給	地震災害	79
第4節	保健衛生活動	地震災害	82
1	防疫活動	地震災害	82
2	被災者の健康維持活動	地震災害	83
3	食品衛生監視活動	地震災害	83
4	環境衛生監視活動	地震災害	84
5	保健衛生活動における連携体制	地震災害	84
6	動物保護等の実施	地震災害	84
第5節	要配慮者への支援	地震災害	85
1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	地震災害	85
2	福祉・福祉ニーズの把握	地震災害	85
3	被災した避難行動要支援者への支援活動	地震災害	85
4	広域支援体制の確立	地震災害	86
5	乳幼児、妊産婦への配慮	地震災害	86
6	外国人への配慮	地震災害	86
第6節	被災者の長期的な生活支援	地震災害	87
1	被災者の長期支援体制	地震災害	87
2	市民等からの問合せ対応	地震災害	87
第7節	社会秩序の維持	地震災害	88
1	市民への呼び掛け	地震災害	88
2	警備活動	地震災害	88
3	暴力団排除活動の徹底	地震災害	88
4	物価の安定及び物資の安定供給	地震災害	88
5	災害緊急事態布告時の対応	地震災害	89
第8節	ライフラインの確保	地震災害	90
1	ライフライン施設の応急復旧	地震災害	90
2	水道・工業用水道応急対策	地震災害	90
3	下水道応急対策	地震災害	90
4	電力応急対策	地震災害	91
5	ガス応急対策	地震災害	91
6	電気通信応急対策	地震災害	91

《目次》

第9節	交通の機能確保	地震災害	93
1	障害物の除去	地震災害	93
2	鉄軌道施設管理者における復旧	地震災害	93
3	道路施設管理者における復旧	地震災害	93
第10節	農業関係応急対策	地震災害	95
1	農業施設応急対策	地震災害	95
2	農作物応急対策	地震災害	95
3	畜産応急対策	地震災害	95
第11節	住宅の応急確保	地震災害	96
1	被災建築物に対する相談・指導	地震災害	96
2	被災住宅の応急修理	地震災害	96
3	住居障害物の除去	地震災害	96
4	応急仮設住宅の建設	地震災害	96
5	応急仮設住宅の借上げ	地震災害	97
6	応急仮設住宅の運営管理	地震災害	97
7	公共住宅等への一時入居	地震災害	97
8	住宅に関する相談窓口の設置等	地震災害	97
第12節	応急教育等	地震災害	98
1	実施責任者	地震災害	98
2	学校（園）の事前措置	地震災害	98
3	園児・児童・生徒の保護	地震災害	98
4	教育施設の保全・応急復旧	地震災害	99
5	応急教育の実施	地震災害	99
6	就学援助等	地震災害	99
7	学校給食の応急措置	地震災害	99
8	文化財の応急対策	地震災害	100
第13節	応急保育等	地震災害	101
1	対応方針	地震災害	101
2	保育所児の保護	地震災害	101
3	応急保育の実施	地震災害	102
第14節	廃棄物の処理	地震災害	103
1	し尿処理	地震災害	103
2	ごみ処理	地震災害	103
3	災害廃棄物等処理	地震災害	104
第15節	遺体対策	地震災害	105
1	遺体の検視（死体調査）	地震災害	105
2	遺体の処置	地震災害	105
3	遺体の収容	地震災害	105

4	遺体の火葬等	地震災害	106
5	応援要請	地震災害	106
第16節	自発的支援の受入れ	地震災害	107
1	ボランティアの受入れ	地震災害	107
2	義援金品の受付・配分	地震災害	111
3	海外からの支援の受入れ	地震災害	112
4	日本郵便株式会社の援護対策等	地震災害	112

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節	復旧事業の推進	地震災害	114
第2節	公共施設等の復旧計画	地震災害	115
1	災害復旧事業計画	地震災害	115
2	道路施設	地震災害	115
3	河川	地震災害	116
4	学校教育施設	地震災害	116
5	水道施設	地震災害	116
6	農地等	地震災害	116
7	その他の公共施設等	地震災害	116
第3節	激甚災害の指定	地震災害	117
1	激甚災害指定の流れ	地震災害	117
2	激甚災害指定基準の調査・報告	地震災害	117
3	特別財政援助額の交付手続等	地震災害	117
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	地震災害	118
1	国の負担又は補助による災害復旧事業	地震災害	118
2	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく 復旧事業及び府の関係部局	地震災害	118
第5節	特定大規模災害	地震災害	120
1	特定大規模災害とは	地震災害	120
2	府に対する工事の要請	地震災害	120
第6節	民生の安定	地震災害	121
1	住宅の確保	地震災害	121
2	雇用機会の確保	地震災害	122
第7節	経済の安定	地震災害	123
1	金融措置	地震災害	123

第2章 復興の基本方針

1	基本方針の決定	地震災害	130
2	復興計画の作成	地震災害	130
3	復興のための事前準備	地震災害	132

第3部 東海地震関連情報に伴う対応

第1節	総則	地震災害	133
1	目的	地震災害	133
2	基本方針	地震災害	134
3	気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	地震災害	134
4	東海地震に関連する情報の流れ	地震災害	135
第2節	東海地震注意情報が発表された時の措置	地震災害	136
1	東海地震注意情報の伝達	地震災害	136
2	警戒態勢の準備	地震災害	136
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	地震災害	137
1	東海地震予知情報等の伝達	地震災害	137
2	警戒態勢の確立	地震災害	137
3	市民、事業所に対する広報	地震災害	139

附編 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

目 次

第1章	総則-----	南海トラフ-1
第1	推進計画の目的-----	南海トラフ-1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱-----	南海トラフ-1
第2章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応-----	南海トラフ-9
第1	南海トラフ地震に関連する情報-----	南海トラフ-9
第2	防災対応について-----	南海トラフ-12
第3	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について-----	南海トラフ-14
第4	市民の防災対応の検討-----	南海トラフ-14
第3章	災害対策本部の設置等-----	南海トラフ-16
第1	災害対策本部の設置-----	南海トラフ-16
第2	災害対策本部の組織及び運営-----	南海トラフ-16
第3	災害応急対策要員の参集-----	南海トラフ-16
第4章	地震発生時の応急対策等-----	南海トラフ-17
第1	地震発生時の応急対策-----	南海トラフ-17
第2	資機材、人員等の配備手配-----	南海トラフ-18
第3	他機関に対する応援要請-----	南海トラフ-19
第4	関係機関との連携協力の確保-----	南海トラフ-22
第5	帰宅困難者への対応-----	南海トラフ-22
第6	大阪府沿岸部の津波被害地域に対する後方支援-----	南海トラフ-22
第7	その他の応急対策の実施-----	南海トラフ-22
第5章	円滑な避難の確保に関する事項-----	南海トラフ-23
第1	避難対策等-----	南海トラフ-23
第2	消防機関等の活動-----	南海トラフ-24
第3	水道、電気、ガス、通信、放送関係-----	南海トラフ-24
第4	交通対策-----	南海トラフ-25
第5	公共施設に関する対策-----	南海トラフ-25
第6	迅速な救助-----	南海トラフ-26
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画-----	南海トラフ-27
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備-----	南海トラフ-27
第2	建築物等の耐震化の推進-----	南海トラフ-27
第7章	防災訓練計画-----	南海トラフ-29

《目次》

第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 -----	南海トラフ	30
第9章	南海トラフ巨大地震等の時間差発生による災害拡大防止 -----	南海トラフ	32
第1	南海トラフ巨大地震が時間差発生した場合への対応 -----	南海トラフ	32

風水害等応急対策・復旧対策編 目次

第1部 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節	気象予警報等の伝達	風水害等	1
1	気象予警報	風水害等	1
2	土砂災害警戒情報の伝達	風水害等	10
3	気象予警報等の伝達系統	風水害等	11
4	大雨警報・洪水警報の危険度分布等	風水害等	15
5	竜巻注意情報等	風水害等	15
6	異常現象発見時の通報	風水害等	16
7	市民への周知	風水害等	17
8	災害時における通信手段の確保	風水害等	17
第2節	組織動員	風水害等	18
1	災害時の配備体制の概要	風水害等	18
2	気象情報等収集体制	風水害等	20
3	緊急即応体制	風水害等	20
4	災害警戒本部による活動体制	風水害等	20
5	災害対策本部の活動体制	風水害等	23
6	災害時における職員の服務	風水害等	27
7	動員	風水害等	28
8	防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	風水害等	28
第3節	警戒活動	風水害等	30
1	気象観測情報の収集伝達	風水害等	30
2	水防警報及び水防情報の伝達	風水害等	30
3	水防活動	風水害等	33
4	土砂災害警戒活動	風水害等	34
5	ライフライン・交通等警戒活動	風水害等	36
第4節	避難の指示及び誘導	風水害等	38
1	防災気象情報等の利用	風水害等	38
2	避難の考え方	風水害等	39
3	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	風水害等	39
4	避難指示等の伝達	風水害等	42
5	避難者の誘導	風水害等	45
6	被災者の運送要請	風水害等	46
7	避難の解除	風水害等	46
8	警戒区域の設定	風水害等	46
9	警戒区域の解除	風水害等	47
10	指定避難所の開設等	風水害等	47
11	淀川洪水時の指定避難所の設定	風水害等	47

12 寝屋川・古川洪水時の指定避難所の設定 ----- 風水害等 - 48

第2章 災害発生後の活動

第1節	災害情報の収集伝達 -----	風水害等 - 50
1	初期情報の把握 -----	風水害等 - 50
2	詳細な被害状況等の把握 -----	風水害等 - 51
3	被害状況の関係機関への報告 -----	風水害等 - 52
4	府への報告 -----	風水害等 - 53
5	直接即報基準に該当した場合の報告 -----	風水害等 - 54
6	異常現象発見時の通報 -----	風水害等 - 54
7	通信手段の確保 -----	風水害等 - 54
第2節	災害広報・広聴活動 -----	風水害等 - 56
1	実施主体 -----	風水害等 - 56
2	災害モード宣言 -----	風水害等 - 56
3	災害広報活動の実施 -----	風水害等 - 56
4	報道機関との連携 -----	風水害等 - 57
5	迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供 -----	風水害等 - 58
6	広聴活動の実施 -----	風水害等 - 58
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援 -----	風水害等 - 59
1	応援の要請 -----	風水害等 - 60
2	職員の派遣要請 -----	風水害等 - 61
3	応援の受入れ -----	風水害等 - 62
4	民間との協力 -----	風水害等 - 62
5	防災組織等の協力 -----	風水害等 - 66
6	市職員OBの活用 -----	風水害等 - 66
7	災害発生市町村への応援 -----	風水害等 - 67
第4節	災害緊急事態 -----	風水害等 - 68
第5節	自衛隊の災害派遣 -----	風水害等 - 69
1	災害派遣要請要求の基準 -----	風水害等 - 69
2	派遣要請要求の手続 -----	風水害等 - 69
3	自衛隊の自主派遣基準 -----	風水害等 - 70
4	派遣部隊の受入れ -----	風水害等 - 71
5	派遣部隊の撤収要請の要求 -----	風水害等 - 72
第6節	消防計画 -----	風水害等 - 73
1	枚方寝屋川消防組合 -----	風水害等 - 73
2	寝屋川市消防団 -----	風水害等 - 76
3	自主防災組織等 -----	風水害等 - 76
第7節	救助・救急活動 -----	風水害等 - 77

1	実施機関	風水害等	77
2	対象者	風水害等	77
3	行方不明者の搜索活動	風水害等	77
4	救助の方法	風水害等	77
5	救助・救急活動	風水害等	78
6	相互応援	風水害等	78
7	各機関による連絡会議の設置	風水害等	78
8	惨事ストレス対策	風水害等	78
第8節	医療救護活動	風水害等	79
1	基本方針	風水害等	79
2	医療情報の収集伝達体制の整備	風水害等	79
3	現地医療体制の整備	風水害等	80
4	後方医療体制の整備	風水害等	80
5	医薬品等の確保供給体制の整備	風水害等	81
6	患者等搬送体制の確立	風水害等	81
7	個別疾病及び慢性疾患対策	風水害等	81
8	要配慮者及び市民の健康管理	風水害等	82
9	関係機関協力体制の確立	風水害等	82
10	医療関係者に対する訓練等の実施	風水害等	82
11	市民への啓発活動	風水害等	82
第9節	緊急輸送活動	風水害等	83
1	緊急輸送の対象等	風水害等	83
2	緊急輸送手段の確保	風水害等	83
3	緊急通行車両の確認	風水害等	84
4	緊急物資の集積場所	風水害等	85
5	非常用燃料の確保	風水害等	85
6	輸送基地の確保	風水害等	85
第10節	交通規制	風水害等	86
1	交通規制の根拠	風水害等	86
2	被害情報等の収集	風水害等	87
3	緊急交通路の確保	風水害等	87
4	緊急交通路の周知	風水害等	89
5	道路交通の確保対策	風水害等	89
第11節	公共土木施設・建築物等応急対策	風水害等	90
1	公共土木施設等応急対策	風水害等	90
2	公共建築物応急対策	風水害等	90
3	民間建築物応急対策	風水害等	90
4	宅地応急対策	風水害等	91
5	空き家等の対策	風水害等	91
6	危険物等応急対策	風水害等	91

《目次》

第12節	ライフラインの確保	風水害等	92
1	被害状況の報告	風水害等	92
2	電源車等の配備	風水害等	92
3	ライフライン施設の応急復旧	風水害等	92
4	水道・工業用水道応急対策	風水害等	92
5	下水道応急対策	風水害等	93
6	電力応急対策	風水害等	93
7	ガス応急対策	風水害等	94
8	電気通信応急対策	風水害等	94
第13節	交通の確保	風水害等	96
1	交通の安全確保	風水害等	96
2	交通の機能確保	風水害等	96
第14節	農業関係応急対策	風水害等	98
1	農業施設応急対策	風水害等	98
2	農作物応急対策	風水害等	98
3	畜産応急対策	風水害等	98
第15節	災害救助法の適用	風水害等	99
1	実施責任者	風水害等	99
2	救助の内容	風水害等	99
3	職権の一部委任	風水害等	99
4	適用基準	風水害等	99
5	住家滅失世帯数の算定基準	風水害等	100
6	適用手続	風水害等	100
7	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	風水害等	100
第16節	指定避難所の開設・運営	風水害等	101
1	指定避難所の開設	風水害等	101
2	避難者の受入れ	風水害等	102
3	指定避難所の管理	風水害等	102
4	指定避難所の運営	風水害等	103
5	指定避難所の管理、運営の留意点	風水害等	104
6	指定避難所の縮小・統廃合・閉鎖	風水害等	105
7	指定避難所の早期解消のための取組	風水害等	106
8	広域一時滞在への対応	風水害等	106
第17節	緊急物資の供給	風水害等	107
1	物資の輸送等	風水害等	107
2	給水活動	風水害等	107
3	食料・生活必需品の供給	風水害等	108
第18節	保健衛生活動	風水害等	110
1	防疫活動	風水害等	110

2	被災者の健康維持活動	風水害等	111
3	食品衛生監視活動	風水害等	111
4	環境衛生監視活動	風水害等	112
5	保健衛生活動における連携体制	風水害等	112
6	動物保護等の実施	風水害等	112
第19節	要配慮者への支援	風水害等	113
1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	風水害等	113
2	福祉・医療ニーズの把握	風水害等	113
3	被災した避難行動要支援者への支援活動	風水害等	113
4	広域支援体制の確立	風水害等	114
5	乳幼児、妊産婦への配慮	風水害等	114
6	外国人への配慮	風水害等	114
第20節	被災者の長期的な生活支援	風水害等	115
1	被災者の長期支援体制	風水害等	115
2	市民等からの問合せ対応	風水害等	115
第21節	社会秩序の維持	風水害等	116
1	市民への呼び掛け	風水害等	116
2	警備活動	風水害等	116
3	暴力団排除活動の徹底	風水害等	116
4	物価の安定及び物資の安定供給	風水害等	116
5	災害緊急事態布告時の対応	風水害等	117
第22節	住宅の応急確保	風水害等	118
1	被災建築物に対する相談・指導	風水害等	118
2	被災住宅の応急修理	風水害等	118
3	住居障害物の除去	風水害等	118
4	応急仮設住宅の建設	風水害等	118
5	応急仮設住宅の借上げ	風水害等	119
6	応急仮設住宅の運営管理	風水害等	119
7	公共住宅等への一時入居	風水害等	119
8	住宅に関する相談窓口の設置等	風水害等	119
第23節	応急教育等	風水害等	120
1	実施責任者	風水害等	120
2	学校（園）の事前措置	風水害等	120
3	園児・児童・生徒の保護	風水害等	120
4	教育施設の保全・応急復旧	風水害等	121
5	応急教育の実施	風水害等	121
6	就学援助等	風水害等	121
7	学校給食の応急措置	風水害等	121
8	文化財の応急対策	風水害等	122

《目次》

第24節	応急保育等-----	風水害等	123
1	対応方針-----	風水害等	123
2	保育所児の保護-----	風水害等	123
3	応急保育の実施-----	風水害等	124
第25節	廃棄物の処理-----	風水害等	125
1	し尿処理-----	風水害等	125
2	ごみ処理-----	風水害等	125
3	災害廃棄物等処理-----	風水害等	126
第26節	遺体対策-----	風水害等	127
1	遺体の検視（死体調査）-----	風水害等	127
2	遺体の処置-----	風水害等	127
3	遺体の収容-----	風水害等	127
4	遺体の火葬等-----	風水害等	128
5	応援要請-----	風水害等	128
第27節	自発的支援の受入れ-----	風水害等	129
1	ボランティアの受入れ-----	風水害等	129
2	義援金品の受付・配分-----	風水害等	133
3	海外からの支援の受入れ-----	風水害等	134
4	日本郵便株式会社の援護対策等-----	風水害等	134

第2部 事故等災害応急対策

第1節	市街地災害応急対策	風水害等	135
1	火災の警戒	風水害等	135
2	ガス漏洩事故対策	風水害等	136
3	火災等の応急対策	風水害等	136
4	中高層建築物、地下施設の管理者等による応急対策	風水害等	136
5	通報連絡	風水害等	137
第2節	危険物等災害応急対策	風水害等	138
1	危険物災害応急対策	風水害等	138
2	高圧ガス災害応急対策	風水害等	140
3	火薬類災害応急対策	風水害等	141
4	毒物劇物災害応急対策	風水害等	142
5	放射性物質保有施設（医療機関等）災害応急対策	風水害等	143
6	管理化学物質災害応急対策	風水害等	144
第3節	その他災害応急対策	風水害等	145
1	対応措置	風水害等	145
2	事故処理	風水害等	146
3	情報収集伝達体制	風水害等	146
第4節	原子力災害応急対策	風水害等	148
1	基本方針	風水害等	149
2	情報の収集・伝達	風水害等	150
3	放射線モニタリングの実施	風水害等	150
4	広報の実施	風水害等	150
5	原子力災害発生時における広域避難の受入れ	風水害等	150

第3部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節	復旧事業の推進	風水害等	152
第2節	公共施設等の復旧計画	風水害等	153
1	災害復旧事業計画	風水害等	153
2	道路施設	風水害等	153
3	河川	風水害等	154
4	学校教育施設	風水害等	154
5	水道施設	風水害等	154
6	農地等	風水害等	154
7	その他の公共施設等	風水害等	154
第3節	激甚災害の指定	風水害等	155
1	激甚災害指定の流れ	風水害等	155
2	激甚災害指定基準の調査・報告	風水害等	155
3	特別財政援助額の交付手続等	風水害等	155
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	風水害等	156
1	国の負担又は補助による災害復旧事業	風水害等	156
2	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局	風水害等	156
第5節	特定大規模災害	風水害等	158
1	特定大規模災害とは	風水害等	158
2	府に対する工事の要請	風水害等	158
第6節	民生の安定	風水害等	159
1	住宅の確保	風水害等	159
2	雇用機会の確保	風水害等	160
第7節	経済の安定	風水害等	161
1	金融措置	風水害等	161

第2章 復興の基本方針

1	基本方針の決定	風水害等	168
2	復興計画の作成	風水害等	168
3	復興のための事前準備	風水害等	170

寝屋川市地域防災計画

総則・災害予防対策編

令和5年11月

寝屋川市防災会議

総則・災害予防対策編

第1部 総則

第 1 節 計画の目的及び内容

1 計画の目的

寝屋川市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

2 計画の内容

この計画は、市の地域にかかる防災に関する総合的防災対策の指針とし、総則・災害予防対策編、地震災害応急対策・復旧対策編、南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編、風水害等応急対策・復旧対策編及び資料編から構成する。各編で対応する内容は、次のとおりである。

(1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害を始め各種災害に対応するために平常時に取るべき防災活動全般について定める。

ア 災害に強いまちづくり

防災空間の整備を始めとする都市の防災機能の強化など、災害の防止を目指した対策を定める。

イ 災害応急対策・復旧対策への備え

初動体制、情報収集伝達体制、広域応援体制、消火・救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

ウ 地域防災力の向上

自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など、市民の災害対応能力の向上を目指した対策を定める。

(2) 地震災害応急対策・復旧対策編

ア 地震災害応急対策

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容を定める。

(ア) 初動期の活動

被害情報の収集、消火・救助・救急、医療など人命救助に関わる対策を中心として、地震発生直後から速やかに講じるべき対策について定める。

(イ) 応急復旧期の活動

飲料水・食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について定める。

《総則》 1節 計画の目的及び内容

イ 災害復旧・復興対策

被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。

ウ 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震警戒宣言が発せられた場合の社会混乱の防止と地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置について定める。

(3) 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ巨大地震については、平成14年7月に制定され、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成25年の一部改正により、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ巨大地震に拡大されるとともに、名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められたことに基づき、内閣総理大臣により本市は震度6弱以上と想定される地域があるという理由で、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。このことから、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策について定める。

(4) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について地震災害応急対策で見直した観点を踏まえ、各防災関係機関に求められる活動を定める。

ア 風水害等応急対策

(ア) 災害警戒期の活動

気象予警報の伝達、組織配備体制、関係機関の警戒活動や避難対策等、災害を未然に防止し、被害を最小限にするために講じるべき措置について定める。

(イ) 災害発生後の活動

被害情報の収集、救助・救急、医療など、人命救助に関わる対策から食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援まで、時系列に定める。

イ 事故等災害応急対策

大規模市街地火災や、高層建築物災害、危険物等災害、列車事故などの大規模事故等による災害を始め、不測の災害への対応に万全を期するため、地震災害応急対策、風水害応急対策を応用し、市及び関係機関の活動内容を定める。

ウ 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。

(5) 資料編

災害予防対策、災害応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 市域の概要

1 自然的条件

(1) 位置

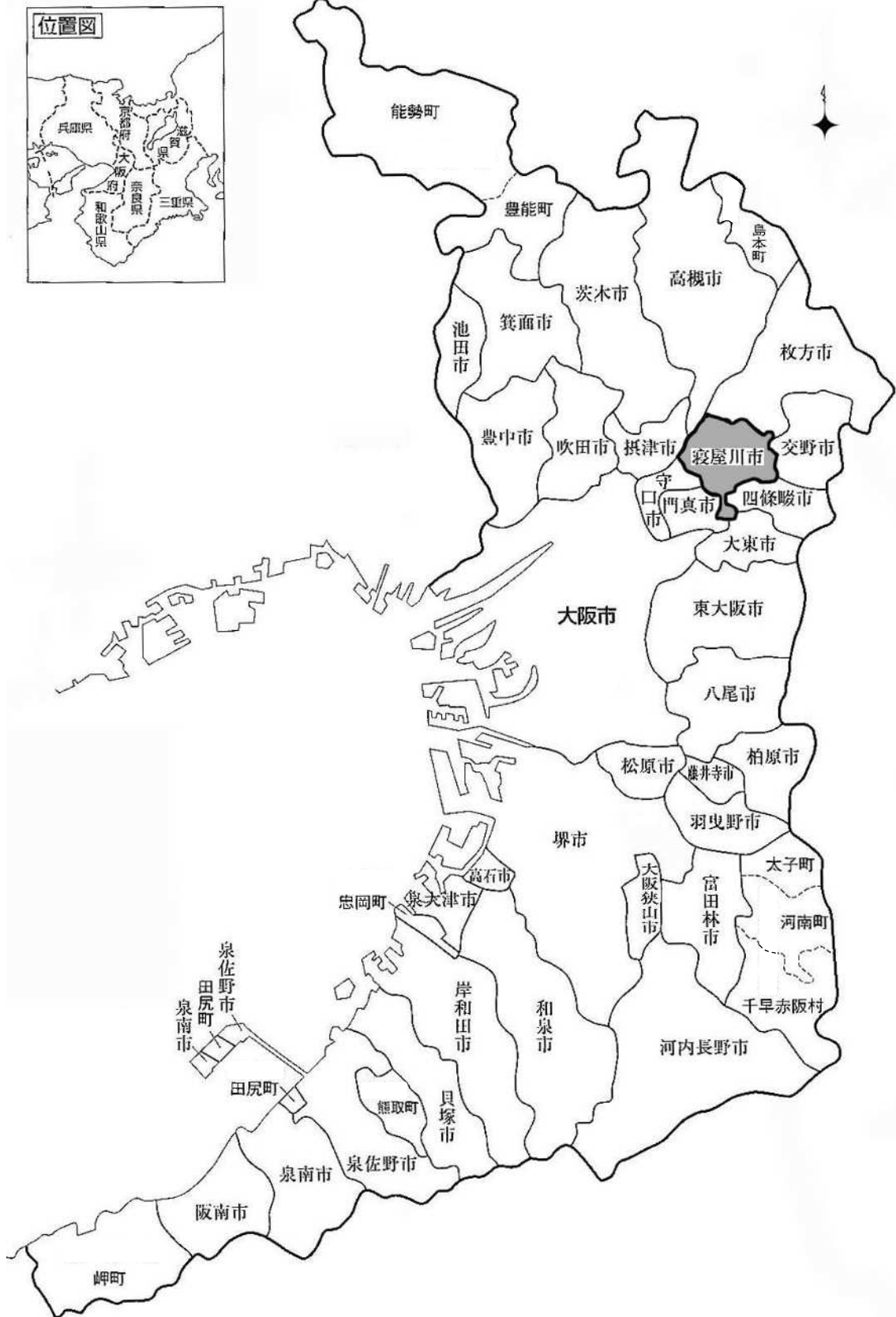
市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より約15km、京都市域の中心より約35kmの距離にある。また、市の西側は淀川を境として高槻市と摂津市に、東側は交野市に、北部は枚方市に、さらに南部は守口市、門真市、大東市、四條畷市にそれぞれ隣接しており、北河内地域の中心部に位置している。

市の経緯度及び面積等は、次のとおりである。

人口・面積・地勢

人 口		231,075人 (令和2年7月1日現在)	
面 積		24.70km ²	
地 位	極 東	東経 135度39分44秒	
	極 西	北緯 34度46分01秒	
	極 南	東経 135度35分13秒	
	極 北	北緯 34度46分03秒	
勢	範 囲	東 西	6.89km
		南 北	7.22km
	海 抜	最 高	T. P. 109.6m (O. P. 110.9m)
		最 低	T. P. 0.1m (O. P. 1.4m)

位置図



(2) 地形・地質

ア 地形

市の地形は、西部の平野部と東部の丘陵地・台地部の二つに大別される。

平野部は淀川沿いに広がる低地と、大阪平野にまたがり、標高2m～3m前後と低平な地形である。丘陵地・台地部は、なだらかな枚方丘陵とこれを囲む台地、生駒山地の一部及び山麓地で、丘陵地の標高は50m前後で、南東部の山地では約110mとなっている。平野部と枚方丘陵・生駒山地との間には台地が分布している。

また、丘陵部では宅地造成が進み、造成された地形が広がっている。

イ 地質

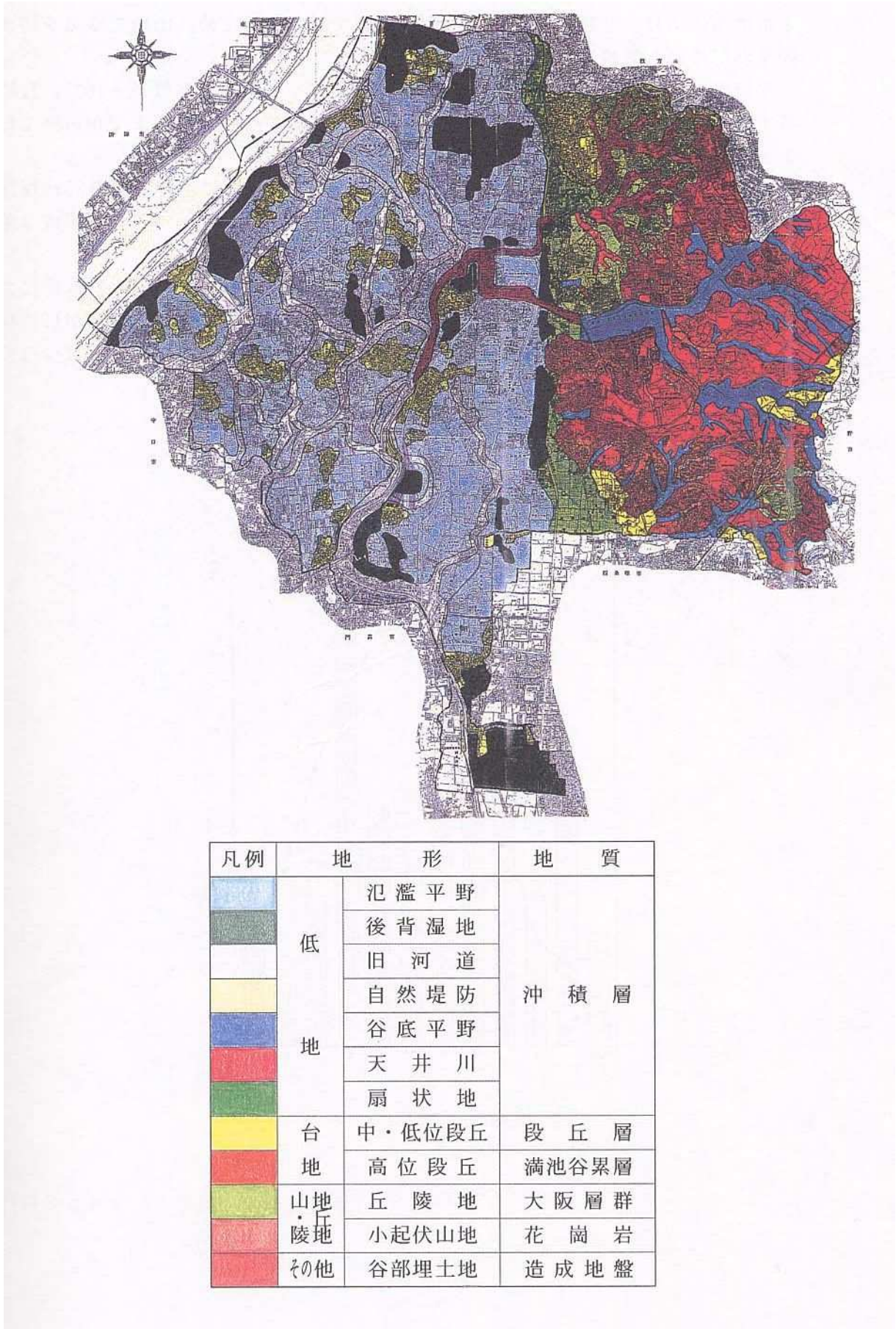
平野部は一般に北河内地域の低湿地帯と俗に呼ばれ、粘土や砂などの沖積層により構成される。丘陵地は、砂礫層や砂層、粘土層などによる大阪層群や満池谷累層が分布し、丘陵地の周辺の台地には、砂礫層を主体とする中・低位段丘層が分布している。

山地部は、生駒山地に広がる花崗岩が基盤岩を形成し、強固な岩盤をなしている。

地 質 分 類

区 分	岩 相 等
沖 積 層	河川などによる現世の堆積層。未固結で軟弱な泥、砂、礫などにより構成される。
段 丘 層	満池谷累層より新しい時代に河岸段丘などに堆積したよく締まった砂礫層
満池谷累層	大阪層群の上位に堆積した砂礫質土主体の半固結状の地層
大阪層群	新生代第三期末～第四期前期に堆積した砂礫質土、粘性土、火山灰などからなる半固結状の地層の総称
花 崗 岩	中生代に形成した花崗岩などの複合岩体、塊状岩盤である。

地形・地質分類図



(3) 気 象

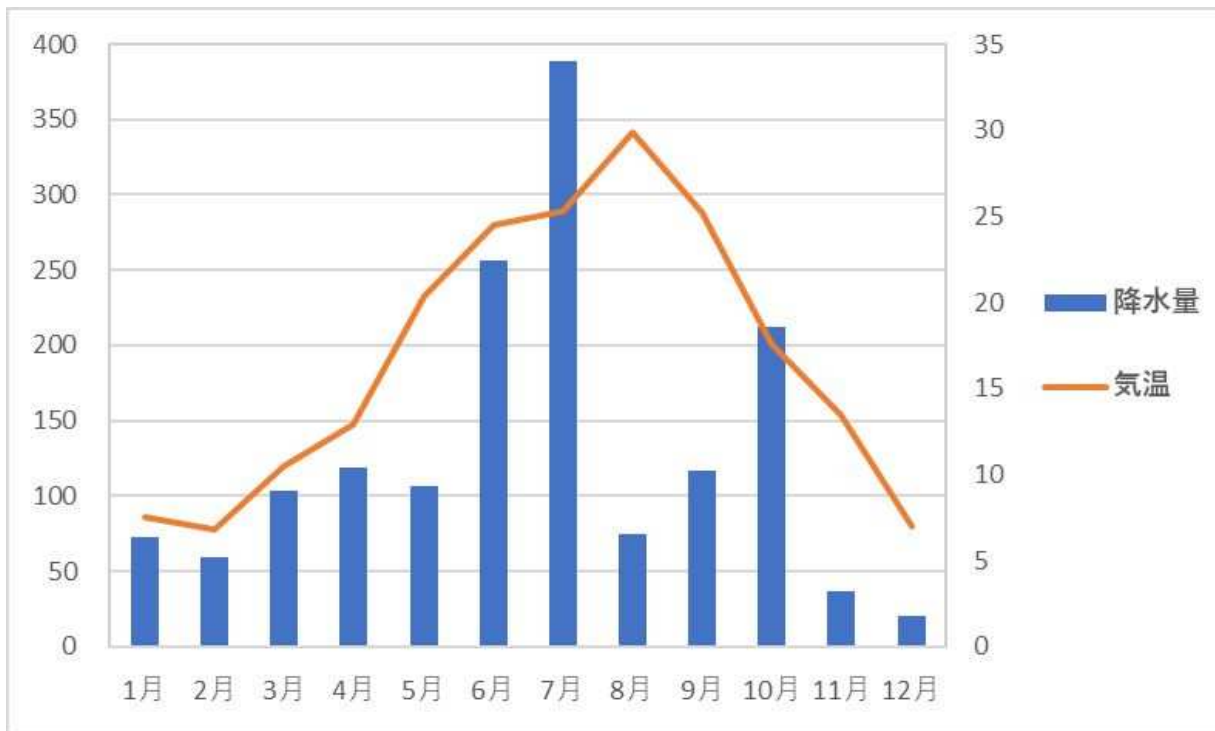
市は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、山地で寒気を防ぎ、四季穏やかな気候に恵まれている。

気温は、大阪市内と大きな相違はなく、年平均気温は16～17℃程度で、夏の気温はやや高く、一日の最高気温が35℃以上となる猛暑日が続くことがある。

降雨量は、年間1,300mmから1,700mmを超えることもあり、台風の発生状況など、その年の状況によって大きく異なっている。また、梅雨期や台風期には時間雨量30mm程度の大雨がたびたび発生している。

(平成24年8月14日前線による大雨：143mm／1時間、観測地点：点野局)

平均気温及び降水量（令和2年）



年 次	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
平均気温 (°C)	16.9	15.8	16.6	16.7	16.8
降水量 (mm)	1529.0	1435.5	1649.0	1346.0	1566.0

観測地点：アメダス枚方（枚方市星丘）

2 社会的条件

(1) 人口、建物、交通等

市の人口は、令和2年7月1日現在231,075人であり、近年減少傾向にあるが、高度経済成長期以降、大阪都市圏の郊外住宅都市として急速に発展してきたため、市街地は、全般に人口の密集した地域となっている。とりわけ、西部・南部地域では都市基盤が十分整備されないまま、アパートや文化住宅などの狭小な木造賃貸住宅が数多く建築され、人口密度の高い密集住宅地区が形成された。この密集住宅地区の解消のため、生活道路や公園広場等の都市基盤整備と老朽化した木造賃貸住宅の良好な建替えが進んでいる。

丘陵部には、市の中央を貫走する京阪電鉄と東部丘陵地帯を通過するJR学研都市線の2本の鉄道がある。また、幹線道路として、淀川と並行して走る国道1号と市域を縦断する国道170号が走っている。市が大阪と京都の中間に位置していることから、これらの幹線道路は通勤、行楽のため、朝夕における交通量が非常に多かったが、平成22年、国道1号のバイパスが自動車専用道路と一般道路で構成され、また、市の南部を東-南西方向に走る第二京阪道路が開通し、周辺道路の交通混雑が緩和された。

(2) 土地利用

平成27年度都市計画基礎調査（土地利用現況調査）では、市域面積約2,470haのうち、市街地（一般市街地、商業業務地、工場地など）が約1,706haで最も多く、全体の約69%を占めており、次いで普通緑地（公園・緑地、学校、墓地など）が約269haで約11%、農地（田、畑など）が約195haで約8%、道路が約131haで約4%などとなっている。

3 災害特性

(1) 自然的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

市域における主な地形・地質からみた災害特性は、以下のとおりである。

ア 低地

市域の西部には氾濫平野が広がり、その標高は2～5mと市域で最も低い。現在これらの多くは宅地化が進み、盛土によってかさ上げされており、原地形はほとんど見られない。寝屋川沿いには過去の氾濫の繰り返しによって形成された自然堤防の微高地が連続してみられる。東大阪平野はかつて湿地であり、河川の氾濫が繰り返されたが、現在は河川堤防が整備され、外水氾濫の危険性は小さいが、豪雨時などに排水不良による内水氾濫が発生している。

一方、谷底平野や丘陵・台地を開析する谷底では、豪雨時に流水の通路となりやすい。また、低地であることから河川の破堤時には、土砂流出や洪水氾濫の危険性が高いといえる。また、低地には軟弱地盤である沖積層が厚く堆積しているため、地震動に対しては脆弱な地盤であり、砂質土が卓越する地盤などでは液状化の可能性がある。

イ 台地

市域には中・低位段丘層、高位段丘層が見られる。これらの地層が分布する台地は、よく締まった砂礫層により構成され、十分な地耐力を有した地盤であることか

ら、防災上の問題が少ない比較的安全なところであると判断される。しかし、たち川、打上川沿いの崖地や人工改変による急崖地などのうち、不安定な崖では、豪雨時、地震時に斜面崩壊の危険性がある。また段丘面上の谷では、豪雨時に流水が集中しやすい。谷は急激な宅地化によりほとんどが宅地の盛土地となり、排水不良による内水氾濫を招くおそれがある。

土砂災害や地震災害に対しては、急崖地などの不安定な崖地では崩壊の危険性がある。

ウ 丘陵地

丘陵地は人工改変が容易なことから、大部分が宅地化されている。このような都市化により地表の多くがコンクリート等で覆われ、豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にある。このため表流水が旧谷地形の埋土部に集中しやすく、内水氾濫や冠水のおそれがある。

また谷部の盛土斜面や急傾斜の切土斜面などのうち不安定な斜面では、豪雨時・地震時等に斜面崩壊の危険性がある。

地震動に対しては、造成地にみられる急斜面などが不安定となるほか、盛土地盤において沈下や液状化などの危険性がある。

エ 活構造

丘陵地の縁辺部には南北方向や、北東－南西方向の活構造が存在し、これに沿って地層が急傾斜していることなどから、断層沿いの急斜面では地震動による斜面災害の危険性がある。

(2) 社会的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

社会的条件から見た災害危険性・危険区域は、以下のとおりである。

ア 土砂災害危険箇所

市には崖崩れのおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流のおそれのある土石流危険渓流がある。なお、地すべりのおそれのある地すべり危険箇所はない。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は保全人家5戸以上の危険箇所（Ⅰ）が14か所（自然斜面9か所、人工斜面5か所）、保全人家1～4戸の危険箇所（Ⅱ）が13か所（自然斜面11か所、人工斜面2か所）となっている。

これらの急傾斜地崩壊危険箇所に関わる保全人家戸数は189戸（平成15年3月公表）に達している。

これらの斜面は、枚方丘陵内のほか、丘陵部と平野部の境界付近の斜面などに分布している。

なお、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定により、傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を制限する必要がある区域として知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域はない。

(イ) 土石流危険渓流

南東部の山地の一部に保全人家5戸以上の危険渓流Ⅰが1渓流あり、これは讚良川の支流に指定されている。

また、当該渓流の流域には「砂防法」の規定により、砂防設備を要する土地又

《総則》2節 市域の概要

は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した砂防指定に地がある。

イ 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

府は、土砂災害の被害のおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定している。当該区域では土砂災害から人命を守るため、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策等を推進しなければならない。

現在、急傾斜地の崩壊により被害を受ける土砂災害警戒区域が43か所指定されており、そのうち42か所には土砂災害特別警戒区域も指定されている。（令和3年6月16日更新）

ウ 河川の水防区域

市には国、府管理の河川が淀川、寝屋川等の11河川、市管理の河川、用排水路がある。

国、府管理の11河川については、国、府により、その現状と洪水が公共上及ぼす影響の程度を勘案して水防上警戒又は防御の必要性を有する箇所がA：特に重要な水防区域、B：重要水防区域、C：その他の水防区域に区分されている。

エ 水防ため池

市には堤防が決壊すれば人家、公共施設等に被害を及ぼす可能性があるため池が、水防ため池として府により指定されており、公共上及ぼす影響の程度を勘案して、水防値C（決壊時の被害が大きいため池）が5か所あり、市の南東部にかたまってみられる。

なお、本市には水防値A（決壊時の被害が特に甚大なため池）、B（決壊時の被害が甚大なため池）に該当するため池はない。

オ 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）

宅地造成に伴う災害を防ぐため宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある宅地造成工事規制区域は、東部の丘陵部に広く指定されている。これらの区域では、住宅地開発が進んでおり、南東部の一部などを残して市街化している。

カ 防火・準防火地域

建築物の不燃化を促進し燃えにくい市街地の形成を図るため、防火・準防火地域を指定している。防火地域は、香里園駅両側と寝屋川市駅の両側及び京阪高架下に、面積26haが指定されている。準防火地域は防火地域を除く市街化区域全域、2,136haが指定されている。

キ 危険物施設

地震災害危険要因には、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所などの危険物施設があげられる。これらは、令和3年4月1日現在、市内で合計285か所となっている。

ク 密集住宅地区

地震時等に延焼又は建築物の倒壊等の災害の発生の可能性が高い密集住宅地区（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）が「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定され、そのうち延焼の危険性等の状況から重点的に改善を図る地区として「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

4 地震の災害誘因

(1) 地震の発生機構

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が地震波として周囲に広がり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

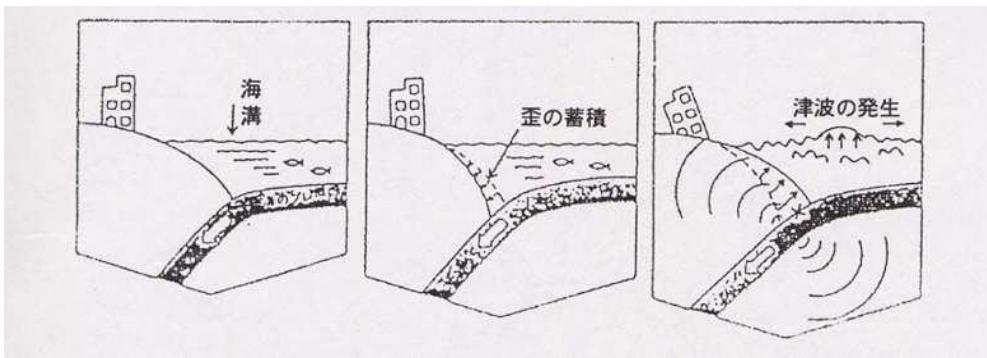
日本ではこうした地震の発生メカニズムは大別して2つの型がある。

ア 海溝型地震 = 海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因するもの =

プレートの沈み込み境界では、海洋プレートの沈み込みに伴い、大陸プレートが少しずつ引きずり込まれていく。この引きずり込みが長期間進行すると、やがてひずみが限界に達して、両プレートの境界が破壊される。この瞬間に、海洋プレートが一気に下方にずれ動き、大陸プレートが跳ね上がる。

プレートの運動は、最近の地質時代を通じてほぼ一定の方向・早さを保ってきたと考えられるので、海溝型地震は同じ場所に繰り返し発生することになり、その間隔はおよそ100～200年程度である。

海溝型地震の発生メカニズム



イ 内陸型地震（直下型地震） = プレートの圧縮作用に起因するもの =

日本列島の内陸部は、海洋のプレートが押し寄せるために、常に水平方向の圧縮力にさらされている。この圧縮力によって地殻の弱い箇所が断層破壊を起こすのが内陸の地震である。その規模は海溝型地震よりやや小さいが、マグニチュード8クラスの海溝型地震と同規模のものも生じる。この地震が都市の真下で起これば、いわゆる直下型地震として大きな被害を及ぼす危険性がある。

一度断層破壊を起こした場所は、弱い傷跡として残り、地震で移動を繰り返す。こうして長い地質時代に断層のずれが蓄積され、断層地形が発達する。第四紀（過去200万年程度）に移動した証拠のある断層は活断層と呼ばれるが、活断層と内陸型地震の発生機構の関係においてはまだ不明な点が多い。

(2) 地震の長期評価

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価し、随時公表している。

これらの事項について、令和2年1月時点で市に関わる事項を以下に示す。

ア 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和5年（2023年）1月1日）

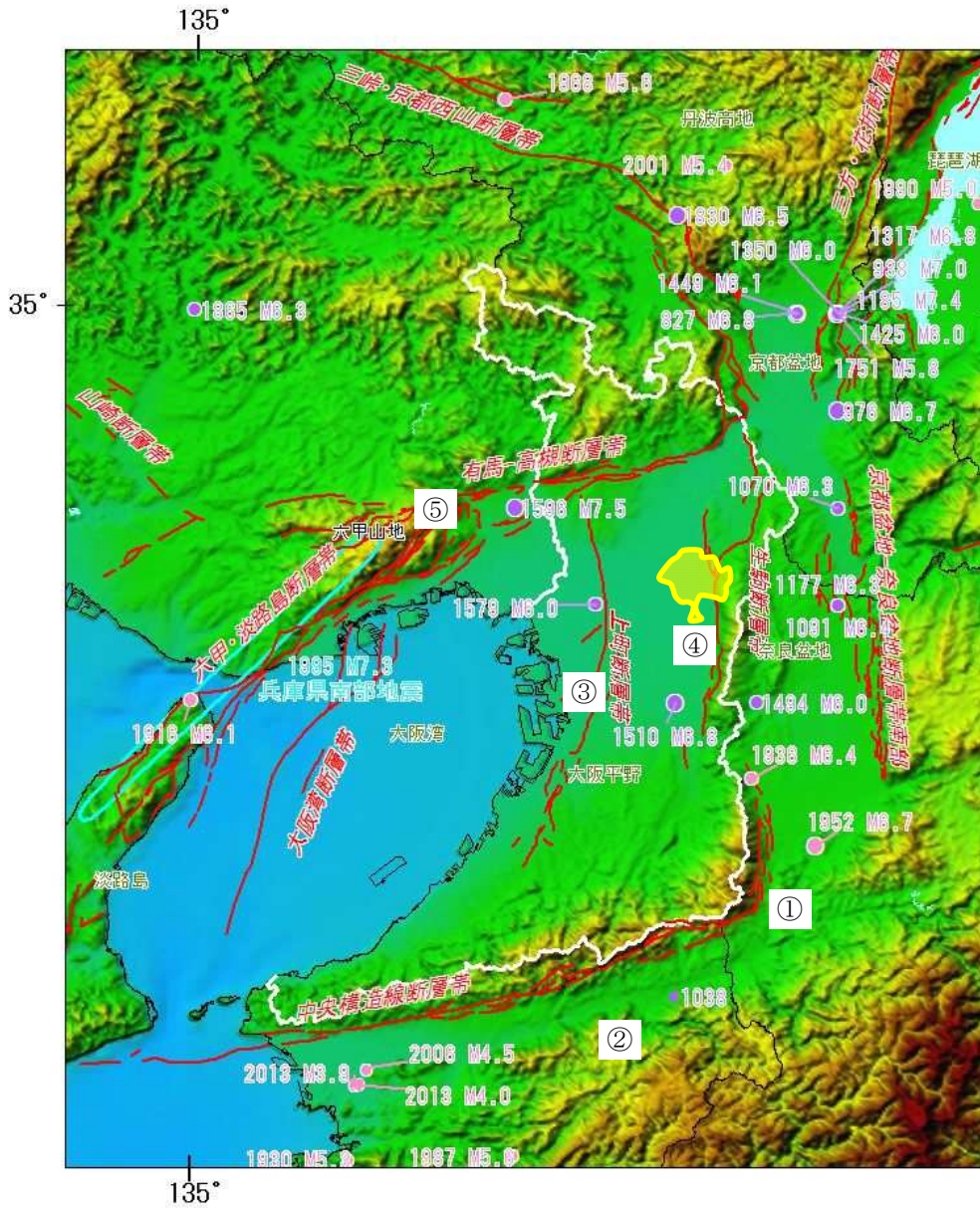
	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 主な活断層 における 相対的評価 (注3)	地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 (注2)	平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3程度	Xランク	不明 (注4)	不明 (注4)	不明 (注4)	不明 ^(注4)	不明 約2,200年前以後 ～7世紀以前
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区間)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.2～0.3	約6,000年 ～7,600年 1世紀以後～3世 紀以前
③	上町断層帯	7.5程度	S*ランク	2%～3%	3%～5%	6%～10%	1.1～2 より大	8,000年程度 約28,000年前 ～9,000年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5程度	Aランク	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	0.2～0.5	3,000年 ～6,000年 西暦400年頃以後 ～1,000年前頃以 前
⑤	有馬－高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ0% ～0.04%	ほぼ0% ～0.08%	ほぼ0% ～0.4%	0.2～0.4	1,000年 ～2,000年程度 1,596年慶長伏見 地震

注1) 確率値は、有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また、「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

注2) 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

注3) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

注4) 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。



(出典：地震調査研究推進本部ホームページ、大阪府の地震活動の特徴の図を基に作成)

中央構造線断層帯地震について

中央構造線断層帯については、これまで6つの区間に分かれて活動するとして評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2011）。その後、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、これまでの各区間を9つの区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡—由布院区間を追加して、計10の区間の断層帯として評価を行った。（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017）。また、この区間が個別に活動する長期確率を超えることはないとして評価されている。

（参考：従来の評価）主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成22年(2010年)1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁 —和泉山脈南縁)	8.0程度	我が国の主な 活断層の中 では高いグル ープに属する	ほぼ0% ～5%	ほぼ0% ～9%	ほぼ0% ～20%	約2,000年 ～12,000年
						1～4世紀

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（平成29年3月3日現在）地震調査研究本部 より抜粋）

（参考）平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	地震後 経過率	平均活動間隔
		30年以内		
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	0.5～1.2	1,700年～3,500年

（参考）平成28年（2016年）熊本地震発生直前における確率

活断層名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後 経過率	平均発生間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新発生時期
布田川断層帯 布田川区間	7.3	ほぼ0% ～0.9%	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～3%	0.08 ～0.9	8,100年 ～26,000年程度
						約6,900年前以降 ～約2,200年前以前

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在）地震調査研究本部 より抜粋）

(参考) 平成 28 年 (2016 年) 鳥取地震の震源周辺の活断層における発生確率 (中国地域北部)

活断層のくくり (評価単位区間)	各区間が単独で 活動する場合の 地震の規模 (M)	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内		最新活動時期
宍道(鹿島)断層	7.0 程度 若しくは それ以上	ケース 1 : ほぼ 0% ~0.002%	ケース 1 : ほぼ 0% ~0.005%	ケース 1 : ほぼ 0% ~0.01%	ケース 1 : 0.1~0.4	約 3,300 年~4,900 年程度
		ケース 2 : 0.9%~6%	ケース 2 : 2%~10%	ケース 2 : 3%~20%	ケース 2 : 0.8~1.8	ケース 1 : 8 世紀以後、 14 世紀以前 ケース 2 : 約 5,900 年前以後 ~約 3,700 年前以前
雨滝-釜戸断層	6.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.2~0.4	20,000 年程度 約 7,600 年前以後 ~約 3,700 年前以前
鹿野-吉岡断層	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.008 ~0.02	4,600 年~9,200 年程度 1,943 年鳥取地震
日南湖断層	6.7 程度	不明	不明	不明	不明	不明 約 90,000 年前以後 ~約 28,000 年前以前
岩坪断層	6.5 程度	不明	不明	不明	不明	不明 不明

(出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (平成 29 年 3 月 3 日現在) 地震調査研究本部 より抜粋 (平成 29 年 (2017 年) 1 月 1 日での算定))

イ 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は100~ 200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100 ~200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要 (算定基準日 令和 2 年 (2020年) 1 月 1 日)

領域または地震名	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 海溝型 地震の 相対的評価 (注 3)	地震発生確率(注 1)			地震後 経過率 (注 2)	平均活動間隔(注 1)
			10 年 以内	30 年 以内	50 年 以内		最新発生時期 (ポアソン過程を適 用したものを除く)
南海 トラフの 地震 (第二版)	南海トラフ	8~9 クラス	III * ランク	30%程度	70~80%	90%程度 若しくは それ以上	次回までの 標準的な値(注 4) 88.2 年
							74.0 年前

注 1) これらの評価は、算定基準日を元に更新過程を適用。また、色丹島沖及び択捉島沖の地

震、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震、千島海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震及び沈み込んだプレート内の地震、宮城県沖のプレート間地震、日本海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震（ただし、宮城県沖の陸寄りの地震（宮城県沖地震）を除く）、日本海溝沿いの海溝寄りのプレート間地震、日本海溝沿いの沈み込んだプレート内の地震及び海溝軸外側の地震、相模トラフ沿いのその他の南関東のM7程度の地震、日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震、日本海東縁部の秋田県沖の地震及び佐渡島北方沖の地震については、ポアソン過程を適用している。

確率値は有効桁数を1として計算結果を丸めて表記している。ただし、10%以上94.5%未満の場合は有効桁数を1とした値に「程度」を付けて記述する。また、94.5%以上の場合は「90%程度以上」と記述する。なお、「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

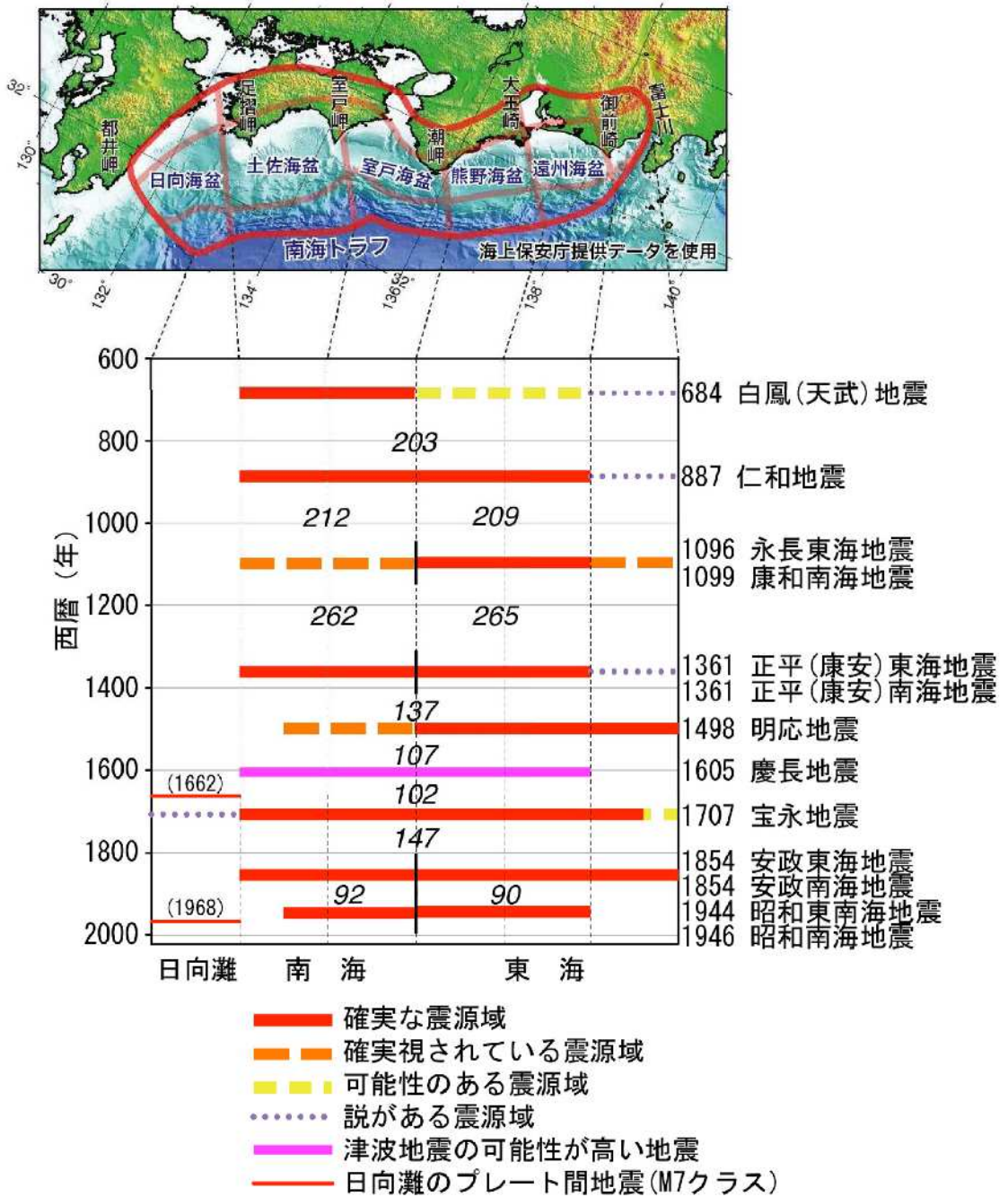
注2) 地震後経過率:最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。

最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。

注3) 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%~26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記している。

注4) 過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価（第二版）では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。また、地震の発生間隔の確率分布はBPT (Brownian Passage Time)分布に従うと仮定して計算を行った。

(出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在）
地震調査研究本部 より抜粋)



南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布 (石橋, 2002 を基に編集)

- 白鳳(天武)地震(684年)以降の地震を示している。
- 図中イタリック体で表した数字は、地震の発生間隔(年)を示す。
- 震源域は地形の境界(都井岬、足摺岬、室戸岬、潮岬、大王崎、御前崎、富士川)で東西方向に区切っている。
- 黒の縦棒は、南海と東海の地震が時間差(数年以内)をおいて発生したことを示す。

(出典(図): 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)地震調査研究推進本部)

南海トラフ巨大地震の特徴

- ①発生しやすい揺れの周期は数秒～十数秒の長周期地震動である。
- ②地震の揺れの継続時間が長い。
- ③建物は揺れる際、それぞれの固有周期で揺れる。（10階建で1秒程度、30階建で3秒程度の周期（階数×0.1））
- ④地震の揺れの周期と建物の固有周期が一致すると、建物は「共振」現象により揺れが増幅され、徐々に大きく速く揺れる。南海トラフ地震では、中高層建築物の揺れが大きくなるおそれがある。
- ⑤上記④により中高層建築物が大きく揺れた場合、室内では家具類の転倒・落下により、人的被害が発生すると考えられる。

（参考）2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

領域又は地震名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期
東北地方太平洋沖地震	9.0	4%～6%	10%～20%	20%～30%	0.83～1.00	600年程度
						約500～600年前

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在 地震調査研究本部）

(3) 寝屋川市における地震の事例（平成30年6月18日 大阪北部地震）

平成30年6月18日7時58分、大阪府北部でマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区や高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で大阪府内観測史上初となる震度6弱を観測したほか、近畿地方を中心に、関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。寝屋川市の震度は、5強であった。

この地震により、大阪府内で死者6人、負傷者約369人（重傷者約22名、軽傷者約347名）、全壊約18棟、半壊約512棟、一部損壊約55,081棟の住家被害が生じた。（平成30（2018）年11月2日12時00分現在 被害状況（速報報告））

本市における被害状況は以下のとおりであった。

市町村名	人的被害（人）				住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	
寝屋川市	0	0	0	9	0	8	1,395	約72

（出典：大阪府HP（大阪府北部を震源とする地震に関する被害状況等について 平成30（2018）年11月2日12時00分現在 被害状況（速報報告）））

5 風水害の誘因

(1) 台 風

近年、日本には、2019年9月8～9日の台風第15号（アメダス千葉で最大瞬間風速57.5m/s）や2019年10月12～13日の台風第19号（神奈川県箱根で総降水量1,000mm）が襲来して大きな被害が発生しており、台風の大型化が顕著となっている。気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」においても、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

台風を「雨台風」や「風台風」と呼ぶことがあるが、一般に、台風が通り過ぎた後の被害によって分類するのが妥当であり、異常気象が目立つようになった現在では、進路の違いにより雨台風か風台風かという判断は難しくなった。実際の台風はそのどちらも強いため、事前にどちらになるのかを言い切ることは非常に難しい。

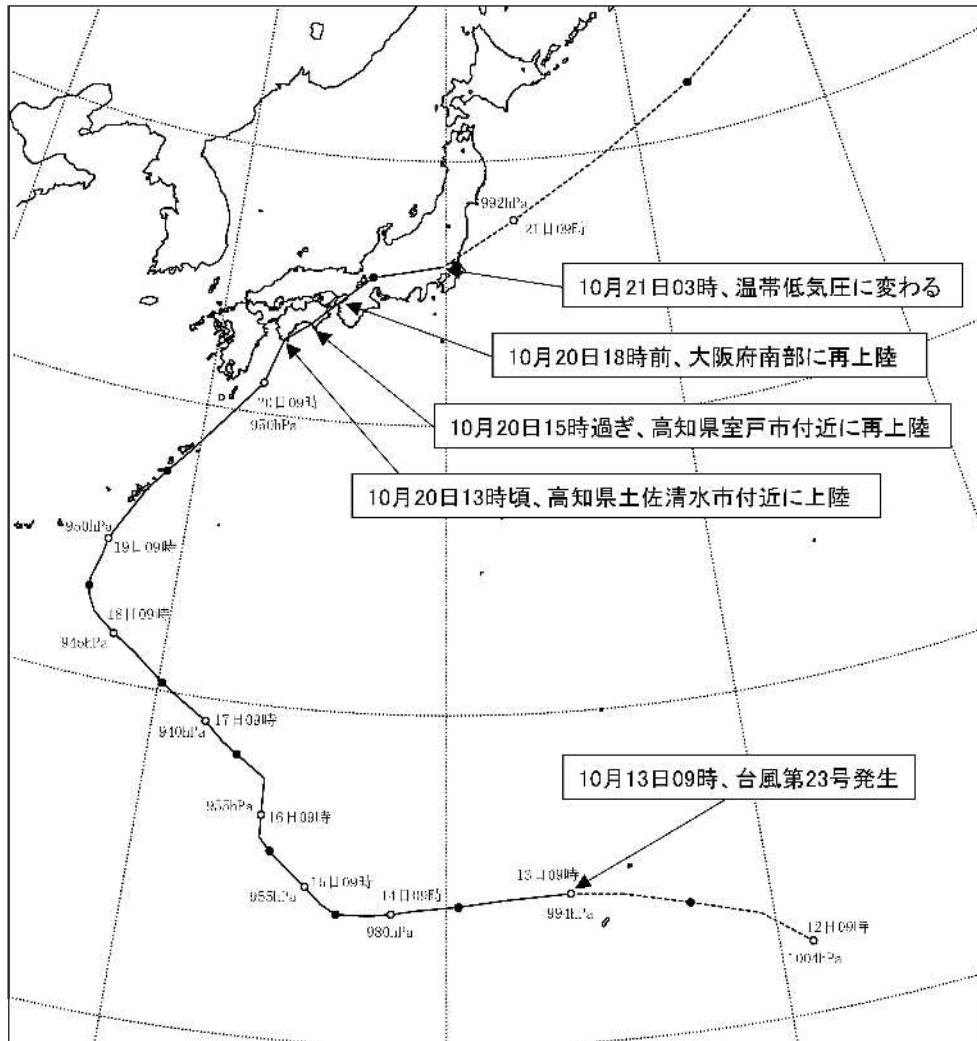
市における近年の台風被害は、以下のとおりである。

ア 平成16年10月 台風第23号

10月13日9時にマリアナ諸島近海で発生した台風第23号は、18日18時に大型で強い勢力となって沖縄の南海上を北上した。台風は、19日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20日13時頃、大型の強い勢力で高知県土佐清水市付近に上陸した後、15時過ぎ、高知県室戸市付近に再上陸した。その後、18時前、大阪府南部に再上陸して、近畿地方、東海地方に進み、21日3時に関東地方で温帯低気圧となった。

総雨量は、市役所では184mm、一番多い梅が丘で200mmに達し、市では、床上浸水1戸、床下浸水289戸の被害が発生した。

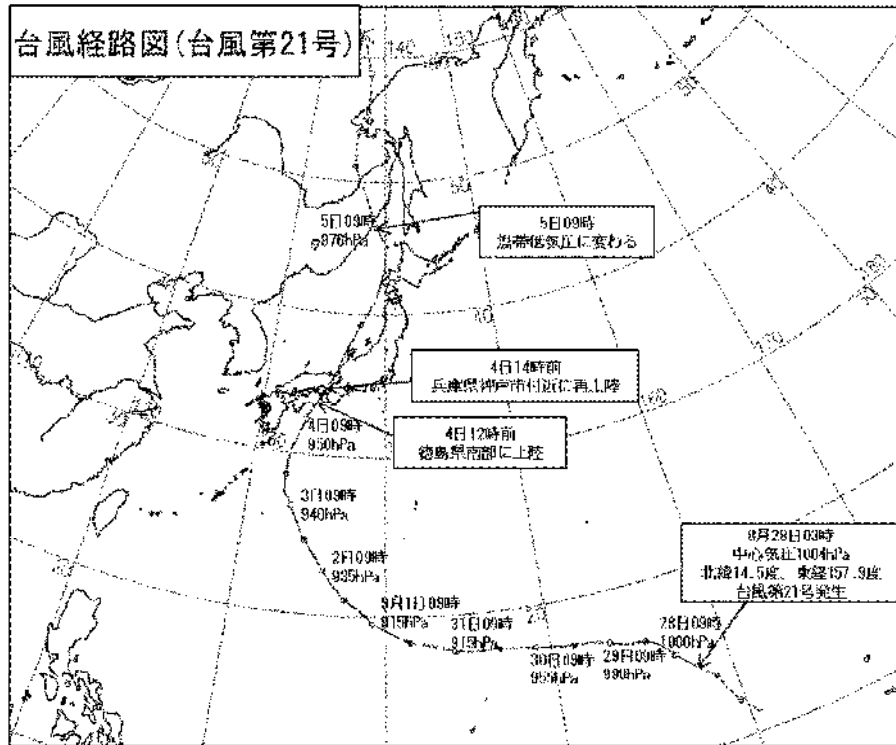
平成16年台風第23号経路図



(出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2004年 第6号)

イ 平成30年9月 台風第21号

4日正午頃に徳島県南部に上陸した台風第21号は、非常に強い勢力のまま北上を続けた。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。市では、9月3日午前4時56分に暴風警報、午前6時30分に大雨警報（土砂災害、浸水害）が発表された。市の被害状況は、救急車出動13件（死者なし負傷者13人）、消防車対応95件（瓦が落ちたなどの対応）、避難所計30か所への避難者数367人であった。



経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、●印は午後9時の位置で―は消滅を示す。
経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示す。

(出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2019年 第1号)

(2) 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300か所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

ア 局地的大雨とは

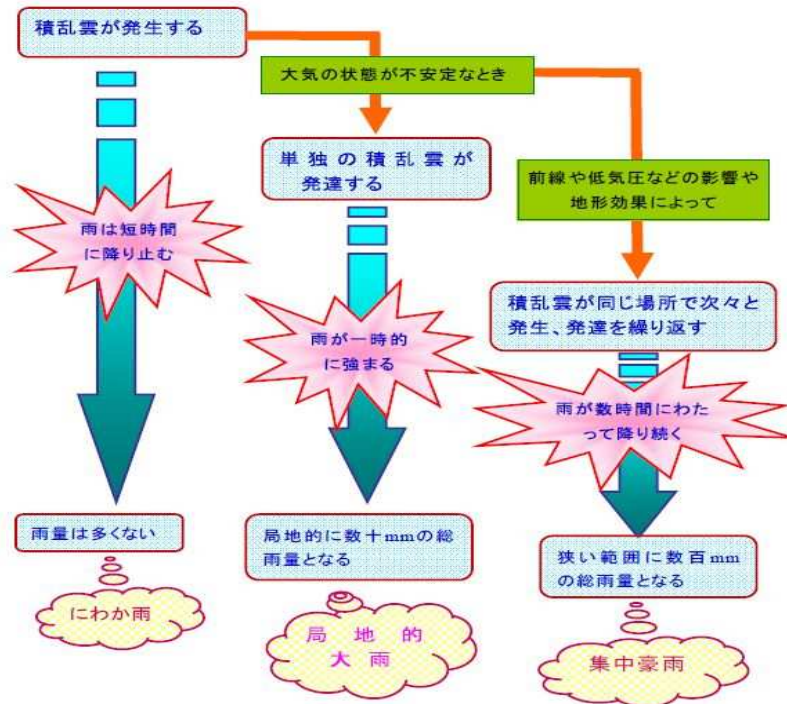
(ア) 大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

(イ) 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

イ 集中豪雨とは

(ア) 大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い範囲に数百mm程度の総雨量となる。

(イ) 集中豪雨がどこで発生するのかは予測が困難である。



(出典(図)：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層(上空)へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

ウ 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

(ア) 短い時間で危険な状態になる。

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水道管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の事故では、10分間で約1 m30cmも水位が上昇した。

(イ) 離れた場所での雨が影響する場合がある。

河川、溪流、下水道管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40分間で約30cmも水位が上昇した。

(ウ) 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある。

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。

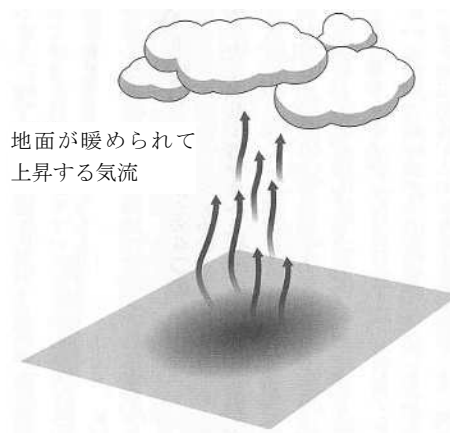
る。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

エ 寝屋川市における局地的大雨の事例(平成20年8月6日 大気の状態が不安定による大雨)

近畿地方に南から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、さらに、日射が強く大阪府内の多くの地点で最高気温が35℃を超えるなどしたため、地表面が暖められて上昇気流が強まった。

市では発達した積乱雲により局地的大雨となり、市内5ヶ所の雨量計測地点のうち香里局で1時間雨量112mm(総雨量113mm)を記録した。



(ア) 降水量

平成20年8月6日の降水量

測定地点	1時間降水量	10分降水量の最大
市役所	58 mm	16 mm
点野	50 mm	24 mm
堀溝	11 mm	4 mm
香里	112 mm	32 mm
梅が丘	29 mm	11 mm

大雨警報が発表されたとき(17:03)には既に大雨のピークとなっていたと考えられる。*

※ 枚方市でも同様に局地的大雨となり、アメダス(枚方)で1時間に71.5mm(観測史上2位)を記録したため、当該観測所の10分降水量の時系列グラフより推測した。

(イ) 被害の状況

平成20年8月6日の浸水被害状況

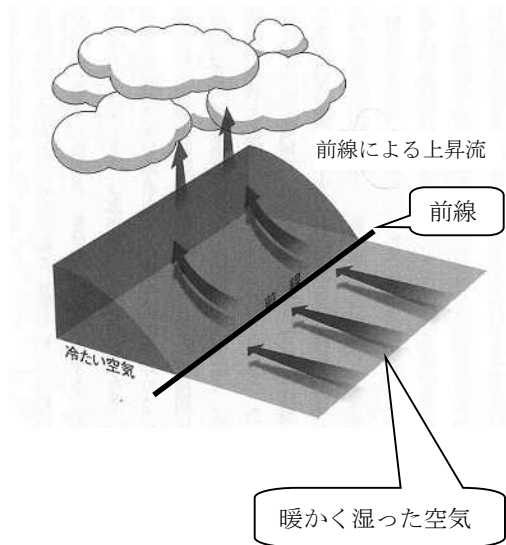
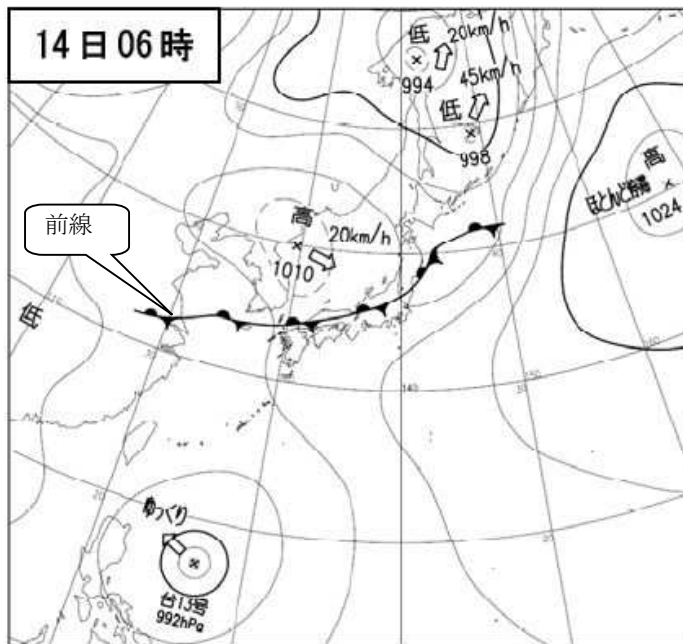
床上浸水	床下浸水
122 戸	1,241 戸

オ 市における集中豪雨の事例1（平成24年8月14日 前線による大雨）

前線※が日本海から西日本に南下し、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。

前線に向かって暖かく湿った空気が継続して流れ込むことにより市及び周辺市の範囲で、積乱雲が発生・発達を繰り返し、集中豪雨となった。

※ 前線とは冷たい空気と暖かい空気が接している境目が地上に接したところをいう。



(ア) 降水量

平成24年8月14日の降水量

測定地点	1時間降水量	時間
市役所	135 mm	午前5時40分～6時40分
点野	143 mm	午前5時30分～6時30分
堀溝	105 mm	午前5時40分～6時40分
香里	127 mm	午前5時30分～6時30分
梅が丘	109 mm	午前5時40分～6時40分

大雨警報は前日（13日）の22:01に発表されていた。

(イ) 被害の状況

平成24年8月14日の浸水被害状況

床上浸水	床下浸水
1,427 戸	5,787 戸

カ 市における集中豪雨の事例 2（平成30年 7月豪雨 西日本豪雨）

平成30年 6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、また29日には台風第7号が南海上に発生、北上して日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、台風7号や梅雨前線の影響により大雨となりやすい状況が続いた。また、局所的な線状降水帯が形成された。このため、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生した。前線や湿った空気の影響で、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800mm、東海地方で1200mm、近畿地方で600mmを超える大雨となったところがあった。大阪府では、能勢で降り始めからの総雨量が498.5mmを観測、7月の月降水量第1位を上回る大雨となった。「大雨特別警報」が11府県で発表され、寝屋川市では「土砂災害警戒情報」が発表された。

(3) 竜巻等

積乱雲の下では、竜巻等の激しい突風や雷などの激しい現象が発生することがある。

竜巻は、日本では、年平均で約25個（2007年～2013年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。一市町村でみた発生率は90年に一度程度のまれな現象だが、一度発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間でたいへん大きな被害をもたらすことがある。また、ダウンバーストやガストフロントといった突風もしばしば発生し、竜巻と同様に短時間で大きな被害をもたらすことがある。竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

市域では、竜巻等による被害は確認されていないが、2019年10月12日の千葉県市原市の竜巻では、死者1人、負傷者9人、住家全壊12棟、住家半壊23棟、住家一部損壊54棟の被害が発生した。また、2019年9月22日の宮崎県延岡市の竜巻では、負傷者18人、住家半壊1棟、住家一部損壊508棟の被害が発生した。

<資 料>

- ・地形・地質（資料編 資料2-1）
- ・土地利用の変遷（資料編 資料2-2）
- ・災害履歴（資料編 資料2-3）

第3節 災害の想定

1 府による地震被害想定

(1) 平成18年度に府が公表した大規模地震（直下型）の被害想定

府では、活断層による直下型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

活断層による大阪府全域での被害想定（府実施）

項目		想定地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
地震の 規模	マグニチュード		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1
	震度階級		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7
建物全半壊 棟数	全壊		362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟
	半壊		329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟
出火件数			268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)
死傷者数	死者		12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人
	負傷者		148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人
り災者数			2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人
避難所生活者数			813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人
ライフライン	停電		2,003,019軒	601,271軒	886,814軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止		2,931千戸	1,276千戸	1,420千戸	642千戸	83千戸
	水道断水		544.6万人	372.0万人	489.6万人	230.0万人	110.5万人
	電話不通		913,031加入者	417,047加入者	447,174加入者	171,112加入者	78,889加入者

※ 出火件数は夕刻発生地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

また府では、大阪府全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。
以下の表に市に関わる想定を示す。

寝屋川市における被害の想定（府実施）

項目 \ 想定地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
全壊棟数	11,008 棟	246 棟	18,355 棟	2,705 棟	19 棟
半壊棟数	12,497 棟	582 棟	15,825 棟	4,777 棟	44 棟
建物被害計	23,505 棟	828 棟	34,180 棟	7,482 棟	63 棟
炎上出火件数	5(10)件	0(0)件	10(20)件	1(2)件	0(0)件
死者	103 人	0 人	519 人	13 人	0 人
負傷者	3,209 人	146 人	3,485 人	1,454 人	11 人
り災者数	81,285 人	2,704 人	132,820 人	26,513 人	206 人
避難所生活者数	23,573 人	785 人	38,518 人	7,689 人	60 人
停電	40,085 軒	832 軒	55,789 軒	8,420 軒	104 軒
ガス供給停止	100 千戸	0 千戸	101 千戸	0 千戸	0 千戸
水道断水	16.2 万人	4.0 万人	19.8 万人	13.0 万人	0.6 万人
電話不通	31,158 加入者	2,308 加入者	4,154 加入者	4,154 加入者	231 加入者

- ※ 出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数
 死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1% 風速）によるものの合計
 り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計
 （大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）より作成）
- ※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

(2) 平成25年度に府が公表した大規模地震（海溝型）の被害想定

府では、南海トラフ巨大地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

南海トラフ巨大地震における大阪府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M）9.0～9.1	
	計測震度5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊	179千棟
	半壊	459千棟
出火件数（炎上出火冬18時）	61	
死傷者数（冬18時）	死者	134千人（津波の早期避難率が低い場合） 9千人（津波の避難が迅速な場合）
	負傷者	89千人（津波の早期避難率が低い場合） 26千人（津波の避難が迅速な場合）
避難者数	192万人（内、避難所生活者 118万人）	
ライ フラ イン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済 被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

（出典：「大阪府地域防災計画 基本対策編」令和元年11月修正 大阪府防災会議）

また府では、大阪府全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。以下の表に市に関わる想定を示す。

寝屋川市における南海トラフ巨大地震の被害想定（府実施）

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M）9.0～9.1	
	寝屋川市の最大震度6弱	
建物全半壊棟数 （揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・ 地震火災の被害の合計）	全壊	12,804棟
	半壊	12,661棟
出火件数（炎上出火冬18時）	8件	
死傷者数（冬18時）	死者	78人
	負傷者	1,449人
避難者数（最大）	103,692人（避難所生活者 41,040人）	
ライフ ライン	停電	52,841軒
	ガス供給停止	91,082戸
	電話不通	36,000加入者
	水道断水	229,731人
その他	災害廃棄物等	136.3万トン
	エレベータ停止台数	184台

（「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回・第5回配布資料」より抜粋・集計）

2 風水害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

(1) 集中豪雨等の大雨による災害

ア 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

(ア) 淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

a 淀川水系洪水浸水想定区域図（平成29年6月、国が公表：淀川の外水氾濫による浸水）

想定しうる最大規模の降雨（淀川流域平均の24時間雨量約360mm）の雨量を想定して作成されている。

(イ) 寝屋川、古川

寝屋川、古川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには寝屋川流域洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

- a 淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図（平成31年3月、大阪府寝屋川水系改修工営所が作成）

洪水浸水想定区域図は、大阪府管理河川について、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨により想定される浸水深、想定最大規模降雨に伴う浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示した図面であり、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

最大規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量138.1mmを想定している。

計画規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mmとしており、これは、洪水防御に関する計画（淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画）の基本となる降雨（昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨、寝屋川流域の日雨量311.2mm）である。また、これは寝屋川総合治水対策の計画降雨となっている。

(ウ) 寝屋川流域

寝屋川流域については、大阪府が「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」に基づき、府管理河川について、様々な降雨を想定し、地先における河川氾濫や浸水の可能性を示し、地域住民が生命を守るための避難行動につなげてもらうこととしている。

- a 大阪府 洪水リスク表示図（平成24年8月、府が公表：府管理河川の氾濫や浸水）

想定降雨は、1/10確率降雨（おおむね50mm/hr）、1/30確率降雨（おおむね65mm/hr）、1/100確率降雨（おおむね80mm/hr）及び1/200確率降雨（おおむね90mm/hr）として作成されている。

(エ) その他の河川等

市域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。

※ 洪水浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図」は、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模の降雨及び計画規模の降雨（戦後最大実績降雨）を想定して、現状での浸水域、浸水深等を表示している。（外水氾濫）

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。（寝屋川流域においては外水に加え内水氾濫も考慮）

大阪府洪水リスク表示図 (<http://www.river.pref.osaka.jp/>)

(オ) 低地の排水不良による浸水（内水氾濫）

1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。

平成24年8月14日の前線による大雨では、寝屋川市だけでなく枚方市、交野市、四條畷市でも同時に1時間100mmを超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。この大雨での浸水区域は、今後の短時間の局地的大雨や集中豪雨の浸水被害想定としての資料となる。

(カ) 避難対策

淀川洪水予報又は寝屋川流域洪水予報が出された場合は、水防法の規定によるそれぞれの浸水想定区域図に基づく対応とする。また、淀川洪水予報、寝屋川流域洪水予報が共に出された場合は、両方の浸水想定区域図に基づく対応が必要となる。

寝屋川流域洪水予報が出され、さらに想定雨量を超える降雨が見込まれる場合等は、東海豪雨を想定した寝屋川流域浸水想定区域図に基づく対応が必要となる。

地上の浸水深の大小に関わらず地下駐車場等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

イ たため池の破堤等

市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上及ぼす影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

ウ 土砂災害

市域の土砂災害危険箇所は、府によって地形図等により土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所等を抽出されたものである。府は、土砂災害の被害のおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定している。

(2) 台風による災害

ア 強風による家屋の倒壊

強風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅ろう建築物へ避難させる等の対策を講じる。

イ 河川の氾濫、浸水、低地の排水不良による浸水

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

ウ ため池の破堤等

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

エ 土砂災害

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(3) 竜巻等による災害

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。これを正確に事前に予想することは困難なので、住民一人ひとりの判断で身の安全を確保することが重要となる。

3 人為的な原因による災害

風水害等の自然災害のほか、大規模火災、危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

4 複合的に発生する災害

地震災害、風水害、人為的な原因による災害が複合的に発生する複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の可能性も考慮し、計画を策定する。

<資料>

- ・ 気象庁震度階級関連解説表（資料編 資料2-4）
- ・ 台風の基礎知識（資料編 資料2-5）

第4節 防災ビジョン

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、私達の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

また、平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災は、現在の想定を上回る規模の地震が過去に発生していなかったかを、あらゆる手掛かりを基に調査検討した上で、想定を見直す必要性を示した。

さらに、平成28年に発生した熊本地震は、4月14日午後には前震、4月16日午前には本震が発生し、2度の最大震度7を観測した。また、長期間の活発な余震活動が認められ、災害対策本部の拠点となる宇土市役所庁舎が被災してしまったことにより、災害対応に遅れが生じるとともに、業務機能を一時的に停止したことから、公共施設の耐震性や長期化する避難への対応の必要性を改めて確認させた。

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震は、鳥取県で最大震度6弱を観測し、市でも震度3を観測した。この地震では、鳥取県を中心に住宅の屋根瓦や壁が崩壊する被害が多数発生し、住宅の被害は10,000棟を超えた。

平成30年6月18日には大阪府北部地震が発生し、大阪府内観測史上初となる最大震度6弱を観測し、市でも震度5強を観測した。

令和元年6月18日には、山形県沖を震源とする地震が発生し、山形県鶴岡市で震度6弱を観測した。

平成27年9月の関東・東北豪雨による災害では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流は決壊地点から10km以上も流下して、常総市役所や多くの住宅地を含む地域の広範囲が長期にわたり浸水した。常総市役所では、通常電源及び非常用電源が浸水し、庁舎内の電源を喪失したことにより防災拠点としての機能を失った。

平成30年6月28日から7月8日にかけて発生した平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生した。この災害では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域において、避難行動を促す情報が発令されていたにもかかわらず、人的被害が多く発生し、被災者の多くが高齢者であった。

令和元年8月26日から8月29日に発生した令和元年九州豪雨は、前線による大雨であり、九州北部地方を中心に記録的な大雨となった。令和元年9月5日から9日頃に発生した令和元年台風第15号の災害では、暴風により送電塔の倒壊・多数の電柱の倒損壊・風倒木等により、千葉県の8割の市町村で通信障害が発生し、また、長期間の停電も発生した。

令和元年10月11日から12日頃に発生した令和元年台風第19号の災害では、関東地方の広域で河川氾濫等が発生し、「避難所に入れない」「物資が行き届かない」などの事態が発生した。

令和2年7月豪雨では、新型コロナウイルス感染症が発生している状況下での避難生活や復旧活動等を余儀なくされた。

地域防災計画の策定に当たっては、このような過去の災害における教訓や近年多発する極端な集中豪雨への対応など、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）を定める必要がある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を

防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる必要があり、中長期的な視点から継続的に取り組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあっては、種類や規模を問わず、あらゆる災害に対処できるようにする「オールハザードアプローチ」の考え方に立ち、その様々な災害リスクを市民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあっては、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や市民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらない。利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意しなければならない。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

市では、住宅の密集と中高層建築物、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケットなどの大規模建築物の増加により、地震や火災などが発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が増大している。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するとともに、地域の連帯による防災意識の高揚を図る。

1 防災の基本理念と基本目標

災害対策に当たっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

また、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るための基本目標を次のように定める。

災害に強い安心して暮らせるまちづくり

第六次寝屋川市総合計画において、市の将来像を「新たな価値を創り、選ばれるまち寝屋川」と定めており、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めることで、目指す将来像の実現につなげるものとする。

2 基本方針

基本理念及び基本目標を達成するため、次の5つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的

に行う防災活動を促進し、市民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組を進めていかなければならない。

- (1) 命を守る
- (2) 命をつなぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能の維持
- (4) 経済活動の機能維持
- (5) 迅速な復旧・復興

3 各段階における災害対策の方向性

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCIサイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

※PDCIサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（Improve）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

(1) 災害予防段階

周到かつ十分な対応が重要となる。

自然災害対策にあっては、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御を行うとともに、特にソフト対策として作成したマニュアルや、防災マップ及びハザードマップ等については、訓練等を通じて、市民等にそれらを十分に理解されるよう努める。

(2) 災害応急段階

迅速かつ円滑な対応が重要となる。

まず、災害が発生するおそれがある場合は、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

(3) 災害復旧・復興段階

適切かつ速やかな対応が重要となる。

ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常

生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

4 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

災害に強いまちづくり
災害応急対策・復旧対策への備え
地域防災力の向上

(1) 災害に強いまちづくり

ア 都市の防災機能の強化

市は、木造住宅が密集している市街地等地震災害に対して、非常に脆弱な都市構造を抱えるなど、総合的な災害予防対策に関しては、依然として不十分な面が少なくない。このため、堅ろうでしなやかなまちづくりを行うため、中長期的な視野に立って、過密化した市街地の都市環境の整備を促進し、都市基盤施設の防災機能の強化と、安全性の高い都市空間づくりの推進を図る。

(ア) 木造密集市街地等の面的整備、防火性向上の促進

(イ) 公園、緑地、道路、河川等都市基盤施設の効果的整備促進による防災空間の整備拡大と防災機能の強化

(ウ) 土木構造物の耐震強化

(エ) ライフライン災害対応力の整備強化

(オ) 災害発生時の廃棄物処理体制の強化

イ 建築物の安全強化

建築物の耐震化を「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」により推進する。

建築物を耐震性にすぐれたものにより、地震により発生する一・二次災害における被害を軽減できる。

市及び関係機関の所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震化を向上させるための普及を推進する。その他、非構造部材の対策や液状化対策、空き家対策等を推進する。

ウ 水害予防対策の推進

大雨、台風時のみならず、地震時における河川、水路の破堤等による洪水、浸水の災害を未然に防止するため、河川・水路の改修整備を図るとともに、広域的に定められた「寝屋川流域整備計画」、「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」、「寝屋川流域水害対策計画」等に基づいた総合的な治水対策を進める。また、浸水想定

区域においては、警戒避難体制等を整備するなど当該区域住民の安全を確保するとともに、区域内にある地下施設、要配慮者利用施設、大規模工場等に関する水害対策を推進する。

エ 土砂災害予防対策の推進

急傾斜地崩壊、土石流等による災害の発生が予想される土砂災害危険箇所について、実態を調査把握し、予防措置の指導、土砂災害対策工事の実施などの各種の予防対策を定め、土砂災害警戒区域においては、警戒避難体制を整備するなど当該区域住民の安全を確保する。これらの危険区域については、市民に対し周知に努める。

オ 危険物等災害予防対策の推進

消防法を始め関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

カ 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に定める第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

(2) 災害応急対策・復旧対策への備え

広域かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施力を大きく上回る被害状況の中では、市民、事業所・団体等を含めた実施体制、他市町村、府、国等への応援要請の実施体制、そして当面優先して対応すべき活動計画をそれぞれ確立する必要がある。

迅速で的確な救援・救護対策を実施するためには、第一に、迅速な情報収集・伝達を行い、被害規模を可能な限り早期に把握するとともに、災害応急対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある。第二に、より多くの人命の救助、重傷患者の優先救護体制の整備が必要となる。第三に、平常時において、さまざまな介護介助サービスを受けている高齢者・障害者・乳幼児・病弱者等に対する緊急時におけるサービスの停止又は低下を最小限にとどめるための安全環境整備が必要となる。

ア 総合的防災体制の整備

(ア) 危機管理体制の強化

災害時には、市庁舎に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関と密接な連携を保ちながら対策を行う体制の確立と、対策本部としての機能を麻痺させることのないように必要な災害対策を講じておく必要がある。

災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等市災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。また、防災事務に従事する者の安全確保対策を推進する。

- a 防災中枢機能及び防災拠点の整備並びに装備資機材の確保
- b 勤務時間外における災害応急対策要員の参集体制の整備及び確保の方策
- c 情報収集伝達、災害応急対策、救命救助等初動体制の整備
- d 職員に対する防災知識の普及・訓練の実施
- e 業務継続計画の策定・運用

(イ) 広域応援体制の確立

大規模災害については、近隣府県、近隣市町が連携して災害応急対策に当たることが必要となる。そのため、国、府、市町村を始め防災関係機関・団体等の縦

横の連携体制を一層強化する。

- a 他の行政機関との相互応援協力体制の整備
- b 広域応援協定の締結と推進
- c 広域応援部隊の受入・連携体制の整備
- d 広域応援体制に基づく防災訓練の実施

イ 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府、防災関係機関、市民への情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充等、情報収集伝達体制の確立を図る。また、被害の未然防止及び被害の軽減のため気象等観測体制の整備を推進する。

- (ア) 被害情報の収集・伝達の迅速、確実化
- (イ) 府震度情報ネットワークシステムの活用
- (ウ) 情報収集伝達体制の強化
- (エ) 災害時広報体制の整備
- (オ) 多様な広報手段の確保

ウ 火災予防対策の推進

大規模な火災等の災害に対処するため、消防施設等の整備及び強化を図る。

- (ア) 建築物等の火災予防
- (イ) 林野火災予防

エ 消火・救助・救急体制の整備

大規模火災や特殊災害などの災害の発生に備えて、消防施設等の整備及び強化等消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。また、市民による応急救護活動を支援するため、応急救護に関する知識の普及に努めるとともに、地域への防災資機材の配備を促進する。

- (ア) 多様な消防水利の確保
- (イ) 救助資機材及び装備の整備
- (ウ) 患者等搬送体制の確立
- (エ) 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
- (オ) 消防知識の普及・啓発

オ 災害時医療救護体制の整備

災害時の応急医療を迅速かつ的確に行うため、市災害対策本部が立ち上がると同時に市保健所に「保健医療調整本部」を立ち上げ、医療機関及び関係機関の緊密な連携の下、医療情報の収集、現地医療体制及び後方医療体制の整備、医薬品の確保を図るなど、災害時医療救護体制を整備する。

- (ア) 災害時医療体制の整備
- (イ) 医療情報の収集・伝達体制の整備
- (ウ) 医薬品等の確保対策

カ 緊急輸送体制の整備

大規模災害時においては、災害応急対策にかかる諸活動に必要な物資、資機材、人員及び被災者等を広域的に緊急輸送する必要がある。

しかし、道路を始め交通機関の途絶など多くの障害が予想されるため、平常時からの施設の耐震強化と円滑な緊急輸送体制や多様な輸送手段の確保などの体制を整備する。

- (ア) 輸送対象の計画化
- (イ) 交通ネットワークの整備
- (ウ) 緊急輸送ルート of 確保
- (エ) 緊急輸送に伴う交通規制の実施
- (オ) 緊急道路啓開体制の整備
- (カ) 空路、河川を活用した多様な輸送手段の確保

キ 避難収容体制の整備

災害の特性に着目した避難対策の整備を図る。災害発生時に対応可能な指定避難所・指定緊急避難場所の選定及び避難路、防災空間等の配置整備を推進するとともに、指定避難所の開設、運営及び避難所生活へのフォローについての充実を図る。

- (ア) 指定避難所・指定緊急避難場所、一時避難場所、広域避難場所、避難路の整備
- (イ) 避難誘導體制の整備
- (ウ) 指定避難所の開設、管理運営体制の充実
- (エ) 避難所生活における要配慮者への配慮及び避難所生活長期化に対応する環境整備
- (オ) 被災者の健康維持活動の実施
- (カ) 応急危険度判定体制の整備
- (キ) 罹災証明書発行体制の整備

ク 緊急物資確保体制の整備

大規模災害では、市の備蓄物資の支給とあわせて、個人、企業・団体、ボランティア、近隣の市町からの生活関連物資の提供により、被災者支援が行われる。

これらの支援を迅速かつ的確に実施するため、被害想定等に基づき避難所生活者の数、地域特性等を考慮した物資の確保計画を定める。

- (ア) 給水体制の強化
- (イ) 市の備蓄体制の充実
- (ウ) 企業等との協定による調達体制の整備
- (エ) 要配慮者に配慮した必要物資の確保
- (オ) 時間の経過を考慮した確保体制の整備

ケ ライフライン確保体制の整備

都市化の進展により生活の利便性が増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。

電気・ガス供給の停止、水道の供給停止、電話の不通は市民の生活に大きな影響を与え、また、防災関係機関相互の連絡を著しく制約し、迅速・適切な災害応急対策活動の実施を困難にする。いわゆる都市型災害の発生を最小限にとどめるため、都市生活を維持するための生活関連サービス施設の災害対応力を整備・強化する。

コ 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道施設の管理者等は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保

のため、平常時から体制の整備に努める。

(ア) 道路施設

(イ) 鉄軌道施設

(ウ) 乗合旅客自動車運送事業者

サ 帰宅困難者支援体制の整備

災害により公共交通機関が停止し、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など災害応急対策活動が妨げられるおそれもある。このため、帰宅困難者支援体制の整備に努めるとともに、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

(ア) 帰宅困難者対策の普及・啓発

(イ) 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

(ウ) 代替輸送確保の枠組みの構築

(3) 地域防災力の向上

ア 防災意識の高揚

災害に的確に対処するためには、防災関係機関のみならず、関係団体や市民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点に立って、防災意識を高めるとともに、積極的に救援・救護活動に参画する仕組みをつくることが求められている。

特に東日本大震災等の大規模広域災害の発生時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいことや、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることなど、公助の限界が予想される。このような場合には、発災後しばらくの間は、市民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行うなど、自助・共助が必要となる。

そのため、地域の自主防災組織の強化や企業等の地域防災活動への参画を促進するほか、防災教育、防災啓発を積極的に進める。

(ア) 市民への防災知識の普及、啓発

(イ) 市民参加による防災訓練の実施

(ウ) 企業や各種団体の地域防災意識の高揚

(エ) 学校教育や生涯学習での防災教育、防災啓発の推進

イ 要配慮者対策

要配慮者に関する防災対策は、市における福祉のまちづくりの推進計画とも深く関連していることに留意して、総合的な取組が必要である。

特に、災害情報の伝達や避難対策については弱い立場となる高齢者、障害者、外国人への対策を考慮した計画とする。

(ア) 避難行動要支援者支援プランの作成

(イ) 障害者、外国人への防災情報の提供

(ウ) 避難行動要支援者への対応についての地域住民や自主防災組織との連携強化

(エ) 福祉用具の整備や、被災地域への職員の派遣などの体制づくり

ウ 自主防災体制の整備

地域の住民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救

助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

- (ア) 地区防災計画の策定等
- (イ) 自主防災組織の育成
- (ウ) 各種組織の活用
- (エ) 事業所による自主防災体制の整備
- (オ) 救助活動の支援

エ ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力を必要とする。

ボランティアの活用については、災害時におけるボランティア活動のニーズを認識した上で、平常時からボランティア関係団体との連携を密にするとともに、その受入体制や活用の方針を明確にし、ボランティア活動の支援を図る。

- (ア) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）等と連携し、災害時のボランティアの受入体制の整備を推進
- (イ) 災害対策本部との連絡窓口の整備
- (ウ) 市、ボランティア関係団体、NPO等との連携

5 地震災害における減災目標

地震発生時に本市で想定される被害の多くは建物の倒壊によって引き起こされていることから、本市では、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成29年3月）に基づき積極的に建物の耐震化を進めている。

「寝屋川市地震防災アクションプラン」（平成30年3月）では、生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震の被害想定を前提とし、耐震改修促進計画に定める建物の耐震化率の向上と火災件数の減少、住宅やライフライン施設の耐震化による生活支障期間の低減などの効果を見込み、減災目標を以下のように設定している。

寝屋川市地震防災アクションプランの減災目標

基本理念	減災目標	
限りなく死者ゼロと被害の最小化	死者数	519人* → 限りなく0人
	建物被害棟数	34,180棟* → 出来る限り最小化
暮らしの迅速な回復	生活支障などによる避難所生活者数	41,040人* → 出来る限り最小化

* 「減災目標」における各項目の被害想定値は、生駒断層帯地震又は南海トラフ巨大地震のいずれかの最大値を設定

(出典：寝屋川市地震防災アクションプラン（平成30年3月）)

<資料>

- ・ 阪神・淡路大震災の記録（資料編 資料2-7）
- ・ 熊本地震の記録（資料編 資料2-9）
- ・ 鳥取地震の記録（資料編 資料2-10）

第5節 防災関係機関の基本的責務

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 府

府は、市を包括する広域的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を採る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び府の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、市域の災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務及び事業について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

また、市民及び事業者は、自らの命は自ら守るという防災の基本に立ち、日頃から自主的に災害に備えるとともに、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努める。

1 市

(1) 市（市の詳細な事務分掌は資料編参照）

- ア 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- ウ 水防活動の実施に関すること。
- エ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。
- カ 災害時における保健医療衛生活動に関すること。

(2) 枚方寝屋川消防組合

- ア 消防に関する教育及び訓練に関すること。
- イ 消防資機材等の点検及び整備に関すること。
- ウ 消防相互応援体制の整備に関すること。
- エ 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- オ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- カ 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- キ 救助、救急、救護活動に関すること。
- ク 消防活動要員の確保に関すること。

(3) 寝屋川市消防団

- ア 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。
- イ 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。
- ウ 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

2 府

(1) 枚方土木事務所地域防災監

- ア 災害予防対策及び災害応急対策等にかかる市及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 枚方土木事務所

- ア 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。
- イ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供に関すること。

(3) 寝屋川水系改修工営所

- ア 所管する寝屋川・古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。
- イ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関すること。

ウ 所管する寝屋川・古川の水防警報発表等に関する事。

(4) 中部農と緑の総合事務所

ア 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関する事。

イ 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関する事。

3 府警察（寝屋川警察署）

ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。

イ 被災者の救出救助及び避難指示に関する事。

ウ 交通規制・管制に関する事。

エ 広域応援等の要請・受入れに関する事。

オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。

カ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。

キ 災害資機材の整備に関する事。

4 指定地方行政機関

(1) 大阪管区気象台

ア 観測施設等の整備に関する事。

イ 防災知識の普及・啓発に関する事。

ウ 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。

エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市や府に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。

(2) 大阪労働局（北大阪労働基準監督署）

ア 災害時における事業場施設の被害状況の収集に関する事。

イ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事。

ウ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置を始めとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事。

エ 労働者の災害補償に関する事。

オ 離職者の早期再就職等の促進に関する事。

カ 雇用保険の失業等給付に関する事。

(3) 農林水産省近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（政府備蓄米）の提供に関する事。

(4) 経済産業省近畿経済産業局

ア 工業用水道の復旧対策の推進に関する事。

イ 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関する事。

ウ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関する事。

エ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関する事。

オ 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関する事。

(5) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること。

(6) 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- イ 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること。
- ウ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- エ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- オ 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- カ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

(7) 国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所

国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること。

(8) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- イ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ウ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- エ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- オ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- カ 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。

(9) 国土交通省国土地理院近畿地方測量部

- ア 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等の把握及び提供に関すること。
- イ 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- ウ 防災地理情報の整備

(10) 環境省近畿地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

(11) 防衛省近畿中部防衛局

- ア 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- イ 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
- ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）

- ア 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。
- イ 災害派遣に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社（寝屋川市内郵便局）

- ア 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- イ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

- ウ 災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）
- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- エ 災害時における重要通信確保に関すること。
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。
- (3) 関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）
- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- ウ 災害時における電力の供給確保に関すること。
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）、大阪ガスネットワーク株式会社
- ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (6) 日本赤十字社（大阪府支部）
- ア 災害医療体制の整備に関すること。
- イ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
- ウ 災害救護用医薬品、血液製剤等の供給に関すること。
- エ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- オ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- カ 避難所奉仕、ボランティアの受入・活動の調整に関すること。
- キ 救援物資の備蓄に関すること。
- (7) 淀川左岸水防事務組合
- ア 水防団員の教育及び訓練に関すること。
- イ 水防資機材の整備・備蓄に関すること。

- ウ 水防活動の実施に関する事。
- (8) 京阪電気鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関する事。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
 - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
- (9) 京阪バス株式会社（交野営業所）
 - ア 運行施設の防災管理に関する事。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における運行通信施設の利用に関する事。
 - オ 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事。
- (10) 一般社団法人大阪府トラック協会
 - ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事。
 - ウ 復旧資機材等の輸送協力に関する事。
- (11) 日本放送協会（大阪拠点放送局）
 - ア 防災知識の普及等に関する事。
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関する事。
 - オ 指定避難所等への受信機の貸与に関する事。
 - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - キ 災害時における広報に関する事。
 - ク 災害時における放送の確保に関する事。
 - ケ 災害時における安否情報の提供に関する事。
- (12) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
 - ア 管理道路の整備と防災管理に関する事。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- (13) KDDI株式会社（関西総支社）
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。

- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。
- (16) 日本通運株式会社（大阪支社）
 - ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- (17) 公益財団法人大阪府消防協会
 - ア 防火・防災思想の普及に関する事。
 - イ 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事。
- (18) 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）
 - ア 防災知識の普及等に関する事。
 - イ 災害時における広報に関する事。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関する事。
 - オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - カ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。
- (19) 大阪府道路公社
 - ア 公社管理道路の整備と防災管理に関する事。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- (20) 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - ア LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事。
 - ウ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事。
 - エ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- (21) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事。

7 その他公共的団体

- (1) 一般社団法人寝屋川市医師会（以下「医師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 負傷者に対する医療活動に関する事。
- (2) 一般社団法人寝屋川市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 避難所における口腔衛生の確保に関する事。
- (3) 一般社団法人寝屋川市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 要治療者の医薬品の確保に関する事。
- (4) 公益社団法人大阪府看護協会（大阪府北東支部）
 - ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
 - イ 被災者に対する看護活動に関する事。
- (5) 一般社団法人寝屋川市病院協会（以下「病院協会」という。）
 - ア 医療救護所及び市災害医療センター（以下「医療救護所等」という。）の開設に関する事。
 - イ 災害時における医療救護の活動に関する事。
- (6) 市社会福祉協議会
 - ア 災害時における福祉・ボランティア活動に関する事。
 - イ ボランティアの防災活動支援に関する事。

第7節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念の下、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

1 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念の下、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な参加
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 避難行動要支援者への支援
- エ 地域住民による避難所の自主的運営
- オ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念の下、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- イ 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ア 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- イ 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- ウ 避難場所、避難経路の確認
- エ 従業員及び利用者等の安全確保
- オ 従業員の安否確認方法の確認
- カ 最低3日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ア 発災時のむやみな移動開始の抑制
- イ 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ウ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 8 節 計画の修正及び周知徹底

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実状に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、寝屋川市防災会議に諮り修正する。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行う。

- (1) 寝屋川市防災会議は、関係機関の意見等を聴き、防災計画修正案を作成及び審議し、修正する。
- (2) 寝屋川市防災会議は、修正した防災計画を災害対策基本法第42条第5項の規定により府知事に報告する。
- (3) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。公表の手段としては、広報誌（紙）等を活用する。

2 他の計画との関係

(1) 寝屋川市総合計画との関係

この計画は、寝屋川市総合計画（以下、「総合計画」という。）に基づく諸施策と密接な関連性を有するものである。総合計画は、市民と行政が共有すべきまちづくりの指針であるとともに、今後を展望した総合的かつ計画的な市政運営の指針でもあり、これに基づき、防災に関する様々な施策及び取組を推進している。

(2) 府地域防災計画との関係

この計画は、府地域防災計画及び府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

(3) 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規程に抵触するものでなく、相互に整合性が保たれているものである。

3 計画の習熟

市及び関係機関は、市民・事業者等と一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をP D C Iサイクル（計画Plan－実行Do－評価Check－改善Improve）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取組の中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

総則・災害予防対策編

第2部 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

[市・関係機関]

市、府、国及び防災関係機関は、災害時の安全性を確保するため、都市整備事業により、過密化した市街地の都市環境の整備を促進し、市街地の不燃化や都市施設の耐震性・耐水性を高めると同時に、避難場所・避難路の効果を有する公園・道路などの都市基盤施設の効果的整備による都市空間の確保等都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び市民への公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」※（府都市整備部）に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

※「大阪府防災都市づくり広域計画」

大阪府全域を対象とした広域的な都市レベルで必要となる取組の中で、特に「市街地全体の不燃化」、「都市防火区画（延焼遮断帯）・避難路」、「広域避難地」、などの地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関する都市計画上の方針を中心に示したものである。

1 災害に強い都市構造の形成

(1) 面的な整備事業の推進

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路・公園など防災関連施設が整っていない地域などについては、市民の理解と協力を得ながら、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、地域の環境改善や防災性の向上を図る。

(2) 市民主体のまちづくりの支援

市は、密集住宅地区の解消に向けて、地元自治会組織で構成された「地区まちづくり協議会」などによる市民参加のまちづくりを行うとともに、国等のまちづくり助成制度を活用しながら、市民が主体となった災害に強いまちづくりの推進を図る。

2 防災空間の整備

公園・緑地・道路、河川等の都市基盤施設は、災害時において避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な役割を果たす施設である。このため、市、府、国土交通省近畿地方整備局（以下、本計画において近畿地方整備局という。）はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、市及び府は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（府都市整備部発行）を参考にする。

ア 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）の整備に努める。

イ 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防機関、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）の整備に努める。

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場等の整備に努める。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時において避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急道路として重要な意義をもつため、防災関連施設の現状及び整備をも勘案し、その機能充実及び整備に努める。

ア 指定避難所・指定緊急避難場所・一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路等の整備を図る。

既設道路のうち、広域避難場所等に通ずる避難路として、幅員16m以上の道路及び幅員10m以上の緑道の整備を図るとともに、幅員4m未満の狭小な道路については、地区計画等の法制度を活用して道路の拡幅やポケットパークの整備を図る。

イ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路について耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や都市防災不燃化促進事業による不燃化促進区域の指定などにより沿道建築物の不燃化に努める。

ウ 災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路沿道の建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化を促進する。

(3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地、工場敷地内における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、生産緑地制度の活用や防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

3 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害応急対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 広域避難場所となる都市公園及び避難路における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、放送施設及びヘリポート等）の設置

(2) 河川における防災機能の強化

ア 河川防災ステーション、船着き場、ヘリポートの整備促進

イ 緊急交通路の補完的機能を果たす淀川緊急用河川敷道路の整備・利用促進

(3) 河川水、下水処理水、貯留雨水等の防災用水、雑用水としての利用など、その多目的な有効利用の整備促進

(4) ため池等農業水利施設の防災機能の強化

ア ため池耐震対策の推進・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画(平成19年1月)」に基づき計画的に耐震対策を実施する。

また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

イ 災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

4 密集住宅地区の整備促進

防災性の向上を図るべき密集住宅地区として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）のうち、延焼の危険性や避難の困難性を踏まえ絞り込んだ重点的に改善を図る地区である「地震時に著しく危険な密集市街地」において、府は、早急かつ確実に安全性を確保するための方向性等を、平成26年3月に策定した「大阪府密集市街地整備方針」（令和3年3月改定）等を踏まえ、防災性の向上に重点を置きながら、地域の魅力を向上させる等、以下の取組みを進めることとしている。また、これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環を目指すとしている。

市は、府が示す下記取組みの方向性に基づき、また、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等も踏まえ、具体的な実行計画として、「整備アクションプログラム」を策定（令和3年3月改定）し、着実に建物の不燃化の促進や公共施設の整備等（寝屋川地区住宅市街地総合整備事業）を図ることにより、令和7年度までに最低限の安全性を確保する。

- (1) まちの不燃化等
 - ア 老朽建築物等の除却促進の強化
 - イ 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備
 - ウ 除却跡地を活用した公園・緑地の確保
- (2) 延焼遮断帯の整備
 - ア 密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化
 - イ 無電柱化の推進
- (3) 地域防災力の向上
 - ア 地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援
 - イ 消防・大学と連携した防災力向上等の取組み
 - ウ 民間と連携した防災啓発の実施
- (4) 暮らしやすいまちづくり
 - ア 民間主体によるまちの再生
 - イ 公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり
- (5) 密集事業の見える化
 - 各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化

5 土木構造物の耐震対策の推進

市、府、近畿地方整備局を始め、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

- (1) 基本的考え方
 - ア 施設構造物の耐震対策に当たっては、
 - (ア) 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - (イ) 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
 - イ 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
 - ウ 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
 - エ 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
 - オ 埋立地、旧河道等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。
- (2) 道路施設
 - 市が管理する橋梁等の道路施設については、長寿命化修繕計画等による修繕工事を行う。市管理橋梁等の耐震化については、重要度等を考慮して落橋対策工事などの耐震対策を図る。また、緊急交通路の管理者は、修繕工事等施工箇所について耐震化の検討を行う。

- (3) 鉄軌道施設駅舎、高架橋、トンネル等の耐震対策を実施する。
- (4) 下水道、河川、ため池施設
地震による水害の防止を図るため、下水道施設、堤防や護岸等の河川構造物の耐震性の向上に努める。
- (5) 土砂災害防止施設
急傾斜地崩壊防止施設及び砂防堰堤等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

6 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

7 ライフライン災害予防対策

ライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害を始めとする各種災害による施設の被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

(1) 水道・工業用水道（市、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ 送配水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備等及び場内管路の耐震化を図る。また、送配水管については、断水による被害を極力少なくするため、重要度の高い管路について、耐震性を考慮した管材料を使用し、管路網の整備を図る。

(ア) 配水場、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

(イ) 医療機関、指定避難所、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

(ウ) 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備・更新

ウ 配水池への緊急遮断弁の設置、管路の多重化（連絡管等の整備）及び大阪広域水道企業団及び隣接する市との連携を密にし、補完機能強化を進める。

エ 常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 下水道（市、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

ア 施設設備の新設・増設に当たっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ 補強・再整備に当たっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

- ウ 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムの導入整備に努める。
- (3) 電力（関西電力送配電株式会社）
- 災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。
- ア 発電・変電施設、送・配電線施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- イ 電力供給系統の多重化を図る。
- ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
- 災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。
- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継ぎ手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
- 災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその附属設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。
- ア 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
- (ア) 豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- (イ) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 電気通信システムの高信頼化
- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
- (ウ) 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
- 市等の重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。
- ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
- 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を採る。
- エ 災害時措置計画の作成と現用化
- 災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関

する措置計画を作成し、現用化を図る。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備（市、府、近畿地方整備局）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

ア 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(ア) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(イ) 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

イ 特に、共同溝については、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する。

(7) 放送（ケーブルテレビ）

市域に放送エリアを持つ放送事業者は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

(1) し尿処理

ア し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等に努める。

ウ 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

エ 災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

オ し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

カ 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

キ 災害用トイレの必要最低限の備蓄と、災害時の被災者ニーズに応じた数の確保計画の策定に努める。

(2) ごみ処理

ア ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 既存のごみ処理施設についても、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等に努める。

ウ 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材

(燃料、薬剤等)を一定量確保するよう努める。

エ あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

オ ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

(3) 災害廃棄物等処理

ア 災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町等との連携・協力の在り方等について、「寝屋川市災害廃棄物処理計画」において示す。

イ 「寝屋川市災害廃棄物処理計画」に基づき、あらかじめ災害の発生を想定して、具体的な実施項目を「寝屋川市災害廃棄物処理手順」に示す。また、「寝屋川市災害廃棄物処理実行計画」に沿った、災害廃棄物の適正かつ迅速な対応を行う。

ウ 周辺市町や民間事業所等との協力体制の整備に努める。また、府と連携・調整しながら、遠方の市町村等広域的な災害廃棄物処理体制の整備や民間連携の促進に努める。

エ 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

オ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

カ 市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

<資料>

- ・防火・準防火地域の指定状況図(資料編 資料9-1)
- ・広域避難所一覧表(資料編 資料11-3)

第2節 建築物の安全強化

[市・枚方寝屋川消防組合]

市、府及び防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。特に、市公共施設等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、液状化対策等を適切に実施する。学校園施設については、経年劣化等に関する施設の整備に努める。

民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造等の普及啓発に努める。

1 住宅・建築物の耐震対策等の促進

市は、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成29年3月）に基づき、「寝屋川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を毎年度策定し、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、特定既存耐震不適格建築物及び公共建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図るとともに、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策についても、適切に実施する。市の耐震改修促進計画については、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえて見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

(1) 住宅（民間、市有）の耐震診断・耐震改修

令和2年度における住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率の目標値を95%とする。

ア 所有者等

防災意識の向上を図り、積極的な耐震化に取り組むものとする。このため、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却などの耐震化は、原則として所有者等が自らの責任で行うものとする。

イ 市

(ア) 所有者等に対して、防災意識の向上と耐震化の支援施策を講じる。また、住宅の耐震化に対する理解を深めるため、旧耐震基準で建築された住宅を対象に相談会等を実施し、確実な普及啓発に取り組む。

(イ) 所有者等にとって耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための費用の補助制度の実施等、耐震診断・耐震改修の促進に必要な施策を講じる。

- (ウ) 様々な理由により建物全体の耐震化が困難な場合は、最低限「命を守る」ための改修等を促進する。
- (エ) 市営住宅に入居されている方の安全・安心の観点から、耐震診断結果や耐震改修による経済的効果等を考慮して、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家ストック等を活用した借上住宅の供給を推進する。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

令和2年度における特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化率の目標値を95%とする。

特定既存耐震不適格建築物とは

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）第14条で次のとおり規定されている。

- 1号特定既存耐震不適格建築物
学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（耐震改修促進法第14条第1号、耐震改修促進法施行令第6条）
- 2号特定既存耐震不適格建築物
火薬類、石油類その他政令で定める危険物の一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号、耐震改修促進法施行令第7条）
- 3号特定既存耐震不適格建築物
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

ア 所有者等

- (ア) 防災意識の向上を図り、積極的な耐震化に取り組むものとする。このため、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却などの耐震化は、原則として所有者等が自らの責任で行うものとする。
- (イ) 特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない（耐震改修促進法第14条）。

イ 市

- (ア) 所有者等に対して、防災意識の向上と耐震化の支援施策を講じる。また、住宅の耐震化に対する理解を深めるため確実な普及啓発に取り組む。
- (イ) 所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。
- (ウ) 広域緊急交通路沿道建築物については、道路機能を確保するため、令和7年度までに、全ての対象建築物の耐震改修等の終了を目指す。

(エ) 市（特定行政庁）は、耐震改修促進法、建築基準法により、特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化を推進し、必要に応じ、指導及び助言、指示、公表、勧告、命令を行う。

(3) 市有建築物の耐震診断・耐震改修

「寝屋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設のあり方を検討した上で、今後も継続して不特定多数の市民が利用する施設については、更なる安全確保を図るため、耐震化率100%を目指す。

ア 市

(ア) 特定既存耐震不適格建築物（市有）については、上記の「(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震診断・耐震改修」に準じて自ら管理する。

(イ) 特定既存耐震不適格建築物に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における災害応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、学校教育施設以外の施設を、「災害時に重要な機能を果たす建築物」、「指定避難所」、「指示対象特定既存耐震不適格建築物」、「その他の特定既存耐震不適格建築物」、「幼児、高齢者の利用建築物」に大別し、必要性の高い施設から順次耐震診断を実施する。

また、耐震診断結果により、対象建築物の改修の緊急性、用途、耐震改修による経済的効果等を考慮して耐震改修を進める。

(4) 耐震化を促進する支援策

ア 寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金制度

木造一戸建ての住宅にあつては平成12年5月31日以前に建築されたものを対象とする。

イ 寝屋川市木造住宅耐震改修補助制度

木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築されたものを対象とする。

耐震改修工事を行う場合、耐震改修補助とあわせて耐震設計費用についても補助する。

(5) 耐震改修をしやすい環境整備

ア 安心して耐震改修できるしくみづくり

イ 信頼できる経済的な耐震改修工法・手法の普及

(6) 地震時の建築物の総合的な安全対策

ア ブロック塀の安全対策

イ ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

ウ エレベーターの閉じ込め防止対策

エ 家具転倒防止の促進

オ 防災ベッドや耐震テーブルの活用

カ 感震ブレーカーの設置

(7) 啓発及び知識の普及に関する事項

- ア 相談体制の整備・情報提供の充実
- イ パンフレット等の活用、講習会の開催
- ウ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- エ 市民の防災意識の向上
- オ 地元組織との連携

2 建築物の安全性に関する指導等

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉設備の整備を促進する。

- (1) 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- (2) 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (3) 不燃化の促進
- (4) 都市施設の福祉設備の整備に関する協議・指導
- (5) 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発
- (6) 液状化対策の啓発
- (7) 強風による落下物の防止対策の推進
- (8) 倒壊や部材の落下のおそれがある危険な空き家の除却促進

3 液状化対策

液状化対策については、液状化しても構造物が被害に対し、機能を保持するよう構造物側で対応する方法と土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街化した区域では液状化防止の地盤改良工法を採ることは困難であるため、市及び府は、建築物の建築、建替え時に液状化対策の個別の指導を行う。

また、液状化しやすい場所での地中配管設備等においては、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取り付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じる。

4 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業所等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

5 文化財

市及び府は市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア 初期消火と自衛消防組織の確立
 - イ 防災関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- (4) 消防用設備等の整備、保存施設等の充実
 - ア 消防用設備等の設置促進
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第3節 水害予防対策の推進

[市]

市、府、国及び関係機関は、大雨・台風時のみならず、地震による下水道施設や河川構造物の被災を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

1 河川対策

市、府及び関係機関は連携し、広域的な水防活動や災害復旧拠点の整備、洪水氾濫拡大防止施設の整備を推進する。

(1) 河川の改修

ア 国土交通省及び府の管理する河川については、各管理者の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請していく。また、河川及び河川流域の状況等を把握し、河川改修工事の促進を国土交通省及び府へ要請していく。

(ア) 国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局）

- a 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダム建設を実施する。
- b 河道改修やダム建設のほかに、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、流域治水対策を進める。
- c 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

近畿地方整備局管理河川

淀 川

(イ) 府知事管理河川の改修（府）

- a 様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- b 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- c 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- d 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地、地下河川及び流域調節池の整

備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。

- e 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

府管理河川

寝屋川、南前川、打上川、たち川、讃良川、岡部川、清滝川、江蟬川、古川、寝屋川導水路

イ 市の管理する普通河川等の改修や雨水貯留施設の整備については、10年に一度の豪雨（時間雨量50mm程度）に対応できる規模で改修を進めるとともに、公共下水道と寝屋川流域整備計画、淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画、寝屋川流域水害対策計画との整合を図りながら治水安全度の向上に努める。

市管理河川等

古川水路、北谷川、宇谷川、楠根川、用排水路

(2) 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

2 雨水出水対策

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

3 水害減災対策

洪水及び雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の発表、水防警報の発表、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報及び水防警報等

ア 洪水予報

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市及び府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて市民に周知する。

洪水予報河川（近畿地方整備局）

淀 川

(ア) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて市民に周知する。

洪水予報河川（府）

寝屋川、古川

(イ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
(ウ) 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

イ 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水予報河川以外の管理河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに達した場合は、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて市民に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

水位周知河川

市には該当河川なし

また、市又は府は、各々が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして下水道（水位周知下水道）を指定した場合、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて市民に周知する。

ウ 水防警報の発表

(ア) 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、市民に周知する。

府は、通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

水防警報河川（近畿地方整備局）

淀 川

(イ) 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、市民に周知する。

水防警報河川（府）

寝屋川、古川

(ウ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
(エ) 水防管理者等は、水防警報が発せられたときや、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

エ 水位情報の公表

近畿地方整備局、府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。また、市及び府は、市域において水位周知下水道を指定した場合、その水位の状況の公表を行う。

水位情報公表河川

淀 川（近畿地方整備局）

寝屋川、打上川、讃良川、江蟬川、古川、寝屋川導水路（府）

オ 浸水想定区域の指定・公表

(ア) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

淀川水系洪水浸水想定区域図（平成29年6月、国が公表：淀川の外水氾濫による浸水）は、想定しうる最大規模の降雨（淀川流域平均の24時間雨量約360mm）の雨量を想定して作成されている。

(イ) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表している。

淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図（平成31年3月、大阪府寝屋川水系改修工営所が作成）は、大阪府管理河川について、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨により想定される浸水深、想定最大規模降雨に伴う浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示した図面であり、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。最大規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、

1時間最大雨量138.1mmである。また、計画規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mmとしており、これは、洪水防御に関する計画(淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画)の基本となる降雨(昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨、寝屋川流域の日雨量311.2mm)である。また、これは寝屋川総合治水対策の計画降雨となっている。

(ウ) 府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

(エ) 市は、局地的で短時間の強い集中豪雨によって、下水道の排水能力を超える雨水が流出し、内水氾濫が発生した場合の浸水想定区域図として、既往最大降雨時(平成24年8月14日：最大時間雨量143mm/時間、総降雨量162mm/日)の想定結果を基に、内水ハザードマップを平成27年3月に公表している。

(オ) 市及び府は、市域において水位周知下水道を指定した場合、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

カ 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

キ 洪水リスクの開示

(ア) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(イ) 洪水リスクの周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクを分かりやすく市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を採るよう努めるとともに、洪水時の円滑で迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にい

る人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

※ 浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図」は、戦後最大実績降雨を想定して、現状での浸水域、浸水深を表示している。（外水氾濫）

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。（寝屋川流域においては外水に加え、内水氾濫も考慮）

ク 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、上記の淀川、寝屋川、古川の各浸水想定区域に、洪水時の避難予定場所（指定避難所・指定緊急避難場所）などを示した洪水ハザードマップを市民に配布している。

(ア) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水ハザードマップ等により市民に周知し、上記の淀川水系洪水浸水想定区域図、寝屋川洪水浸水想定区域図に基づく対応を定める。

a 洪水予報等の伝達方法

- ① 広報車
- ② 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- ③ 電話、FAX
- ④ 電子メール等

b 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水にかかる避難訓練に関する事項その他洪水時等円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ① 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の指定避難所・指定緊急避難場所について、周知を図る。
- ② 避難経路については、基本的には市民各自の判断に任せるが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、府が示す指針に基づく避難行動要支援者支援プランの作成に努める。

- ③ 早期の立退き避難が必要な区域の住民に対しては、防災マップ等への明示を行うなど、居住地域の特性を踏まえた防災知識の普及啓発に努める。

c 浸水想定区域内にある次の施設の名称と所在地

- ① 地下施設（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - ② 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの
 - ③ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの
- d 上記cで名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）に対する洪水予報の伝達方法
- (イ) 上記cにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下施設等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置を採る。

① 地下施設等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置する地下施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下施設等と連続する施設であって、当該地下施設等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

② 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

③ 大規模工場等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成

した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(ウ) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 短時間強雨と内水氾濫対策

近年、1時間降水量50mm以上の短時間強雨(局地的大雨や集中豪雨)の降る回数は、過去30年で見ると増加傾向にある。そのため、1時間降雨量50mmを基準として整備されている排水路や下水道では排水不良となり雨水があふれ出すため、短時間で特定の地区が浸水する。

都市部での雨水の排出は、下水道や暗渠となった小河川に頼っているため、地下の水量を確認する手だてがなく、外水氾濫のように氾濫危険水位等の所定の水位への到達により避難するという対応ができない。

また、局地的大雨・集中豪雨をもたらす積乱雲が、いつ、どこの地域に発生し、どれくらいの降雨があるのかが予測困難という問題もある。

局地的大雨・集中豪雨によって起こる内水氾濫に的確に対処するためには、どの程度の強さの雨で、どこが、どれくらいの時間で、どれくらい冠水するか、ということが事前に把握されている必要があり、シミュレーションに基づいた寝屋川市内水ハザードマップによる事前の対策の検討を行う。

4 地下空間浸水災害対策の強化

(1) 情報の提供

地下駐車場、地下(地階)、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制(利用者等への案内放送等)の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

(2) 避難体制の整備

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

5 浸水対策

(1) 寝屋川流域水害対策計画

府と寝屋川流域12市により、特定都市河川浸水被害対策法に基づき策定されている計画。浸水被害を軽減するための総合的な対策を推進することを目的として、河川・下水道の整備計画や減災措置などがまとめられている。

(2) 下水道施設の整備

市及び府は、「寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道、

都市下水路、管きょ及び雨水ポンプ場を整備拡充し、浸水被害の解消を図る。

(3) 水路施設の整備

市は、水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

(4) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、市・府及び国は次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

ア 遊水池の整備

イ 調節池の整備

ウ 公共公益施設等における雨水流出抑制施設の整備

エ 透水性舗装や雨水浸透柵の施工・設置の推進

オ 公園貯留浸透施設などの雨水貯留施設の整備

カ 民間の雨水貯留施設等の整備との連携

キ 古川水路の浚渫

ク 古川雨水幹線の整備

ケ 高宮ポンプ場の整備

(5) 道路の冠水対策及び橋りょうの整備

道路管理者は、交通の確保を図るために、過去に冠水した道路、又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ、排水ポンプ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。また、出水期に流失等のおそれがある橋りょうについては、架け替えや維持補修等に努める。

(6) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

ア 府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川及び寝屋川の支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定した。市は全域が特定都市河川流域に指定され、指定された流域においては、0.1ha以上の雨水浸透阻害行為を行う際には、雨水貯留施設の設置を義務付けている。市は、許可の申請に対し、雨水貯留施設の設置計画が技術的基準に適合したものであること等を確認した上で、雨水浸透阻害行為許可を与えている。また、市は特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例を制定し、0.05ha以上の開発行為を行う際には、雨水貯留施設の整備に関する技術的な助言又は勧告を行っている。

イ 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）、流域住民等が一体となって、浸水被害の解消を目指す。特に、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。また、市民に対するポンプ施設の運転操作に関する広報の実施、特定少数の者が利用する地下空間の所有者又は管理者に対する啓発の推進、住宅等の耐水化の推進、流域水害対策計画等の市民への周知、農地の健全な保全等を併せて行う。

市は、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、市

民に周知するよう努める。

(ア) 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

(イ) 指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 浸水想定区域内に地下施設（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

(7) 河川管理上支障をきたす放置車両等への対応

市及び府は、出水時に円滑な水防活動を実施するため、日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力して車両の移動・撤去等必要な措置を採る。

(8) その他の浸水対策の推進

市は、市民に対し止水板設置助成等を周知し、これを推進する。

6 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、洪水ハザードマップを活用する。

(2) 地下空間等の防災訓練

ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下空間等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

7 水防と河川管理等の連携

(1) 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水

防と河川管理等の連携を強化する。

- (2) 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

8 水防団の強化

市及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

9 ため池の治水活用

府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行う。

市は、府及びため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

10 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理の下、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

(1) ため池防災対策

ア おおむね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。

イ 危険箇所の早期発見や適正な維持管理を進める。（ため池補強事業の推進）

市は、主要なため池について調査の上、危険度の高いため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、危険なため池について、ため池管理者と協議を行い、補強事業の推進を図る。

(2) ため池の減災対策

ア 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

イ 水防監視体制の強化

(ア) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

(イ) 市は、気象状況及びため池管理者の報告等により、災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防団・地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

ウ ため池水防資機材

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

11 地盤沈下対策

市域は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、工業用水法（第3条第1項）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（第70条第1項）に基づく規制区域に指定されており、地下水の採取規制を行っている。

<資料>

- ・河川等改修等状況（資料編 資料5-1）
- ・水防ため池一覧表（資料編 資料5-2）
- ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法（資料編 資料5-3）
- ・市内水路・河川図（資料編 資料2-6）

第4節 土砂災害予防対策の推進

[市]

市・府及び国は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

1 土石流対策（砂防）

市においては、土石流危険渓流は土石流危険渓流Ⅰが1渓流ある（平成15年3月公表）。また、砂防指定地が指定されている。

「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」による調査により抽出された、土石流発生の危険性がある次の渓流をいう。

土石流危険渓流Ⅰ：保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ：保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅲ：保全人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

- (1) 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- (3) 府は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。
- (4) 市及び府は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- (5) 市・府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

2 急傾斜地崩壊対策

市においては、急傾斜地崩壊危険箇所は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが14か所（自然斜面9か所、人工斜面5か所）、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが13か所（自然斜面11か所、人工斜面2か所）ある（平成15年3月公表）。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、次のものをいう。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者その他の者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするための行為制限をする必要がある土地の区域で、府知事が指定したものをいう。この区域では、所有者等に崩壊防止工事が義務づけられあるいは府が崩壊防止工事を実施することとされている。

(1) 府は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

なお、現状において市域に「急傾斜地崩壊危険区域」及び「災害危険区域」の指定はない。

(2) 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、崖地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、所有者等が施行することが困難又は不適當な崩壊防止工事を実施する。

(3) 市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

(4) 市・府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

3 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条、第9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

市においては、土砂災害警戒区域が43区域、土砂災害特別警戒区域が42区域指定さ

れている。土砂災害警戒区域のうち、特別警戒区域が指定されていない区域についても特別警戒区域の指定を府が行う。（令和元年12月公表）

ア 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は財産に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

(2) 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

(3) 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

府は、土砂災害特別警戒区域において、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造を安全なものとする。同区域内に住宅を新設若しくは建替えを行う際には、想定される外力に耐えうる構造であるかの建築確認を行う。

(4) 建築物の移転等の勧告

府は、土砂災害特別警戒区域において、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(5) 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、次の措置を採る。

ア 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難（避難場所、避難経路、避難訓練等）及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

イ 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

ウ 区域内に社会福祉施設・学校・医療施設等がある場合は、その名称及び所在地を地域防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

エ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告

するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

オ 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を採る。

カ 土砂災害に関する実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発、避難範囲の事前指定の検討、土砂災害等の危険度を応急的に判断する技術者の養成等を推進する。

※ 土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

(6) 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

4 土砂災害警戒情報の作成・発表

(1) 土砂災害警戒情報

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や市民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び市民へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

(2) 土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- ア 全域危険度判定状況
- イ 地域危険度判定状況
- ウ 市町村内危険度判定状況
- エ 雨量観測所危険度判定状況
- オ 雨量レーダー情報

5 宅地造成及び盛土等対策

- (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの大きい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

- (4) 市は、大規模造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。
- (5) 市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (6) 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

6 道路防災対策

府道路管理者は、市内の府管理道路のうち、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の交通規制を行う。

<資料>

- ・土砂災害危険箇所位置図（資料編 資料5－6）
- ・土砂災害警戒区域等一覧（資料編 資料5－7）

第5節 危険物等災害予防対策の推進

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、消防法を始め関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物等施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

1 危険物災害予防対策

枚方寝屋川消防組合及び関係機関は、各種危険物による災害の発生を防止するため、危険物施設事業所の保安体制の強化、法令に定めるところによる適正な保安措置の指導を行うとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災意識の高揚を図る。

危険物施設事業所の管理責任者は、関係機関と連携して保安体制の強化及び法令に定めるところによる適正な保安措置を講ずるとともに、保安意識の高揚並びに自衛消防組織の強化・育成に努める。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を採るよう指導する。
- オ 円滑な災害復旧のため、あらかじめ重要な所管施設の資料の整備及び複製の別途保存等の対策を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防組織の設置を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2 高圧ガス災害予防対策

枚方寝屋川消防組合及び府は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を始め関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底させる。

イ 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

ア 危害予防規程の策定を指導する。

イ 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 販売事業所に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

3 火薬類災害予防対策

枚方寝屋川消防組合及び府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法を始め関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

(2) 指導

ア 危害予防規程の策定を指導する。

イ 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。

イ 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

(4) 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

4 毒物劇物災害予防対策

市、府及び枚方寝屋川消防組合は、毒物及び劇物取締法を始め関係法令の周知徹底・

規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

ア 市及び府は、毒物劇物営業者への立入検査を実施し、法令を遵守するよう指導する。

イ 市及び府は、毒劇物による事故を起こした事業者に対し、再発防止の指導を行う。

ウ 枚方寝屋川消防組合は、消防法第9条の3の規定による届出の状況を把握し、災害発生時の消防活動の障害とならないよう維持管理について指導する。

(2) 危害防止体制の整備

市及び府は、毒劇物営業者に対して、危害防止体制の整備を指導する。

(3) 啓発

市、府及び関係機関は、毒劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

5 放射性物質保有施設（医療機関等）の防災対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、災害応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

防災関係機関及び放射性同位元素に関わる施設の設置者は、施設の耐震、不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及、防災訓練の実施など各種予防対策を推進する。

<資料>

- ・危険物施設一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-6）

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

[市]

市は、地震防災対策特別措置法に定める第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

1 対象地区

市域全域

2 計画の初年度

令和3年度

3 計画対象事業

第六次地震防災緊急事業五箇年計画の計画対象事業は、次に示すとおり、地震防災対策特別措置法第3条第1項第1号、第3号、第11号、第16号及び第19号である。

第1号 避難地

第3号 消防用施設

第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

なお、第11号に記載している、「第7号から前号までに掲げるもの」については、以下のとおりである。

第7号 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第8号の2 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第9号 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

[市・関係機関]

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

1 防災中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる中枢体制の整備・充実を図る。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

市は、市と府が災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 市の組織体制の整備

ア 危機管理連絡会議

市地域防災計画に基づき、市の防災対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な調整等を行うため設置を検討する。

イ 緊急即応体制

大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危機管理部長が必要と判断したときに設置する。

ウ 災害警戒本部

災害発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき、市域に局地的災害の発生が予想されるとき、発生したとき、東海地震にかかる警戒宣言が発せられたとき、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき、震度4が観測されたとき、震度4未満が観測され、警戒活動を必要としたとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

エ 災害対策本部

中規模以上の災害（大規模な事故等による災害を含む）が発生したとき、震度5弱以上を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

なお、府が現地災害対策本部を設置した場合は、府現地災害対策本部と連携して、災害応急対策を実施する。

(2) 市の動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

ア 動員体制

動員体制については、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第1節 組織動員」及び「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第1章第2節 組織動員」に定める。

イ 動員の伝達と参集方法

(ア) 勤務時間内の伝達

動員の伝達は、災害警戒本部設置前は市長（副市長）の指示を受け、危機管理部長が各部長に伝達し、各部長は各部局総務担当課長、所属部局課長を経て各職員に伝達する。災害警戒本部設置後は、本部長（副本部長）が各本部員に伝達し、各本部員は各部局総務担当課長等を経て各職員に伝達する。伝達には、口頭、庁内放送、戸別受信機を用いる。

(イ) 勤務時間外の伝達

a 地震災害時の自主参集

市域に震度4を観測する可能性がある場合は、災害警戒本部の配備体制の職員が、震度5弱を観測した場合には、災害対策本部B号配備の職員が、また、震度5強以上を観測した場合には全職員が勤務場所の自席へ自主参集する。

b 風水害等の際の伝達

危機管理部長（不在の時は、防災を担当する課長等）は、災害に関する情報連絡を気象情報等収集体制の対応職員から受け、その情報を確認した上で市長及び副市長等に連絡する。市長が指示する配備指令を各部長へ伝達し、各部長は各部局総務担当課長、所属部局課長を経て各職員に、定められた部内連絡網に従い伝達する。

参集場所は、勤務場所の自席とする。ただし、各部長の判断により、特に必要と認めた場合は、動員の伝達時に場所を指定して参集させ、職務に就かせることができる。

2 枚方寝屋川消防組合の組織動員体制の整備

災害時に各々の災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、枚方寝屋川消防組合の組織動員体制の整備を図る。

地震等の災害が発生し、通常の警防体制では効果的に警防活動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、非常警備体制をとる。

(1) 非常警備体制

消防長は、次の基準に該当する場合は非常警備体制へ移行、縮小又は解除する。

ア 移行基準

(ア) 管轄区域内で災害事象が発生し、又は発生するおそれが大であり、通常の警防体制では対処できないと判断したとき。

- (イ) 管轄区域内で震度4以上を観測したとき。
- (ウ) 管轄区域内で震度4未満を観測した場合でも、災害状況の変化に応じて警防活動の強化を必要としたとき。

イ 解除基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき及び災害処理が完了したとき。
- (イ) 消防長が適当と認めたとき。

(2) 非常招集の種別

非常招集の種別は、次に定めるところに従い実施する。

- ア 1号非常招集 3分の1以内の職員の招集
- イ 2号非常招集 3分の2以内の職員の招集
- ウ 3号非常招集 全職員の招集
- エ 特命招集 消防長が必要と認めた職員

震災の招集については、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第7節 消防計画(2)非常招集」に定める。

(3) 参集義務

- ア 非常招集の命を受けた職員は、直ちに指定された場所に参集する。
ただし、交通機関の途絶等により、指定する場所に参集することができない場合は、勤務先等に連絡し、指示を仰ぐものとする。
- イ 職員は、非常警備が発令されることが予測される場合は、所属との連絡の上又は自らの判断で非常招集を待つことなく、自主参集する。

3 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

(1) 職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

(2) 防災対応や避難誘導にかかる行動ルールの策定

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、防災対応や避難誘導にかかる行動ルートを定めておく。

(3) 避難行動要支援者への迅速な避難支援

高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難誘導等を迅速に終えるよう支援方策を徹底的に検討し、原則、避難行動要支援者支援プランを作成する。（ただし、避難行動要支援者支援プランの作成を希望しない者、又は支援プラン未作成の避難行動要支援者についても必要な支援を行えるよう検討する。）

4 防災中枢機能等の確保、充実

市は、災害発生時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

市の防災中枢拠点である市役所、保健所、市災害医療センター、消防署等は、中枢拠点機能を整備、拡充するとともに保有する施設、設備について、代替エネルギーシ

システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、及び非常用通信手段の確保を図る。

(2) 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市の庁舎が被災し市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

ア 庁舎

庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備、非構造部材の脱落防止を推進する。

イ 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設の確保に努める。

(ア) 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

(イ) 代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。

(ウ) 移転の判断や代替施設の決定手続、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

ウ 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用自家発電設備（非常用電源設備等）を確保するとともに、非常用自家発電設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備、定期的な保守点検の実施、的確な操作の徹底に努める。また、必要に応じて、非常用自家発電設備の浸水対策を推進する。

※ 災害対応は、市役所だけでなく消防署、医療救護所等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようにそれぞれの事前対策を講じる。

5 防災拠点の整備

大規模災害時において災害種別に応じて適切な災害応急活動が実施できるよう、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、市域をブロック化し、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(1) 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における的確な災害応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

ア 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点

イ 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）

ウ 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

(2) 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、消防、警察、自衛隊など広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

(3) 災害拠点病院の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、保健医療活動チームの派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。

(4) 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

ア 応援部隊の受入活動拠点（寝屋川公園、初本町公園）

応援部隊の受入活動拠点については、必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの選定・整備に努める。

イ 備蓄拠点（「備蓄物資一覧表（資料編 資料7-2）」参照）

各小中学校又はその他の学校教室、防災備蓄センター等を利用しての備蓄拠点を整備する。

ウ 物資輸送拠点（市民体育館）

物資輸送拠点については、搬入・搬出・仕分け作業等の円滑化について配慮する。

6 装備資機材等の確保

防災関係機関は、災害応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の確保、整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

(4) 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

ア 災害発生当初から必要となる資機材などの物資を、迅速に指定避難所等へ搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。

イ 物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄の更なる活用を図る。

7 防災訓練の実施

市、府及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、要配慮者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業所等と連携しながら実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 総合的防災訓練の実施

市及び府等は、関係機関及び自主防災組織等市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、避難所開設・運営訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練などの防災訓練を実施する。

(2) 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や様々な複合災害を想定した机上訓練、災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。また、訓練の実施に当たっては、防災マップ（地震）及び洪水ハザードマップの活用を図る。

(3) 防災関係機関の訓練の実施

市、府を始め防災関係機関は、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、非常用自家発電設備の稼働、緊急輸送、消防、災害警備、水防、土砂災害、林野火災対策、危険物災害応急対策等にかかる訓練を単独又は共同あるいは広域的に実施する。

(4) 留意事項

ア 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

イ あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

ウ 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

エ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

オ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

カ 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

ク 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

8 人材の確保・育成

市、府を始め防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

市は、防災に関する研修等を実施するとともに、国や府の実施する研修を活用し、市長や幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

また、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画に関する各部局の役割について、関係部局が連携して明確化しておくよう努める。

(1) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対し防災教育を実施する。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

ア 教育の方法

- (ア) 講習会、研修会等の実施、参加
- (イ) 見学、現地調査等の実施
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

イ 教育の内容

- (ア) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (イ) 非常参集の方法
- (ウ) 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (エ) 過去の主な被害事例
- (オ) 防災知識と技術
- (カ) 防災関係法令の適用
- (キ) 図上訓練の実施
- (ク) その他必要な事項

(2) 家屋被害認定を行う者の育成

府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市町村における家屋被害認定担当者向けの研修を充実する。市は、積極的な研修への参加に努める。

9 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災アセスメントを定期的実施するなど災害の要因、被害想定及び防災体制等について、最新の情報に基づいた調査研究の実施に努める。

また、コンピュータシステム（防災GIS）の導入などを検討し、市の保有する情報を一元化し、被害想定、災害復旧時の円滑な情報交換等に役立てる。

さらに、情報通信技術の発達を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウド、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用、「防災×テ

クノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入に努める。

10 広域防災体制の整備

市、府を始め防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、市域における大規模災害発生時において、市が府及び防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、府及び関係機関との災害対応に関するコミュニケーションを強化し、円滑な受入体制を整備する。

(1) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

枚方寝屋川消防組合及び府は、大規模災害時における消防活動を実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防組織法に規定する消防庁長官の要請又は指示により派遣される緊急消防援助隊の受入体制の整備を図るとともに、応援部隊との連携に努める。

(2) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

(3) 基幹的広域防災拠点の整備促進

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害応急対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能 など

(4) 災害相互応援体制の整備

市は、隣接市等と、災害時における人的及び物的な相互支援について、あらかじめ協定し、受入体制及び派遣等についての調整を図る。

広域災害を想定し、寝屋川市と同時に被災しない市町村等との応援体制の整備を推進する。また、津波による被災市町村を支援する体制を整備する。

土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(5) 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

災害時等において民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

民間事業所等に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。また、民間事業所等に委託可能な災害対策にかかる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事

業所等との間で協定を締結するなど、協力体制の構築を図る。

なお、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

さらに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) ボランティアとの連携

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

(7) 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 応援・受援計画は、支援を要する業務や受入体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

計画に定める主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 組織体制の整備

(イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

(ウ) 人的応援に係る担当部局との調整

(エ) 災害ボランティアの受入れ

(オ) 人的支援等の提供の調整

(カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

(キ) 人的・物的資源の管理及び活用

イ 円滑な応援・受援のために、平常時から相互に交流を深めておく。

ウ 他の自治体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

11 自衛隊の災害派遣に関する連携体制の整備

市、府を始め防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

12 被災による行政機能の喪失又は著しい低下等への対応

(1) 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定・運用

大規模地震が発生した際に予想される市の通常業務及び災害応急対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害応急対策業務を効果的に実施する上で必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定し、適切に運用する。

ア 想定を超える災害に対処するために、南海トラフ巨大地震のような特定の事象を想定したBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能な場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを策定する。

(ア) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

(イ) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、市が保有するシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

(ウ) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室を始め、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

(エ) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

イ 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。

ウ 市単独では業務継続が困難な場合を想定し、地域や複数の自治体が連携したBCPを検討する。

エ 関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

(2) 人材の育成

多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

(3) 被災者支援システムの導入・活用

市は、被災者支援システムを導入しており、システムを構築し動作検証を行うなど災害時での活用に備える。

※ 行政機能は、市の行政機能だけでなく消防署、保健所等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能が維持できるようにそれぞれの事前対策を講じる。

13 災害時用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートの選定は、学校のグラウンド、都市公園、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

- ア 地盤堅固な平坦地(コンクリート、芝生は最適)
- イ 地面斜度6度以内であること。
- ウ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
 - 大型ヘリコプター … 100m四方の地積
 - 中型ヘリコプター … 50m四方の地積
 - 小型ヘリコプター … 30m四方の地積
- エ 二方向以上から離着陸が可能であること。
- オ 離着陸後、周辺に支障のある障害物がないこと。
- カ 車両等の進入路があること。
- キ 林野火災における空中消火基地の場合
 - (ア) 水利、水源に近いこと。
 - (イ) 複数の駐機が可能なこと。
 - (ウ) 補給基地を設けられること。
 - (エ) 気流が安定していること。

(2) ヘリポートの報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は、略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

- ア ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物の状況
- カ 離着陸可能な機数

(3) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

(4) ヘリコプターの利用

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、枚方寝屋川消防組合と協力して災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。

14 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

<資料>

- ・備蓄物資一覧表(資料編 資料7-2)
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図(資料編 資料10-2)
- ・災害時用臨時ヘリポート選定状況(資料編 資料10-5)

《予防》2章1節 総合的防災体制の整備

- ・災害時用臨時ヘリポート指定地位置図（資料編 資料10－6）

第2節 情報収集伝達体制の整備

[市]

市、府及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築しており、今後も情報収集伝達体制の強化に努める。

1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市、府及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用自家発電設備を整備するとともに、無線設備や非常用自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

(1) 防災情報システムの活用

市は、府防災情報システムによる災害関連情報の伝達及び収集のため、その運用体制を強化する。

(2) 府防災行政無線の活用

市は、府防災行政無線の端末局の運用体制を強化する。

(3) 通信施設の整備

緊急時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。（「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第2節 災害情報の収集伝達」参照）

ア 市防災行政無線（移動系・同報(固定)系）の整備充実、総デジタル化

イ 災害時優先取扱電話、衛星通信等の非公開の外線番号を有した機器の確保及び保守管理の徹底

ウ 消防無線のデジタル化

エ 緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備

(4) 整備項目

ア 移動系無線機、車載型無線機の増強

イ 同報系子機の増強

ウ 有線通信設備(災害時優先扱い電話等)の整備

エ 機器の転落防止、予備電源等の整備

2 情報収集伝達体制の強化

市、府及び防災関係機関は、次のとおり情報収集伝達体制の強化に努める。

- (1) 被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努める。
- (2) 国・府等との連絡調整窓口、連絡方法の取決め、連絡先の共有を図る。
- (3) 様々な環境下にある市民や職員に対し、警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を確保する。
- (4) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、市ホームページ、ポータルサイトのホームページ、おおさか防災ネット、SNS（フェイスブック、ツイッター）、メールねやがわ（安心・安全メール斉配信サービス）、もっと寝屋川（市公式アプリ）、Yahoo!防災情報、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。
- (5) 情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (6) 災害情報システム等の整備を推進する。
- (7) L-アラート（災害情報共有システム）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システム、無線通信ネットワーク、無人航空機（ドローン）、IP通信網等の活動等の新たな情報収集伝達手段を検討し、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- (8) 災害時の情報システムにかかる当面の業務継続や復旧体制などを含む業務継続計画（BCP）を策定する。
- (9) 職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- (10) 土砂災害に関し、地域住民と連携した情報伝達体制の整備を推進する。
- (11) 勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、守衛室を通じ防災担当への情報伝達体制を確立する。

3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報、被災者に対する生活情報等について、大規模停電時も含め、常に情報の収集及び伝達ができるよう、体制及び施設・設備の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。また、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。また、市は府及び防災関係機関と連携し、被災者に対する生活情報の伝達体制の強化に努める。

さらに、市は、氏名等の公表に係る一連の手続について、平時から府及び関係機関と連携しておくよう努める。

(1) 広報体制の整備

ア 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任

- イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- ウ 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）、津波、気象、水位等の状況
 - (イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応の呼び掛け
 - (ウ) 出火防止、初期消火の呼び掛け
 - (エ) 要配慮者への支援の呼び掛け
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況
- エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保
- オ 報道機関に対する報道対応ルールの事前取決め
- (2) 広報媒体の整備
 - ア マスメディアの利用
 - イ 通信機器による広報（防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ・ラジオ、インターネットホームページやSNS、携帯電話のメール・アプリ等）
 - ウ 航空機、車両の利用
 - エ 巡回等による広報
 - オ 地域協働協議会（防災に関する部会）等市民団体の協力
 - カ チラシ、ポスター等による広報
- (3) 災害時の広聴体制の整備

市、府及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害状況及び安否情報並びに災害応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。
- (4) 停電時の市民への情報提供

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供等

市は、市外に避難した避難者の所在地等の情報を、市と避難先の市町村が共有する仕組みを検討し、円滑な運用及び強化を図る。

- (1) 市民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した市民に対する迅速な安否確認や支援・サービス情報の伝達が容易かつ確実にできる体制の整備及びシステムの構築を検討する。
- (2) 全国避難者情報システム（総務省）の周知

市民が市外へ避難した場合、避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供すると「全国避難者情報システム（総務省）」により所在地情報等が市に提供され、市から各種情報提供を受けることができる旨周知する。

5 避難指示等の市民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

- (1) 伝達体制の整備
 - ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線など既存設備の再点検と対策緊急地震速報等の市民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、同報系防災行政

無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

イ エリアメールの導入など多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報「エリアメール」を導入するほか、「おおさか防災ネット」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。

また、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

ウ 電源確保体制の整備

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。

エ 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示等の発令、自治会、消防団、避難支援等関係者等への伝達体制を整備する。

オ 津波などの防災知識の普及啓発

沿岸市町村に滞在時、全ての伝達手段が機能しない場合でも、市民自らの判断で避難できるよう、津波などの防災知識の普及啓発を行う。

(ア) 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。

(ウ) 襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波到達時間は比較的正確である。

カ 訓練等の実施

無線設備の操作の習熟、通信訓練等の実施に努める。

(2) 伝達手段

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用を検討し、多様な手段による速やかな情報収集手段の確保を図る。

伝達手段についてはそれぞれの特長、課題を把握し検討の上、対策を講じる。

災害時の情報伝達手段

伝達手段	特 長	課 題
防災行政無線 (同報(固定)系)	<ul style="list-style-type: none"> 市民への一斉伝達が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 倒壊・破損対策 停電時の非常電源確保
防災行政無線 (移動系)	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部と配備先とのリアルタイムの情報伝達が可能 	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー切れ 燃料切れ
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外の対応として、職員が到着するまでの間、防災行政無線を自動起動して繰り返し市民に周知できる。 	同 上
市ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 市の情報発信の入り口であり、様々な情報を集約、発信することができる。インターネットが繋がる環境であれば、いつ、どこにいても、だれでも閲覧することが可能である。 	—
緊急速報メール (エリアメール等) (携帯電話等へのメール)	<ul style="list-style-type: none"> 登録の必要なし。 被災のおそれのある場合、市域に一斉送信する。導入済み(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル) 	—
メールねやがわ (安全・安心メール一斉送信サービス)	<ul style="list-style-type: none"> 登録された配信区分(指定された校区、お知らせ情報、又は市域一斉)とカテゴリ(「安全・安心」「防災活動情報」「校区情報」「お知らせ情報」「徘徊高齢者情報」「子育て情報」「市立幼稚園情報」「市立保育園情報」)により不定期にメールを送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録の必要あり
おおさか防災ネットの防災情報メール (携帯電話等へのメール)	<ul style="list-style-type: none"> 被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録の必要あり
SNS	<ul style="list-style-type: none"> フォロワーに一斉に情報発信することが出来る。また、フォロワーがリツイートなどを行うことで、フォロワー以外の人にも情報が拡散され、多くの方に情報を伝達することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンなどを持っている人にしか情報を発信することができない。
広報車	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋りょう等の損壊により使用不可となる。
自治会、地域協働協議会 (防災に関する部会)、消防団	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。 口頭またはメールによる伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 大災害時に市から自治会、地域協働協議会(防災に関する部会)、消防団への伝達が確実に実行できるとは限らない。
避難行動要支援者名簿の活用	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する個別支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援等関係者が被災した場合の対応
衛星携帯電話 (衛星通信)	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の通話に規制がかかり、つながりにくいときでも通話可能 	<ul style="list-style-type: none"> 停電の長期化に備えて予備バッテリーの確保など整備が必要
地上デジタル放送	<ul style="list-style-type: none"> 各種データ放送、字幕放送等 	<ul style="list-style-type: none"> 停電で視聴不可

6 気象等観測体制の整備拡充

市及び府は、災害の未然防止及び被害の軽減のため、降雨情報、地震等の観測が正確に行えるよう、観測設備等の整備拡充に努める。また、防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。

(1) 地震の観測

市庁舎に設置された震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確な震度情報を迅速に収集する。

(2) 雨量等

雨量計、土石流発生監視システム、気象情報システムを活用し、雨量情報等を迅速に収集、分析し、災害発生の予測を行うとともに、災害応急対策体制の早期の確立を図る。

<資料>

- ・市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）
- ・大阪府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

第3節 火災予防対策の推進

[市・枚方寝屋川消防組合]

市及び枚方寝屋川消防組合は、大規模な火災等の災害に対処するため、消防施設等の整備及び強化を図る。

1 建築物等の火災予防

一般建築物及び高層建築物（以下「一般建築物等」という。）における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物（住宅を除く。）

ア 火災予防査察の強化

当該区域内の一般建築物等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の不備欠陥事項等の是正並びに火災予防上適切な指導を行う。

(ア) 消防対象物に対する査察

(イ) その他の査察（特命検査）

イ 防火管理制度の活用

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条に定める防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(イ) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

(ウ) 火気取扱いの監督、収容人数の管理など

ウ 防火対象物定期点検報告制度の活用

百貨店、旅館、病院等不特定多数の者を収容する対象施設の管理について権原を有する者に防火に対する認識を高めるとともに取組を推進する。

エ 一般建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火建築物又は準耐火建築物にするなど建築物の不燃化、耐火性を高める指導を行う。

また、大規模集客施設における消火設備（スプリンクラー設備等）の耐震化の促進を図る。

オ 事業所に対する指導、啓発

事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

カ 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

(2) 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

ア 対象施設

原則として高さが31mを超える建築物

イ 防災計画書の作成指導

市は、高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

ウ 共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

エ 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

オ 所有者等に対する指導の強化

(ア) 消防用設備等、防火避難施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導

(イ) 教育訓練の実施

(ウ) 構造の改善、規模の適正化等安全性の向上

カ 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(3) 一般住宅

ア 防火診断により防火意識の啓発を行う。

イ 住宅用火災警報器等の設置促進を図る。

ウ 住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化の促進を図る。

エ 市民に対する指導、啓発

市民に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い、安全装置付ストーブや感震ブレーカー等の普及を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(4) 自衛消防組織の設置指導

学校、病院、工場、事業所の建物で多数の者が出入りし、かつ、大規模なものの所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、地震等による火災その他の災害にかかる被害軽減のための措置を採るよう指導する。

2 林野火災予防

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

- ア 火災警報の発令、周知徹底
- イ 森林法に基づく火入れの許可
- ウ たき火等の制限
- エ 市民、事業者に対する啓発
- オ 火災発生危険期における巡視の実施

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

ア 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

<資料>

- ・階数別建築物一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-5）

第4節 消火・救助・救急体制の整備

[市・枚方寝屋川消防組合・消防団]

市及び消防機関は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

また、国、府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、民間事業所や大学等への協力に努める。

なお、市及び府は、警察官、消防職員、消防団及び地域協働協議会（防災に関する部会）等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等にかかる行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

1 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を、地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア 消防力等の整備に関すること。
- イ 防災のための調査に関すること。
- ウ 防災教育訓練に関すること。
- エ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- オ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ その他災害応急対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び部隊の編制）
- イ 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資器機材の整備点検）
- ウ 調査計画（消防地水利調査、災害危険区域等調査）
- エ 教育訓練計画（教育、訓練）
- オ 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- カ 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- ク 火災警防計画（消防職員・消防団員の招集、出動、警戒、通信、火災防ぎよ）
- ケ 風水害等警防計画（消防職員・消防団員の招集、出動、警戒、通信、事前処置）
- コ 避難計画（指示の基準、伝達、指定避難所への誘導方法、指定避難所の警戒）
- サ 救助救急計画（非常招集、出動、医療機関等との協力体制）
- シ 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

2 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓等を配置する。また、河川等を活用した遠距離大量送水システムの整備、消防水利の多様化と適正な配置、府地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿った耐震性貯水槽の設置に向けた整備計画の策定など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練の計画を策定し教育訓練を実施する。

(ア) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練）

(イ) 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練）

(ウ) 図上訓練（各種災害の防ぎょ及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練）

(エ) その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

3 地域の防災組織の育成

工場、大規模小売店舗等の民間事業所における自衛消防組織や自治会などが主体とな

って市民自らが地域を守る自主防災組織の育成に努める。

(1) 自主防災組織の育成

大規模災害時には、交通障害・通信の不通等の悪条件が重なり、防災関係機関の活動も制約を受けるため、平素から市民の防災意識の高揚と自主的かつ組織的な出火防止、初期消火、避難等の防災活動が不可欠である。

このため、市民の相互協力に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成指導に努めるとともに、自主防災組織間の連携、協力体制の強化を図る。

(2) 自衛消防組織の育成・指導

工場、大規模小売店舗等、多人数が出入りする建物の民間事業所が主体となって結成する自衛消防組織の育成・指導に努めるとともに、初期消火や応急救護活動を促進する。

4 消防知識の普及・啓発

災害予防、被害の拡大防止を図るため、広報誌（紙）等を始めあらゆる機会を利用して、防災意識・消防知識の普及に努める。

(1) 市民に対する普及・啓発

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民に対して日頃から火災や地震等に対する心構えを準備させるとともに、火災予防運動や住宅防火診断等の行事を通じて各種災害の基礎知識や対応策について普及・啓発を図る。

(2) 防火管理者に対する指導

防火管理者に対して、防火対象物に関わる消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用等の管理監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 婦人防火クラブの育成

初期消火訓練、防火講習会及び各種防災訓練への参加を通じて、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図るため、婦人防火クラブの育成・指導に努める。

(4) 少年・幼年消防クラブの育成

防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るため、保育園等においては幼年消防クラブ、また小学生を対象とした少年消防クラブの結成、育成を推進する。

5 救助・救急体制の整備

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助資機材の整備や救護知識の習得など物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

(1) 救助・救急資機材等の整備

ア 高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成

イ 消防出張所、消防団詰所及び地域への救助資機材の整備

ウ 自主防災組織等への救助用資機材整備の啓発

エ ドクターカーの推進

(2) 講習会・訓練等の実施

ア 市職員・消防団員への各種救命講習会・訓練の実施

- イ 学校・職場等での各種救命講習会の開催啓発
- ウ 自主防災組織・地域での各種救命講習会の開催啓発

6 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害対策基本法に基づく相互応援に関する協定の締結状況
 - ア 災害相互応援協定（北河内地域7市）
 - イ 災害相互応援協定（八幡市、京田辺市、生駒市、交野市、枚方市）
 - ウ 災害時相互応援協定（すさみ町）
 - エ 災害相互応援協定（中核市各市）
- (2) 消防組織法に基づく消防相互応援協定締結状況
 - ア 大阪府下広域消防相互応援協定
 - イ 大阪府北ブロック消防相互応援協定
 - ウ 枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定
 - エ 枚方市、枚方寝屋川消防組合、京田辺市消防相互応援協定
 - オ 大阪市、枚方寝屋川消防組合航空消防応援協定
 - カ 第二京阪道路（巨椋池IC～枚方東IC）消防相互応援協定
 - キ 第二京阪道路（枚方東IC～第二京阪門真IC）消防相互応援協定
 - ク 大阪市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定
 - ケ 枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定

7 市町村消防の広域化

消防の体制の整備及び確立に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

8 連携体制の整備

府、寝屋川警察署、自衛隊等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

<資料>

- ・枚方寝屋川消防組合における消防力の現状（資料編 資料4-1）
- ・寝屋川消防署管内の消防水利・水利施設状況（資料編 資料4-2）
- ・消防相互応援協定（資料編 資料4-3）
- ・民間応援協定（資料編 資料12-1）
- ・広域相互応援協定（資料編 資料12-2）

第5節 災害時医療救護体制の整備

[市・関係機関]

市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1 災害医療組織等の整備

(1) 医療救護所

病院協会所属の医療機関を、医療救護所と位置付ける。

(2) 市災害医療センター

病院協会との協定により定めた医療機関を市災害医療センターと位置付ける。

(3) 市保健医療調整本部

市保健所に市保健医療調整本部を設置し、市災害対策本部と連携して市域における災害時医療が適切に提供できるよう必要な調整を行う。

発災時における市保健医療調整本部の役割は次のとおり。

ア 市内の医療機関の被災状況、医療救護所等における医療ニーズに関する情報の把握と対策等

イ 医療救護所等の立ち上げの必要性に関する判断・運営支援等

ウ DMAT等外部の保健医療活動チームの派遣要請・管理等

エ 救護用医薬品及び医療用資材等の在庫状況・供給要請等

オ 避難所等の保健予防・生活環境衛生対策

カ 被災住民の健康管理・こころのケア

キ 医療救護所等の閉鎖時期の検討

ク その他災害フェーズに応じた必要な保健医療ニーズへの対応

(4) 災害時医療コーディネーターの設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、市災害医療センター、医療救護所となる各病院において、平時から災害時医療コーディネーターを複数選定し、保健所を含む他機関と共有しておく。

災害時医療コーディネーターは、自施設及び自組織内の初動体制を整えるとともに、市保健医療調整本部及び他機関と連携調整を図り、災害医療が適切に供給されるよう努める。

(5) 医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会災害対策本部の設置

医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会の役員は、発災後すみやかに各事務局に参集し、市が、各会に対し医療救護について協力を要請したときは、各会ごとに災害対策本部を立ち上げる。

医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会災害対策本部の役割は次のとおり。

ア 医師会災害対策本部

(ア) 各会員の被災状況を確認し、診療の可否について確認する。

(イ) 保健医療調整本部と協議し、必要に応じて、医療救護班を編成した上で、医療救護所等にこれを派遣する。

(ウ) 医療救護班は、医療救護所等において、派遣先の役割に応じた医療救護活動を行う。

イ 歯科医師会災害対策本部

(ア) 各会員の被災状況を確認し、診療の可否について確認する。

(イ) 保健医療調整本部と協議し、必要に応じて、歯科救護所を設置する。

(ウ) 必要に応じて、歯科救護班を編成した上で、歯科救護所に派遣する。

ウ 薬剤師会災害対策本部

(ア) 各会員の被災状況を確認し、医薬品等の供給及び調剤の可否について確認する。

(イ) 医療救護所及び市内医療機関の医薬品の充足状況を確認し、求めに応じて市保健医療調整本部を通じて、府薬務課へ医薬品等の要請を行う。

(ウ) 薬剤師会役員は、災害時医療コーディネーターを補佐する。

エ 病院協会災害対策本部

(ア) 市内の所属病院の被災状況を確認する。

(イ) 市の要請等に応じて各所属病院に医療救護所等を設置する。

2 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

市は、この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、関係機関と密接に連携し、可能な限り速やかに医療提供が行えるよう最大限の活動を実施する。

市は、市だけでは対応が困難な災害が発生した場合は、市保健医療調整本部を通して、大阪府保健医療調整本部へ外部の保健医療活動チームの派遣を要請する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な保健医療活動チームを組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

3 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

ア 平時の体制整備

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

イ 発災時の対応

医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を入力するとともに、以後、一定時

間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 平時の体制整備

(ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。

(イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。

イ 発災時の対応

市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員（リエゾン）を必要に応じ関係機関等へ派遣する。

4 現地医療体制の整備

(1) 医療救護所

ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ（振り分け）を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。

イ 病院災害マニュアルの作成

医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。

(2) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは、入院が必要な中等症の傷病者の受入れを行う。

イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。

(3) 保健医療活動チームの受入れ及び配置調整

市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。

保健医療活動チームの役割は次のとおり。

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

5 後方医療体制の整備

市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。

市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。

(1) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、患者の広域搬送を行う。

イ 特定診療災害医療センター

府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

6 医薬品等の確保供給体制の整備

市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での病院備蓄

(ア) 災害拠点病院

(イ) 特定診療災害医療センター

(ウ) 市災害医療センター

(エ) 医療救護所に指定された医療機関

イ 卸業者による流通備蓄

ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

7 患者等搬送体制の確立

市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情

報システム（EMIS）の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 保健医療活動チームの搬送

市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品の受入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。

8 個別疾病及び慢性疾患対策

市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

9 要配慮者及び市民の健康管理

市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養者、高齢者、その他市民に対し、指定避難所等を巡回し必要な保健指導を行う。

10 関係機関協力体制の確立

市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。

11 医療関係者に対する訓練等の実施

市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との、災害医療訓練を実施する。

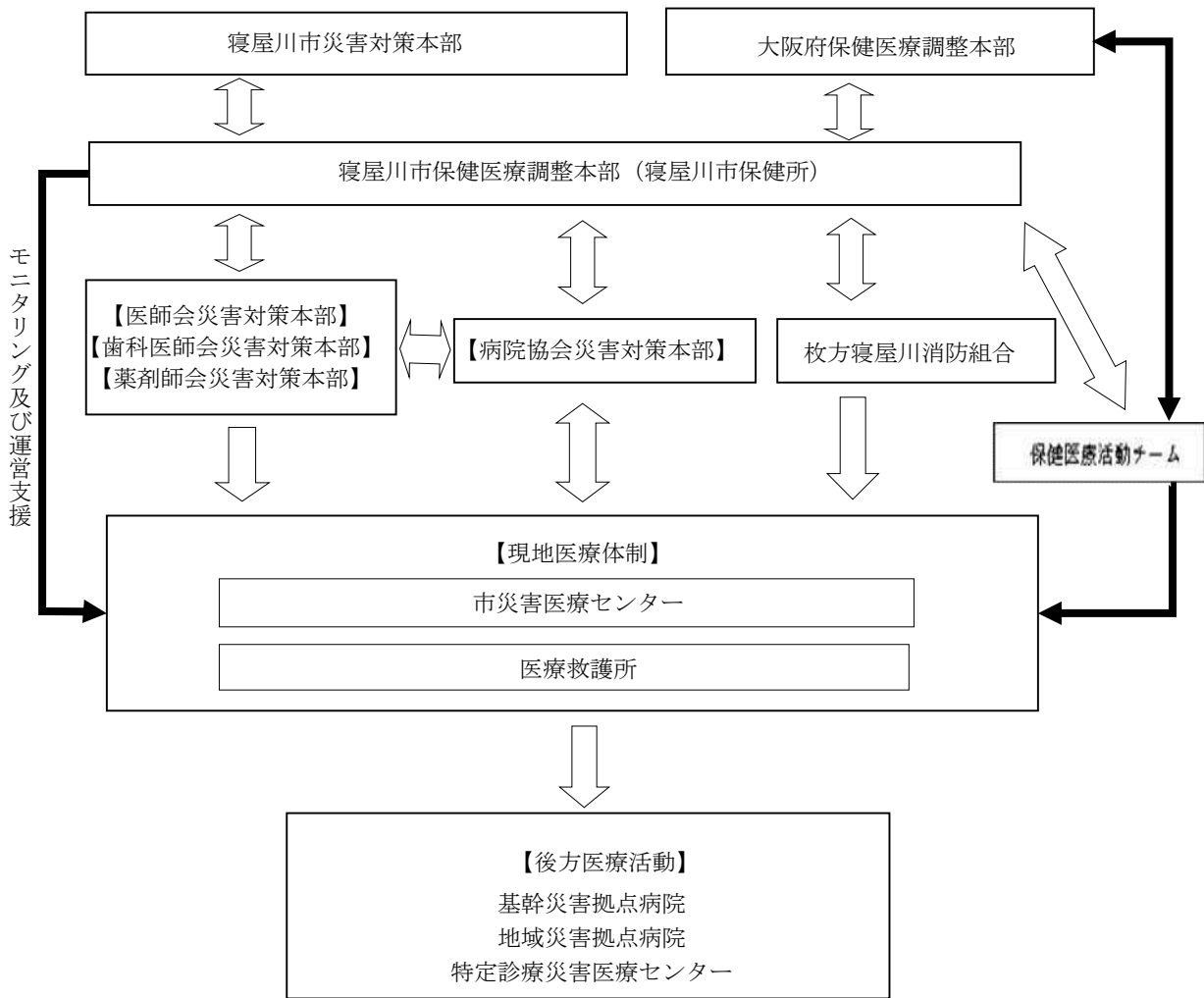
12 市民への啓発活動

市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。

<資料>

- ・災害医療機関一覧表（資料編 資料8-1）

<災害時医療救護体制>



第6節 緊急輸送体制の整備

[市・関係機関]

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市、府は、寝屋川警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

(ウ) 各府民センタービル、市庁舎など市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

(エ) 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

府は、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策に当たる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、「重点14路線」（市域では2路線）を選定する。

寝屋川市域における広域緊急交通路

国道第二京阪道路、国道1号(重点路線)、国道163号(重点路線)、国道170号、府道京都守口線

イ 地域緊急交通路（市選定）

市は、広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、医療救護所及び指定避難所などを連絡する道路を指定する。

地域緊急交通路（市選定）

府道八尾枚方線、府道枚方富田林泉佐野線、府道枚方交野寝屋川線、市道池田秦線、府道八尾茨木線、市道寝屋川公園駅前線、市道宇谷町寝屋南二丁目1号線、市道大成町讃良西町1号線、市道高宮あさひ丘萱島東三丁目1号線

(2) 緊急交通路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と上流への航路確保に必要な淀川大堰閘門の整備と併せ、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

また、市は防災関連施設との連絡を確保するため、幹線道路から区画道路に至る機能的なネットワークの形成に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届出

市及び関係機関は、災害応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、市所有車両を緊急通行車両として寝屋川警察署を經由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

(6) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議の上、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (ア) 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- (イ) 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- (ウ) 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに寝屋川警察署長を經由して届出済証を返還する。

- (ア) 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (イ) 当該車両が廃車となったとき。
- (ウ) その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

2 航空輸送体制の整備

市は、応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

また、市は府と連携して、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備に努めるとともに災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

3 水上輸送体制の整備

- (1) 市は、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、水上輸送の確保に努める。
- (2) 近畿地方整備局淀川河川事務所が整備した船着場については、市は平素から管理者と連絡を取り、現状把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

4 輸送手段の確保体制

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

- (1) 車両、航空機、鉄道、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、鉄道、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。不足が生じる場合を想定して、民間事業所との協定を検討する。

- (2) 調達体制の整備

市、府及びその他の防災関係機関は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業所等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

5 交通規制・管制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路交通法に基づく交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

6 物資を指定避難所等への確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、ニーズの把握方法、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- (1) 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- (2) 物資集積所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的である。
- (3) 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることになるため、物資の受入れ、出荷を記録する受入簿の整備など、適切な在庫管理のための準備を進める。
- (4) 支援物資について
 - ア 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - イ ダンボールには同じ種類の物資を入れ、中身を明示していただくよう周知する。
- (5) 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。

- (6) 物資の集積拠点において、物資受入作業の効率化のための施設の整備の推進、災害時の物資受入れのシミュレーションの実施、受入物資の配置の事前検討の実施を行う。

7 民間事業所との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業所と緊急時の輸送協力体制について協定を締結する。

- (1) 物流システムのノウハウを有する民間事業所の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- (2) 効率のよい物流体制の構築のために、発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
- (3) 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業所及び団体との協定を締結する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）
- ・災害時用臨時ヘリポート選定状況（資料編 資料10-5）
- ・災害時用臨時ヘリポート指定地位置図（資料編 資料10-6）

第7節 避難収容体制の整備

[市]

市は、複合的な災害を想定した警戒避難体制の検討を行う。また、避難場所、避難路、指定避難所、指定緊急避難場所の整備及び指定並びに避難誘導體制の整備を行い、避難者の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

1 避難場所、避難路の選定

市は、都市基盤施設の計画的な整備により、避難場所、避難路の選定を行い日頃から市民に対し周知に努める。

(1) 地震に伴う火災発生時の避難場所及び避難路の選定

ア 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を、次の基準により広域避難場所として選定する。

(ア) 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地とする。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定する。

(イ) 想定される避難者1人当たりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たりおおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること。）

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア)に該当するものを除く。）

選定した広域避難場所は、資料編 資料11-3に示す。

イ 一時避難場所

火災発生時に、市民が一時的に避難できるおおむね1ha以上の場所を一時避難場所として選定する。選定した一時避難場所は、資料編 資料11-2に示す。

ウ 避難路

地震火災が延焼拡大した場合、一時避難場所及び指定避難所から広域避難場所への避難が安全に行われるように、広域避難場所に通じる避難路を選定する。

(ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

(イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(ア)に該当するものを除く。）

(ウ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

(エ) 水利の確保が比較的容易なこと。

選定した避難路は、広域避難場所に通じる避難路一覧表(資料編 資料11-4)に示す。

(2) その他の避難場所及び避難路の選定

浸水、土石流及び崖崩れ等に備え、それぞれの地域の実状及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を選定する。

なお、避難場所・避難路の選定に当たり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市及び府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z 8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z 9098)」を用いる。

また、選定した避難場所、避難路については、洪水ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

ア 避難場所

避難者1人当たりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

イ 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難場所

ア 避難場所標識等による市民への周知

イ 周辺の緑化の促進

ウ 複数の進入口の整備

(2) 広域避難場所

ア 避難場所標識の設置

イ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

ウ 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

エ 複数の進入口の整備

(3) 避難路

ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ 落下・倒壊物対策の推進

- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置等

3 指定避難所・指定緊急避難場所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる指定避難所・指定緊急避難場所を選定、整備する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健所が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、各指定避難所及び指定緊急避難場所における受入可能人数等の評価を行い、収容可能な避難者が不足するときは、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入場所の確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所の選定

指定避難所は、自治会等单位での避難行動を考慮した上で、避難圏域ごとに選定する。指定避難所・指定緊急避難場所の選定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害種別ごとに安全な指定避難所・指定緊急避難場所を指定する。なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

また、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難受入施設の確保に努める。

さらに、他の市町村からの広域一時滞在の用に供することが可能な施設の指定に努める。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の整備

市は、施設の管理者と協力し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用自家発電設備の確保等、避難の実施に必要な設備機器の整備に努める。

ア 中長期の停電に対応できる非常用自家発電設備を確保するとともに、非常用自家発電設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

イ 非常用自家発電設備、移動系防災行政無線、衛星電話等の通信機器等のほか、良好な生活環境を確保するために、空調、換気、照明、洋式トイレなどの整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を

図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

ウ 指定された避難所又はその付近で備蓄施設を確保し、水、食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

エ 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること、障害者が支障なくトイレを利用できる環境を整備すること等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた指定避難所の福祉設備の整備・改善に努める。

オ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

カ 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(3) 指定避難所の運営管理体制の整備

府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成することなどにより、指定避難所の運営管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。その際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、指定避難所の開設・運営等に関する訓練（特に避難者の受入れ、配置に関する訓練）の実施に努める。

ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制（地域住民等関係者・団体と指定避難所の鍵の管理や指定避難所の開設方法に関する事前の取決め）

イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設管理者との協力体制

オ 地域と多様な主体が連携する避難所運営体制

カ ペット同行避難に関するルールの事前取決め、「ペットとの同行避難について」の市民への周知

(4) 避難所生活長期化に対応する環境整備

ア 施設としての機能維持のため非常用自家発電設備を整備・強化する。

イ し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合、防災井戸やマンホールトイレの整備等の衛生対策を推進する。

ウ 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を検討する。

- エ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、マスク、消毒薬、うがい薬等の備蓄、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れた環境整備を検討する。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）
- カ 乳幼児のいる家庭専用部屋や授乳室の設置等、女性や子育てに配慮した避難所運営を検討する。
- キ 避難所生活におけるプライバシー保護のため、間仕切りの確保等に努める。
- ク 災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録の推進など、生活用水の確保に努める。
- ケ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を検討する。
- コ 避難所開設・運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所開設・運営マニュアルに反映させる。
- サ 平常時から避難所運営に女性が参画しやすい環境づくりに努める。

4 要配慮者に配慮した避難施設の確保

市は、要配慮者を保護するために、福祉避難所の指定を進める。福祉避難所を指定した際には、福祉避難所に関する情報（一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としない。福祉避難所の開設の違いなど）を市民に周知するとともに、要配慮者及びその家族等に対して周知徹底を図る。また、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄に努め、福祉避難所の設置・運営にかかる社会福祉施設や医療機関等との連携を強化するとともに、訓練の実施に努める。

指定避難所においては、福祉関係者等の協力も得ながら、介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」について市民に周知し、意識啓発に努める。

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアルの改訂

内閣府の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）」に基づき、また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

(2) 市民への周知・意識啓発

避難指示や緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを市民へ平時から周知しておく。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布(注意) 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 	避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1
警戒レベル5	<p>災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 命の危険、直ちに安全確保。 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとして身の安全を確保できるとは限らない。 	緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害))※2 ・ (大雨特別警報(土砂災害))※2

《予防》2章7節 避難収容体制の整備

- 注1) 「高齢者等」とは避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者要配慮者とその支援者のこと。
- 注2) 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみ発令する。
- 注3) 市町村長は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 注4) 市町村長が発令する避難指示等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注5) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注6) ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注7) ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

6 避難誘導體制の整備

(1) 市

- ア 発災時の避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップ及び洪水ハザードマップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を採ることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、防災マップ及び洪水ハザードマップの作成に当たっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- イ 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう地域協働協議会（防災に関する部会）、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- ウ 避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報、タイムライン等の最新の知見を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」の市民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- エ 災害からの避難に対する市民等の理解を促進し、指定避難所の開錠・開設を地域協働協議会（防災に関する部会）で担うことなど、自発的な避難行動の促進に努めるとともに、市民に対する状況・段階に応じた適切な避難行動の啓発に努める。

- オ 避難行動要支援者の避難行動を始め、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市は、府が示す指針に基づき、避難行動要支援者支援プランを作成し、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・避難支援等関係者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。
- カ 平常時から、民生委員・児童委員等を通じ、福祉サービスを利用している避難行動要支援者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- キ 府と連携を図りながら、福祉避難所等において、高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- ク 在日・訪日外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努める。
- ケ 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園等施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難の順位
- エ 避難誘導責任者・補助者
- オ 避難誘導の要領・処置
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡方法
- ク 登下校の安全確保
- ケ 通学路周辺の危険箇所の把握
- コ 休校・園等の措置

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下施設、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導にかかる計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市及び府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

7 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との広域一時滞在にかかる応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

(1) 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 府外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

8 危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

ア 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

ウ 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

9 応急仮設住宅等の事前準備

市は、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、候補地として、建設可能な小中学校運動場（応急仮設住宅建設候補地）等を充てるとともに、大規模災害の発生により、建設用地が不足する場合は府及び他の市町村に建設用地提供について応援を求める。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等とする場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の借上げが可能な空き家ストック等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

10 斜面判定制度の活用

市及び府は、土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

(1) 実施体制の整備

府は、市、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

11 り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明できるよう、関係者の知識の習熟に努める。

《予防》2章7節 避難収容体制の整備

府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

<資料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・一時避難場所一覧表（資料編 資料11-2）
- ・広域避難場所一覧表（資料編 資料11-3）
- ・広域避難場所に通じる避難路一覧表（資料編 資料11-4）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）

第8節 緊急物資確保体制の整備

[市]

市及び府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。市民・民間事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を行っていきよう指導する。

1 飲料水等の確保

市、府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 補給水利の確保

補給水利として市内の配水場等の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。

ア 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備及び適正な維持・管理

イ 災害用備蓄水の備蓄

(2) 応急給水拠点等の整備

ア 震災時には被害状況に応じて、大阪広域水道企業団あんしん給水栓を応急給水拠点として活用する。また、近畿運輸局大阪運輸支局内に設置されているあんしん給水栓については、車両で応急給水を受けに来ることができる拠点として車両誘導を含めた給水体制の整備を行う。

イ 配水場等に応急給水拠点を設置し、楠根配水場を給水車への給水拠点とする応急給水体制の整備を図る。

ウ 拠点給水は、原則として指定避難所等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、応急給水用簡易水槽や仮設給水栓による応急給水を行う。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽においても応急給水を行う。

(3) 応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車・給水タンク・仮設給水栓・携行缶・応急給水用簡易水槽・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

(4) 応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルを適宜整備する。

(5) 相互応援体制の整備

ア 迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

イ 都道府県域を超えた広域的相互応援体制を整備する。

2 食料及び生活必需品の確保

災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのため、市、府を始め防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。

また、備蓄品の調達に当たっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

(1) 備蓄

災害時には、一時的に物流が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

市及び府は、このような事態に備え、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を確保する。また、備蓄物資の種類としては、高齢者や乳幼児等へ配慮した品目を見直し、必要数を備蓄する。

ア 非常用食料として、市及び府は相互に協力し、想定避難所生活者数に対する災害発生当日からの3食3日分を用意する。また、防災作業従事者の食料等物資の備蓄に努める。

イ 各家庭においては、災害に備えて最低3日間分、できれば1週間分以上の食料及び生活必需品を備蓄する。

(ア) 市が備蓄する重要物資

南海トラフ巨大地震を始めとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置付け、市と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄目標量として備蓄する。

必要量は、南海トラフ巨大地震を想定した避難所避難者数の最大41,040人の3日分とする。

備蓄品目と備蓄量は資料編を参照とする。

(イ) その他用品の確保

- a 精米、即席麺などの主食（食物アレルギーに対応した食料を含む。）
- b 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）
- c 災害用備蓄水
- d 野菜、漬物、菓子類などの副食
- e 被服（肌着等）
- f 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- g 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯、マッチ、ライター、固形燃料等）
- h 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- i 医薬品等（常備薬、救急セット）
- j 感染症予防用品（マスク、手指消毒液等）
- k ブルーシート、土のう袋
- l 仮設風呂・仮設シャワー
- m 高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、

視覚障害者用つえ、補聴器、点字器、高齢者用紙おむつ、妊婦用・介護用の下着や衣類等)

- n 携帯トイレ等の災害用トイレ
- o 簡易ベッド、間仕切りなど
- p 棺桶、遺体袋など

(2) 備蓄・供給体制の整備

市は、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業所等との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて近隣市町との共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

府は、災害の規模等に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業所等との連携及び民間事業所等の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市及び府は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資調達の登録に努める。また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

市、府及び電気事業者等は、所有する電源車や発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。また、市及び府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。

ア できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

イ 備蓄物資の点検及び更新

ウ 民間事業所等との協定の推進

(ア) 主食、副食、日用品等の関係業者と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。

(イ) 事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

(ウ) 輸送協定を締結した民間事業所等に対して、緊急通行車両標章交付のための事前届出を周知する。

エ 定期的な流通在庫量の調査の実施

オ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通を含む。）

カ 市物資拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

キ 備蓄品目、所在、配布方法の市ホームページや広報等による事前公開

ク 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認、災害協定を締結

した民間事業者等の発災時の連絡先及び要請手続等の確認の実施

(3) その他防災関係機関

ア 農林水産省

応急用食料品の調達・供給体制の整備及び調整並びに米穀の備蓄

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡

ウ 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

エ 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品などの備蓄

<資料>

- ・市が備蓄すべき品目（資料編 資料7-1）
- ・備蓄物資一覧表（資料編 資料7-2）
- ・民間応援協定（資料編 資料12-1）

第9節 ライフライン確保体制の整備

[市・関係機関]

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

1 水道・工業用水道施設

水道・工業用水道施設は市民生活の営みを支え、地域産業の振興や快適な都市機能を維持するための基幹的施設である。

このため、水道・工業用水道施設は災害による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道づくりを目指す。

(1) 施設の整備

ア 送配水施設については平常時から巡回点検を、幹線配水管については配水場等で給水量及び水位点検（記録）を実施し、事故の早期発見に努める。

イ 地震による水道管路の被害を最小限におさえるため、口径75mm以上の送配水管について、耐震性を考慮した管材料を使用する。

ウ 単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設によりループ管の整備を行う。

(2) 給水車等の整備点検

災害時における水道施設の被災により一時的に配水不能になったり、あるいは水道水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から月1回の給水車及び給水タンクを点検整備する。

(3) 資材の確保

災害により被災した水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を調達確保する。

(4) 応急復旧体制の強化

ア 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムの整備により、情報連絡体制を強化する。

イ 受水管の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

ウ 関係協力団体との協力体制を整備する。

エ 応急復旧活動マニュアル等を整備する。

オ 管路図等の管理体制を整備する。

(5) 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急・復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

(6) 相互応援体制の確立

水道においては、災害時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指

示、支援を行うために、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力する。

2 下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため不可欠な施設である。このため、下水道施設は、被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。

(1) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、管きょの接合方法、基礎工法の現状から、地震時においては地盤の軟弱な地域、地盤急変箇所において被害が予想される。このため、幹線管きょについては、変位を吸収する措置などにより耐震性の向上を図るとともに、枝線管きょについては、震災時に補修の容易な構造とし、点検などにより危険箇所の早期発見と修理、復旧対策に重点をおいて対処する。

また、液状化が発生するおそれのある地域においては、樹脂性管材を使用するとともに、埋め戻しには適切な埋め戻し材料を用いる。

(2) ポンプ場の整備

ア ポンプ場の立地状況によっては液状化や不等沈下による影響を受けやすく、特に根幹施設の損傷は復旧の長期化が予想される。そのため、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を図る。また、耐震性の補強、改築を推進するため、施設の更新計画を見直し、必要な措置を採る。

イ 各構造物間の連絡配管、配電線路は、不等沈下、揺れによる損傷を防止するため、特に、構造物を貫通する地中配管、配電線路については、構造物直近部の耐震措置を考慮し、転倒壊などによる損傷を未然に防ぐよう整備に努める。

ウ 非常用自家発電設備、ポンプ用ディーゼルエンジンは長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。また、長期の停電に備え、非常用自家発電設備の容量も考慮する。

エ ポンプ場のライフライン確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

(3) 事業所等の処理施設等の指導・監視

工場、事業所等の処理施設に対しても耐震設計及び排水機能の確保等の指導に努め、地震緊急措置・対策についての緊急連絡方法について周知徹底を図るよう指導する。

(4) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

イ 関係協力団体との協力体制を整備する。

ウ 下水道に関する事業継続計画（BCP）を策定する。

(5) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

イ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

ウ 可搬式ポンプ等の整備を推進する。

(6) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(7) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・府間の協力応援体制を整備する。また、民間事業所等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

イ 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の動員体制を整備する。

エ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

オ 平常時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

カ 防災関係機関との連携強化により平常時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

イ 災害対策用設備（移動用変圧機等）を整備する。

ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

オ 衛星通信の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

ア 復旧用資機材、要員について、電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。

イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
 - イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
 - ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
 - エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編制動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
 - オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
 - カ ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
 - キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
 - ク 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
 - ケ 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続の合理化に努める。
 - (ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - (イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化
- (2) 災害対策用資機材の整備、点検
- ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
 - イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。
 - ウ 消火・防火設備の整備充実に努める。
 - エ 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
 - オ 適切な導管材料の備蓄に努める。
- (3) 防災訓練の実施
- 情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- (4) 協力応援体制の整備
- 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

- (1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編制、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において、通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

オ 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に挙げる内容の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害予報及び警報の伝達

(イ) 非常招集

(ウ) 災害時における通信疎通確保

(エ) 各種災害対策機器の操作

(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧

(カ) 消防及び水防

(キ) 避難及び救護

イ 市地域防災総合訓練に参加し、これに協力する。

(4) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

7 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市、府及び大阪広域水道企業団は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

<資料>

- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・給水用車両及びタンク等保有一覧表（資料編 資料6-2）
- ・大阪広域水道震災対策相互応援協定（資料編 資料6-3）
- ・水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第10節 交通確保体制の整備

[市・関係機関]

道路、鉄軌道施設の管理者等は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

1 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

(1) 緊急啓開路線

- ア 緊急交通路（広域緊急交通路、地域緊急交通路）
- イ 緊急交通路と指定避難所、市役所、消防署、警察署、病院等、災害発生時に主要な役割を担う施設を連絡する路線
- ウ 上記ルートを補完する路線
- エ その他災害防止上重要な道路

2 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

鉄軌道施設の管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

- (1) 鉄道施設の防災管理
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- (3) 災害時における緊急輸送の協力
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する協力
- (5) 職員に対する防災教育の実施
- (6) 防災訓練の実施

3 乗合旅客自動車運送事業者（京阪バス株式会社）

災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る。

- (1) 運行施設の防災管理
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- (3) 災害時における緊急輸送の協力
- (4) 災害時における運行通信施設の利用
- (5) 職員に対する防災教育の実施

(6) 防災訓練の実施

<資 料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10－1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10－2）

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

[市]

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など災害応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。大規模な集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

また、市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

市、国、府、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生時、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府に協力して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

2 駅周辺における滞留者の対策

市は、寝屋川駅前線に整備した防災ゾーン（約60㎡）の有効活用を検討する。防災ゾーンの施設は次のとおり。

- (1) かまどベンチ
災害時に「かまど」として利用できる。

- (2) ソーラー照明
太陽光発電のLED照明
- (3) 防災ゾーン施設案内板
防災ゾーンの目的や各施設の配置及び説明の表示
- (4) 防災ポンプ・井戸
災害時に生活用水として、また防災トイレの注水に使用する水を確保できる手動くみ上げ式の井戸（飲料水にはならない。）
- (5) 防災トイレスツール
災害時にテントを張ってトイレとして利用できる。
- (6) 収納ベンチ
災害時に役立つ道具や防災トイレのテントなどを収納

3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、府及び関係機関と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供に当たっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

4 代替輸送確保の枠組みの構築

府は、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図り、市はこれに協力する。

5 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は民間事業所等との連携が十分に機能するよう、徒歩帰宅者を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組を進め、市はこれに協力する。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

市、府を始め防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに配慮するとともに、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 防災知識の普及啓発

市、府を始め防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど様々な災害の態様や危険性
- (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所等、その土地の災害リスク情報
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- (カ) 地域社会への貢献
- (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識
- (ク) 被災地支援に関する方法

イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間分、できれば1週間分以上の水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・什器類の固定、家屋・設備・塀・擁壁の予防・安全対策
- (カ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、指定避難所・指定緊急避難場所、福祉避難所及び家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (キ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練を始めとした防災訓練などへの参加
- (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に採るべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (シ) 避難時に活用する道路について、水害時の冠水等、災害時の安全性の事前確認

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 初期消火、救出救護活動
- (ウ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (エ) 情報の入手方法
- (オ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 要配慮者への支援
- (ク) 避難生活に関する知識
- (ケ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動
- (コ) 津波発生時（強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）に採るべき行動
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (セ) 災害時、被災地への不要不急の通信を控えること
- (ソ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(タ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレット、DVD等を作成、活用するとともに、広報誌（紙）及びテレビ、ラジオなどマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成に当たっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間を始め防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
雪害予防に関する事項		1月～2月
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月1日～31日
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 崖崩れ防災週間	6月1日～30日 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防・救急に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動 山火事予防月間 車両火災予防運動 救急の日 119番の日	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日 3月1日～31日 3月1日～7日 9月9日 11月9日

一般災害・地震災害予防に関する事項	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	防災とボランティア週間	1月15日～21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	津波防災の日	11月5日

(3) 要配慮者に対する啓発

- ア 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- イ 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛ける。
- ウ 防災知識をまとめた啓発用の点字化や多言語対応、やさしい日本語表記、ルビふり等を行うとともにホームページ(インターネット)に掲載、DVDなどへの字幕・手話通訳の挿入など、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した資料の作成、配布等多様できめ細かな普及啓発を検討する。
- エ 妊産婦や乳幼児の保護者等に対する防災知識の普及や訓練の実施に努める。

(4) 津波に関する防災知識の普及啓発

沿岸市町村での滞在時に被災した場合、市民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

日頃から津波襲来時における避難方法などを確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波でんでんこ」の意識を徹底する。

津波避難の必要性を啓発するため、津波被害を受けるおそれのある地域(市町村)を市民に周知する。

2 防災訓練

市及び防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るため、市民、自治会、地域協働協議会(防災に関する部会)及びその他関係団体の協力を得て、女性や要配慮者の参画を含め、多くの市民等の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

訓練の実施後は、訓練の結果を十分評価検討し、それに基づいて防災体制の改善等を行う。

(1) 総合訓練

防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、市及び防災関係機関は、市民と一体となり組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練、通信訓練、交通規制訓練、広域訓練等の各種訓練、災害種別訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を総合的に実施する。

(2) 個別訓練

ア 組織動員訓練

休日、夜間など勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

ウ 消防訓練

大規模火災の防御と避難者の安全確保等、大規模火災による被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

エ 水防訓練

水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、水防団の動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

オ 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

カ 避難訓練

避難の指示及び避難誘導等地域住民を安全に指定避難所へ避難させるための訓練を実施する。また、要配慮者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介護方法等について重点的に実施する。

キ 避難所開設・運営訓練

迅速な指定避難所の開設、円滑な運営ができるよう、指定避難所の開錠から運営までの訓練を実施する。

ク 施設復旧訓練

災害により土木施設、上下水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

ケ 図上訓練

防災アセスメントの結果等を基に、各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上（机上）で行う訓練を実施する。

(3) 市民訓練の指導

自主防災組織等の市民組織の防災に関する行動力の向上を図るため、市及び枚方寝屋川消防組合は、自主防災組織等が実施する各種防災訓練、防災啓発等に指導的立場から協力する。

(4) 留意事項

ア 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

イ あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

ウ 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

- エ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- オ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- カ 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 多様な防災教育の展開

学校教育を始め、地域や事業所等における様々な生涯学習の場において、幅広い防災知識が得られる教育機会を提供するなど、災害等に対する市民の行動力の向上に努める。

(1) 学校（園）における防災教育の充実

園児・児童・生徒が災害に適切に対処できる能力を育成し、「生命尊重」「思いやり」の心を育て、「互いに助け合う」態度を育むため、学校教育活動全体を通じ、園児・児童・生徒の発達段階に合わせて、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を実施する。また、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材として育成するよう努める。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ア 教育の内容

- (ア) 気象、地震、津波についての正しい知識
- (イ) 防災情報の正しい知識
- (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味
- (エ) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校（園）との連絡方法
- (オ) 災害等についての知識
- (カ) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

イ 教育の方法

- (ア) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (イ) 教育用防災副読本、DVDなどの活用
- (ウ) 特別活動等を利用した教育の推進
- (エ) 防災教育啓発施設の利用
- (オ) 防災関係機関との連携
- (カ) 緊急地震速報など防災に関する科学技術の活用
- (キ) 自主防災組織、ボランティア等との連携

ウ 教職員の研修

市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

エ 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

オ 校（園）内防災体制の確立

学校及び幼稚園は、園児・児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校（園）内防災体制の確立に努める。

(2) 防災をテーマにした生涯学習の展開

市民の災害に対する関心を高めるとともに、地域防災の担い手となる人材の育成を図るため、様々な生涯学習の場を活用した防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 地域ぐるみの防災学習への展開

地域全体の災害対応力の向上を図るため、地域住民の避難や救助・救援活動に役立つコミュニティ防災マップ、防災カルテ、コミュニティ防災計画の作成を支援するなど、自主防災活動と連携した地域ぐるみの防災学習への展開を図る。

(4) 災害時の備蓄品の整備

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

(5) 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

4 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 要配慮者対策

[市]

市及び関係機関は、災害時における要配慮者の安全確保のため、施設及び地域の協力の下に、対象者の把握、福祉施設・指定避難所等の設備等の点検及び改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策の実施に努める。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直す。

(3) 施設、設備等の安全点検等

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や附属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

浸水想定区域内の社会福祉施設等については、新設又は改修する際に2階建て以上にすなど、浸水時の屋内での一時避難が可能なるよう配慮する。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(4) 地域との連携

社会福祉施設等の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。そのため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(6) 市の取組

市は、府に協力して、社会福祉施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、他の市町村における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れのほか、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、社会福祉施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

2 在宅で介護が必要な者への対策

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握

等を含む)や避難誘導、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域の実状に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、府が示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」の作成を推進する。

また、当該プランの作成に併せて、以下の取組を実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

市は要配慮者のうち、災害時の避難行動に支援が必要な者の名簿を手上げ方式により作成しており、今後も定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適正な管理に努める。なお、要支援者名簿を活用し、避難支援等の取組について地域と連携して実施する。避難行動要支援者名簿については、「寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領（令和2年4月）」に則って取り扱うものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

エ 避難支援等関係者の範囲

オ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

カ 避難行動要支援者名簿の更新

キ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ク 避難支援等関係者の安全確保

(2) 個別避難計画の作成

ア 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域協働協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ウ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要

な配慮をする。

オ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 避難行動要支援者の情報把握・共有化

福祉部局や防災部局を始めとする関係部局が連携し、避難行動要支援者の情報把握に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

さらに、把握した情報は、避難行動要支援者地図システムに活用する。

(4) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携し、支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、必要な支援体制の整備・充実に努める。また、府と連携して、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(5) 防災についての指導・啓発

広報誌等により避難行動要支援者を始めとして、家族、地域住民に対する啓発を行い、避難行動にかかる共助力の向上を図る。

ア 避難行動要支援者及びその家族に対する指導

- (ア) 日頃から防災に対する理解を深め、必要な対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 自治会等において、地域住民の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。

(6) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障害者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。また、市社会福祉協議会、地域協働協議会（防災に関する部会）、自治会、校区福祉委員会等の多様なつながりを活かした情報伝達の推進を図る。

(7) 安全機器の普及促進

防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

(8) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所等において、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(9) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に府から派遣される大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の受入れ体制を整備する。

(10) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 外国人への対策

前記以外の要配慮者としては、外国人が考えられる。外国人は、日本語の理解が十分でないことや地理や災害に対する知識が低いことにより要配慮者に位置付けられる。

これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

市及び府は、市内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や地域国際化協会と連携し、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

(1) 災害関連情報の外国人等への広報

宿泊施設等への防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

防災・気象情報が確実に伝達できるよう、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用し、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行い、来訪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を提供するためのポータルサイトを多言語で開設する等、外国人に配慮した支援に努める。また、観光案内所を始め、駅周辺にお

ける多言語での情報提供の充実に努める。

(2) 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難所表示等もローマ字併記とすることを検討していく。多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

(3) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の指定避難所に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行うなど災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

(4) 避難訓練への参加の呼び掛け

避難訓練の際には、外国人の参加を呼び掛けるよう努める。

(5) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

関係機関と連携し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等に避難している外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

5 その他の要配慮者に対する配慮

市及び府は、高齢者・障害者・外国人以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

6 地域でのバックアップ体制の形成

以上の対策を推進するため、市、関係機関は地域住民と情報交換を行い、要配慮者対策を実施する。

第3節 自主防災体制の整備

[市・枚方寝屋川消防組合]

市、府及び消防機関は、地域の住民、事業者による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団、自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、ボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に努める。

1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組を支援する。

なお、市防災会議は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、防災訓練の検証結果等を踏まえ、地区防災計画の定期的な評価や見直しを行うものとする。

2 自主防災組織の育成

市及び枚方寝屋川消防組合はコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また研修の実施などによる防災リーダー（特に女性リーダー）の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

府は、市が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

(1) 活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- (イ) 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の普及、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- (ウ) 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・指定避難所・指定緊急避難場所の把握、防災資機材や備蓄品の管理、コミュニティ防災マップ・防災カルテ作成など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、消火、救急処置、避難所開設・運営、炊き出し訓練など）
- (オ) 自主防災組織間の情報交換
- (カ) 復旧・復興に関する知識の習得

イ 災害時の活動

- (ア) 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- (オ) 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- (カ) 自主防災組織間の協力連携等
- (キ) 指定避難所の自主的運営

(2) 育成方法

自治会単位等での地域の実状に応じた自主防災組織の結成を指導し、組織の活動に必要な防災資機材を貸与するなどして自主防災組織の育成に努めるとともに、災害時の協力体制を構築するため、自主防災組織間の連携の強化を図る。

府は、市が推進する自主防災組織育成の取組について、必要な支援を行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- ウ 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材貸与制度の活用、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施
- キ 自主防災組織間の連携についての協力

(3) リーダーの育成

自主防災組織の活性化にはその中核となるリーダーが必要である。そのため、各種組織の長、市職員・消防職員のOB等に協力を求め、講習会への参加等と呼び掛ける。

3 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、防犯団体、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

4 事業者による自主防災体制の整備

市、府及び消防機関は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

(1) 啓発の内容

ア 平常時の活動

- (ア) 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (イ) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (ウ) 災害発生の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (エ) 災害発生への備え（水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- (オ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・応急措置訓練など）
- (カ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員・利用者の安全確保（安否確認（従業員の家族を含む。）、避難誘導、要配慮者への援助など）
- (イ) 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う災害応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

(2) 啓発の方法

関係団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア 広報誌（紙）などを活用した啓発
- イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

5 救助活動の支援

市、府及び消防機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う救助活動を支援するため、地域に救助・救護用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練等を実施する。

第4節 ボランティアの活動環境の整備

[市]

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られる。大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を必要とする。

そのため、市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用して、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、また、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動環境の整備に努める。

1 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。
- (3) 市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

2 平常時の連携

災害時に迅速に、ボランティア調整機関が機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から市社会福祉協議会等と連携し、災害時にボランティア調整機関が円滑に組織化されるようにボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。また、災害時には、市とボランティアとが相互に協調し合えることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。さらに、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

- ・市内の社会福祉施設、民間福祉団体、市社会福祉協議会等のボランティア組織
- ・住民組織
- ・企業労働団体

- ・学校
- ・一般ボランティア

(1) 受入窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、平常時から連絡調整を行う。

(2) 事前登録

市及び府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

(3) 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 活動支援体制の整備

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

(5) 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第5節 企業防災の促進

[市]

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外

を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

寢屋川市地域防災計画

地震災害応急対策・復旧対策編

令和5年11月

寢屋川市防災会議

地震災害応急対策・復旧対策編

第 1 部 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

[市]

市は、市域内に大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、それぞれ必要な組織動員体制をとる。

1 災害時の配備体制の概要

市は市域内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「寝屋川市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、「寝屋川市災害警戒本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。震度4以上の地震が発生する可能性がある場合は、状況に応じて情報収集体制をとる。

震度4で災害警戒本部、震度5弱以上で災害対策本部をそれぞれ自動設置する。

また、勤務時間内は参集指令に従うが、休日、夜間等勤務時間外は参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所の自席に参集する。

なお、災害の規模や状況に応じて、災害の長期化を踏まえた災害対応職員の交代制を検討するとともに、健康管理への十分な配慮に努める。

(1) 地震災害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	
情報収集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度4以上を観測する可能性があり、防災課において必要と判断したとき。 2 緊急速報メール（エリアメール）が発信されたとき及び防災行政無線が発報されたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災主管課及び必要な関係課の職員をもって震度情報及び災害情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。 	
災害警戒本部	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度4を観測したとき（自動設置）。 2 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき（自動設置）。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じた、突発的災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	
災害対策本部	B号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	C号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度5強以上を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	

※ 震度については、大阪管区气象台（市町村名：「寝屋川市」）の発表による。

2 情報収集体制

この体制は、市域で震度4以上を観測する可能性があり、災害の発生が予測されるなど、防災課において必要と判断した場合に、防災主管課及び関係課により震度情報及び災害情報等の収集伝達活動を行うために設置する。

3 災害警戒本部による活動体制

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 市域で震度4が観測されたとき。
- イ 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- エ 市長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の廃止基準

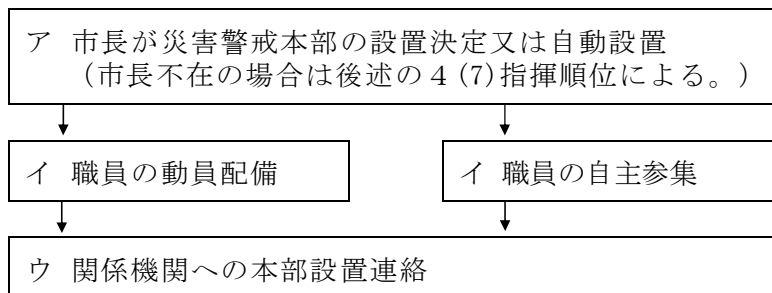
- ア 寝屋川市災害対策本部に移行されたとき。
- イ 当該災害に対する災害応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ 災害が発生するおそれなくなったとき。
- エ 本部長（市長）が適当と認めたとき。

(3) 災害警戒本部の設置場所

本部は、寝屋川市役所内（本庁2階リフレッシュルーム）に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断されるとき、又は災害の規模その他の状況により災害応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長（市長）の判断により他の市施設（議会棟）等に設置することができる。この場合は、各関係機関に周知徹底を図る。

災害警戒本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



(5) 職員の配備

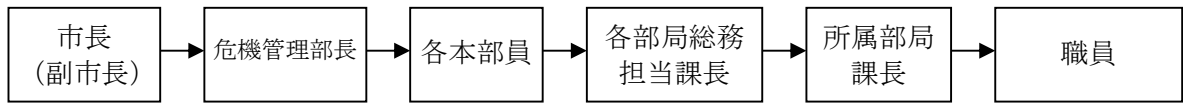
市域において震度4を観測したとき又は東海地震警戒宣言が発せられたときは、直ちに災害警戒配備体制をとる。また、災害の規模、態様等に応じて各本部長（部長）は所属職員の数を増減することができ、他班からの応援派遣を行うこともできる。

※ 警戒配備招集職員の日安（部長級以上、総務担当課長はすべての状況で自主参集）

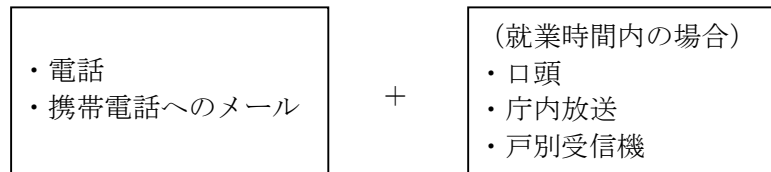
警戒配備	部長級以上、総務担当課長に加え、全職員の 1/4
------	--------------------------

(6) 配備の伝達

配備指令の伝達は、次により行う。

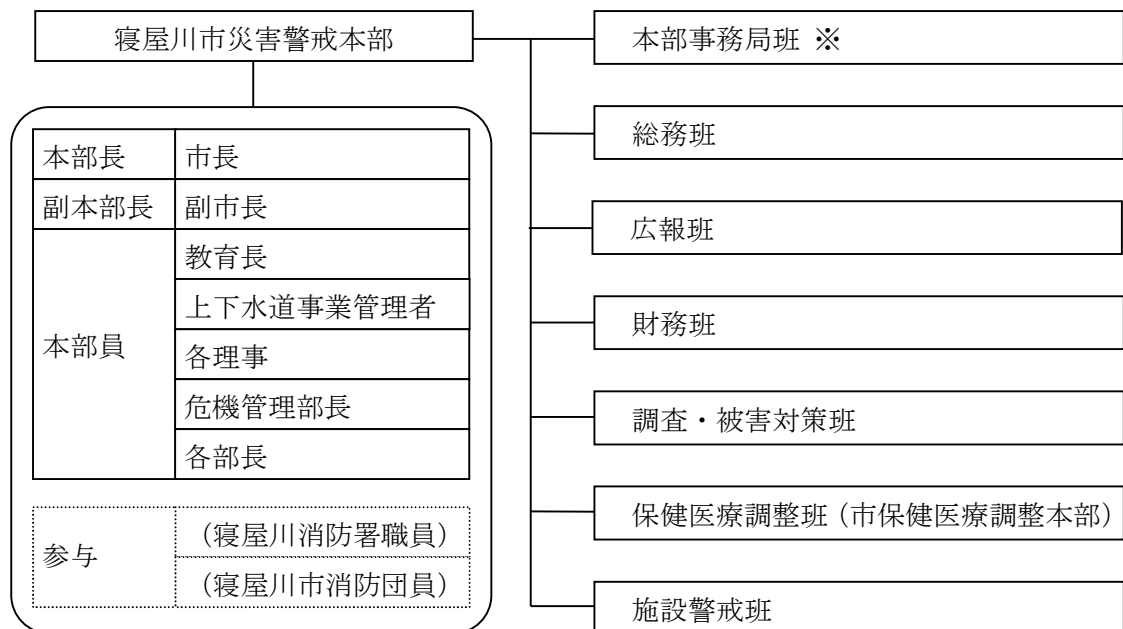


<伝達手段>



(7) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 災害警戒本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部局の応援等職員を含む。

イ 災害警戒本部の運営

(ア) 災害警戒本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には原則として各本部長（部長）をもって充てる。

(イ) 災害警戒本部の会議は、本部長、副本部長、本部長、参与及び本部事務局班をもって構成し、本部長が本部において収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要が生じた時に招集・開催し、所掌事務に関する災害応急対策を審議する。

(ウ) 各班に所属する各部局の所掌事務は、寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編資料1-4）を参照

4 災害対策本部の活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 災害警戒本部体制では対処できないとき。
- イ 市域で震度5弱以上を観測したとき。(自動設置)
 - (ア) 震度5弱でB号配備
 - (イ) 震度5強以上でC号配備
- ウ 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制から高次の体制で実施する必要があるとき。
- エ その他、市長が必要と認めたとき。

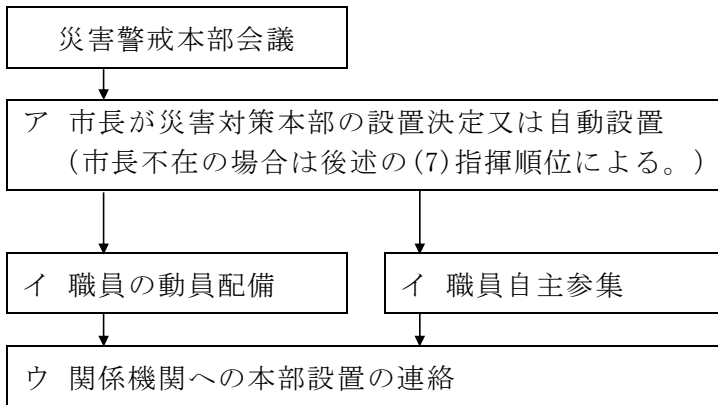
(2) 災害対策本部の廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他、本部長(市長)が適当と認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

本部は、寝屋川市役所内(本庁舎2階リフレッシュルーム)に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される時、又は災害の規模その他の状況により災害応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長(市長)の判断により他の市施設(議会棟)等に設置することができる。この場合は、各関係機関に周知徹底を図る。災害対策本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



(5) 職員の配備

配備体制については、災害の態様に応じて、ほぼ次の基準による。

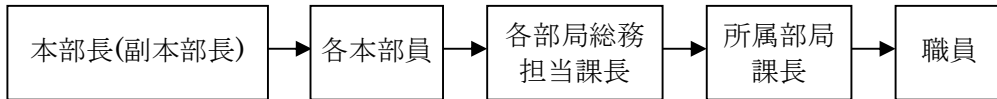
※警戒配備招集職員の日安(部長級以上、総務担当課長はすべての状況で自主参集)

A号配備	警戒配備職員に加え、全職員の1/6
B号配備	警戒配備職員、A号配備対象職員に加え、全職員の1/3 ※ 警戒配備対象職員、A号配備対象職員も自動的に参集

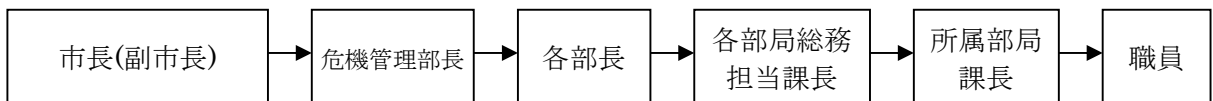
C号配備	残りの職員（再任用職員含む）が参集する（任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員を除く）。 ※ 警戒配備対象職員、A号配備対象職員、B号配備対象職員も自動的に参集
------	--

(6) 配備の伝達

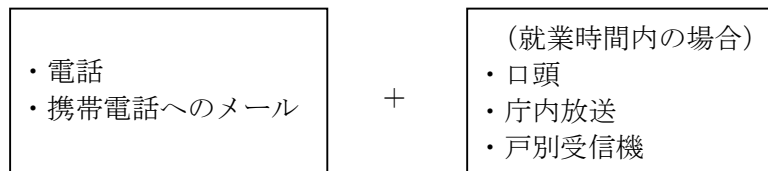
ア 災害警戒本部が既に立ち上がっているとき。



イ 災害警戒本部が立ち上がっていないとき（最初の地震が震度5弱以上）。



<伝達手段>



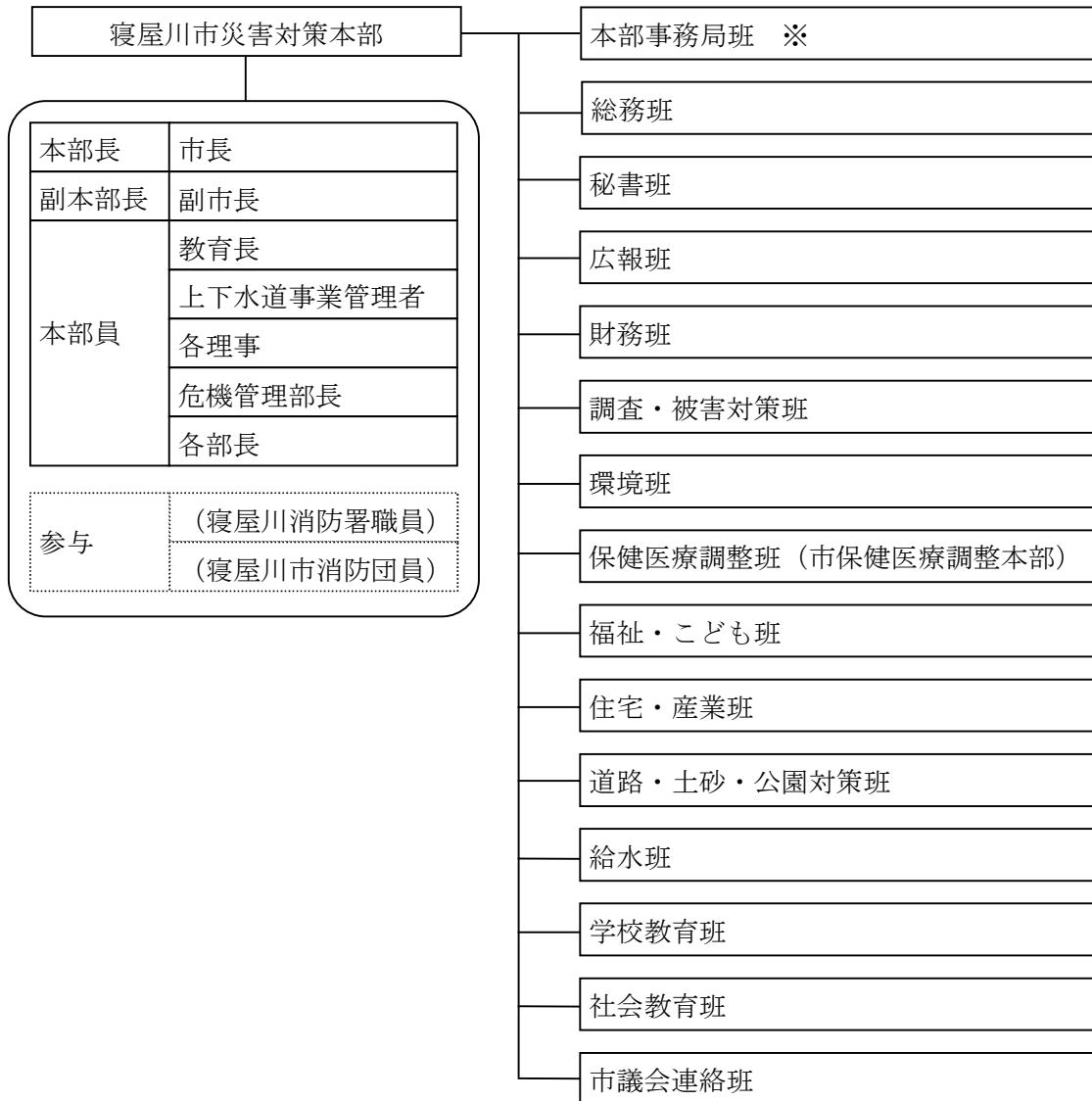
(7) 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副市長（危機管理部局を担当する副市長）
2	他の副市長
3	危機管理部長
4	教育長
5	上下水道事業管理者

(8) 災害対策本部の組織及び本部会議の運営

ア 災害対策本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部局の応援等職員を含む。

イ 災害対策本部会議の運営

(ア) 災害対策本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には各本部員（部長）をもって充てる。

(イ) 災害対策本部の会議は、本部長、副本部長、本部員、参与及び本部事務局班で構成し、次の事項について決定し、その実行を推進する。

- 災害応急対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各班間の連絡調整事項の指示に関すること。

- d 自衛隊災害派遣要請に関する事。
- e 国・府及び関係機関との連絡調整及び応援要請等に関する事。
- f 他市町村への応援要請に関する事。
- g その他災害に関する重要な事項。

ウ 本部事務局の役割

本部事務局は、本部連絡員（各局総務担当課長）、本部市民通報等受付員、本部事務局班等で構成し、本部の指示事項の伝達及び本部の運営事務等に当たる。

(9) 関係機関との連絡調整

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、各種の災害応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

国（内閣府）は、府、関係省庁、市及び他市町村、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

市は、連絡会議及び調整会議において把握した情報について関係機関等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(10) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各班は、本部会議の決定に基づき、情報収集伝達、応援要請、救出、避難、その他の災害応急対策を実施する。

なお、各班の事務分掌は、寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1-5）に示す。

(11) 府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

5 勤務時間外の配備体制

勤務時間外に震度5弱以上が観測され、災害対策本部を設置した場合、勤務時間外の災害応急対策の実施に当たり、管理施設・所属勤務場所に参集する職員を編制しておく。

(1) 災害対策本部の活動

ア 災害対策本部においては、市全体の被害状況の把握を行い、災害応急対策に関する重要な事項について協議し、実施する。

イ 災害対策本部には、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員の災害対策本部会議構成員のほか、本部事務局職員及び各班の所管事務と災害対策本部の指示事項を担当する各班所属職員並びに所属勤務場所に参集する職員を配備する。

ウ 寝屋川市保健所、市立保健福祉センター、池の里市民交流センター及びクリーンセンターに勤務する職員は所属勤務場所に、その他の災害対策本部職員は災害対策本部設置場所に参集する。なお、本部体制がとれるまで、参集の早いもので職制上

位の者が指揮を執る。

6 地震災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 勤務時間外及び休日等においても、職員は配備指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、配備区分に従い、速やかに所属の勤務場所に参集しなければならない。
ただし、次に掲げるものは参集を要しない。
 - ア 公務のため管外出張中の者
 - イ 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の者
 - ウ その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた者

7 動員

- (1) 配備計画
各本部員（部長）が部内を調整の上、必要な人員及び班を編制し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておく。
- (2) 平常執務時の伝達
災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長（市長）の指示により配備体制を整え、各本部員（部長）は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立する。
- (3) 各課の動員計画
各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒本部体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。
- (4) 非常招集の方法
 - ア 各本部員（部長）等による非常招集の方法は、携帯メール又は電話による。
 - イ 勤務時間外において、テレビ、ラジオ等のメディアで市域の震度情報又は被害状況を受けた場合、その震度、被害状況に応じた体制をとる。
大阪管区気象台から発表される震度データは、「寝屋川市」の震度を参考にする。
 - ウ 出張等で所定の勤務に就けない場合や、災害で所属の参集場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や指定避難所に参集し、当該施設の責任者の指示に従って災害応急活動に従事するとともに、所属の長又は所属の勤務場所の責任者にその旨を連絡する。
 - エ 動員状況の報告及び連絡
 - (ア) 職員は、参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
 - (イ) 市において災害応急対策活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。
 - (ウ) 各本部員（部長）は、動員した職員の氏名、時間等を動員職員名簿（資料編 様式2）により本部長（市長）に報告する。

オ 本部連絡員

(ア) 各班別に本部連絡員を置く。本部連絡員は、総務担当課長又は所属班の各本部員（部長）の指名する職員をもって充てる。

(イ) 本部連絡員は、所属班と災害対策本部との連絡等に当たる。

8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

(1) 職員の安全確保と初動体制

あらかじめ定めた初動体制に基づき、職員への情報伝達や、職員の安全確保と迅速な初動対応を実施するが、状況に応じて臨機に対応する。

(2) 防災対応や避難誘導にかかる行動ルール

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、あらかじめ定めた防災対応や避難誘導にかかる行動ルールに基づく。

<資 料>

- ・ 寝屋川市防災会議条例（資料編 資料1-1）
- ・ 寝屋川市防災会議の構成（資料編 資料1-2）
- ・ 寝屋川市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）
- ・ 寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編 資料1-4）
- ・ 寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1-5）
- ・ 項目別 担当部局等一覧表（資料編 資料1-6）
- ・ 動員職員名簿（資料編 様式2）
- ・ 参集途上における被害状況報告書（資料編 様式3）

第2節 災害情報の収集伝達

[市・関係機関]

地震に関する情報や突発的に発生した地震災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害応急対策の基礎として必要不可欠であるため、調査要領に基づき関係機関と調整を取り、迅速かつ的確に実施する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の所属や立場等の観点から、情報の選別・優先割当を行い、適切な応急対策を実施する。

1 地震に関する情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

気象庁は、震度3以上を観測した場合、震源の位置、規模及び地域震度、市町村震度（震度観測点のある市町村の区域において観測された最大の震度）を発表する。また、震度5弱以上と予想されるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名も発表することとなっている。市では、「寝屋川市」の震度を参考にする。また、大阪府震度計によって、自動的に市域の震度が得られる。

震度と被害の程度の関係を表したものを気象庁震度階級関連解説表（資料編 資料2-4）に示す。

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報 寝屋川市の地域名は「大阪府北部」
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（出典：大阪府地域防災計画 基本対策編（令和4年12月）、気象庁HPを一部修正）

(2) 緊急地震速報の伝達

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（寝屋川市の区域は「大阪府北部」に該当する。））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、市及び府等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通じて市民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。

(3) 市民への情報の伝達

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車を利用し、又は状況等に応じて地域協働協議会（防災に関する部会）等と連携して、市民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者等に対して地震に関する情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対して採るべき措置について周知する。なお、周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

(4) 府への報告

市は土砂災害が発生した場合には、地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）（資料編 様式4）及び土石流、土砂流用災害報告様式（府用）（資料編 様式5）により、枚方土木事務所まで、被害状況の報告を行う。

2 初期情報の把握

地震発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(1) 被害地域、被害の規模等の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府を始め関係機関へ速やかに伝達する。

ア 庁舎周辺の被害状況

- イ 消防機関への通報状況
- ウ 寝屋川警察署からの情報（通報状況等）
- エ 防災関係機関からの情報
- オ 消防団、自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、市民等からの情報
- カ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- キ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害状況

(2) 被害の種別ごとの把握

次の事項について、判明次第府を始め関係機関へ伝達する。

- ア 火災発生状況
- イ 避難の必要の有無及びその状況
- ウ 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況
- エ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況
- オ 住家の被害その他の物的被害
- カ 電気、ガス、電話、水道その他の機能被害
- キ その他本部長（市長）が必要と認める特命事項

3 詳細な被害状況等の把握

(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の本部員は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長（市長）に報告しなければならない。

(2) 災害情報の一元化を図るため、危機管理部長を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。

被害の種類については、次のとおりである。

- ア 被害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した区域・場所
- エ 被害状況
- オ 災害に対して既に採った措置
- カ 災害に対して今後採ろうとする措置
- キ 災害応急対策に要した費用の概算額
- ク その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）参照

(3) 調査報告

ア 各班は、それぞれの被害調査担当分担に従い調査を実施し、本部事務局班に報告する。

イ 緊急を要する被害報告は、無線で本部事務局班に連絡する。

ウ 住民登録の有無に関わらず、市域で行方不明となった者に関しては、警察等と連携して情報収集の実施に努める。

(4) 市民からの通報等受付

災害警戒本部又は災害対策本部の災害応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報等については、本部市民通報等受付員が集中して受け付ける。

(5) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速かつ的確を期すため、関係機関と常に連絡を図り、情報の正確を期す。

イ 本部への報告は、通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。

4 被害状況の関係機関への報告

本部事務局班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する防災関係機関
 - (2) 災害応急対策を実施する庁内の関係各班
 - (3) 報道機関
 - (4) 市民
- 防災関係機関と連携して広報する。

報告の区分及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
即報	被害情報	覚知後、直ちに報告、以後詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害、住家被害及び幹線道路被害 ◎ 現況を把握できた範囲で ◎ 迅速性を第一に ◎ 部分情報、未確認情報も可ただし、情報源を明記すること。 	(様式6)で受付及び調査を行う。
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告、以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、保健医療衛生など) ◎ 職員の人身に関わる事故 ◎ その他必要事項 	(様式6) (様式7)
	要請情報	必要な時にその都度	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 職員の補充・応援要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車輛等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項 	(様式8)
定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日午前10時までにまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地震発生後、緊急に報告した情報をまとめて確認された情報を報告 ◎ 全壊、全焼・半焼、死者及び重傷者が発生した場合には、その集計及び氏名・年齢・住所等をできる限り速やかに報告 	(様式9)
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ その他必要事項 	(様式9)
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 職員の補充・応援要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車輛等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項 	(様式8)

5 府への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合は、府に報告する。

(1) 報告の基準(即報基準)

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

イ 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの。

ウ 社会的影響基準

ア. 一般基準、イ. 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）に従い、災害が発生したときから、当該災害に対する災害応急対策が完了するまでの間、災害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）により、府危機管理室に対して行う。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民基本台帳登録の有無に関わらず、市の区域内で行方不明となった者について、寝屋川警察署等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

ア 枚方寝屋川消防組合への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

エ 報告すべき火災・災害等を覚知したときには、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲^(注)でその第一報を府に報告する。

また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

※ 第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能

(3) 報告の種類

ア 災害概況速報

地震発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況速報」に従い報告するとともに、概況が判明するのに合わせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

イ 被害状況即報

地震発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被

害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ウ 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、「災害報告取扱要領」の第1号様式「災害確定報告」に従い事後速やかに報告する。

6 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）である。

7 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を施設管理者、本部長（市長）、警察官又は消防職員に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに本部長（市長）に、また本部長（市長）は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

8 通信手段の確保

地震災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 関係機関の通信窓口

防災関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害時優先電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、防災関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、固定局及び移動局がある。固定局では、受信所として小中学校等の防災関連重要施設に配備されている。

(ア) 市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）

イ 水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）

ウ 消防無線（枚方寝屋川消防組合）（資料編 資料4-4）

エ 府防災行政無線

（ア）府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

オ 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用

（ア）大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用（資料編 資料3-4）

<資料>

- ・ 気象庁震度階級関連解説表（資料編 資料2-4）
- ・ 関係機関の通信窓口（資料編 資料3-1）
- ・ 通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）
- ・ 災害概況速報（資料編 様式7）
- ・ 被害状況集計報告書（資料編 様式9）
- ・ 要請情報（資料編 様式8）
- ・ 災害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）
- ・ 地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）（資料編 様式4）
- ・ 土石流、土砂流用災害報告様式（府用）（資料編 様式5）

第3節 災害広報・広聴活動

[市・関係機関]

市、府及び防災関係機関は、大地震が発生したとき又は二次災害等の発生するおそれがあるときは、相互に協議調整し、市民を始め、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を提供する。

1 実施主体

広報班は、取りまとめられた情報を基に、本部事務局班やその他関係機関との協議により広報内容・時期を決定するとともに、広報活動用資料の作成、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。また、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

2 災害モード宣言

市は府と連携して、市民や事業者等に、市内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

市域に震度6弱以上を観測した場合

(2) 発信の内容

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

3 災害広報活動の実施

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌（紙）の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。なお、市は必要に応じ、収集した画像情報について府等と共有を図る。

(1) 広報の内容

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・気象の状況

- (イ) 出火防止、初期消火の呼び掛け
- (ウ) 要配慮者への支援の呼び掛け
- (エ) 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起

イ その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその後の見通し
- (ウ) 被災者のために講じている施策
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い及び被災地ニーズ

(2) 広報の方法

- ア 広報誌（紙）などの内容変更・臨時発行等
- イ ヘリコプター、広報車やハンドマイクによる現場広報
- ウ 指定避難所等への職員の派遣、広報誌（紙）・チラシの掲示・配布
- エ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による広報
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- キ 地域協働協議会（防災に関する部会）、自治会、赤十字奉仕団等の市民団体の協力等
- ク 緊急速報メール（エリアメール）
- ケ インターネット（ホームページ）の活用
- コ ケーブルテレビ等への情報提供
- サ SNSなどを活用した広報

(3) 災害時の広報体制

- ア 広報班による広報内容の一元化
- イ 広報班による広報体制の確立
 - (ア) 広報資料の作成
 - (イ) 防災関係機関との連絡調整

4 報道機関との連携

市、府を始め防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

次の放送機関への緊急放送の実施は、災害対策基本法の規定により、本部長（市長）から要請することができる。

日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802（FM COCOLO）など

(2) 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、災害応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、専門の職員を報道責任者として配置し、定期的な情報提供を行う。また、対策要員と報道関係者との混在を避け、独立した災害対策本部事務室を確保するため、必要に応じて報道関係者控え室や仮眠室等を別室に確保するよう努める。

府は、状況に応じ、震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 避難行動要支援者（障害者や高齢者等）への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害特性に配慮した広報を行う。

イ 外国人への情報提供

府は必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

(4) 安否情報の提供

日本放送協会は、安否情報の提供に努める。

5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

(1) 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の周知と活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

6 広聴活動の実施

市、府を始め防災関係機関は、被災住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話を備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的な広聴活動に努める。

<資料>

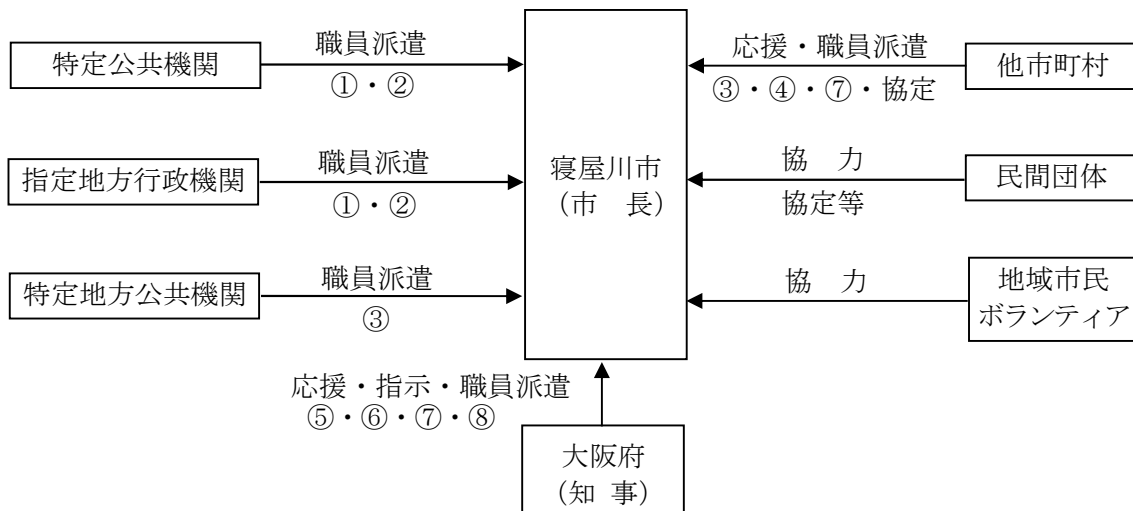
- ・震災時広報様式（資料編 様式11）
- ・市民相談連絡票（資料編 様式12）

第4節 広域応援等の要請・受入れ・支援

[市]

地震災害が発生した場合に、災害応急対策を実施する上で、市のみでは、対応が不十分となるときには、市は災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の応援部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、災害応急対策又は災害復旧の万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（市長等^{※1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{※3}に対し職員の派遣を要請する。）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{※3}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※4}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（市長等^{※1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める。）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が市長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。）
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める。）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する。）

※1：市長等

市町村長又は市町村の委員会若しくは委員

※2：知事等

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員

※3：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※4：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

1 応援の要請

(1) 府、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要事項

(2) 府下市町村への応援要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第67条に基づき、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要事項

大規模地震の場合、府内市町村も市と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断した場合は、知事に直ちに応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 相互応援協定市町村への応援要請

本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

協定締結状況については、災害応援協定関係（資料編 資料12）を参照とする。

この協定は、災害発生により被災し、独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。なお、大規模地震の場合、近隣市町村も市と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

(5) 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求にかかる応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける本部長（市長）の指揮の下に行動する。

(6) 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域にかかる災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときには、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

2 職員の派遣要請

地震災害発生時の災害応急対策、復旧対策を実施するため、市の職員のみでは、対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条第2項又は地方自治法第252条の17第1項の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、本部事務局班は、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第30条第1項、第2項に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、本部事務局班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

3 応援の受入れ

府、他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定市町、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班が確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。なお、保健医療活動チームの受入れについては、市保健医療調整本部と連携し対応する。

応援を要する班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。また、応援部隊との間には、定期的な意見交換の場を設定する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、市役所等に現地連絡所等の設置を行う場合には、必要なスペース等を確保し、その設置に協力する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、枚方寝屋川消防組合と協力して、直ちに離発着できるように災害時用臨時ヘリポートを準備する。

4 民間との協力

(1) 労働者の確保

ア 従事命令、協力命令

本部長（市長）は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（従事命令）。

この場合、業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、市が災害対策基本法第84条の規定により補償（損害補償）を行う。

また、本部長（市長）は災害対策基本法第71条第2項に基づき、知事からの通知

により従事命令、協力命令を発する。この場合、府が実費弁償、損害補償を行う。

(7) 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法	執行者	公用令書	実費弁償	損害補償
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第3項	災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第7条第1項	知事	要	要 災害救助法 第7条第5項	要 災害救助法 第18条第2項
	協力命令	災害救助法 第8条	知事	不要	なし	要 災害救助法 第18条第2項
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
	従事命令	災害対策基本法 第71条第2項 (知事からの通知 により行う。)	市長	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官	不要	なし	なし
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防職員 消防団員	不要	なし	要 消防法 第36条3第1項
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	不要	なし	要 水防法 第45条

(イ) 従事命令、協力命令の対象者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法第65条による市長、警察官の従事命令	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助法第7条第1項による知事の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害救助法第8条による知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法第71条第1項による知事の従事命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害対策基本法第71条第1項による知事の協力命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の協力命令	応急措置を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法第4条による警察官の従事命令	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法第29条第5項による消防職員、消防団員の従事命令 水防法第24条による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	火災の現場付近にある者 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

(ウ) 公用令書の交付

公用令書の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。公用令書交付の対象となる従事命令又は協力命令の場合、発した命令を変更し、又は取り消すときも公用令書を交付する。

災害対策基本法に定める公用令書（資料編 様式13）

(エ) 実費弁償

交通費及び宿泊料等の実費弁償の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

なお、本部長（市長）が災害対策基本法第65条の規定により、また、消防職員又は消防団員が消防法第29条第5項の規定により、医療関係者に医療技術又は技能の提供を期待して出動命令を発した場合、現行法では実費弁償の規定がなく、弁償する義務はないが、事実行為として提供した資器材の補償のほか、手当及び旅費等を必要に応じて支出することは差し支えないと解されている。

(オ) 損害補償

従事命令、協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡又は負傷若しくは疾病にかかった場合の損害補償は、上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

イ 公共職業安定所の労働者供給

(ア) 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

a 必要労働者数

- b 男女別内訳
- c 作業の内容
- d 作業実施期間
- e 賃金の額
- f 労働時間
- g 作業場所の所在
- h 残業の有無
- i 労働者の輸送方法
- j その他必要な事項

(イ) 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

(ロ) 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

ウ 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害応急対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、災害応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所等をいう。

(2) 要員の災害応急対策従事

災害時における災害応急対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害応急対策に従事する。

ア 災害応急対策実施機関の職員

災害応急対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

イ 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (イ) 清掃及び防疫
- (ロ) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- (エ) 災害応急対策現場における危険を伴わない軽易な作業
- (オ) 軽易な作業の補助
- (カ) その他上記の作業に類した作業

ウ 一般労働者

- (ア) り災者の安全な場所への避難
- (イ) 医療及び助産における各種移送業務
- (ロ) り災者の救出

- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救済用物資の輸送
- (カ) その他災害応急対策実施上の補助業務

エ 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。公用令書の交付対象外の場合は指示された業務に従事する。

オ 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 防災組織等の協力

市は、防災組織、市内外のボランティア等に対し災害応急対策に対する協力を求める。

ここでいう防災組織とは、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

これらの協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・ 地震時における広報広聴活動に協力すること。
- ・ 地震時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- ・ 地震時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・ 被害状況の調査に協力すること。
- ・ 被災地区内の秩序維持に協力すること。
- ・ その他の災害応急対策業務に関すること。

(1) 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負う。

- ア 防災関係機関への協力
- イ 被害情報等の防災関係機関への伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 初期救急救助
- オ 要配慮者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

(2) ボランティアの協力

地震時において被災者の救援等を自発的に行う者はボランティアとして市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は市社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

詳細については、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第2章第16節自発的支

援の受入れ」に準ずる。

6 市職員OBの活用

大規模な災害が発生した場合、大量の災害時業務が発生し、市職員では速やかな対応が困難となることが予想される。そのため市は、防災活動や業務に関する豊富な知識及び経験を持つ職員OBの再任用や一時採用等により、人材の確保に努める。

7 災害発生市町村への応援

(1) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

(2) 災害発生市町村長への応援

知事から市長に対し、他の災害発生市町村長への応援を求められた場合、市は、当該市町村に対し、積極的な応援を行う。

<資料>

- ・民間応援協定（資料編 資料12-1）
- ・他自治体との広域相互応援協定（資料編 資料12-2）
- ・公用令書（資料編 様式13）

第5節 災害緊急事態

[市]

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は府及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害にかかる重要な課題に適切に対応する。

第6節 自衛隊の災害派遣

[市]

本部長（市長）は、地震が発生し、その被害が大規模となって、市及び関係機関だけでは、十分な災害応急活動が困難な場合、市民の生命又は財産の保護のために、知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断したときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2 派遣要請要求の手続

- (1) 派遣要請の要求は、本部長（市長）が知事に行う。この場合において、本部長（市長）は、必要に応じて、その旨及び市域にかかる災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 通信の途絶等により知事への要請の要求ができない場合は、本部長（市長）は直接陸上自衛隊第3師団長に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要するときは自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。なお、本部長（市長）は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、寝屋川警察署、枚方寝屋川消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上、速やかに行う。

- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

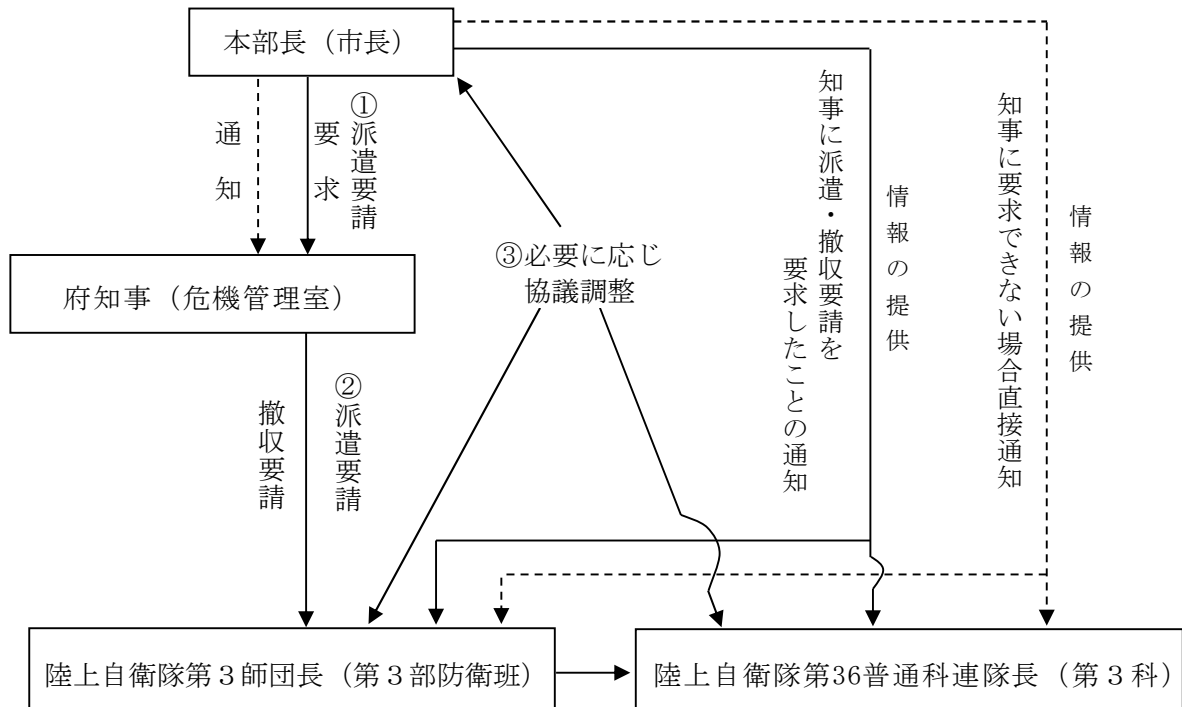
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 市長等の連絡窓口
- オ その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時機を逸するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

- (5) 派遣要請連絡先

- ア 府知事（府危機管理室長）
大阪市中央区大手前二丁目
府防災行政無線 220-8920
電話（直通） 06-6944-6478
- イ 陸上自衛隊第3師団長（第3部防衛班）
伊丹市広畑一丁目1番地
府防災行政無線 823-8900
電話 072-781-0021 内線 333
夜間 301

ウ 陸上自衛隊第36普通科連隊長（第3科）
 伊丹市緑ヶ丘七丁目1番1号
 陸上自衛隊伊丹駐屯地
 府防災行政無線 824-8900
 電話 072-782-0001 内線 4031・4032
 夜間 4004



＜自衛隊派遣・撤収要請等手順＞

(6) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着時刻
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となるべき事項

3 自衛隊の自主派遣基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、本部長（市長）、寝屋川警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を採る必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施するとき。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

4 派遣部隊の受入れ

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により寝屋川警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア 受入体制の確立

市は、危機管理部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市、府、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸

送等を行い、避難を援助する。

ウ 被災者等の捜索救援

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救援を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害にかかる情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 派遣部隊の撤収要請の要求

本部長（市長）は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<資料>

- ・自衛隊の災害派遣、撤収要請書（資料編 様式14）

第7節 消防計画

[枚方寝屋川消防組合・消防団]

消防機関は地震が発生した場合に、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

1 枚方寝屋川消防組合

市は、常備消防を枚方市と一部事務組合で運営しているため、枚方寝屋川消防組合の消防活動は両市域を対象として行うものである。

枚方・寝屋川両市域において、地震災害が発生し、通常の警防体制では効果的に警防活動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、現警防体制を強化し非常警備体制をとる。

(1) 非常警備体制

消防長は、次の基準に該当する場合は非常警備体制へ移行、縮小又は解除する。

ア 移行基準

(ア) 管轄区域内で震度4以上を観測したとき。

(イ) 管轄区域内で震度4未満を観測した場合でも、災害状況の変化に応じて警防活動の強化を必要としたとき。

イ 解除基準

(ア) 災害発生のおそれが解消したとき及び災害処理が完了したとき。

(イ) 消防長が適当と認めたとき。

(2) 非常招集

ア 震災1号招集（震度4） 本部職員：課長以上の職員（ただし、交替制勤務員を除く。）及び指定職員

各署職員：課長以上の職員（ただし、交替制勤務員を除く。）及び非番職員の課長

イ 震災2号招集（震度5弱） 本部職員：全員（ただし、警防課員の交替制勤務員の調査担当及び指令課員週休者を除く。）

各署職員：警備課員（毎日勤務者）消防司令以上の職員、枚方市・寝屋川市及び隣接市町村居住の非番職員

ウ 震災3号招集（震度5強） 全職員

エ 特命招集 震度に関係なく指名された職員

(3) 非常警備体制の組織

非常警備体制時における消防組合の組織は、本部長、副本部長及び消防本部職員で構成する警防本部と部隊長、副部隊長及び消防職員で構成する署警防部隊によって構成する。

ア 警防本部の組織

警防活動を効果的に行うため、消防本部に警防本部を置き警防活動を総括する。

イ 署警防部隊の組織

警防活動を効果的に行うため、署警防部隊を編制し、警防活動の実施に当たる。

(4) 警防本部及び署警防部隊の任務分担

ア 警防本部の任務分担

警防本部は消防本部職員で構成し、署警防部隊の活動を円滑に実施させるための支援活動及び警防本部の事務を行う。

イ 署警防部隊の任務分担

署警防部隊は消防職員で構成し、署管轄内の災害に対して掌握する部隊を投入して、消火、救出、救助等の警防活動及び署警防部隊の事務を行う。

(5) 部隊編制

ア 警防本部の編制

警防本部の編制は、消防本部配置車両をもって編制し、本部長の運用により、署警防部隊への応援及び資機材の補給等の支援活動を行う。

イ 署警防部隊の編制

発災当初は必要最小の人員で、1隊でも多くの小隊を編制することを重点とし、時間経過とともに小隊への増員等強化を図る。

なお、小隊編制順位は消防小隊、救急小隊、特殊小隊の順とする。

ただし、当該署管内の実状、被災状況、勤務人員、参集人員等により、編制順位を変更し、編制人員の増強を図る。

(6) 警防活動の基本方針

震災時における警防活動は、市民の生命・身体の安全確保を基本とし、次により行う。

ア 消火活動の優先

地震被害の要因は、二次的に発生する火災である。したがって、警防活動は出火防止及び火災の早期鎮圧並びに延焼拡大防止に努める。

また、火災が各地で同時多発した場合は、あらかじめ指定した重要防ぎょ地区等を優先し、避難の安全確保に努める。

イ 人命救助・救急活動

震災時には、火災に加えて家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等の車両事故、危険物・毒劇物の漏洩等による複合的な被害が発生するおそれがあるため必要に応じて人員・資機材等を活用し、寝屋川警察署及び関係機関との密接な連携の下、人命救助・救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努める。

(ア) 人命救助活動

a 救助事案が多発している場合は、火災現場及びその付近での救助活動を優先し、少数の隊員で多数の人命救助ができるなど救命効果の高い事案を主に活動を実施する。

b 救助活動を行う場合は、必要に応じ、災害現場に現地本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、地域協働協議会（防災に関する部会）、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑化を図る。

(イ) 救急活動

- a 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- b 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- c 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた受入先、搬送先等を決定するために、現場本部に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。
なお、負傷程度や救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

ウ 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

(7) 部隊運用

震災時の非常警備体制における消防小隊等の部隊運用は、次の3種類とする。

- ア 指令課からの指示による通常運用
- イ 署警防部隊運用宣言による非常運用
- ウ 本部長による特命運用

(8) 情報収集

震災時は有線電話の不通、電波障害及び無線統制による発信制限等のため、情報の入手が極めて困難となることが予測されるが、あらゆる手段を講じて、的確な情報を早期に収集する。

(9) 警防活動の支援

警防活動が長期にわたることが予測される場合に、円滑に活動を実施するため、次により支援業務を実施する。

- ア 交替要員の確保
- イ 物資等の調達

(10) 相互協力等に関する活動

地震とそれに伴う災害が同時多発し、災害の推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるとき、本部長は広域消防応援協定に基づき、応援要請を行う。

ア 広域消防応援体制

(ア) 地震による被害が管轄区域に限定されず、他市町又は大阪府域外に及んでいることが明らかな場合や、大規模災害及び特殊災害が発生するなど震災被害により管轄区域内の消防力が著しく低下した場合に応援要請を行う。

- a 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請
- b 消防相互応援協定に基づく応援要請

市町村は、当該市町村の管内において大規模な災害等が発生した場合や、現有消防力では対応できない場合に備え、消防組織法第39条に基づき、近隣の市町村や大阪府内全体の市町村が消防相互応援協定を締結している。

- c 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と判断した場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

- d 消防組織法に規定する消防庁長官の措置に基づく応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、枚方寝屋川消防組合の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡が取れないときには、直接、消防庁長官に対して要請する。

(イ) 要請手段

a 有線通話可能の場合

可能な限り電話又はファクシミリで行うことを原則とするが、電話輻輳等で困難な場合を考慮し、統制波等によって要請を同時発信する。

b 有線通話不通の場合

各波無線一斉送信により要請するとともに、府へ要請を依頼する。

なお、大阪府内消防本部等については、各地域の代表本部を通じて要請する。

イ 応援部隊の受入れ

応援要請先から応援に向かう旨の連絡があったときは、応援部隊の受入準備を行う。

(ア) 集結場所、野営場所の通知

(イ) 現場活動の道案内役の誘導員の待機

(ウ) 現場活動のために必要な地図

2 寝屋川市消防団

(1) 消防団における警備の内容

ア 通常警備体制

通常火災の警備とする。

イ 非常警備体制

大火災及び非常災害時における警備とする。

(2) 警備部隊の編制

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めた時は、非常警備体制を命ずる。

(3) 活動範囲

原則として所属区域を優先して行うが、本部長（市長）、消防長又は消防団長の特命及び隣接区域等の火災発生並びに被害状況等により応援活動を実施する。

(4) 任務

ア 消火活動及び各消防隊との連携

イ 中継送水等の相互援助

ウ 飛火警戒

エ 人命救助、救急搬送及び避難誘導

オ 残火整理の徹底

カ その他特命による業務

3 自主防災組織等

地域住民による地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防機関、寝屋川警察署など防災関係機関との連携に努める。

<資 料>

- ・枚方寝屋川消防組合における消防力の現状（資料編 資料4-1）
- ・緊急消防援助隊の応援等要領（資料編 様式15）
- ・寝屋川消防署管内の消防水利・水利施設状況（資料編 資料4-2）
- ・消防相互応援協定（資料編 資料4-3）
- ・階数別建築物一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-5）
- ・危険物施設一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-6）
- ・枚方寝屋川消防組合組織機構図（資料編 資料4-7）

第8節 救助・救急活動

〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団
・寝屋川警察署・関係機関〕

消防機関、寝屋川警察署は、地震災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は搜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。また、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、現場で活動する関係機関と相互に連携を図るとともに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

1 実施機関

枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、寝屋川警察署と協力して救助・救急活動を実施するが、これらのみでは対応できない場合は、市は、府、府警察、近隣市町及び自衛隊に応援を要請する。

2 対象者

(1) 救助の対象

- ア 地震時、倒壊家屋の下敷きになったとき。
- イ 火災時に火中に取り残されたとき。
- ウ 流失家屋及び孤立した所に取り残されたとき。
- エ 崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなったとき。
- オ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生したとき。
- カ ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生したとき。
- キ その他これに類似するとき。

(2) 対象者

行方不明者で、生存していると推定されるとき。

3 行方不明者の搜索活動

- (1) 行方不明者の搜索に当たっては、枚方寝屋川消防組合と市が、寝屋川警察署及び地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や搜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- (4) 搜索が困難な場合は、本部事務局班を通じて府及び隣接市に応援を求める。
- (5) 遺体を発見した場合は、速やかに寝屋川警察署に連絡する。

4 救助の方法

- (1) 枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部 第1章 第7節 消防計画」に準じた体制にて救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を

実施する。

- (2) 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- (3) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、地域協働協議会（防災に関する部会）、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑化を図る。

5 救助・救急活動

- (1) 医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた受入先、搬送先の手配等を実施するために、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

6 相互応援

市単位では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市などに応援を要請する。

7 各機関による連絡会議の設置

市、府、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

[市・関係機関]

市、府及び医療関係機関は、「寝屋川市災害時医療・救護体制マニュアル」、「寝屋川市災害時保健医療対策マニュアル」及び「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要なり災者のうち、地震の発生に伴う災害時の混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療救護（助産を含む。）について次のとおり実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。

1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療提供が遅滞することとなり時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携の下、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。

この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所等と位置づけ医療活動を行う。また、長期化する避難生活に伴い、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

ア 平時の体制整備

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

イ 発災時の対応

医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で入力するとともに、以後、一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 平時の体制整備

(ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。

(イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。

イ 発災時の対応

市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、

災害時医療情報連絡員（リエゾン）を必要に応じ関係機関等へ派遣する。

3 現地医療体制の整備

(1) 医療救護所

ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ（振り分け）を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。

イ 病院災害マニュアルの作成

医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。

(2) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受入れを行う。

イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。

(3) 保健医療活動チームの受入れ及び配置調整

市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。

保健医療活動チームの役割は次のとおり。

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

4 後方医療体制の整備

市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。

(1) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、

患者の広域搬送を行う。

イ 特定診療災害医療センター

府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5 医薬品等の確保供給体制の整備

市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での病院備蓄

- (ア) 災害拠点病院
- (イ) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 市災害医療センター
- (エ) 医療救護所に指定された医療機関

イ 卸業者による流通備蓄

ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の確立

市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 保健医療活動チームの搬送

市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品の受入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。

7 個別疾病及び慢性疾患対策

市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8 要配慮者及び市民の健康管理

市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養者、高齢者、その他市民に対し、指定避難所等を巡回し必要な保健指導を行う。

9 関係機関協力体制の確立

市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との、災害医療訓練を実施する。

11 市民への啓発活動

市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。

<資料>

- ・災害医療機関一覧表（資料編 資料8-1）
- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第10節 避難の指示及び誘導

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

地震及び地震に伴う二次災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。

また、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 避難のための立ち退き指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第94条第1項

- ※ 指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ※ 本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

3 避難の指示の伝達

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

指示に当たっては、避難指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、予想される災害に対応しておおさか防災ネットによるメール配信やメールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）、緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）などにより周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 高齢者等避難

実施基準	気象状況、自然条件等から判断して、地震に伴う二次災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示を行うことが予想されるとき。
趣 旨	市民に対して状況の周知を行い、避難のための準備と心構えを事前に徹底する。避難行動要支援者及び要配慮者は、避難行動を開始する。また、避難支援等関係者は支援行動を開始する。
伝達内容	ア 指示者 イ 避難準備をすべき理由 ウ 危険地域 エ 避難する場合の避難先、方法、経路 オ 携行品、火気の始末、戸締まり、要配慮者の早期避難等注意事項
高齢者等 避難 伝 達 文 (例 文)	<p><サイレン> 「サイレン3秒、1秒休み」を3回くり返し</p> <p>■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇町の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。</p> <p>【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】</p>

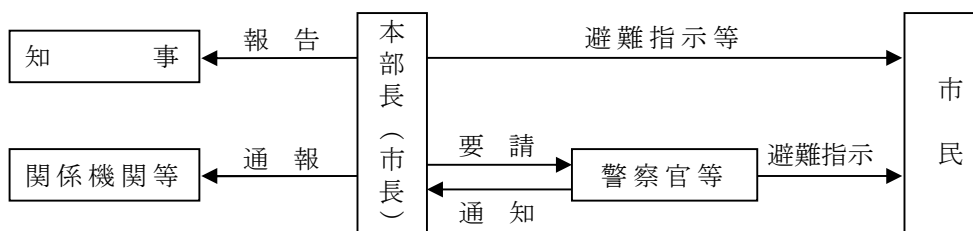
<p>避難の準備</p>	<p>避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。</p> <p>ア 避難に際しては、必ず火気・危険物の始末を完全に行う。</p> <p>イ 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</p> <p>ウ 避難者は、できるだけ名簿（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。</p> <p>エ 動きやすい服装で、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。</p> <p>オ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。</p> <p>カ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。</p> <p>キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。</p>
--------------	---

- ※ 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。
- ※ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

(2) 避難指示

実施基準	ア 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想される時。 イ 火災が拡大するおそれがある時。 ウ 爆発等のおそれがある時。 エ 地すべり、山崩れ、河川・ため池の決壊等により危険が切迫している時。 オ その他市民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 避難先 エ 避難経路 オ 避難誘導員の指示連絡等
避難指示伝達文(例文)	<サイレン> 「サイレン7秒、1秒休み」を3回くり返し ■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇町の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。 【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】

(3) 避難情報の伝達経路



(4) 知事に対する報告

本部長（市長）は、避難の指示等を行った場合その旨を知事に報告する。また避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

4 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防職員、消防団員、警察官、施設管理者等の協力を得て、地域協働協議会（防災に関する部会）、地域自治会役員と連携して組織的な避難誘導を行うものとし、安全と統制を図り実施する。

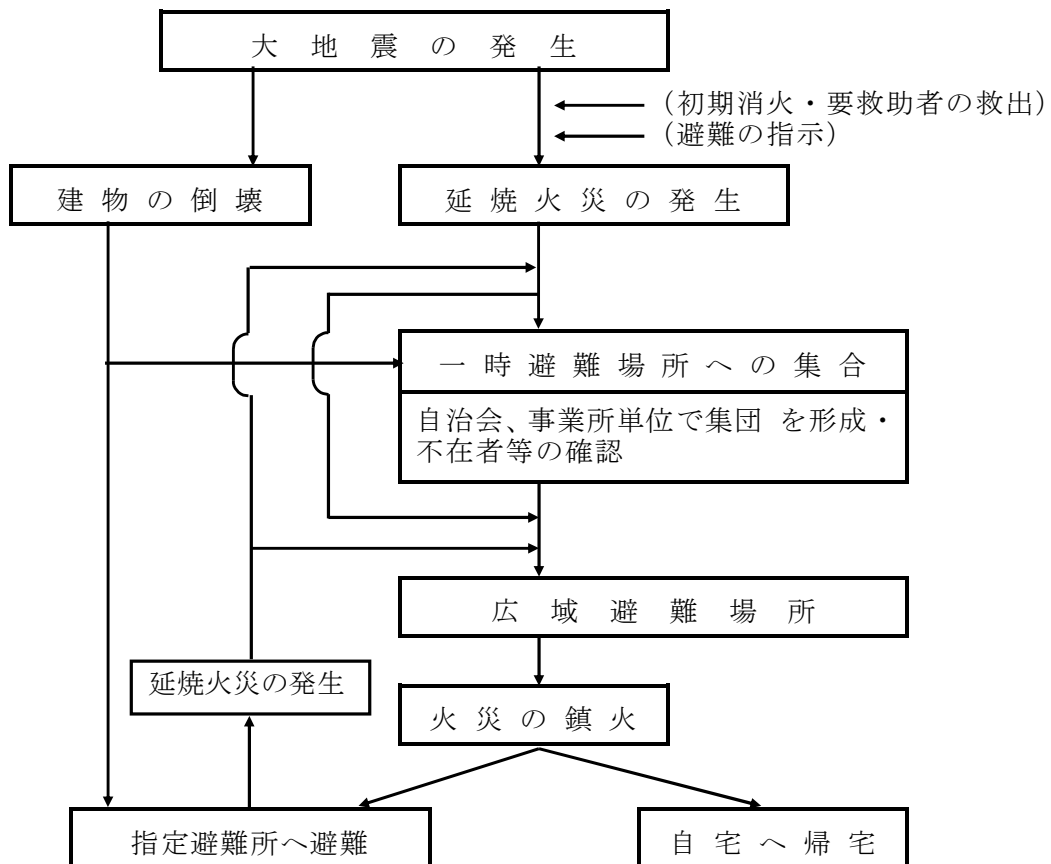
(1) 誘導に当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるとともに、定められた指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及びこれらのものに必要な避難支援等関係者を優

先して行う。避難行動要支援者名簿に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、福祉を担当する部で把握している避難行動要支援者情報に基づき、避難行動要支援者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

なお、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づく「避難行動要支援者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。

- (2) 学校、病院、社会教育施設及び社会福祉施設においては、各施設の管理者等が、幼児・児童・生徒、施設利用者等を指定避難所、若しくは受渡場所まで安全に避難誘導する。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
また、緊急交通路に選定されている避難路での避難については、関係機関と緊密な連携を取りながら避難者の安全を確保する。
- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。また、避難支援等関係者の安全確保に努める。妊産婦や乳幼児を連れた保護者に対しては、必要に応じて避難介助を行う。
- (5) 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (6) 大規模災害時には、必要に応じて住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者の在宅避難への誘導を検討する。

＜避難のパターン＞



5 被災者の運送要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、被災者の運送を要請する。

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

6 避難の解除

本部長（市長）は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。避難指示等の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。

7 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、寝屋川警察署、消防機関等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示

を行い、避難等に支障のないように処置する。さらに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防職員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項
消防長又は消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

8 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

<資 料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・一時避難場所一覧表（資料編 資料11-2）
- ・広域避難場所一覧表（資料編 資料11-3）
- ・広域避難場所に通じる避難路一覧表（資料編 資料11-4）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-6）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第11節 二次災害の防止

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

防災関係機関は、余震又は地震発生後の大雨による浸水、土石流、地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、有害物質の漏えい、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

1 公共土木施設等応急対策

(1) 対象

河川施設、土砂災害危険箇所、ため池等農業用土木施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設の管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被害が確認されたときは関係機関に報告し、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

土砂災害危険箇所について、市は必要に応じ府に対し、事前に登録された斜面判定士の派遣を要請する。

斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

橋りょう等道路施設について、道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、寝屋川警察署等関係機関に連絡するとともに復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

(3) 避難及び立入制限

市、府及び施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 建築物応急対策

(1) 公共建築物

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物等

ア 危険度判定

(ア) 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施に当たっては、市内在住及び在職の被災建築物

応急危険度判定士に協力を要請する。また、市は必要に応じて府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。

(イ) 宅地

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

イ 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3 危険物等応急対策

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類取扱施設、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

市及び枚方寝屋川消防組合は、危険物等の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との密接な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危険防止を図る。

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。市、府及び枚方寝屋川消防組合は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第12節 緊急輸送活動

[市・関係機関]

市、府を始め防災関係機関は、消火、救助、救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧にかかる要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送手段の確保

輸送に当たっては、車両、鉄道、水上、航空機等の手段が考えられる。

(1) 車両の確保

市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 車両の調達要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 鉄道輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

(4) 水上輸送

陸上の輸送が不可能な場合、点野緊急用船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。

(5) 航空機輸送

陸上の輸送が不可能な場合又は孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、臨時離発着場を指定して、府に調達あっせんを要請する。

(6) 緊急交通路の確保

緊急交通路（府が選定する「広域緊急交通路」及び市が選定する「地域緊急交通路」）の道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び寝屋川警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 啓開作業

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動（災害対策基本法第76条の6）を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限を行った場合、府又は府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認手続きを行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を得て緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の範囲

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両

イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両

ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(2) 取扱区分

ア 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長（市長）は届出済証を提示させるとともに、緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）を府（危機管理室）又は府公安委員会（府警察本部又は寝屋川警察署交通課）に提出する。

イ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から緊急通行車両確認

証明書及び標章（資料編 資料10-3）を交付されるので、標章を車両の前面の見やすい位置に貼り付けた上、証明書を備え付けて輸送を実施する。

4 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所：市民体育館

5 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、災害協定を締結している業者から調達する。

6 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地

ア 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合など運送業者に連絡する。

(2) 水上輸送基地

ア 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。

イ 河川管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、府警察、自衛隊に利用可能な水上輸送基地及び船着場を連絡する。

(3) 航空輸送基地

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）
- ・災害時用臨時ヘリポート選定状況（資料編 資料10-5）
- ・災害時用臨時ヘリポート指定地位置図（資料編 資料10-6）

第13節 交通規制

[市・寝屋川警察署・関係機関]

地震災害時における交通混乱は、災害応急対策活動の実施に著しい障害を生じる。

道路管理者及び寝屋川警察署は、災害が発生した場合又は災害がまさに発生しようとする場合において、相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するために、必要な交通規制を実施する。

1 交通規制の根拠

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときに行う交通規制の根拠は、次のとおりである。

交通規制の実施に当たっては、道路管理者及び寝屋川警察署は、密接な連携の下に適切な処置を採る。

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2 被害情報等の収集

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

3 緊急交通路の確保

(1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保（第一次交通規制）

寝屋川警察署は、府が指定する緊急交通路重点14路線のうち、市内を通行する国道1号、国道163号について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第二次交通規制）

寝屋川警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、府及び寝屋川警察署に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 寝屋川警察署

(ア) 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、市、府、道路管理者と協議して区域規制を行う。

(ウ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 道路管理者による措置命令

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。（災害対策基本法第76条の6第1項）

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）

ウ 損失補償

道路管理者は上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、市、府に対し、知事は市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。（災害対策基本法第76条の7）

オ 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。（災害対策基本法第76条の4第1項）

(6) 交通規制の標識等の設置

寝屋川警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(7) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

寝屋川警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき派遣された警備員の運用を行う。

4 緊急交通路の周知

市、寝屋川警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、市民への周知を行う。

5 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに寝屋川警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時に、これにかわる迂回路の指定等の措置を採り、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 資機材の調達については、災害協定を締結している業者から必要に応じ緊急に調達する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料10-3）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料10-4）

第14節 ライフラインの緊急対応

[市・関係機関]

水道・工業用水道、下水道、電気、ガス、電気通信に関わる事業者は、地震発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。

1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、市及び府に報告する。
- (2) 水道事業者、下水道事業者、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社、日本電信電話株式会社及びKDDI株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

関西電力送配電株式会社は、市内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、市に報告する。

2 各事業者における対応

- (1) 府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設、市及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。
- (2) 市及び府、大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設において、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行い、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

水道については、特に、医療施設等の緊急に水を必要とする重要施設についての給水を確保する。

下水道については、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

- (3) 関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。
- (4) 大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、

ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

- (5) 日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は電報を一般の通話又は、電報に優先して取り扱う。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

<資 料>

- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・給水用車両及びタンク等保有一覧表（資料編 資料6-2）
- ・大阪広域水道震災対策相互応援協定（資料編 資料6-3）
- ・水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第15節 交通の安全確保

[市・関係機関]

鉄軌道及び道路管理者は、地震発生時における迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

ア 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所の早期発見に努め、その状況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。

被害が生じた場合には、その状況を市又は府に報告する。

イ あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。

ウ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

エ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(3) バス路線（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

ウ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動を要請する。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

[市]

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、知事は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待つ時間がない場合は、本部長（市長）は知事の補助機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について本部長（市長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により本部長（市長）が行う事務のほか、本部長（市長）は、知事が行う救助を補助する。

4 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、市においては次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が100世帯以上に達するとき。
- (2) 府内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき。
- (3) 府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

5 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的に住居困難な世帯は3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

6 適用手続

- (1) 本部長（市長）は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指示を受けなければならない。

7 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）に示すとおりであるが、救助にかかる費用の限度額及び期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第2節 指定避難所の開設・運営

[市]

市は、地震の発生及び二次災害の発生により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所の施設を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所の施設の管理者に連絡する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

イ 本部長（市長）は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の維持管理のため、直ちに避難所担当職員を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難なときは、あらかじめ協議した地域協働協議会（防災に関する部会）の役員や施設の管理者を開設者としてすることができる。

ウ 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び寝屋川警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、受入期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 指定避難所の受入対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

(イ) 自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示の対象である者

(イ) 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

ウ その他避難が必要と認められる者

2 避難者の受入れ

- (1) 避難所担当職員は、避難地域の被災者を受け入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (2) 避難所担当職員は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿（資料編 様式16）を作成する。なお、避難者名簿については、個人情報保護の観点から、その取扱い及び管理に十分注意する。また、継続的な被災者支援への活用のため、必要に応じて避難者名簿から被災者台帳への引継ぎを行う。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (3) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入困難となったとき災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (4) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり要配慮者の早期の的確な把握に努める。
- (5) 指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。
- (6) 指定避難所の開設に当たっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (7) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。
- (9) 同行避難したペットについては、飼育場所を確保するなどの配慮を行うとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所の管理者及び施設の管理者は、市民、地域協働協議会（防災に関する部会）及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、指定避難所の管理をする。
- (2) 避難所担当職員は、避難所状況報告書（資料編 様式17）により受入状況を本部事務局班班長に報告する。本部事務局班班長は、避難所集計表（資料編 様式18）を作成する。
- (3) 避難所担当職員は、次の事項が発生した場合は、直ちに本部事務局班班長に報告する。

- ア 被災者の受入れを開始したとき。
 - イ 受入者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 避難者が死亡したとき。
 - エ 指定避難所に感染症等が発生したとき。
 - オ その他報告を必要とする事象が発生したとき。
- (4) 市は、指定避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
- (5) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するとともに、学校に勤務する職員が学校長の指示を受け必要に応じて指定避難所の支援業務を行う。
- (6) 常に災害警戒本部又は災害対策本部、保健医療調整本部と情報連絡を行う。

4 指定避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

市は、指定避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進する。

運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能なときは、避難所担当職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て指定避難所の開設、運営を行う。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図る。

また、指定避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

〇〇避難所運営委員会

《構成員》

自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設管理者、市職員等

《役割》

会長 …………… 運営委員会を代表し、会務を総括
副会長 …………… 会長を補佐し、必要があればその職務を代行
事務局長 …………… 事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計等を行う。
リーダー …………… 各担当の責任者として、活動員に指示等を行う。

《班構成例》

施設等の管理 ……… 指定避難所の施設管理、備品管理等
避難者の管理 ……… 避難者名簿の管理、情報の整理、安否確認等
連絡・広報 ……… 災害対策本部や地域との連絡・調整等
食料・物資の配付 … 備蓄食料の配付、救援物資の收受・保管・配付等
その他 …………… 救護、衛生、ボランティア等

※ 構成員、班構成は、指定避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とし、構成員同士が話し合いながら決定する。

※ 会長や副会長等には男女両方を配置し、運営委員会には女性が3割以上参画するよう努める。

5 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意するとともに、市保健医療調整本部の避難所等支援班と連携し指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとの避難者にかかる情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のため、避難所でのルール等を掲示する。
- (3) 災害応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。（適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。）
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 施設管理者の協力を得て、施設内の清掃（特にトイレの清掃）及びごみ処理に努めるとともに、避難している人の手洗い及びうがいを徹底し、集団感染の発生を防止する。
- (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を行う。
- (7) 要配慮者への配慮に努める。（指定避難所における要配慮者スペースの設置や、必要に応じてトイレ等避難所生活の支援要員を確保するとともに、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所等への二次的避難についても対応する。また、指定避難所の関係者間での要配慮者の状態及びニーズの情報共有、継続的な体調管理の実施に努める。）
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、洗濯等の頻度、避難所等支援班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況、子どもの遊び場や勉強のためのスペースや集会所等の交流の場の確保状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (9) 長期的な避難所運営について、必要に応じて専門性を有した外部支援者の協力の確保に努める。
- (10) 避難の長期化の際には、避難している場所の他地域への移動や指定避難所の統廃合等を検討する。
- (11) 避難者からの意見を収集するため、必要に応じて意見箱等を設置する。
- (12) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (13) 相談窓口の設置及び周知に努める。（女性相談員の配置に配慮する。また、男性に対する相談体制も整備する。）
- (14) 様々な事情を考慮して優先順位を付け、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず「一番困っている人」から臨機応変に対応する。
- (15) 避難所運営組織への女性の参画を促進する。
- (16) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

- (17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーティション、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女別のトイレ及び女性用トイレを多く設置、ユニバーサルデザインのトイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- (18) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (19) ペットの同行避難についてはペットのためのスペースを確保するとともに、ペット飼養者には、指定避難所におけるペットの飼育ルールを周知して、周辺への配慮を徹底する。
- (20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (21) 避難者に対して、必要に応じて落ち着き先の要望の聞き取りを行い、要望に沿う形での支援を行う。（避難者の立場を考慮したきめ細かい対応を早い段階から準備するよう努める。）
- (22) 自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (23) 被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防の周知に努める。
- (24) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (25) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。
- (26) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

6 指定避難所の縮小・統廃合・閉鎖

- (1) 本部長（市長）、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の統廃合・閉鎖を決定し、避難所担当職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所担当職員は、本部長（市長）の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置を採る。

(3) 本部長（市長）は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については指定避難所を縮小して存続させる等の措置を採る。

7 指定避難所の早期解消のための取組

市は、府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも災害応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

8 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、市は、広域的な避難を行った者に対し、情報や福祉サービス等の提供に努める。

府から、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、市は被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

<資料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・一時避難場所一覧表（資料編 資料11-2）
- ・広域避難場所一覧表（資料編 資料11-3）
- ・広域避難場所に通じる避難路一覧表（資料編 資料11-4）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第3節 緊急物資の供給

[市、関係機関]

市及び府は、地震災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な被災者に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

1 物資の輸送等

市は、備蓄場所からの物資の輸送、物資の受入拠点からの物資の輸送、物資調達先からの物資の輸送等において必要があると認めるときは、協定に基づき一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合等に応援を要請する。

また、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送に関する応援の要請を行う。

物資の一時保管が必要な場合は、市民体育館を物資の受入拠点として指定する。

2 給水活動

市は、府、大阪広域水道企業団と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行う。

また、府と大阪広域水道企業団（構成市町村を含む。）は、大阪府域で震度5弱以上を観測した場合には、市と協力して、速やかに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置する。府は、大阪市災害対策本部及び大阪広域震災対策中央本部と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

なお、給水は、まず、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

(1) 市、大阪広域水道企業団の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 配水場、配水池及びその周辺での拠点給水の実施
- イ 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ 給水用資機材の調達
- オ 災害用備蓄水の配布
- カ 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- キ 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- ク 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓の活用に関する調整

(2) 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- イ 給水用資機材の調達に関する総合調整
- ウ 給水活動に関する情報の提供
- エ 給水活動に関する応援の調整
- オ 飲料水の水質検査
- カ 災害用備蓄水の配布

(3) 給水所等

近畿陸運局大阪運輸支局を給水所に設定
あんしん給水栓18か所

(4) 給水対象等

水道部局が定める基準に準ずる。

(5) 応援要請

飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、東部大阪水道協議会幹事市へ連絡する。ただし、連絡が取れないときは、①日本水道協会大阪府支部、②日本水道協会関西地方支部、③日本水道協会の順に、連絡を行い要請する。

地震発生後の時間経過ごとの給水計画

時間経過	市民	寝屋川市
① 地震発生後24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1日当たり3リットルを目安に備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害状況、市民の避難状況等の把握 ・ 給水班の編制 ・ 応急給水拠点の開設 ・ 給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・ 府への応援依頼
② 地震発生後3日目程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 上記①に加え ・ 応急給水により飲料水等を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各応急給水拠点等において飲料水等の給水を実施（給水車等を使用） ・ 給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報

③ 地震発生後4日 目以後	上記②に加え ・ 応急給水活動に協力	上記②に加え ・ 地域外の応援車両等を活用し た飲料水等の運搬
------------------	-----------------------	---------------------------------------

3 食料・生活必需品の供給

市、府及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市の役割

市は、災害発生時においては、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請したときは、府に報告する。

- ア 指定避難所ごとの必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達

(2) 府の役割

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市町村ごとの必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給にかかる調整
- カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- キ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- ク 応援物資等を、輸送基地で受付し、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送
- ケ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する物資等の運送要請

(3) その他防災関係機関の役割

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、市の物資支援ニーズの把握に努め、防災機関と情報共有を図るとともに、市が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、市に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下、「プッシュ型支援」という。）を開始する。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮する。

- ア 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品（政府備蓄米）の提供について連絡・調整
- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 経済産業省
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達並びに被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給にかかる調整
- オ 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- カ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保
- (4) 要配慮者への配慮
食料の供給は、高齢者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。
- (5) 食料供給に関するその他の注意事項
必要に応じて、食物アレルギー等の食料や食事に関する配慮を行う。また、文化や宗教上の理由による食事への配慮を行う。

地震発生後の時間経過ごとの食料供給計画

時 間 経 過	市 民	寝 屋 川 市
① 地震発生後24時間程度まで	・ 原則として各家庭の備蓄食料で対応	・ 被災状況・住民避難状況等の把握 ・ 備蓄食料の給与 ・ 府に備蓄食料の払い出しを要請
② 地震発生後3日目程度まで	上記①に加え ・ 寝屋川市による供給により食料を確保	・ 食料供給場所の設置（指定避難所等） ・ 府備蓄物資の受入れ ・ 指定避難所等への食料輸送 ・ 指定避難所等での食料給与
③ 地震発生後4日目以後	上記②に加え ・ 可能な範囲で炊事調理を実施	上記②に加え ・ 大阪府外から輸送された食料を指定避難所等に輸送・供給・炊き出しの実施

<資 料>

- ・ 大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13－1）
- ・ 備蓄物資一覧表（資料編 資料7－2）
- ・ 民間応援協定（資料編 資料12－1）
- ・ 浄水場等の水量（資料編 資料6－1）

- ・大阪広域水道震災対策相互応援協定（資料編 資料6-3）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第4節 保健衛生活動

[市]

市は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を取りつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 衛生教育及び広報活動
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、

二類感染症：急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(8) 留意事項

市は、次の事項に留意して、防疫活動を行う。

- ア 防疫必要地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施する。
- イ 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に指定避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- ウ 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- エ 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。
- オ 感染症法により、知事が生活用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中、生活用水の供給を行う。

2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等災害時に援護が必要な要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、女性と男性とでは災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、必要に応じて女性に対する相談・支援体制を充実させる。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- エ 保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等の指導を行う。

(2) こころの健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 環境の激変による精神疾患発症、再発、症状悪化、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

3 食品衛生監視活動

市は、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

4 環境衛生監視活動

市は、関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所の衛生確保の指導助言
- (2) 浴場施設への衛生監視

5 保健衛生活動における連携体制

市は、防疫活動、食品及び環境衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、他の保健所設置市や府に応援を要請する。

また、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

6 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

- (1) 被災地域における動物の保護・収容

飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体を始め、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

- (2) 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、飼主とともに避難した動物の適正な飼養方法について指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

- (3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5節 要配慮者への支援

[市]

市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時においては、「寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領（令和2年4月改訂）」に則り、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）を始め、民生委員・児童委員や地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者に対しても、その避難支援に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 指定避難所等への移送

市は、速やかに避難行動要支援者の負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、指定避難所、福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

(4) 指定避難所等における避難行動要支援者及び名簿情報の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報については、指定避難所等において、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に適切に引継ぎを行い、避難行動要支援者の生活支援に活用する。

2 福祉・医療ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努めると同時に避難行動要支援者の状態に応じた運営を行う。また、中断できない医療や医療的ケアのニーズの把握に努め、必要な医療連携を行う。

3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等

に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

(2) こころのケア対策

市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、こころのケア対策に努める。

(3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。福祉避難所においては、男女共同参画の視点に配慮するとともに、生活相談員等の配置、要配慮者用消耗機材の確保に努める。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

4 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所、又は医療機関への入院が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

5 乳幼児、妊産婦への配慮

乳幼児、妊産婦に対しては、心身両面の健康状態に特に配慮し、水や粉ミルク、哺乳瓶やおむつ等の必要や生活必需品等の確実な配布、衛生環境の改善、こころのケアや健康相談窓口の開設等に努める。

なお、応急保育については、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第2章第13節 応急保育等」に準ずる。

6 外国人への配慮

外国人に対しては、多言語での生活関連情報等の情報提供に努め、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。

第6節 被災者の長期的な生活支援

[市]

大規模な災害が発生した場合、被災者生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府、関係機関、ボランティア等と連携し、長期的な被災者支援体制を確立する。

1 被災者の長期支援体制

市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の確立に努める。

2 市民等からの問合せ対応

市及び府は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。また、問合せ窓口の一元化を図り、窓口の連絡先等については市ホームページ等による迅速な公表に努める。

被災者の安否について市民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係地方公共団体、消防機関、寝屋川警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 社会秩序の維持

[市・寝屋川警察署・関係機関]

市及び府を始め防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

1 市民への呼び掛け

市及び府は、各種の災害応急対策の推進、実状周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動を採るよう呼び掛けを行う。市では、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第3節 災害広報・広聴活動」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2 警備活動

寝屋川警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、市は消防団及び自警団等による地域の見守り体制の強化、警察への巡回要請、女性及び子どもに対する性犯罪防止策、相談体制の強化等に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

寝屋川警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。市は、寝屋川警察署等との密接な連絡協力を行っていく。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市では、次の項目について、物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 物価の監視

市は府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

5 災害緊急事態布告時の対応

災害対策基本法（第108条の3）に基づき、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めた場合、国民は、これに応ずるよう努めなければならないとされている。

市は、その旨を市民へ広報する。

第8節 ライフラインの確保

[市・関係機関]

市及びライフライン関係機関は、地震により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急給水、サービス提供を行う。

1 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、府、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、市や府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施する。

2 水道・工業用水道応急対策（市、大阪広域水道企業団）

(1) 応急給水及び復旧

ア 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

イ 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、社会福祉施設等、必要度の高いものから応急給水、復旧を行う。

ウ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び工業用水道事業者から応援を受け入れる。

エ 大阪広域水道企業団は、大阪府域に震度5弱以上を観測した場合には、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行うが、市は、地域の被害状況を迅速に把握し、これに協力する。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第3節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達するほか、ホームページ上に復旧状況等を掲載することで、幅広い広報に努める。また、市民にとって、特に水道の情報が重要視されることを考慮して、積極的に広報を行う。

3 下水道応急対策（市、府）

(1) 応急措置及び復旧

ア 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

イ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道事業者から支援を受け入れる。

(2) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第3節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

4 電力応急対策（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急供給及び復旧

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- オ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- カ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時にはブレーカを必ず切ることなど電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 ガス応急対策（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料、機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(2) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

6 電気通信応急対策（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信の確保と応急復旧

- ア 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

イ 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

ウ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

エ 復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(2) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、今後の見通し等を関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

<資料>

- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・給水用車両及びタンク等保有一覧表（資料編 資料6-2）
- ・大阪広域水道震災対策相互応援協定（資料編 資料6-3）
- ・水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第9節 交通の機能確保

[市・関係機関]

鉄軌道・道路管理者は、交通の安全と施設保全及び被災地における交通を確保するため、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1 障害物の除去

(1) 実施責任者

鉄道及び道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

(2) 障害物の除去を優先に行う路線等

- ア 緊急輸送を行う上で重要な施設（緊急交通路等）
- イ 市民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）
- ウ 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防御線を張る道路）
- エ その他災害応急対策活動上重要な施設

(3) 資機材の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

2 鉄軌道施設管理者における復旧（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

- (1) 線路、保管施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄道事業者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

3 道路施設管理者における復旧（市、府、近畿地方整備局）

(1) 市の管理する道路

- ア 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警

察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

(2) その他の交通施設

国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）

第10節 農業関係応急対策

[市]

市、府及び関係機関は、地震発生時において農業施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

1 農業施設応急対策

市及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上で災害応急対策を実施する。

2 農作物応急対策（市、府）

(1) 災害対策技術の指導

地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引起しなど応急措置の技術指導や災害を最小限にとどめるための技術指導等を大阪府中部農と緑の総合事務所の指導の下に農業団体等と協力して実施する。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稻、小麦、大豆の種子のあっせんを府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 園芸種子の確保、あっせん

市は、必要に応じ、府を通じて一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

(4) 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、府環境農林水産部農政室推進課病虫害防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

3 畜産応急対策（市、府）

(1) 家畜の伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

(2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期す。

(3) 伝染病発生時の消毒については、府の指導により実施する。なお、消毒薬品は、府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。

(4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売渡しを行う。

第11節 住宅の応急確保

[市]

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

1 被災建築物に対する相談・指導

市は、倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

2 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

3 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

住宅障害物の除去は、災害救助法に基づき府が実施する。ただし、府の委任を受けた場合は市が実施する。

市は、必要に応じて、府に対し、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

(2) 障害物の除去の対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない者又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、トイレ、玄関等の場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊、半焼又は床上浸水したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

4 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮した上で、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を建設し、供与する。

(1) 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

(2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(3) 入居者に建設型仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内と

- する。
- (4) 高齢者、障害者に配慮したバリアフリー仕様の建設型仮設住宅を建設するよう努める。
 - (5) 建設型仮設住宅の計画・設計段階において、女性の参画に努める。

5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

6 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- (1) 応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- (2) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (3) 応急仮設住宅の入居者名簿を作成するとともに、名簿の取扱い及び管理には十分注意する。
- (4) 必要に応じて、保健師等の巡回訪問による保健・健康相談を実施する。
- (5) 応急仮設住宅の建設場所や入居者の状況により、買い物支援、移動支援、保育所への送迎等を検討する。
- (6) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

7 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第12節 応急教育等

[市]

市及び府は、地震発生時、又は二次災害発生のおそれがある場合の園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び園児・児童・生徒の災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに園児・児童・生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校（園）は市と協議し具体的な災害応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、本部長（市長）が実施する。
- (4) 私立学校については、府が公立学校に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 学校（園）の事前措置

学校（園）は、学校の立地条件等を考慮し、大規模地震に備え、即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市、寝屋川警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における教職員の所在の確認及び非常招集方法の策定並びに教職員への周知

3 園児・児童・生徒の保護

災害時における園児・児童・生徒の安全を確保するため、教育長又は学校長、また、幼稚園においては、所管課長及び園長の判断により、必要に応じ緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

- (1) 登校後にあつては、通学路、地域の安全を確認の上で、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添う。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。

なお、幼稚園についても同様とするが、帰宅については保護者等に直接引き渡す。

- (2) 登校（園）前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者及び児童・生徒等に連絡する。
- (3) 学校（園）長は、校（園）舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。
- (4) 学校（園）は、災害の規模、園児・児童・生徒及び教職員の被災状況を速やかに把

握するとともに、市へ報告する。

4 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

5 応急教育の実施

(1) 学校運営の確保

市は、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、速やかに府に報告し、必要な調整を行う。府は市に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保など円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

ア 市は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるように努める。

イ 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 学校は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 学校長は教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

(5) 園児・児童・生徒の健康保持

市、府及び学校は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の園児・児童・生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、市保健医療調整本部と連携し感染症の予防について保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

(6) 市及び府は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

6 就学援助等

府及び市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

7 学校給食の応急措置

被災した学校は、直ちに市に連絡協議の上、給食の可否を決定するが、その際次の諸

点に留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- (3) 各学校とも指定避難所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われる場合は、その調整に留意する。
- (4) 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

8 文化財の応急対策

(1) 被害状況の調査

市教育委員会は、災害発生後、指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育庁に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

市教育委員会は、被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育庁は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置を採るよう指導・助言を行う

<資 料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13－1）

第13節 応急保育等

[市]

市は、災害の発生あるいは発生のおそれがある場合において、施設の保全の措置を講ずるとともに、保育所児等の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

1 対応方針

- (1) 市立保育所等の応急保育等及び施設の応急復旧対策は、保育所等を所管する部が行う。
- (2) 保育所等を所管する部は、保育所長等と連携し職員を掌握するとともに、保育所児の被災状況の把握に努め、関係機関と連絡を密にして復旧体制に努める。
- (3) 保育所等を所管する部及び保育所長は、災害の推移を把握しつつ、早期に平常保育が実施できる環境を整えるよう努める。
- (4) 民間保育所等については、市立保育所等に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 保育所児の保護

保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、災害時における保育所児等の安全を確保するため、必要に応じて緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

(1) 災害の発生が予想されるとき措置

ア 保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、保育所児が登所後、災害の発生が予想される際には、可能な限り施設周辺地域の安全を確認の上、早急に保育所児等を保護者等に引き渡す。引渡しに際しては、危険防止等についての注意を徹底させる。

イ 保護者等が不在又は住居地域に危険のおそれがある保育所児については、施設において保護する。

ウ 登所前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者等に連絡する。

(2) 緊急避難の措置

ア 保育所長等は、施設に危険が及ぶことが予測される場合は緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導に当たらせる。

イ 保育所長等は、緊急避難の実施について保育所等施設を所管する課長へ報告する。また、避難先の所在を保護者に伝達する。

(3) 災害発生時の措置

保育所長等は、災害の規模、保育所児等及び職員の被災状況を速やかに把握し、保育所等施設を所管する課長へ報告する。

(4) 施設の保全・応急復旧

ア 保育所長等は、災害により、被害を受けた場合は、速やかに保育所等施設を所管する課長へ報告する。

イ 保育所施設等を所管する課長は、施設及び備品等の被害を最小限にとどめるため、保育所長等と協議し、施設の応急復旧を行う。また、停電、断水等予測される事故

に対する措置を行う。

ウ 応急復旧措置の実施時は、写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を記録する措置を行う。

(5) 保育所等給食の応急措置

ア 被災した保育所等は、直ちに保育所等を所管する課長に連絡協議の上、給食の可否を決定する。

イ 調理室の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

3 応急保育の実施

(1) 保育所等運営体制の確保

保育所長等は、保育所児等及び職員の被災状況を把握し、速やかに保育所等を所管する課長に報告する。保育所等を所管する課長は、応急保育実施のための指導助言、職員体制の確保など円滑な保育所等運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育実施場所の確保

ア 保育所等を所管する部は、保育所等施設を所管する課長から施設設備の被災状況を迅速に把握し、施設の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等と調整し、早急に保育等が実施できるよう努める。

イ 施設の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、保育が実施できるよう努める。

(3) 応急保育の実施

保育所長等は、保育所児等の被災状況や所在地を確認するとともに、保護者等に保育等の実施状況・予定等の連絡を行う。

(4) 保育所児等の健康保持

ア 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の保育所児等に対して被災状況により臨時の健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意する。

イ 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、感染症の予防について市保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

第14節 廃棄物の処理

[市]

市及び府は、し尿、ごみ及び災害廃棄物について、寝屋川市災害廃棄物処理計画に基づく寝屋川市災害廃棄物処理実行計画に沿い、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 発災直後は、下水道処理施設等の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を原則禁止し、災害用トイレを使用する。

イ 水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

ウ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

エ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。なお、建物内に使用可能なトイレがある場合は、障害者、高齢者、女性や子どもに優先して使用させる。

オ 発災後、時間経過や仮設トイレの確保状況等に応じて仮設トイレを増設配置する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ 可能な限り早い段階から仮設トイレの衛生管理に努め、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

2 ごみ処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 指定避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 市及び府は、必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

ア 市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

イ 府は、大阪府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集、運搬する。

イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ 必要に応じて、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) の活用を図る。

オ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。

<資料>

- ・ごみ・し尿処理施設（資料編 資料8-2）

第15節 遺体対策

[市・寝屋川警察署]

市及び寝屋川警察署は、災害の際死亡した者の遺体対策について、必要な措置を採る。

1 遺体の検視（死体調査）

寝屋川警察署は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 災害により死亡した者の遺体については、災害発生地域における遺体の早期収容に努め、警察官による検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、速やかに遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

2 遺体の処置

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の処置を行う。

- (1) 遺族が遺体の洗浄、消毒等の処置及び火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
- (2) 発見された遺体については、警察官の検視（死体調査）を経た後処置を行う。
- (3) 多数の遺体が発生した場合は、警察及び医師による検案を行う。遺体の数が多い場合は、他の医療機関の応援を求めて実施する。

3 遺体の収容

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の収容を行う。

- (1) 遺体の身元を確認し、身元が判明している遺体については、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。身元不明の遺体については、身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。
- (2) 遺体が多数の場合は、直ちに火葬等を実施することは困難であるため、遺体の衛生状態に配慮しつつ、市民体育館を遺体安置所として指定し、遺体を集めて一時安置する。
- (3) 遺体安置のためのドライアイス、棺等の資機材を速やかに調達する。
- (4) 市民体育館を遺体安置所として開設した際には、責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当者等を配置する。
- (5) 遺体安置所において、寝屋川警察署から引き継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置を採る。
- (6) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する大阪法務局（枚方出張所）と協議、調整を行う。
- (7) 遺体安置所で遺体の処理を行う必要があるときは、必要に応じて、非常用電源、照明器具、大量の水の輸送のためのタンク車等の確保に努める。

- (8) 遺体の収容・管理等に従事する職員等の精神的なケアを目的とし、必要に応じてカウンセラーの派遣を検討する。

4 遺体の火葬等

市は、葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の火葬等を行う。

(1) 遺体の火葬等

遺体の火葬等は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者等）、市が遺体の火葬等を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引取りのないときは市で火葬等を実施する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

(2) 火葬の方法

ア 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を市において保存又は寺院等に依頼して保存する。

イ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

ウ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5 応援要請

- (1) 市は、自ら遺体の処置、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応する。

- (2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第16節 自発的支援の受入れ

[市・関係機関]

市内及び市外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

ボランティアの受入や活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重する。市は、福祉を担当する部を受入窓口として、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供及び情報の共有に努める。

(3) 府の活動

ア 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークなどのボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

イ ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

ウ 高齢者等要配慮者への支援

府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関係団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

エ 在住外国人への支援

府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣依頼をする。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア 情報の提供

ボランティア支援の申入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入窓口など情報の提供に努める。

イ 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(5) 市社会福祉協議会

ア ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられる刻々と変化するボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

なお、当該地が使用できない場合の代替地は、市の災害対策本部が市社会福祉協議会と協議して確保する。

ボランティアセンター設置場所	第二中学校グラウンド
----------------	------------

イ 関係団体・府社会福祉協議会との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、府社会福祉協議会に対して支援を要請する。

(6) ボランティア活動の種類

ア 一般労務提供型

震災時、自然発生的に集まるボランティアは、組織化された専門家集団ではない場合が多く、個々の対応では困難なため、ボランティア調整機関又は市受入窓口が受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 炊き出し、物資の仕分け・配給
- (イ) 指定避難所の運営管理の補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 災害応急対策事務補助
- (カ) 荷物の運搬や移動、片付け
- (キ) 泥かき、泥だし

イ 専門技術型

公的資格や特殊技術を持つボランティアは、目的及び活動範囲が明確なため、組織化されている場合には、行政の補完的役割として活用することができる。市受入窓口は、市及び府の担当部並びにボランティア調整機関等と連携して、受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 介護、看護補助
- (イ) 災害支援ボランティア講習修了者
- (ウ) アマチュア無線技士

- (エ) 医師、看護師、保健師、助産師等及び応急手当に関する知識、技術
- (オ) 建築物の応急危険度判定
- (カ) 特殊車両等の操縦、運転の資格、技術
- (キ) 通訳（外国語、手話）

(7) ボランティア活動の内容

震災発生初期の活動

- ・ 人命救助、負傷者の手当
- ・ 建物物応急危険度判定等の専門活動
- ・ 地域における高齢者、障害者、観光客、外国人等の安否確認
- ・ 被災者と行政との情報媒介

生活支援期の活動

<避難所関連>

- ・ 炊き出し、物資の仕分け・配給
- ・ 指定避難所の運営管理
- ・ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ・ 清掃等の衛生管理
- ・ 被災者ニーズの把握

<在宅関連>

- ・ 在宅被災者への食事、飲料水の提供
- ・ 物資の移送、建物ビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供
- ・ 荷物の運搬や移動、片付け
- ・ ドロかき、ドロだし

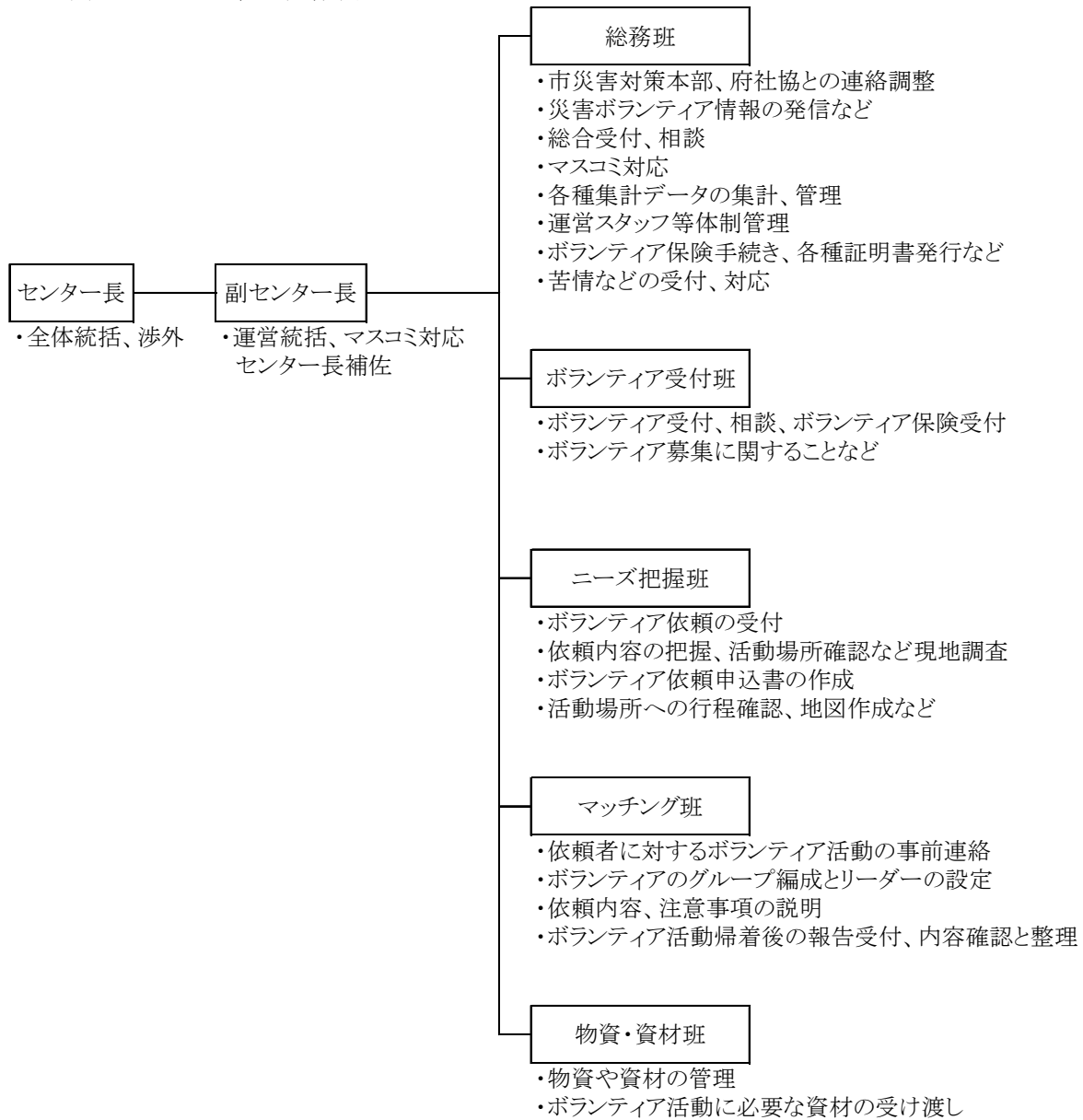
<情報の提供>

- ・ 最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等の情報提供

復興期の活動

- ・ 避難生活の長期化や指定避難所から応急仮設住宅へと生活拠点の変化に伴う避難者の多様なニーズへのきめ細かな対応
- ・ 活動の継続呼び掛け
- ・ 被災地の自立等を考慮した地元への円滑な引継ぎのための記録やマニュアルづくり
- ・ 被災者のケア

(8) ボランティア組織例



ボランティアセンター設置にあたって留意点

- ・災害ボランティアセンタースタッフ等の経験のある人を各班に配置する。
- ・活動の継続性、一貫性を保つため、できるだけ長期間にわたって活動できる人を各班に配置する。
- ・被災地の地理、地域性など、地域の実情に詳しい人を各班に配置する。
- ・スタッフの技量、技術、資格が活用できるよう配置に配慮する。
- ・各班は時期や曜日、時間帯によって活動量が異なることから、相互に体制を支援する。

(9) 女性ボランティアの支援活動時における配慮

女性のボランティアが支援活動を行う際には、2人以上で行動することや、被災者訪問時に男女ペアとすること、防犯ブザーの携帯等女性ボランティアへの配慮を行う。

2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者宛ての義援金品の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金

ア 受付

市に寄託される義援金は、窓口を開設して受け付ける。

義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

イ 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

ウ 配分

(ア) 義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、配分委員会を設置し、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(イ) 府又は日本赤十字社から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

(2) 義援物資

ア 市は、次のとおり、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

(ア) 義援物資の募集に際し、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

a 受入品目の限定

- ① 必要とする物資
- ② 不要である物資
- ③ 当面必要でない物資

b 義援物資送付の際の留意事項

- ① 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
- ② 複数の品目を混載しないこと。
- ③ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資を避けること。
- ④ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いすること。

(イ) 市に寄託される義援物資は、福祉・こども班で受け付け、市民体育館に保管する。

義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(ウ) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

(エ) 配分決定に基づき、義援物資を指定避難所等へ、財務班が輸送する。

イ 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連

携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

3 海外からの支援の受入れ

市、府を始めとする防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(1) 府との連携

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 市及び府は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地のニーズと受入体制

イ 市及び府は、海外からの支援の受入れに当たって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳の手配

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

4 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社（寝屋川市内郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実状に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

地震災害応急対策・復旧対策編

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

[市・関係機関]

市、府を始め関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2節 公共施設等の復旧計画

[市・関係機関]

被災した公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府を始め防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立するとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ウ 下水道公共土木施設災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
 - (ウ) 下水道災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 都市排水施設災害復旧事業
- ウ 公園等施設災害復旧事業
- エ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

(3) 農林施設災害復旧事業

- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 水道施設災害復旧事業
- (6) 学校教育施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業

2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの

3 河 川

河川管理者は、河川が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

4 学校教育施設

学校教育施設については、早期に正常な授業が行えるように応急復旧を行う。

5 水道施設

水道施設の復旧は、修繕等の協力業者を動員し、安定した給水ができるよう早急に実施する。

6 農地等

農地及び農業用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行う。

7 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

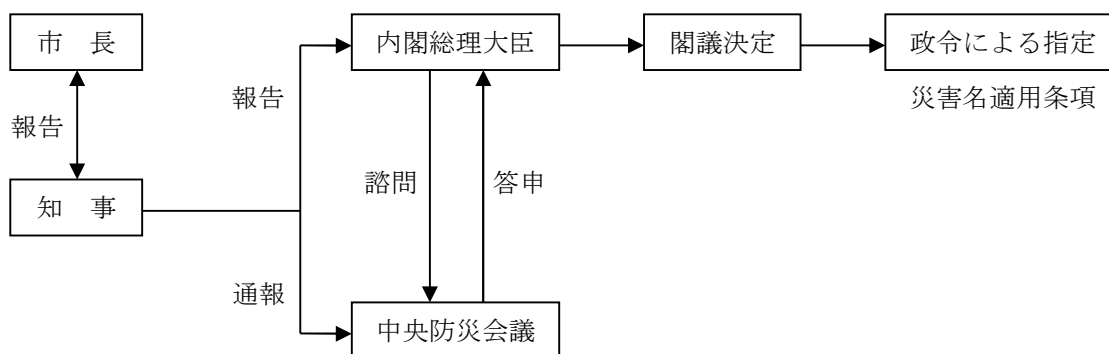
第3節 激甚災害の指定

[市・関係機関]

市は、甚大な被害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

1 激甚災害指定の流れ

- (1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。
- (2) また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

3 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかる調書を作成し、府知事に提出する。

激甚災害に関わる財政措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

[市・関係機関]

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて行われるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

1 国の負担又は補助による災害復旧事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助		
公共土木施設災害復旧事業	3条1項①	環境農林水産部、都市整備部
公共土木施設災害関連事業	3条1項②	環境農林水産部、都市整備部
公立学校施設災害復旧事業	3条1項③	教育委員会
公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業	3条1項④	住宅まちづくり部
生活保護施設災害復旧事業	3条1項⑤	福祉部
児童福祉施設災害復旧事業	3条1項⑥	福祉部
幼保連携型認定こども園等災害復旧事業	3条1項⑥の2	福祉部
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	3条1項⑥の3	福祉部
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	3条1項⑦	福祉部
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	3条1項⑧	福祉部
婦人保護施設災害復旧事業	3条1項⑨	福祉部
感染症指定医療機関災害復旧事業	3条1項⑩	健康医療部
感染症予防事業	3条1項⑪	健康医療部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）	3条1項⑫	環境農林水産部、都市整備部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）	3条1項⑬	環境農林水産部、都市整備部
湛水排除事業	3条1項⑭	環境農林水産部、都市整備部

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
農林水産業に関する特別の助成		
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	5条	環境農林水産部
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	6条	環境農林水産部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	8条	環境農林水産部
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	10条	環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成		
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	12条	商工労働部
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14条	商工労働部
その他の特別の財政援助及び助成		
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	教育委員会
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	府民文化部
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	20条	福祉部
水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助）	24条	総務部、都市整備部、教育委員会、環境農林水産部
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

第5節 特定大規模災害

[市]

1 特定大規模災害とは

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、災害対策基本法第28条の2第1項に基づき、内閣府に緊急災害対策本部が設置された災害をいう。

2 府に対する工事の要請

市又は本部長（市長）は、特定大規模災害を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第6節 民生の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図る。また、市は、居住地である市以外の市町村に避難した被災者に対し、必要な情報や支援・サービスの提供に努める。

1 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保するものに対して支援を行い、指定避難所や仮設住宅等から恒久住宅への円滑な移行に努める。また、下記に基づき、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(2) 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談、情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報の提供

(3) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社、UR都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低額所得者世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

2 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府及び大阪労働局が公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。なお、災害後は、女性の求職者数が比較的多い職種で求人倍率が低いなど、雇用のミスマッチが課題となることから、関係機関と連携し、充実した就職支援に努める。

第7節 経済の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民がその被害から再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講じるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図る。

1 金融措置

(1) 市税の納期限及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び寝屋川市税条例により、納期限の延長及び減免等の適切な措置を採る。

ア 納期限の延長

広範囲にわたる災害により、被災した日以降に期限が到来する申告、その他の書類の提出等、又は納付若しくは納入ができないと認められるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

なお、上記の措置が適用されていない場合であっても、災害により申告、納付等ができないと認められるときは、被災した納税義務者の申請により、2か月以内(特別徴収義務者については30日以内)において、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 換価の猶予

災害により滞納者が一時に納付し、又は納入することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、申請又は職権により財産の換価を猶予する。

エ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置を採る。

オ 減免

被災した納税義務者に対し、市民税、固定資産税、軽自動車税等を納付することが困難と認められるときは、その者の申請(法定納期限までの申請)により、減免措置を採る。

(2) 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等にかかる手数料の減免措置を行う。

(3) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付(寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例)

ア 災害弔慰金

(ア) 対象となる災害

- a 寝屋川市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害
- b 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害
- c 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(イ) 支給対象

災害により死亡した市民の遺族

(ウ) 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円
その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡にかかる災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金

(ア) 対象となる災害

災害弔慰金に同じ

(イ) 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した市民

- a 両眼が失明したもの
- b 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- c 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- d 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- e 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- f 両上肢の用を全廃したもの
- g 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- h 両下肢の用を全廃したもの
- i 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(ウ) 支給額

生計維持者の場合 250万円
その他の場合 125万円

ウ 災害援護資金

(ア) 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害

弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主でその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当するもの

(イ) 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

被 害		金 額
療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合	家財についての被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合(下欄に該当する場合を除く) (被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(ウ) 利 率

保証人を立てる場合は無利子とする。

保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とする。(据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセント)

(エ) 据置期間

3年(特別の事情のある場合は5年)

(オ) 償還期間

10年(据置期間を含む)

(カ) 償還方法

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(4) 災害見舞金等(寝屋川市災害見舞金及び弔慰金の支給に関する規則)

ア 支給対象

市に存する現に自己の居住の用に供している家屋が、災害により1世帯当たり次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その世帯主に対し支給する。(同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。)また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。ただし、寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する

条例に基づき災害弔慰金が支給されたときは弔慰金を支給しない。

イ 支給額

種 類	被害の程度	認定基準	金 額
災害見舞金	全壊・流失・全焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の70パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が50パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。	100,000円
	大規模半壊	異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が40パーセント以上50パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	70,000円
	半壊・半焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント以上40パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	50,000円
	一部破損・部分焼・冠水	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、一時的に居住できない程度の被害があったことが確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、家屋の補修に300,000円以上を要したことが確認できること。	30,000円
	床上浸水等	異常な自然現象により、家屋に土砂等が堆積し、又は家屋の床上以上まで浸水したことがり災証明書等により確認できること。	50,000円
弔 慰 金		死 亡	1人 50,000円

(5) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市社会福祉協議会を窓口として、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(3)ウの災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

(6) 被災者生活支援金

ア 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

イ 被災者生活再建支援制度の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- c 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(ウ) 支給対象世帯

自然災害により、

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(エ) 支給金額

支給額は、以下の a、b の合計額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・ 上記(ウ) a～c の世帯 100万円
- ・ 上記(ウ) d の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

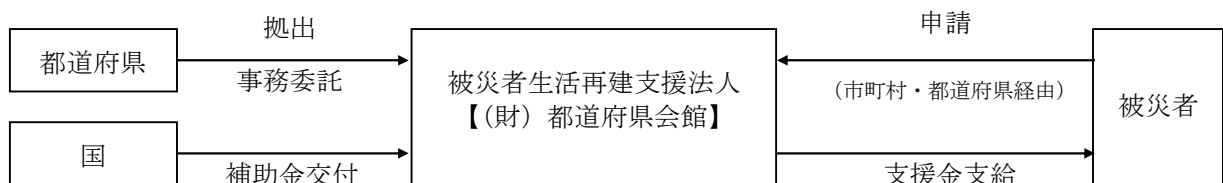
- ・ 住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・ 住宅を補修した場合 100万円
- ・ 住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(オ) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

(7) り災証明書の交付等

ア り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつき

が生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

ウ 被災証明書の交付

市は、災害発生時に市内に居住していた個人に対し、被災した事実（人）を証明するため、申請に応じて被災証明書を迅速に交付する。

(8) 中小企業の復旧支援

ア 政府系金融機関の融資

(ア) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

(イ) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

イ 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

ウ 市の措置

市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の構築の整備に努める。

また、府と連携し、中小企業に対する支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(9) 農業関係者の復旧支援

ア 天災融資資金（天災融資法）

(ア) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

(イ) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

<資料>

- ・寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 資料14-1）
- ・被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）

第2章 復興の基本方針

[市・関係機関]

震災からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

なお、復興対策にかかる政策・方針決定過程においては、女性の参画を促進するよう努める。

1 基本方針の決定

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。なお、市街地の復興を推進する際は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が取れるよう調整しつつ、取組を進める。

2 復興計画の作成

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づき復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

被災地域の復興計画は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指す計画とする。なお、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の作成に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、地域住民の理解を求め、市民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

(1) 復興基本方針

ア 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

(ア) 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤などの改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

- (イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。
- (ウ) 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ 復興計画に定める基本的な内容

基本理念や基本目標等、復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定める。

- (ア) 復興計画の区域
- (イ) 復興計画の目標
- (ウ) 被災した市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (エ) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (オ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (カ) 復興計画の期間
- (キ) その他復興事業の実施に関し必要な事項

エ 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、作成していく。

- (ア) 災害危険箇所の改修
 - (イ) 良質な住宅の供給
 - (ウ) 高齢者、障害者向け住宅の建設促進
 - (エ) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
 - (オ) ボランティア、防災教育の推進
 - (カ) 防災通信システム、情報ネットワークの整備
 - (キ) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
 - (ク) 地域の自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
 - (ケ) ライフラインの耐震化
 - (コ) 植樹帯の形成と生活道路の改善
 - (サ) 既設施設の耐震診断及び補強、改築
 - (シ) その他
- (2) 災害復興本部
市は、災害復興計画の作成と遂行のため、災害復興本部を設置する。
- (3) 復興計画作成委員会
市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、1に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画作成委員会を関係機関の代表者により

設置する。

3 復興のための事前準備

市及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。

地震災害応急対策・復旧対策編

第3部 東海地震関連情報 に 伴 う 対 応

第1節 総則

[市・関係機関]

1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢を採るべき旨を公示するなどの措置を採らなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、大阪府域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想される。

このため、警戒宣言が発せられたことに伴う社会混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。

（出典：気象庁震度階級関連解説表より抜粋）

※ 震度5弱での鉄筋コンクリート造建物の被害はほとんどないと考えられる。

2 基本方針

- (1) 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震にかかる地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間に採るべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置を採る。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。
- (4) 災害予防対策及び災害応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策・復旧対策編で対処する。

3 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	
情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

(出典：気象庁ホームページ)

4 東海地震に関連する情報の流れ

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の進展に伴って「東海地震に関連する情報」の各情報が発表される。

一つの典型的な展開として、次のような流れが想定される。

- (1) 異常現象の発生
- (2) 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表
- (3) 判定会（臨時）の開催
- (4) 異常現象の進展、東海地震の前兆現象である可能性が高まる。
- (5) 「東海地震注意情報」の発表
- (6) 異常現象が更に進展、東海地震が発生するおそれがあると判定会において判定
- (7) 気象庁長官が内閣総理大臣に、東海地震のおそれありと報告
- (8) 閣議の開催
- (9) 内閣総理大臣が警戒宣言を発する。
- (10) 「東海地震予知情報」の発表

ただし、異常現象の進展具合によっては(2)から(6)の各段階を経ずに、いきなり「東海地震注意情報」や「東海地震予知情報」が発表されることがある。

前兆すべりの規模が小さかったり、陸域から離れた場所で起こったりして、それによる岩盤のひずみが現在の技術では捉えられないほど小さかった場合などには、東海地震に関連する情報を発表できずに東海地震が発生する可能性がある。

(出典：気象庁ホームページ)

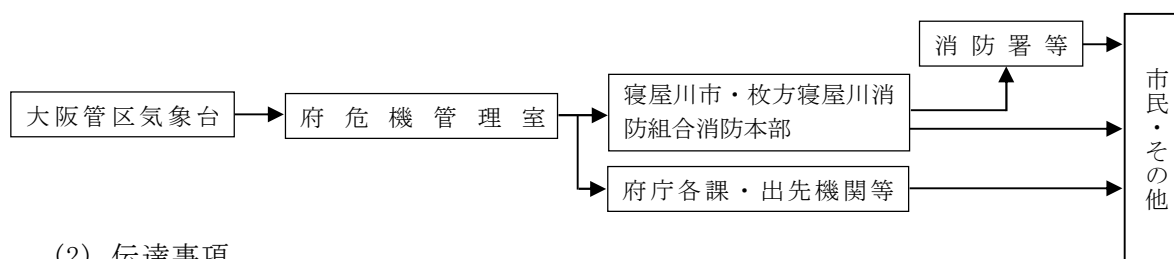
第2節 東海地震注意情報が発表された時の措置

[市・枚方寝屋川消防組合]

市及び防災関連機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

1 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

2 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

枚方寝屋川消防組合では、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

市は、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼び掛けを行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- (3) 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- (4) 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- (5) 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

[市・枚方寝屋川消防組合]

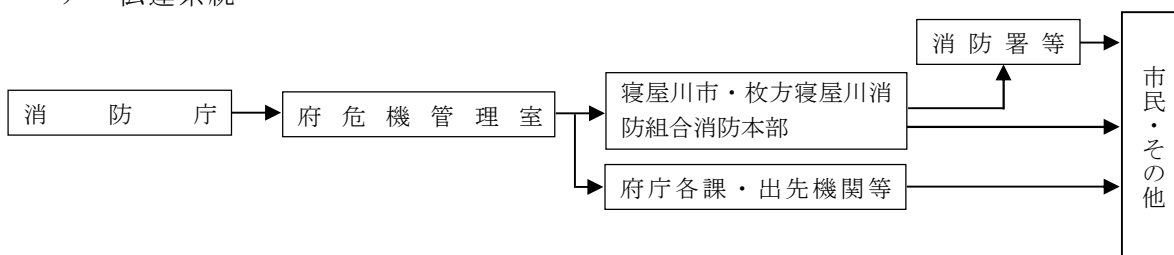
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報の発表があったときや警戒宣言が発せられたときは、迅速に関係機関に伝達する。

(1) 警戒宣言

ア 伝達系統

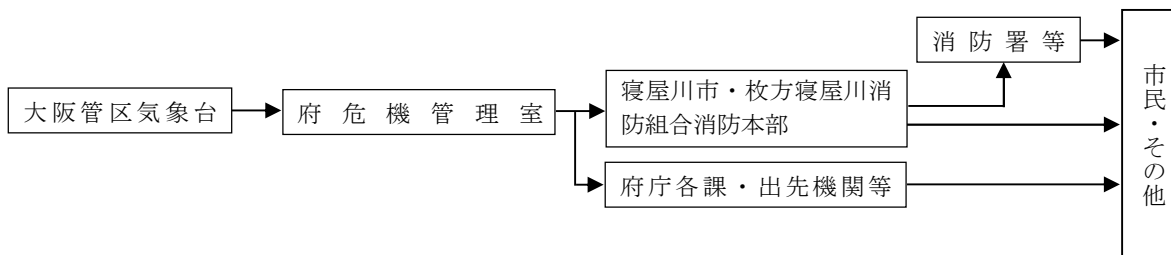


イ 伝達事項

- (ア) 警戒宣言
- (イ) 警戒解除宣言
- (ウ) その他必要と認める事項

(2) 東海地震予知情報

ア 伝達系統



イ 伝達事項

- (ア) 東海地震予知情報
- (イ) その他必要と認める事項

2 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

(1) 組織動員配備体制の確立

ア 市長は、地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、直ちに災害警戒本部（以下「本部」という）を設置し、警戒配備体制をとる。本部の組織・運営の方法については、「地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節 組織動員」に定める。

イ その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部等を設置し、動員配備を行う。

ウ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。

エ 実施すべき災害応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

(2) 活動事項

ア 職員への情報伝達及び周知は、迅速的確に行う。

イ 計画に基づき、災害警戒本部を設置し、職員の動員配備を行う。

ウ 実施すべき災害応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。

エ 災害応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務を行う。

オ 所管施設、職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講ずる。

カ 自家用発電機、消防用設備、無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

(3) 市民が利用する施設の管理等

ア 施設の利用者等に対して、警戒宣言が発せられたことを的確に周知し、これらの人々が混乱に陥らないように十分配慮する。

イ 非常口、非常階段等の避難設備を点検し、地震時の避難体制に万全を期する。

ウ 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置し、地震時の火災防止に万全を期す。

エ 市の各種行事の中止等の検討を行う。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当部局は、現場の状況に応じ、請負業者の責任において次の措置を講じる。

ア 建設機械類の安全措置

イ 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び補強措置

ウ 工事現場内のガス管、水道管、下水道管及び電気設備等の安全措置

エ 工事監督者、作業員の安全確保措置及び現場巡視措置

(5) 消防・水防

市、府、枚方寝屋川消防組合、淀川左岸水防事務組合等は、迅速な消防・水防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

ア 東海地震予知情報等の収集と伝達

イ 出火及び延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(6) 交通の確保・混乱防止

寝屋川警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携の下に情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

ア 交通規制、交通整理

イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(7) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携の下に、運行規制又は安全走行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

(8) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、災害の発生に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

(9) 危険箇所対策

ア 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所にかかる市民については、市長は寝屋川警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

(10) 社会秩序の維持

ア 警備活動

寝屋川警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力の下、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

イ 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

(11) 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、ホテル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

3 市民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、市民、事業所は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において必要な防災措置と、自ら必要な防災への備えを実施するとともに、市等が行う防災活動に協力するよう広報する。

(1) 広報の内容

ア 警戒宣言等の内容とそれらによって採られる措置

イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自ら採るべき防災への備え

ウ 地域協働協議会（防災に関する部会）の防災体制準備の呼び掛け

エ 避難行動要支援者への支援の呼び掛け

オ 防災関係機関が行う防災活動への協力

カ 流言防止への配慮など

(2) 広報の手段

市は、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用し、地域協働協議会（防災に関する部会）と連携して地域住民、事業所等へ周知する。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

市民・事業者に対する市長からの呼び掛けの例文

市民並びに事業者の皆さん、私は寝屋川市長の〇〇〇〇です。

先程、テレビ、ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。

その内容は、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、大阪府内の震度は4～5弱程度であると予想されます。震度4では、被害はほとんど発生しません。また、地盤の悪いところでは局地的に震度5弱程度になるところもありますが、このときでも家屋等の倒壊の可能性は少なく、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。

市民、事業者の皆さんが冷静沈着な態度を執り、適切に対処すれば被害を最小限に食い止めることができます。まず地震に備えて危険な作業、又は不要不急の電話の利用や自動車の使用は極力自粛してください。また、発信者不明の根拠のないSNS等でのデマに惑わされず、テレビ、ラジオの情報や市役所のホームページを始めとした防災機関からの広報など、正確な情報に耳を傾けてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。慌てず、落ち着いて行動していただくよう、重ねてお願いいたします。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する場合は、市域で震度6強と想定される地域があり、家屋の倒壊等、大きな被害が生じるおそれがあります。

このため、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、テレビ、ラジオの情報や市役所を始め防災機関からの広報など、正確な情報に耳を傾けてください。

寝屋川市地域防災計画

附編

南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

令和5年11月

寝屋川市防災会議

附編

南海トラフ巨大地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、「南海トラフ地震巨大防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域にかかる地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

1 寝屋川市

機関名	事務又は業務
寝屋川市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (3) 水防活動の実施に関すること。 (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 (6) 災害時における保健医療衛生対応に関すること

※ 市各部署の詳細な事務分掌は資料編に記載

2 枚方寝屋川消防組合

機関名	事務又は業務
枚方寝屋川消防組合	(1) 消防に関する教育及び訓練に関すること。 (2) 消防資機材等の点検及び整備に関すること。 (3) 消防相互応援体制の整備に関すること。 (4) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。 (5) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (6) 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 (7) 救助、救急、救護活動に関すること。 (8) 消防活動要員の確保に関すること。

3 寝屋川市消防団

機関名	事務又は業務
寝屋川市消防団	(1) 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。 (2) 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。 (3) 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

4 府機関

機関名	事務又は業務
枚方土木事務所 地域防災監	(1) 災害予防対策及び災害応急対策等にかかる市及び関係機関との連絡調整に関すること。
枚方土木事務所	(1) 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。
寝屋川水系改修工営所	(1) 所管する寝屋川・古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。 (3) 所管する寝屋川・古川の水防警報発表等に関すること。
中部農と緑の総合事務所	(1) 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防管理者等への提供に関すること。

5 寝屋川警察署

機関名	事務又は業務
寝屋川警察署	(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。 (3) 交通規制・管制に関すること。 (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。 (5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。 (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。 (7) 災害資機材の整備に関すること。

6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
大阪管区気象台	(1) 観測施設等の整備に関すること。 (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。 (3) 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市や府に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
大阪労働局 (北大阪労働基準監督署)	(1) 災害時における事業場施設の被害状況の収集に関すること。 (2) 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること。 (3) 災害時の応急工事等における二次災害防止措置を始めとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること。 (4) 労働者の災害補償に関すること。 (5) 離職者の早期再就職等の促進に関すること。 (6) 雇用保険の失業等給付に関すること。
近畿農政局 大阪府拠点	(1) 応急用食料品（政府備蓄米）の提供に関すること。
近畿経済産業局	(1) 工業用水道の復旧対策の推進に関すること。 (2) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること。 (5) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること。
中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること。

機関名	事務又は業務
近畿地方整備局 淀川河川事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	(1) 国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること。
近畿地方整備局 大阪国道事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (3) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。 (4) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 (6) 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。
近畿地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
近畿中部防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。 (4) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

7 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第三師団 第36普通科連隊	(1) 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。 (2) 災害派遣に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 (寝屋川市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事 (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事 (3) 災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援 護対策に関する事。
西日本電信電話株式会社 (関西支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店) 株式会社NTTドコモ (関西支社)	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。 (4) 災害時における重要通信確保に関する事。 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。 (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事。
関西電力送配電株式会社 (大阪支社枚方配電営業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事。 (3) 災害時における電力の供給確保に関する事。 (4) 被災電力供給施設の復旧事業の推進に関する事。
大阪ガス株式会社 (導管事業部北東部導管部) 大阪ガスネットワーク 株式会社	(1) ガス施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。 (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事。 (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関する事。 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。 (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急 輸送に関する事。 (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。 (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
日本赤十字社 (大阪府支部)	(1) 災害医療体制の整備に関する事。 (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事。 (3) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。 (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。 (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。 (6) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する 事。 (7) 救援物資の備蓄に関する事。

機関名	事務又は業務
淀川左岸水防事務組合	(1) 水防団員の教育及び訓練に関する事 (2) 水防資機材の整備・備蓄に関する事 (3) 水防活動の実施に関する事
京阪電気鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
京阪バス株式会社 (交野営業所)	(1) 運行施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における運行通信施設の利用に関する事 (5) 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事
一般社団法人大阪府 トラック協会	(1) 緊急輸送体制の整備に関する事 (2) 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事 (3) 復旧資機材等の輸送協力に関する事
日本放送協会 (大阪放送局)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における放送の確保対策に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事 (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (7) 災害時における広報に関する事 (8) 災害時における放送の確保に関する事 (9) 災害時における安否情報の提供に関する事
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	(1) 管理道路の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
KDDI株式会社 (関西総支社)	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事 (4) 災害時における重要通信確保に関する事 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
日本通運株式会社 (大阪支社)	(1) 緊急輸送体制の整備に関する事 (2) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

機関名	事務又は業務
公益財団法人 大阪府消防協会	(1) 防火・防災思想の普及に関する事 (2) 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事
各民間放送株式会社 (テレビ放送各社、 ラジオ放送各社)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における広報に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (6) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
大阪府道路公社	(1) 公社管理道路の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
一般社団法人 大阪府LPガス協会	(1) LPガス施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事 (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事 (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事
大阪広域水道企業団	(1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事 (2) 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事 (3) 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事 (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事 (5) 応急給水及び応急復旧に関する事

9 その他公共的団体

機関名	事務又は業務
一般社団法人 寝屋川市医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 負傷者に対する医療活動に関する事
一般社団法人 寝屋川市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 被災者の口腔治療に関する事
一般社団法人 寝屋川市薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関する事 (2) 要治療者の医薬品の確保に関する事
公益社団法人 大阪府看護協会 (大阪府北東支部)	(1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事 (2) 被災者に対する看護活動に関する事
一般社団法人 寝屋川市病院協会	(1) 医療救護所の開設に関する事 (2) 災害時における医療救護の活動に関する事
社会福祉法人	(1) 災害時における福祉に関する事

機関名	事務又は業務
寝屋川市社会福祉協議会	(2) 災害時における福祉・ボランティア活動に関すること。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するに当たって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表する。

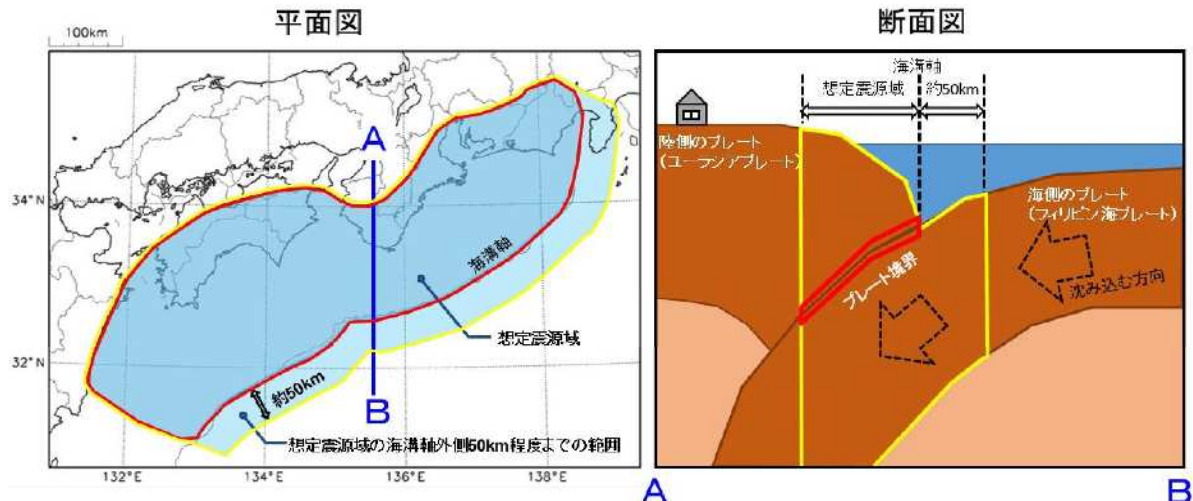
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

(出典：気象庁HP)

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{*1}の地震^{*2}が発生 1カ所以上のひずみ計^{*3}での有意な変化^{*4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{*5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*6}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{*2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

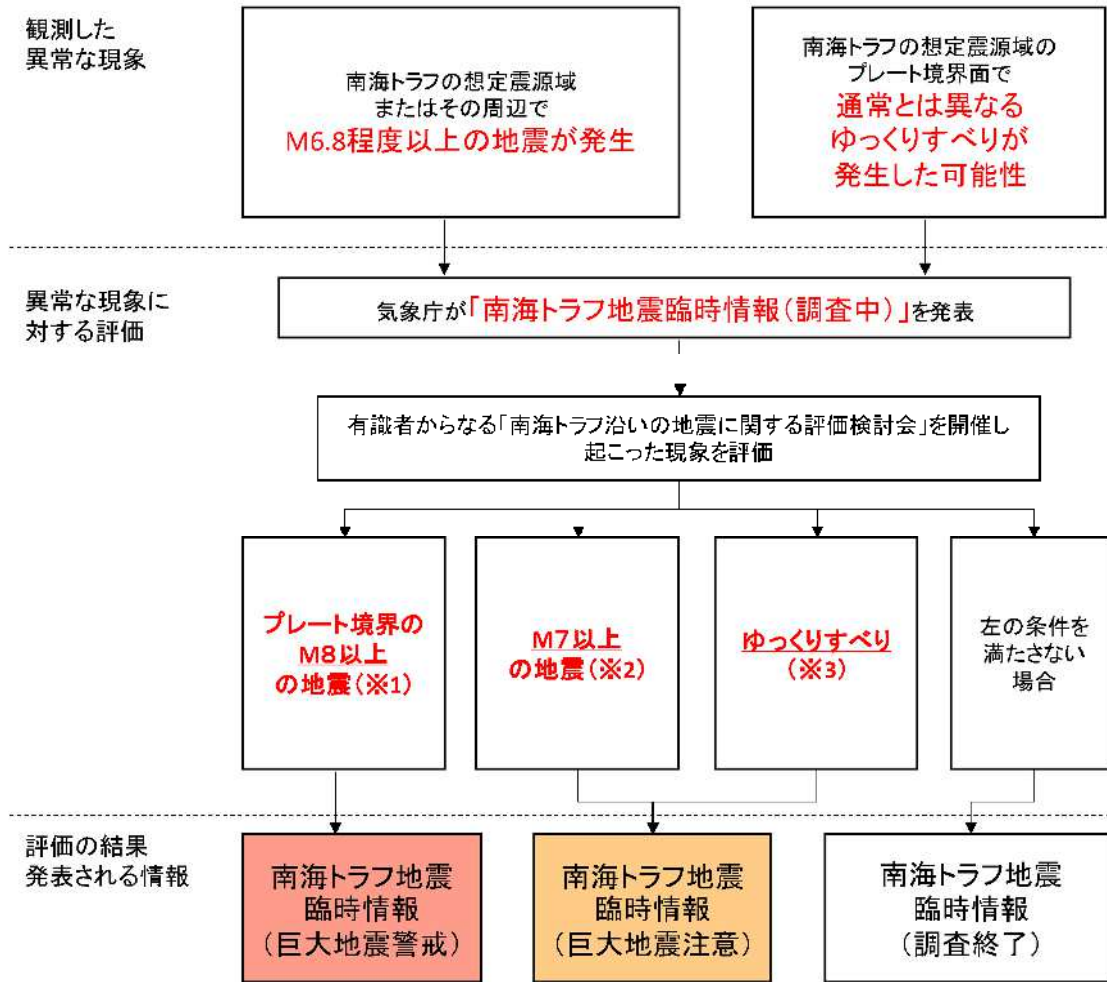


想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

- ※1） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3） 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。
 具体的には、
 レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
 レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
 レベル3：レベル1の2倍に設定。
 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、
 「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※5） ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
 なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（出典：気象庁HP）

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月 内閣府(防災担当))

3 南海トラフ地震に関連する情報の注意点

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
- (2) 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- (3) 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。
- (4) 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連す

る情報)の発表は行っていない。

第2 防災対応について

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

3 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、最初の地震発生後「1週間」を最も警戒する期間とする。なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	・ 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		・ 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※⁴	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

※1) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(ゆっくりすべりケース)

※3) ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

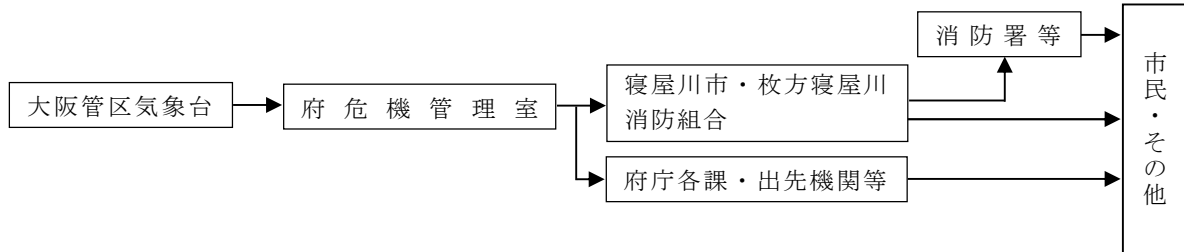
※4) 2週間とは、巨大地震警戒対応機関(1週間+巨大地震注意対応期間1週間)

(出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月 内閣府(防災担当))

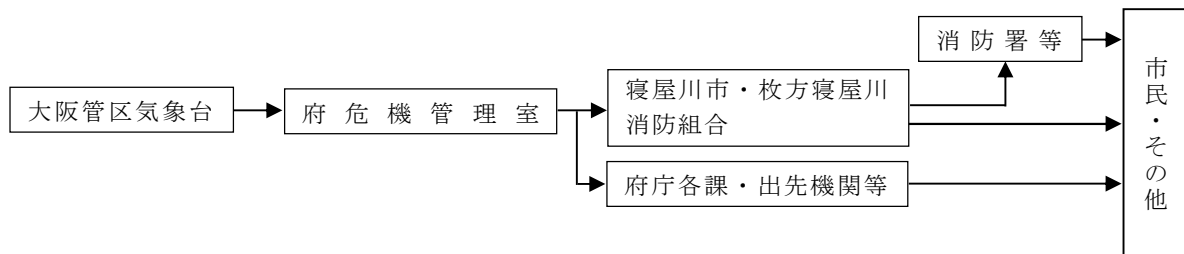
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4 市民の防災対応の検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された際の防災対応は、市民一人一人が検討・実施することを基本とするが、市は必要な情報提供を行うなど、その検討・実施を促すとともに、必要な支援を行う。

なお、詳細については、関連する各編・各章によるものとする。

防災対応の検討に当たっては、必要に応じて市民の意見を十分に聴く必要があり、地域内の各主体が調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うよう努める。

また、防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、市はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際取るべき対応を住民に周知するものとする。

市民に求められる防災行動	本計画における関連箇所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの地震への備えの再確認等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応（家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄等の確認等） 	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害に対する防災対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じて避難のあり方を検討 	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害予防対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討 ・ 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止 	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物の安全強化 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第3節 火災予防対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の受入人数の把握 ・ 指定避難所候補リストの作成 ・ 指定避難所の選定 ・ 指定避難所が不足する場合の対応 ・ 指定避難所への移動方法の検討 	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営体制や運営する際の役割の検討 	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備

第3章 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ巨大地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに寝屋川市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、寝屋川市災害対策本部条例及び地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節「組織動員」に定める。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理人
1	副市長（危機管理部局を担当する副市長）
2	他の副市長
3	危機管理部長
4	教育長
5	上下水道事業管理者

第3 災害応急対策要員の参集

- 1 災害応急対策要員の参集・配備は地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第1節「組織動員」を準用し行う。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第4章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達〔市・枚方寝屋川消防組合・関係機関〕

(1) 情報の収集・伝達等

市は、防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対して採られた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第2節「災害情報の収集伝達」に基づき行う。

(2) 避難のための指示

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難を指示する。

イ 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

ウ 警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を發し、特に急を要する場合は避難をさせる。

オ 災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第2節「災害情報の収集伝達」及び第10節「避難の指示及び誘導」に定める。

2 施設等の緊急点検・巡視〔市〕

市は、必要に応じて、公共施設（特に防災活動の拠点となる施設、指定避難所に指定されている施設）及び土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視を実施し、当該施設等の被災状況の把握に努める。

3 二次災害の防止〔市・枚方寝屋川消防組合・関係機関〕

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を採る。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団・寝屋川警察署・関係機関〕

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第7節「消防計画」、第8節「救助・救急活動」、第9節「医療救護活動」に定める。

5 物資調達〔市・関係機関〕

- (1) 市及び防災関係機関は、職員等が行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、市域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

6 輸送活動〔市・関係機関〕

地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第12節「緊急輸送活動」に定める。

7 保健衛生、防虫・防疫活動〔市〕

地震災害応急対策・復旧対策編第1部第2章第4節「保健衛生活動」に定める。

8 帰宅困難者対策〔市〕

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配〔市〕

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材の確保を行う。

用途の目安	品目の目安
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ、インターネット、無線機
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な資機材が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置 [市]

市は、府に対し、人員の配置状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置を採るよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 [市・関係機関]

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、当該機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用 [市・枚方寝屋川消防組合]

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

消防相互応援協定

協定名称	協定市町等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、豊能町、島本町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村、能勢町、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大東四條畷消防組合、泉州南消防組合
枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	枚方市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合
大阪市、枚方寝屋川消防組合航空消防応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合
第二京阪道路（巨椋池 IC～枚方東 IC）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市、枚方寝屋川消防組合
第二京阪道路（枚方東 IC～第二京阪門真 IC）消防相互応援協定	京田辺市、交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合
大阪市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	大阪市、枚方寝屋川消防組合
枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市消防相互応援協定	枚方市、枚方寝屋川消防組合、生駒市

災害応援協定

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定 (北河内地域7市)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
寝屋川市・すさみ町災害時相互応援協定	寝屋川市、すさみ町
災害相互応援協定 (京阪奈6市)	八幡市、京田辺市、生駒市、交野市、寝屋川市、枚方市
中核市災害相互応援協定 (中核市各市(令和2年4月1日現在))	函館市、旭川市、青森市、八戸市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、宇都宮市、越谷市、川越市、川口市、船橋市、横須賀市、柏市、前橋市、高崎市、八王子市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、和歌山市、大津市、豊中市、明石市、西宮市、奈良市、尼崎市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求 [市]

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第6節「自衛隊の災害派遣」に定める。

3 緊急消防援助隊の応援要請 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、枚方寝屋川消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡が取れないときには直接消防庁長官に対して要請する。

4 災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協力要請 [市]

市は、府と大阪府衛生管理協同組合が締結した「災害時団体救援協定書」に基づき、必要に応じて、府に対し、災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協

力を要請する。

府は、市の要請を受けて大阪府衛生管理協同組合に支援協力を要請する。

第4 関係機関との連携協力の確保

市は、関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に努める。

第5 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業所との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設の確保対策等の検討を進める。

第6 大阪府沿岸部の津波被害地域に対する後方支援

南海トラフ巨大地震による津波により、大阪府沿岸部では甚大な被害も想定されるため、市は広域的な防災体制の観点から、府等からの要請により必要な後方支援を行う。

第7 その他の応急対策の実施

その他の応急対策については、「地震災害応急対策・復旧対策編」による。

第5章 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関〕

- 1 市は、指定避難所を開設した場合は、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を採る。
- 3 避難行動要支援者に対しては、次の点に留意する。
 - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の指定避難所までの介護及び搬送は、あらかじめ避難支援等関係者が定められている場合は当該避難支援等関係者が、定められていない場合は、原則として本人の親族及び消防団、地域協働協議会（防災に関する部会）等が連携して行うものとし、市は、地域協働協議会（防災に関する部会）を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- 4 市は、妊産婦や乳幼児を連れた保護者に対しては、必要に応じて避難介助や、指定避難所において必要な支援等を行う。
- 5 市は、外国人に対しては、多言語での生活関連情報等の情報提供に努め、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。
- 6 市は、市内に滞在する出張者や旅行者等に対しても、適切な支援を行い、安心して行動できる条件及び環境づくりに努める。
- 7 指定避難所での救護に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 避難者の受入れ
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を採る。

- ア 流通在庫の引渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

- 8 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 9 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
- 市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2 消防機関等の活動 [枚方寝屋川消防組合・消防団]

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。ただし、地震発生時においては人命の救出救護を優先する。
- (1) 避難誘導
 - (2) 救助、救急 等
 - (3) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、枚方寝屋川消防組合の地震災害消防計画及び緊急消防援助隊受援計画に定める。

第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道 [市]

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

2 電気 [関西電力送配電株式会社]

電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

3 ガス [大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社]

ガス事業者については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信 [西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社]

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

5 放送 [日本放送協会大阪放送局・各民間放送株式会社]

(1) 放送事業者は、府、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や市民等及び旅行者等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

(2) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第4 交通対策

1 道路 [市・寝屋川警察署・近畿地方整備局大阪国道事務所・大阪府枚方土木事務所・西日本高速道路株式会社]

(1) 市、府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

第5 公共施設に関する対策 [市]

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 利用者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用自家発電設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

- (イ) 地域住民の避難場所、指定避難所となる施設については住民等の受入方法等
 - イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置を採るほか、次に掲げる措置を採る。
 - また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、市は同様の措置を採るよう協力を要請する。
 - ア 非常用自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市が定める指定避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を採るとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を採る。

第6 迅速な救助〔市、枚方寝屋川消防組合、消防団〕

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備

第2 建築物等の耐震化の推進 [市・枚方寝屋川消防組合]

市は、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、特定既存不適格建築物（民間）及び市施設等の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

1 市施設等の耐震化

市及び枚方寝屋川消防組合は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

・「寝屋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設のあり方を検討した上で、今後も継続して不特定多数の市民が利用する施設については、更なる安全確保を図るため、耐震化率100%を目指す。

2 一般建築物耐震化の促進

市及び府は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）（平成28年1月）」及び「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年6月の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前の構造基準で建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

- ・ 平成32年度における住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率の目標値を95%とする。
- ・ 平成32年度における特定既存不適格建築物（民間）の耐震化率の目標値を95%とする。

(1) 耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、国・府・市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

ア 寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金制度

木造一戸建ての住宅にあつては平成12年5月31日以前に建築されたものを対象とする。

イ 寝屋川市木造住宅耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象とする。

耐震改修工事を行う場合、耐震改修補助と併せて耐震設計費用についても補助する。

第7章 防災訓練計画

[市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関]

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、府及び防災関係機関、地域協働協議会（防災に関する部会）等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、市内滞在者に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 避難所開設・運営訓練

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[市・枚方寝屋川消防組合・消防団・関係機関]

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育を併せて実施する。

特に市民が出かける機会が多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。また、緊急地震速報について、この情報の特徴を理解して的確な行動を採れるよう、普及啓発を進める。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (9) 近年発生した地震及び津波災害において、実際に災害対策に従事した市町村職員の実体験や教訓等

2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実状に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する

知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 近年発生した地震及び津波災害の教訓
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上採るべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
- (11) 市民ができる応急手当、最低3日間分、できれば1週間分以上の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識

3 児童・生徒・園児・保育所児に対する教育

小学校、中学校、幼稚園、保育園、保育所において、次の点に配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 近年発生した地震及び津波災害の教訓
- (2) 地震・津波のメカニズムと、発生した場合の対処の仕方
- (3) 地域の一員として共助に資する意識を高める。
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること。
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に採るべき行動に関する知識

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が、実施する研修に参加するよう努める。

5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9章 南海トラフ巨大地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 南海トラフ巨大地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針 [市]

- (1) 市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、災害応急対策要員の配置等対応策を明確にした災害応急対策マニュアルを作成する。
- (3) 複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物及び急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

2 応急危険度判定の迅速化等 [市]

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

寢屋川市地域防災計画

風水害等応急対策・復旧対策編

令和5年11月

寢屋川市防災会議

風水害等応急対策・復旧対策編

第 1 部 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

[市・関係機関]

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、風水害等による被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知に当たっては、参考となる警戒レベルも付すものとする。

1 気象予警報

(1) 大阪管区气象台が発表する気象予警報等

気象注意報・警報は、市町村単位「寝屋川市」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「東部大阪」や「大阪府」で発表されることもある。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や危険度やその切迫度を伝える洪水警報のキキクル（危険度分布）の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 注意報

気象現象等により、災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために市町村単位で発表される。

イ 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村単位で警報が発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に市町村単位で発表される。

エ 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を捕捉する情報として、気象庁が発表する。

注 意 報（一般の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (浸水害) 表面雨量指数基準 11 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 93
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
霜注意報	4月15日以降の晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。	

種 類		発 表 基 準
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 讃良川流域=6.9 古川流域=2.9 複合基準* 讃良川流域=(5, 6.9) 寝屋川流域=(9, 4.5) 古川流域=(5, 2.2) 指定河川洪水予報による基準 淀川 [枚方] 淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋] *(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組合せによる基準値を表す。

警 報 (一般の利用に適合するもの)

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上になると予想されるとき。
	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 〔表面雨量指数基準〕 17 〔土壌雨量指数基準〕 139

種 類		発 表 基 準
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上になると予想される場合。
地面現象警報	地面現象警報※	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報	浸水警報※	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 讃良川流域=8.7 古川流域=4.1 複合基準* 寝屋川流域= (16, 5) 古川流域= (8, 3.6) 指定河川洪水予報による基準 淀川 [枚方] 淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋] * (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組合せによる基準値を表す。

注1) 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類に関わらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3) ※印は、気象注意報・警報に含めて行う。

注4) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5) 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(寝屋川市の場合は「東部大阪」)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6) 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注7) 基準値は気象庁HP(令和元年11月14日現在)のもの。

(出典：大阪府地域防災計画 基本対策編)

注 意 報 (水防活動の利用に適合するもの)

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	淀川洪水注意報	淀川氾濫注意情報	基準地点(枚方)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

種 類		発 表 基 準
寝屋川流域 洪水注意報	寝屋川流域 氾濫注意情報	以下の基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 基準地点：寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋

警 報（水防活動の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	気象警報	大雨警報※注3	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	淀川洪水警報	淀川 氾濫警戒情報	〔氾濫警戒情報〕 基準地点（枚方）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
		氾濫危険情報	〔氾濫危険情報〕 基準地点（枚方）の水位が氾濫危険水位に達したとき。
氾濫発生情報		〔氾濫発生情報〕 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。	
寝屋川流域 洪水警報	寝屋川流域 氾濫警戒情報	〔氾濫警戒情報〕 以下のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	
	氾濫危険情報	〔氾濫危険情報〕 以下のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	
	氾濫発生情報	〔氾濫発生情報〕 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 基準地点：寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋	

注1) 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

注3) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注4) 大雨や洪水などの警報が発表される場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（寝屋川市の場合は「東部大阪」）」を用いる場合がある。

（出典：大阪府水防計画（令和2年度）（大阪府地域防災計画及び気象庁ホームページを参考に加筆・修正））

特別警報

種類	発表基準	
大雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>1 確率値を用いた場合 以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。） [雨に関する寝屋川市の50年に一度の値] 48時間降水量：378mm、3時間降水量：151mm、土壌雨量指数：236 （令和2年5月26日現在）</p> <p>2 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。 [指標を用いた場合の寝屋川市の土壌雨量指数の基準値] 土壌雨量指数 319 （令和2年7月30日現在）</p>	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧 ^(注1) により	暴風が吹くと予想される場合である。
高潮		高潮になると予想される場合である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪		高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧 ^(注1) により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。	
大雪	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。 [参考：寝屋川市（地点名：大阪）の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深] 50年に一度の積雪深：9cm（参考値）、既往最深積雪深：18cm （令和元年10月30日現在）</p> <p>※ 大雪特別警報は府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象とし、個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	

注1 表中の「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧」は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧であり、来襲する場合に特別警報を発表。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（出典：大阪府地域防災計画 基本対策編に「気象庁 気象等の特別警報の指標（発表条件）」及び気象庁HPを参考に追記）

大雨警報・注意報基準の見方

- ① 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ② 土壌雨量指数は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。
- 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

記録的短時間大雨情報

大阪府内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。大阪府の発表基準は、1時間100mm以上を観測又は解析したときである。

(2) 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（淀川）

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領」に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

大阪管区气象台及び近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

標題（種類）	発表基準
淀川 氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点（枚方）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき。避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
淀川 氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点（枚方）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

標題（種類）	発 表 基 準
淀川 氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点（枚方）の水位が氾濫危険水位に達したとき。氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
淀川 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

淀川の避難判断水位（枚方）

(m)

河川名	区間		基準点	—	高齢者等 避難	避難指示	緊急安全確保
				氾濫注 意水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	氾濫 開始 相当 水位
淀川	左岸 右岸	京都府界より海まで	枚方	4.50	5.40	5.50	8.38

※各水位は量水標水位

(3) 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報（寝屋川流域）

大阪管区气象台と府は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、寝屋川流域の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

対象河川は寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川で、このうち市関連の河川は寝屋川、古川である。

府は、洪水予報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

標題（種類）	発 表 基 準
寝屋川流域 氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
寝屋川流域 氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

標題（種類）	発表基準
寝屋川流域 氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
寝屋川流域 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

寝屋川の避難判断水位

河川名	基準点	所在地	氾濫注意水位 (m)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
				避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防天端高等 (m)
寝屋川 寝屋川市平池町地先 桜木水門下流端から 旧淀川合流点	寝屋川 治水緑地	大阪府大東 市深野北	4.20	5.35	5.45	5.57

参考となる寝屋川流域河川の各種水位等

河川名	基準点	所在地	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
第二寝屋川 恩智川分派点から寝屋川合 流点	昭明橋	大阪府大阪市城東区 諏訪	3.40	4.40	4.55
古川 守口市大久保町五丁目地先 から寝屋川合流点	桑才	大阪府門真市北島 849	3.20	3.30	3.40
平野川 大和川分派点から第二寝屋 川合流点	剣橋	大阪府大阪市東成区 玉津三丁目	3.30	4.00	4.15
	太子橋	大阪府八尾市南太子 堂六丁目	9.46	10.90	11.00
平野川分水路 平野川分派点から寝屋川合 流点	今里大橋	大阪府大阪市東成区 大今里南三丁目	3.30	3.40	3.50
恩智川 柏原市大巣三丁目地先大巢 橋下流端から寝屋川合流点	住道	大阪府大東市赤井一 丁目	3.90	4.40	4.70
	恩智川 治水緑地	大阪府八尾市福万寺 町	7.05	7.20	7.35
楠根川 八尾市西山本町一丁目地先 近鉄橋下流端から第二寝 屋川合流点	萱振大橋	大阪府八尾市緑ヶ丘 一丁目	6.74	8.00	8.05

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪管区气象台及び府は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

情報	市民がとるべき行動	警戒レベル
土砂災害警戒情報	市長が避難指示を発令する目安となる情報である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。ハザードマップ等により災害が想定される区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4相当

（出典：気象庁HP 一部修正）

(2) 土砂災害警戒情報の留意点

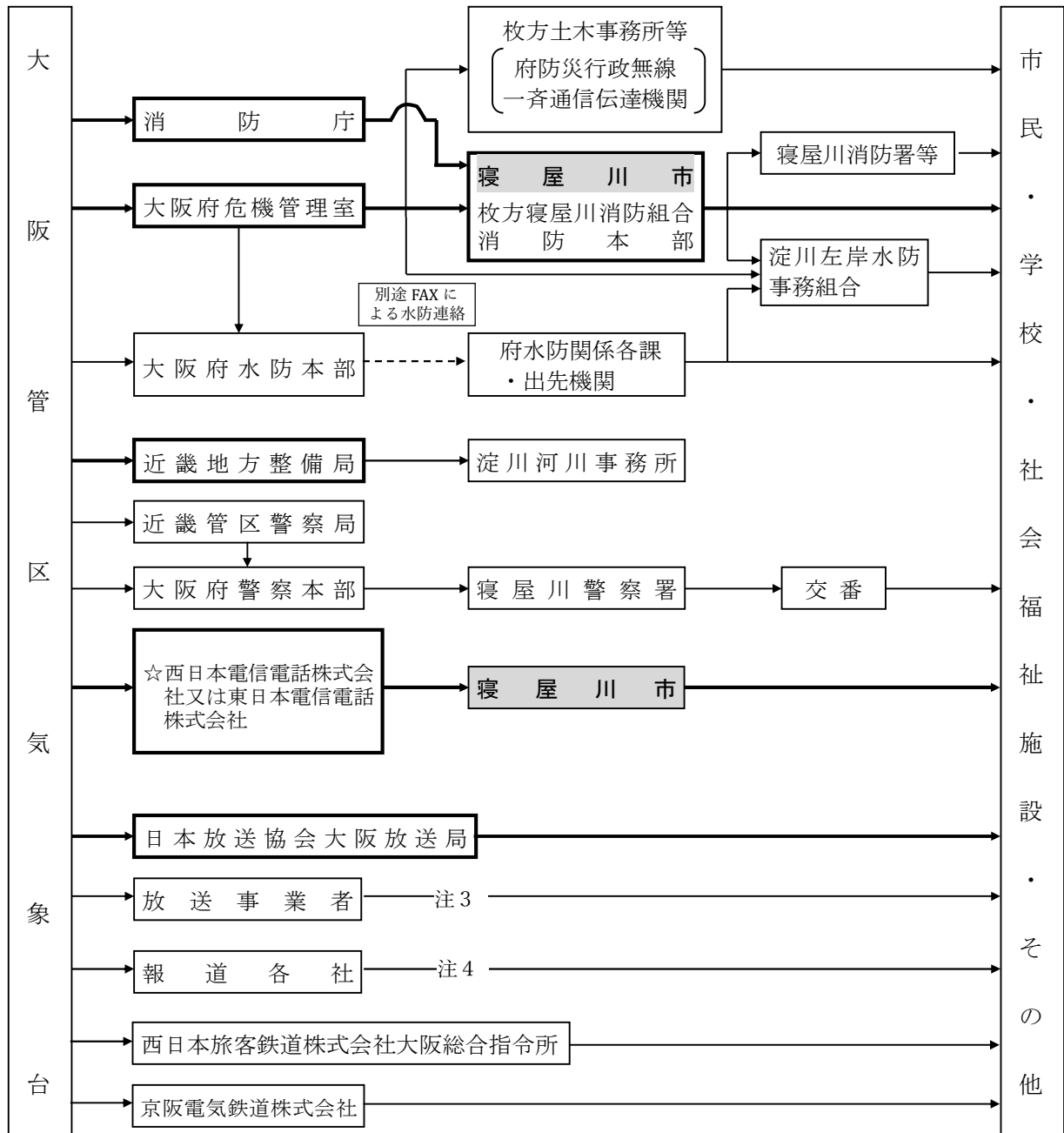
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数：「第1章第3節4 (2) 土砂災害警戒情報」参照

3 気象予警報等の伝達系統

(1) 気象予警報等伝達系統図



注5

注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

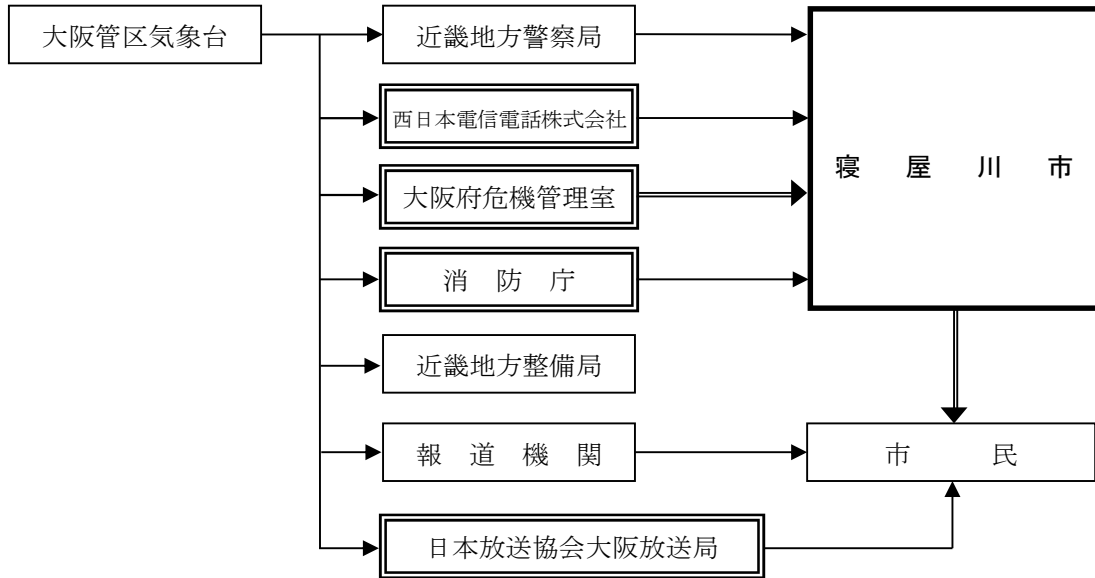
注2 ☆印は、特別警報、警報のみ

注3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMC0. CO. LO) の12社である。

注4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

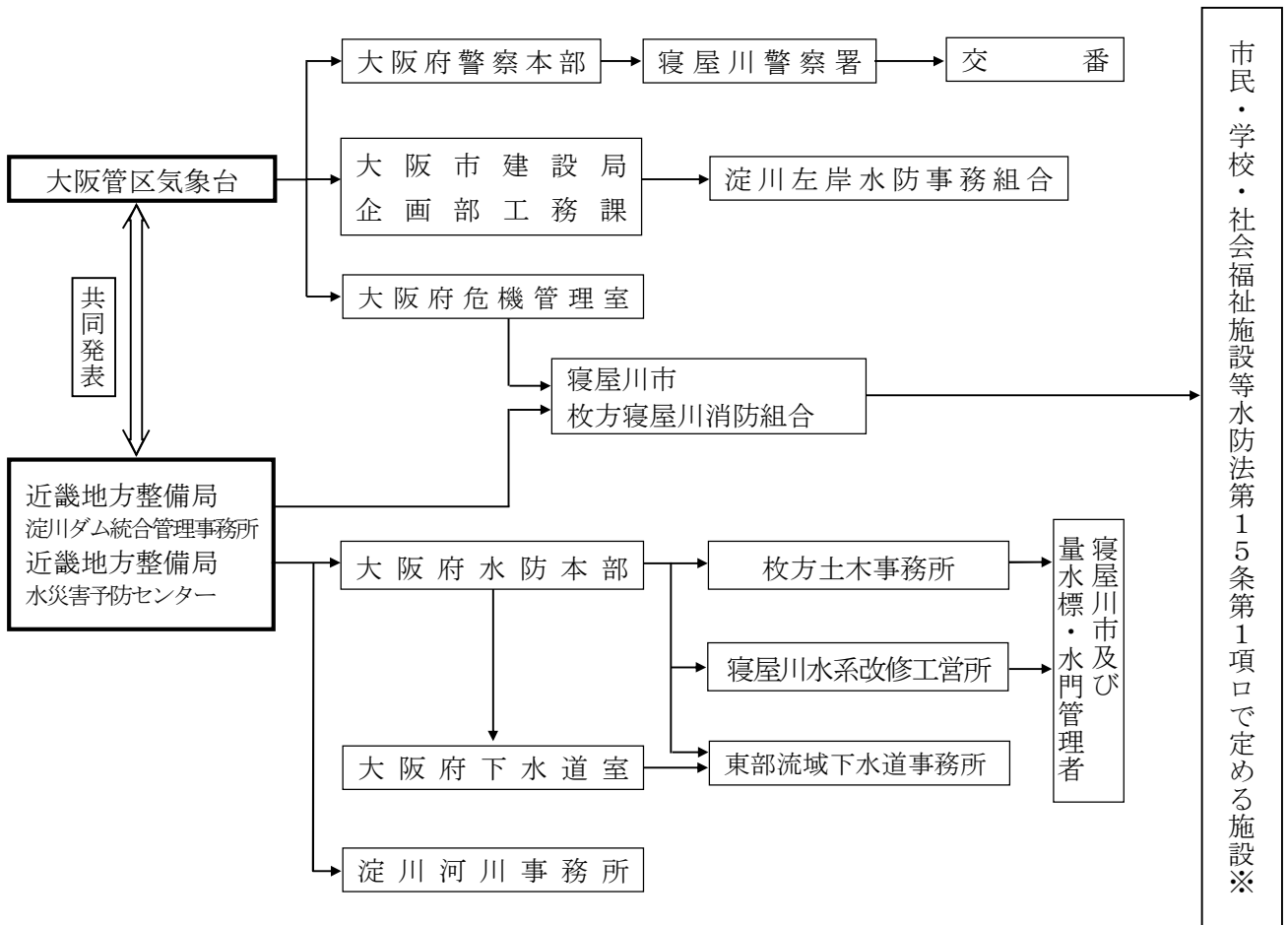
注5 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(2) 気象特別警報伝達系統図



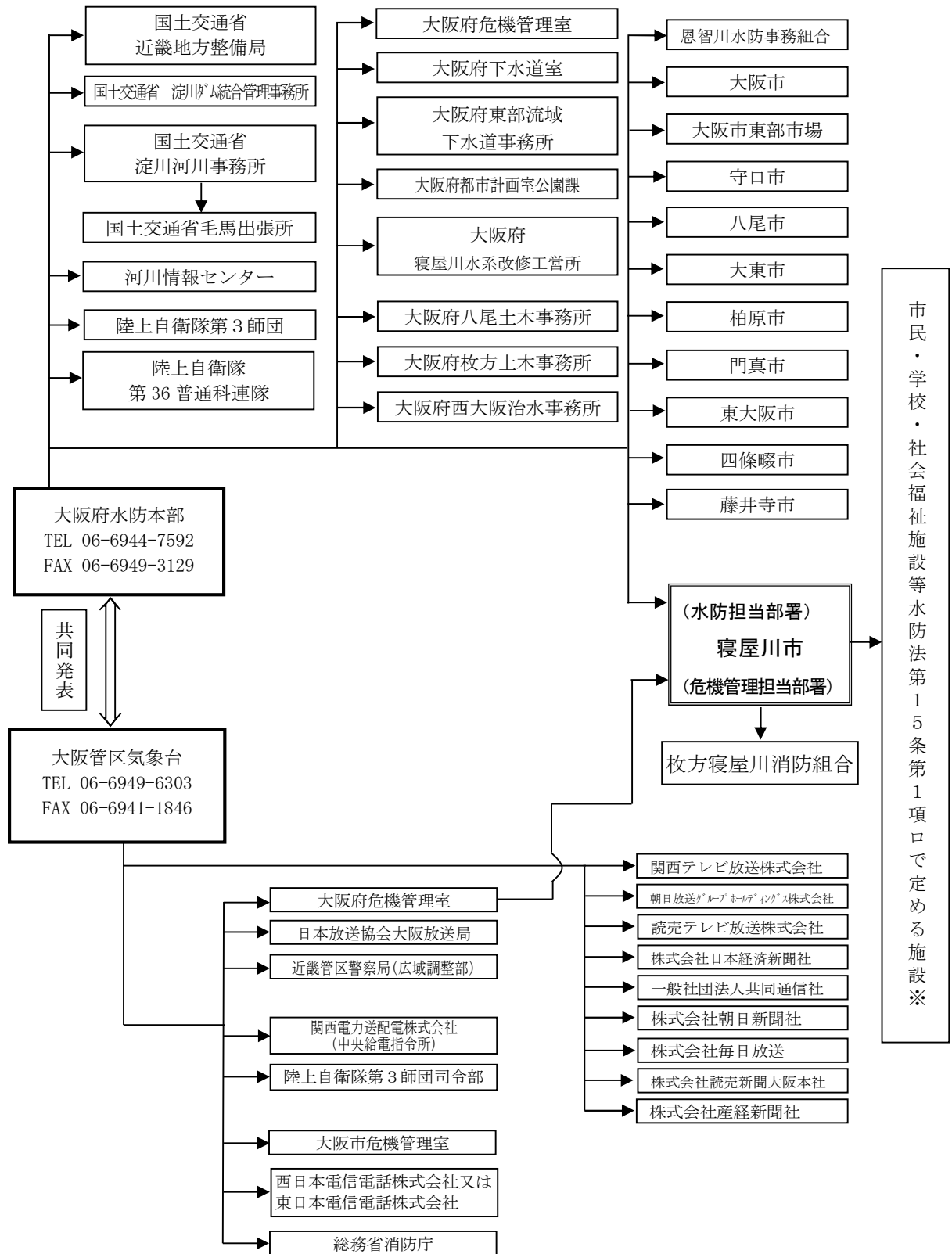
(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

(3) 淀川洪水予報通信連絡系統図



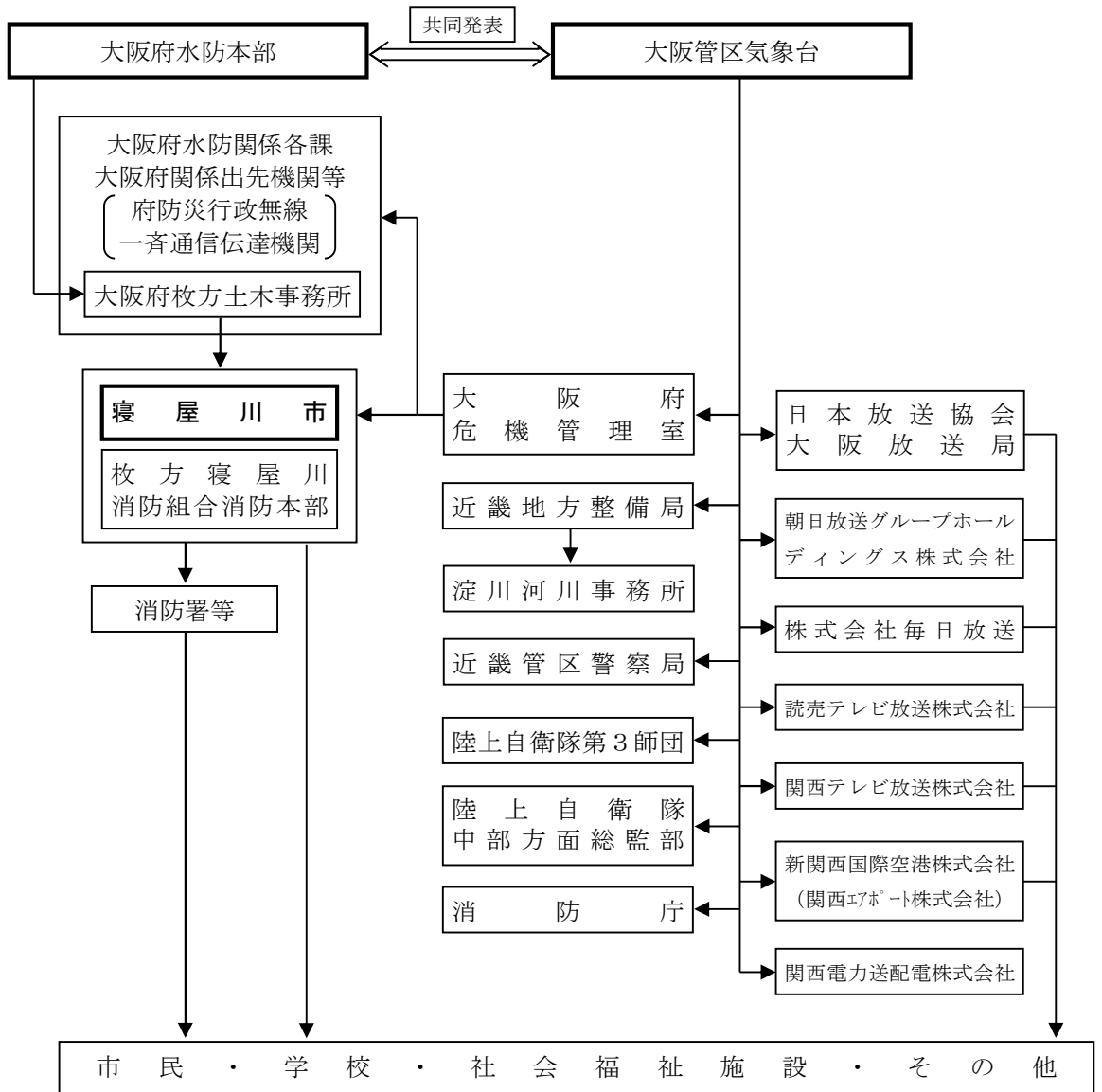
※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設

(4) 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設

(5) 土砂災害警戒情報伝達系統図



4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（出典：大阪府地域防災計画 基本対策編）

5 竜巻注意情報等

大阪管区気象台は次のとおり、竜巻に関する情報を発表する。

(1) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意情報

竜巻注意情報の発表前に、気象情報及び雷注意報が段階的に発表され、両情報に「竜巻」の注意喚起を含む情報が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意情報で約20倍高くなっている。

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合におおむね一つの府県を対象に発表される。

この場合、大気が不安定で竜巻等突風が発生する可能性は、平常時に比べて約200倍高くなっている。有効時間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

(3) 確度の高い竜巻注意情報の発表

竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報があつた地域の周辺で更なる竜巻

等突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報が発表される。この場合、竜巻発生地域が一次細区分で、竜巻注意情報が府県単位で発表される。

竜巻の発生が確認された事例のうち約3割で、最初の竜巻から6時間以内に同一府県又は近隣府県で別の竜巻が発生している。

6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見したものは、遅滞なく施設管理者、市長、警察官、消防職員等に通報する。通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の通報

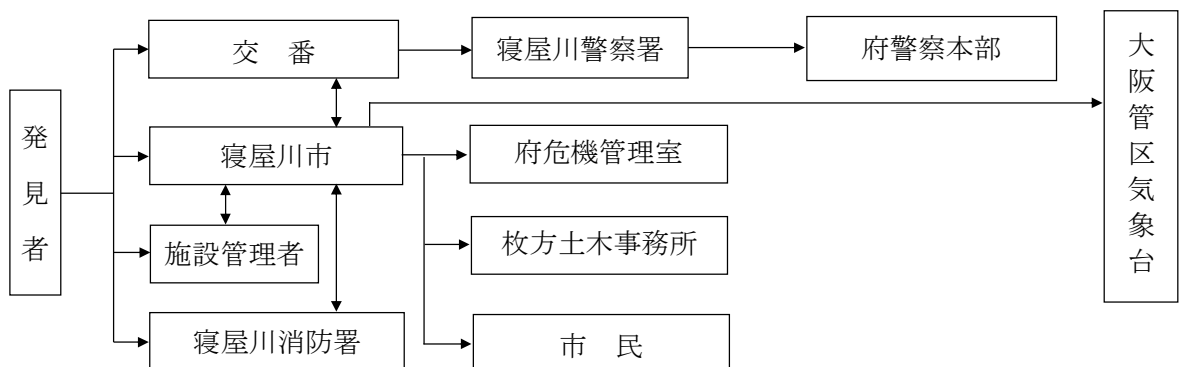
通報を受けた市長は、必要に応じ大阪管区气象台、府又は府出先機関に通報するとともに市民に対して周知徹底を図る。

(3) 異常現象の種類

水 害		① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの溢水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 ④ アンダーパスなどの低地部の浸水 ⑤ 側溝やマンホールからの溢水 など
土砂 災害	土 石 流	① 山鳴り ② 降雨時の水位の低下 ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	① 地面のひび割れ ② 沢や井戸水の濁り ③ 斜面からの水の吹きだし など
	崖崩れ	① 湧水の濁り ② 崖の亀裂 ③ 小石の落下 など

(出典：「大阪府地域防災計画 基本対策編」)

(4) 異常現象通報系統図



7 市民への周知

市は、必要に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、ホームページ、緊急速報メール、携帯電話のアプリ等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者等に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対して採るべき措置について周知する。災害直前の広報としては、市民との危機感の共有を図るため、時々刻々の情報の発信に努める。

なお、周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・普及の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

道路管理者は、降雨等による交通規制を行う場合、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

8 災害時における通信手段の確保

(1) 関係機関の通信窓口

防災関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、防災関係機関が行う気象予報等及び災害に関する情報の収集伝達等に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

(ア) 市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）

イ 水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）

ウ 消防無線（枚方寝屋川消防組合）（資料編 資料4-4）

エ 府防災行政無線

(ア) 府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

オ 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用

(ア) 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用（資料編 資料3-4）

<資料>

- ・淀川河川事務所水防警報・情報用紙（資料編 様式19）
- ・淀川水系洪水予報（洪水警報・洪水注意報・洪水情報）発表用紙（資料編 様式20）
- ・非常無線通信用紙（資料編 様式21）

第2節 組織動員

[市]

市は、市域内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、それぞれ必要な組織動員体制をとる。

1 災害時の配備体制の概要

市は、市域内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に災害対策本部を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

なお、本部体制の実施に備え、気象情報等及び災害情報を収集するための体制として、気象情報等収集体制を設ける。また、気象情報等収集体制の中で危機管理部長が更なる連携・強化を図るなど、風水害対策の総合的な実施体制をとる必要があると認めた場合、緊急即応体制を設ける。

災害の規模や状況に応じて、災害の長期化を踏まえた災害対応職員の交代制を検討するとともに、健康管理への十分な配慮に努める。

(1) 災害時の配備の時期及び内容

種別	配備時期	配備内容	
気象情報等収集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき。 3 気象警報が発表されたとき。 4 台風情報により24時間以内に市域へ影響を及ぼすと認められ、危機管理部長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。 	
気象情報等収集体制	緊急即応体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危機管理部長が必要と判断したとき。 2 市域が台風の暴風域に入ることが予想される時。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒（対策）本部が設置される前段階において、緊急即応体制職員をもって、市民等通報対応や広報パトロールなど、災害時の初動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
災害警戒本部	事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測される時。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 指定河川の洪水警報 2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき。 3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市域に局地的な災害が予測される時。 3 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。
災害対策本部	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> 4 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき 5 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	B号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域に災害が発生したとき。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対応できないとき。 3 災害情報により、市域及びその周辺に社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に对应できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	C号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対応できないとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局が有する組織機能の全てをもって対応する体制とする。

2 気象情報等収集体制

この体制は、気象情報その他の条件から状況の推移によっては、災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、気象情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うために設置する。

3 緊急即応体制

この体制は、気象情報等収集体制を行う中で、関係部局間と更なる連携・強化を図る、風水害対策の総合的な実施体制の確保、多様な災害情報を集約した次体制への迅速な移行を目的として、危機管理部長が必要と判断した場合に、副市長が気象情報等収集体制と共に設置する。

緊急即応体制の設置場所は、寝屋川市役所内（本庁舎3階会議室）とする。

緊急即応体制表

予警報	集中化業務		
	電話チーム	広報パトロールチーム	総務チーム
大雨 ・ 洪水 警報	第3会議室での電話対応。（これまで保安から各所属につながっていた電話を一本化）通報受付・被害状況調査報告書（様式6）の作成→総務チームへ引継ぎ。	公用車により、市内を巡回（テープによる広報も検討）するとともに、冠水場所等の写真撮影も併せて実施する。	電話チームが受けた内容（通報受付・被害状況調査報告書（様式6））を、各所管課へ伝達するとともに、対応済箇所地図上での整理、一覧表等の作成等の対応を行う。
災害警戒体制 （災害警戒本部 の設置）	↓		
	広報班（経営企画部）へ引継ぎ		
災害対策体制 （災害対策本部 の設置）	広報班（経営企画部）へ引継ぎ		

4 災害警戒本部による活動体制

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 大雨、洪水及び暴風のいずれかの警報が発表され災害のおそれがあるとき。
- イ 指定河川の洪水警報が発表されたとき。
- ウ 降雨量、水位等の観測状況からみて災害発生のおそれがあるとき。
- エ 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量を観測したとき。
- オ 局地的な災害が発生したとき。
- カ 市長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の廃止基準

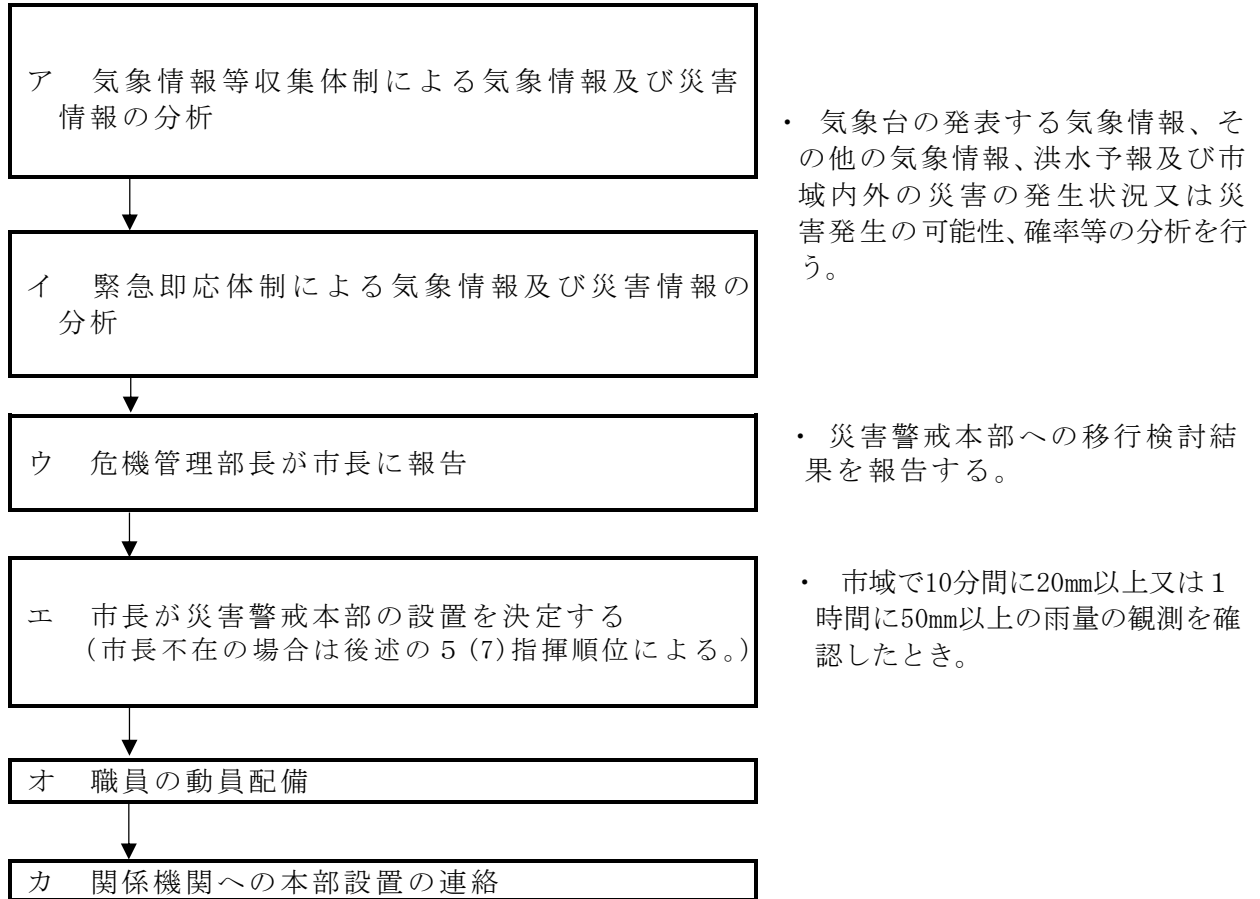
- ア 寝屋川市災害対策本部に移行されたとき。
- イ 当該災害に対する災害応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ 災害が発生するおそれがなくなったとき。
- エ 本部長（市長）が適当と認めたとき。

(3) 災害警戒本部の設置場所

寝屋川市役所内（本庁舎2階リフレッシュルーム）に設置する。

災害警戒本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



(5) 職員の配備

配備体制については、災害の態様に応じて、次の基準による。

※警戒配備招集職員の日安（部長級以上、総務担当課長はすべての状況で自主参集）

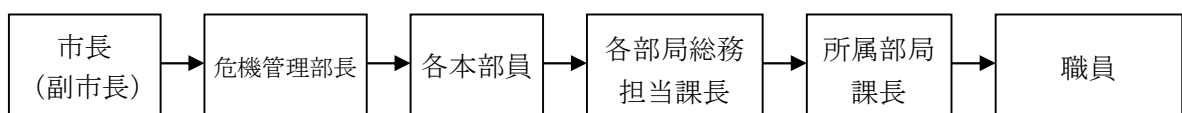
事前配備	部長級以上、総務担当課長
警戒配備	部長級以上、総務担当課長に加え、全職員の 1/4

ただし、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減することができ、他部局からの応援派遣を行うこともできる。

また、災害警戒本部（災害対策本部）の設置の有無に関わらず、災害の規模、状況に応じて、各部局の協力体制による調査・避難対策を実施することができる。

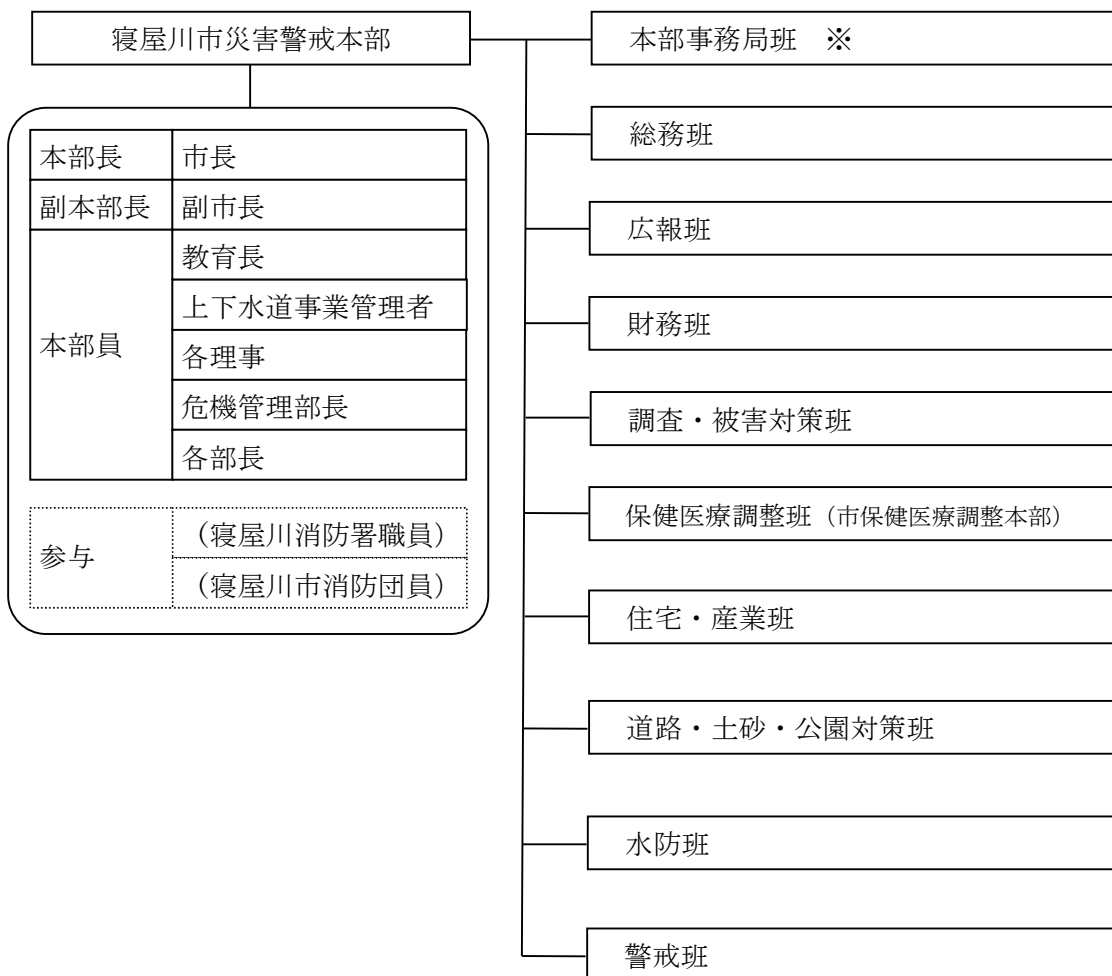
(6) 配備の伝達

配備指令の伝達は、次により行う。



(7) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 災害警戒本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部局の応援等職員を含む。

イ 災害警戒本部の運営

(ア) 災害警戒本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には原則として各本部員（部長）をもって充てる。

(イ) 災害警戒本部の会議は、本部長、副本部長、本部員、参与及び本部事務局班をもって構成し、本部長が本部において収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要がある時に招集・開催し、所掌事務に関する災害応急対策を審議する。

(ウ) 各班に所属する各部局の所掌事務は、寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編 資料1-4）を参照

5 災害対策本部の活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 市域に局地的な災害が発生したとき。
- イ 市域に局地的な災害が予想される時。
- ウ 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。
- エ 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。
- オ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の廃止基準

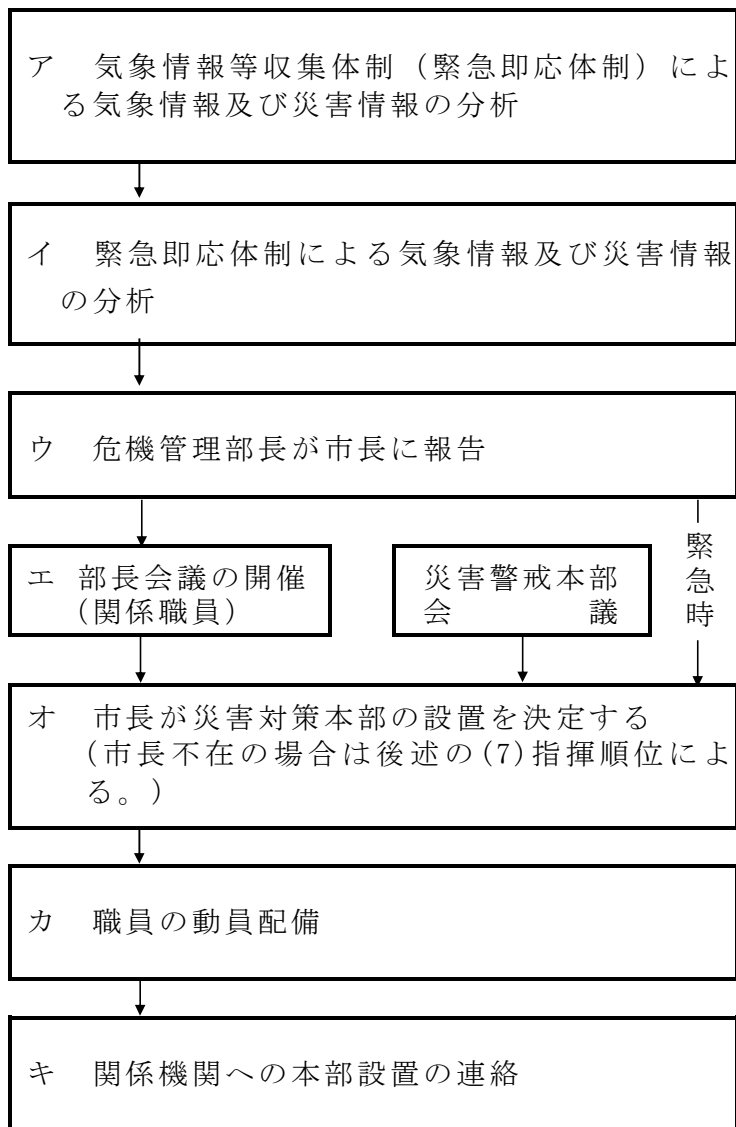
- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他、本部長（市長）が適当と認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

本部は、寝屋川市役所内（本庁舎2階リフレッシュルーム）に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される時、又は災害の規模その他の状況により災害応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長（市長）の判断により他の市施設（議会棟）等に設置することができる。この場合は、各関係機関に周知徹底を図る。

災害対策本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



・ 気象台の発表する気象情報、その他の気象情報、洪水予報及び市域内外の災害の発生状況又は災害発生の可能性、確率等の分析を行う。

・ 災害警戒本部への移行検討結果を報告する。

・ 必要により各部総務担当課長（本部連絡員）も招集する。

(5) 職員の配備

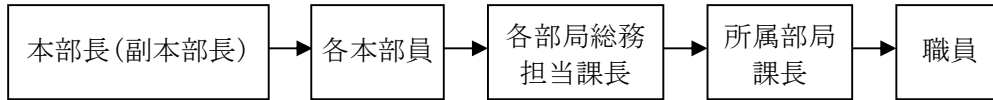
配備体制については、災害の態様に応じて、次の基準による。

A号配備	警戒配備職員に加え、全職員の1/6
B号配備	警戒配備職員、A号配備対象職員に加え、全職員の1/3 ※警戒配備対象職員、A号配備対象職員も自動的に参集
C号配備	残りの職員（再任用職員含む）が参集する（任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員を除く）。 ※ 警戒配備対象職員、A号配備対象職員、B号配備対象職員も自動的に参集

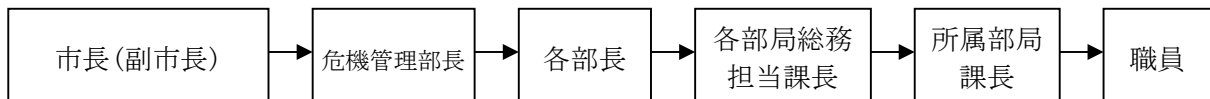
(6) 配備の伝達

配備指令の伝達は、次により行う。

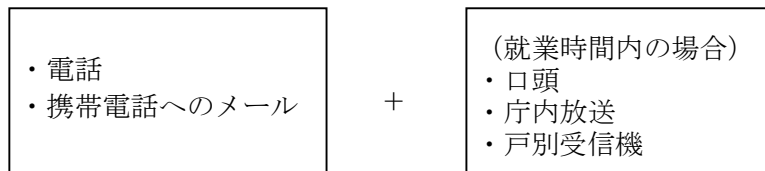
ア 災害警戒本部が既に立ち上がっているとき。



イ 災害警戒本部が立ち上がっていないとき。



<伝達手段>



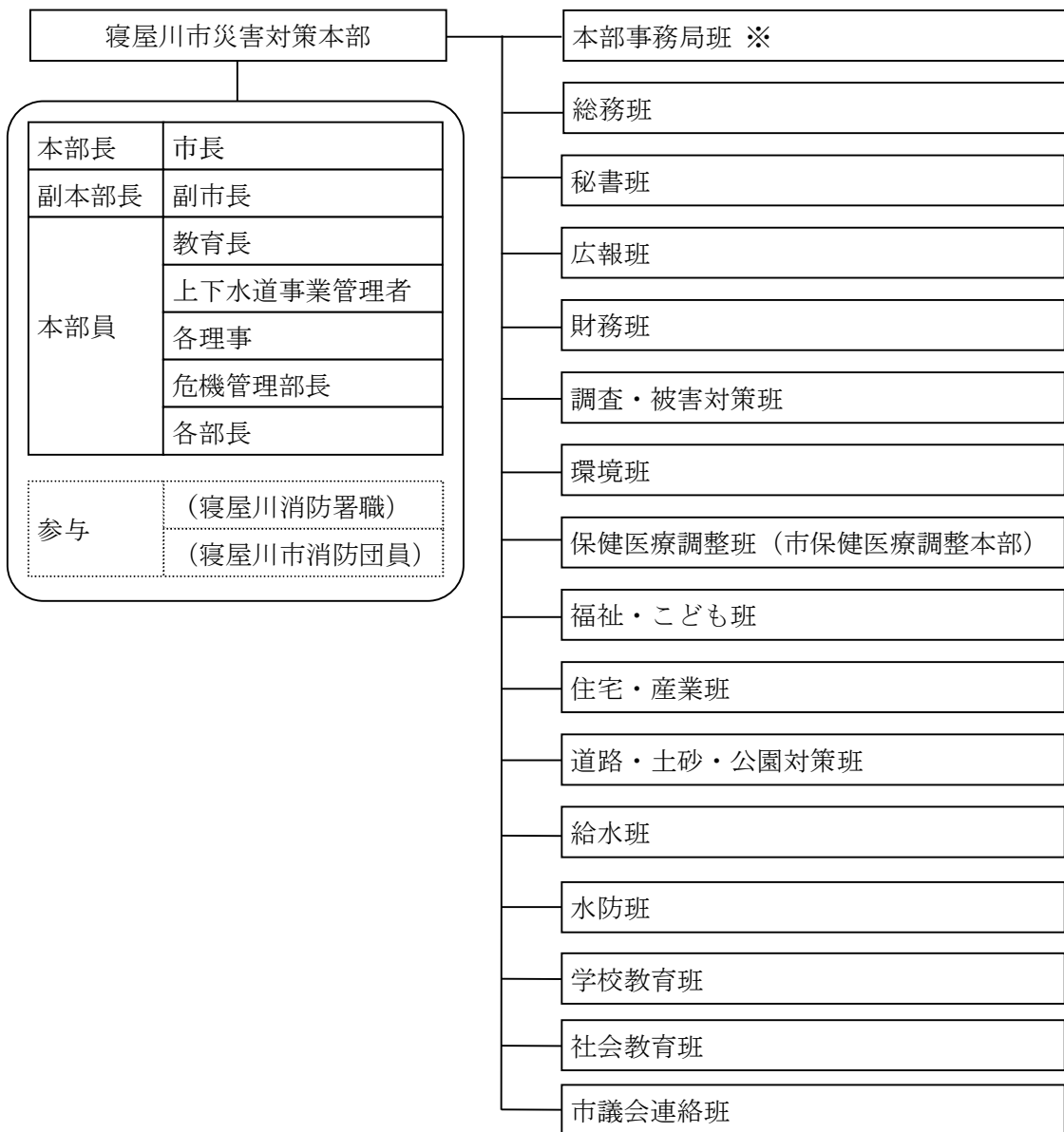
(7) 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順 位	代 理 者
1	副市長（危機管理部局を担当する副市長）
2	他の副市長
3	危機管理部長
4	教育長
5	上下水道事業管理者

(8) 災害対策本部の組織及び本部会議の運営

ア 災害対策本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部署の応援等職員を含む。

イ 災害対策本部会議の運営

(ア) 災害対策本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には各本部員（部長）をもって充てる。

(イ) 災害対策本部の会議は、本部長、副本部長、本部員、参与及び本部事務局班で構成し、次の事項について決定し、その実行を推進する。

- a 災害応急対策の基本方針に関すること。
- b 動員配備体制に関すること。

- c 各班間の連絡調整事項の指示に関する事。
- d 自衛隊災害派遣要請に関する事。
- e 国、府及び関係機関との連絡調整及び応援要請等に関する事。
- f 他市町村への応援要請に関する事。
- g その他災害に関する重要な事項。

ウ 本部事務局の役割

本部事務局は、本部連絡員（各部局総務担当課長）、本部市民通報等受付員、本部事務局班等で構成し、本部の指示事項の伝達及び本部の運営事務等に当たる。

(9) 関係機関との連絡調整

市の地域において災害が発生し、各種の災害応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、寝屋川市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

国（内閣府）は、府、関係省庁、市及び他市町村、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

市は、連絡会議及び調整会議において把握した情報について関係機関等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(10) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各班は、それぞれの組織を整理し、本部会議の決定に基づき、情報収集伝達、応援要請、消防、水防、救助、その他の災害応急対策を実施する。

なお、各班の事務分掌は、寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1－5）に示す。

(11) 府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

6 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 勤務時間外及び休日等においても、職員は配備指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

ただし、次に掲げるものは参集を要しない。

- ア 公務のため管外出張中の者
- イ 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の者
- ウ その他事情により特に所属長がやむを得ないと認めた者

7 動員

(1) 配備計画

各班長が部内を調整の上、必要な人員及び班を編制し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておく。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長（市長）の指示により配備体制を整え、各本部員（部長）は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立する。

(3) 各課の動員計画

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒本部体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。

(4) 非常招集の方法

ア 各本部員（部長）等による非常招集の方法は、携帯メール又は電話による。

イ 出張等で所定の勤務に就けない場合や、災害で所定の参集場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や指定避難所に参集し、当該施設の責任者の指示に従って、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長又は所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

ウ 動員状況の報告及び連絡

(ア) 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(イ) 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

(ウ) 各本部員は、動員した職員の氏名、時刻等を動員職員名簿（資料編 様式2）により本部長（市長）に報告する。

エ 本部連絡員

(ア) 各班別に本部連絡員を置く。本部連絡員は、総務担当課長又は所属班長の指名する職員をもって充てる。

(イ) 本部連絡員は、所属班と災害対策本部との連絡等に当たる。

8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

(1) 職員の安全確保と初動体制

あらかじめ定めた初動体制に基づき、職員への情報伝達や、職員の安全確保と迅速な初動対応を実施するが、状況に応じて臨機に対応する。

(2) 防災対応や避難誘導にかかる行動ルール

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、あらかじめ定めた防災対応や避難誘導にかかる行動ルールに基づく。

<資 料>

- ・寝屋川市防災会議条例（資料編 資料1-1）
- ・寝屋川市防災会議の構成（資料編 資料1-2）
- ・寝屋川市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）
- ・寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編 資料1-4）
- ・寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1-5）
- ・項目別 担当部局等一覧表（資料編 資料1-6）
- ・動員職員名簿（資料編 様式2）
- ・参集途上における被害状況報告書（資料編 様式3）
- ・通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）

第3節 警戒活動

[市・関係機関]

市、府を始め関係機関は、風水害等の災害の発生に備え、警戒活動を行う。

1 気象観測情報の収集伝達

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

ア 市水防班は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、本部へ報告する。

イ 本部長（市長）は必要に応じて、大阪管区气象台、府危機管理室等へ連絡する。

(2) 河川・ため池水位

ア 水防管理者（市長）は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、本部、現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長）及び他の水防管理者へ通報する。

イ ため池管理者は、現地指導班長（中部農と緑の総合事務所長）、水防班を担当する本部員及び水防管理者へ水位状況を通報する。

(3) 情報交換の徹底

市、府を始め関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

2 水防警報及び水防情報の伝達

近畿地方整備局又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、近畿地方整備局又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

(1) 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められるときは、淀川河川事務所長は、水防警報を発令し知事に通知し、知事は直ちに枚方土木事務所及び関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に報告する。

本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

(2) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（寝屋川市域においては寝屋川、古川）において、洪水が生じるおそれがあると認められるときは、府現地指導班長（寝屋川水系改修工営所長）は、直ちに、水防警報を発令し、関係水防管理者（市長）に通知するとともに、府水防本部に通知する。

本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

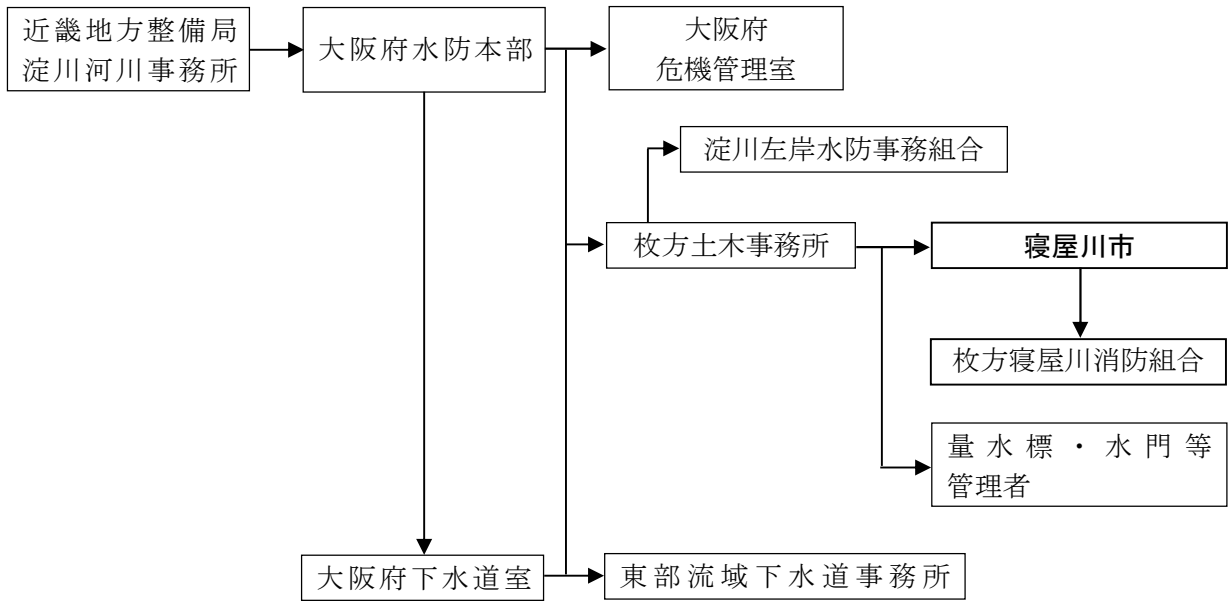
(3) 水防情報

淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長（知事）に通知し、府水防本部長は自ら掌握した情報も合わせて、関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に通知する。

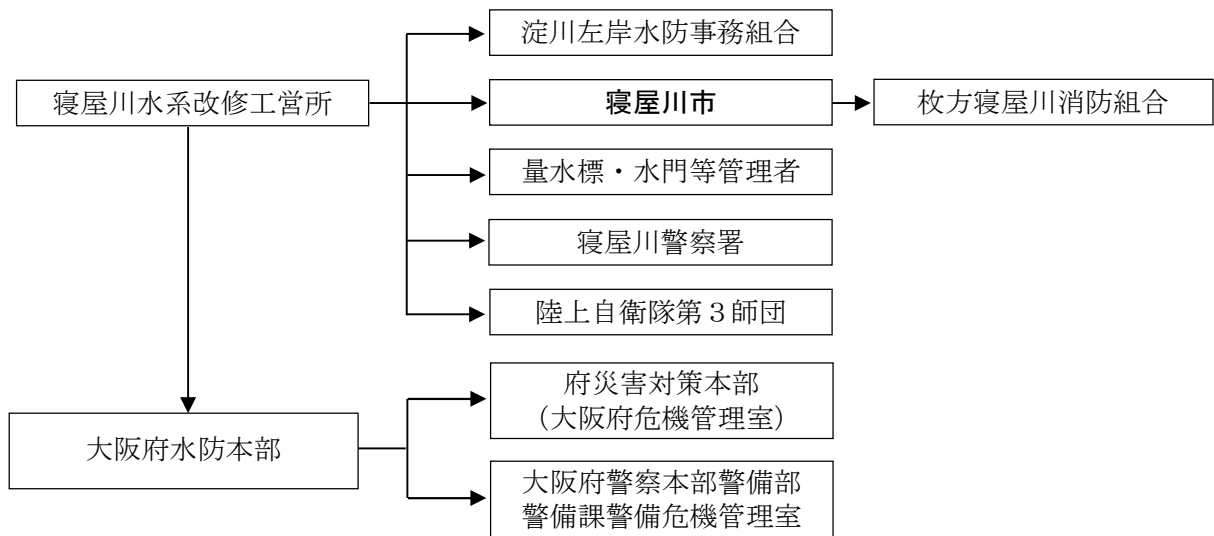
本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

(4) 水防警報の伝達系統図

ア 近畿地方整備局が発表する水防警報



イ 知事が発表する水防警報



(5) 警報発表の時期

水防警報発表の段階

段階	種類	内容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	① 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ② 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	① 氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 ② 氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報発表の時期

発表者	近畿地方整備局 (淀川河川事務所長)	知事 (寝屋川水系改修工営所長)
河川名	淀川	寝屋川、古川
第1段階 待機	氾濫注意（警戒）水位を越す10時間前	
第2段階 準備	氾濫注意（警戒）水位を越す7時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみのときは別途判断する。）。
第3段階 出動	氾濫注意（警戒）水位を越す2時間前	① 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 ② 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想される時。
第4段階 解除	水防活動の終わるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。
準備解除	—	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき。

- ・ 近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。

3 水防活動

市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。市及び淀川左岸水防事務組合は、近畿地方整備局と府の管理河川も含めて、市域の水防の責任を有する。淀川左岸水防事務組合は、淀川についての水防の責任を有しており、淀川左岸水防事務組合規約に定める区域を所管する。なお、市災害対策本部が設置された場合は、同本部の下、水防活動を実施する。また、水害発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

- (1) 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所等を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長）に報告する。

- ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等
- イ 堤防からの溢水及び漏水等
- ウ 樋門の水漏れ
- エ 橋りょう等の建造物の異常
- オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- カ 市街地浸水及び道路冠水

(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(4) 必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

4 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

(1) 警戒活動の基準

警戒活動を採る基準は、次の雨量状況を基準とする。

- ア 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(ア) 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(イ) 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）等の活動を要請する。
- ・市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

- イ 宅地造成工事規制区域

「ア」を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

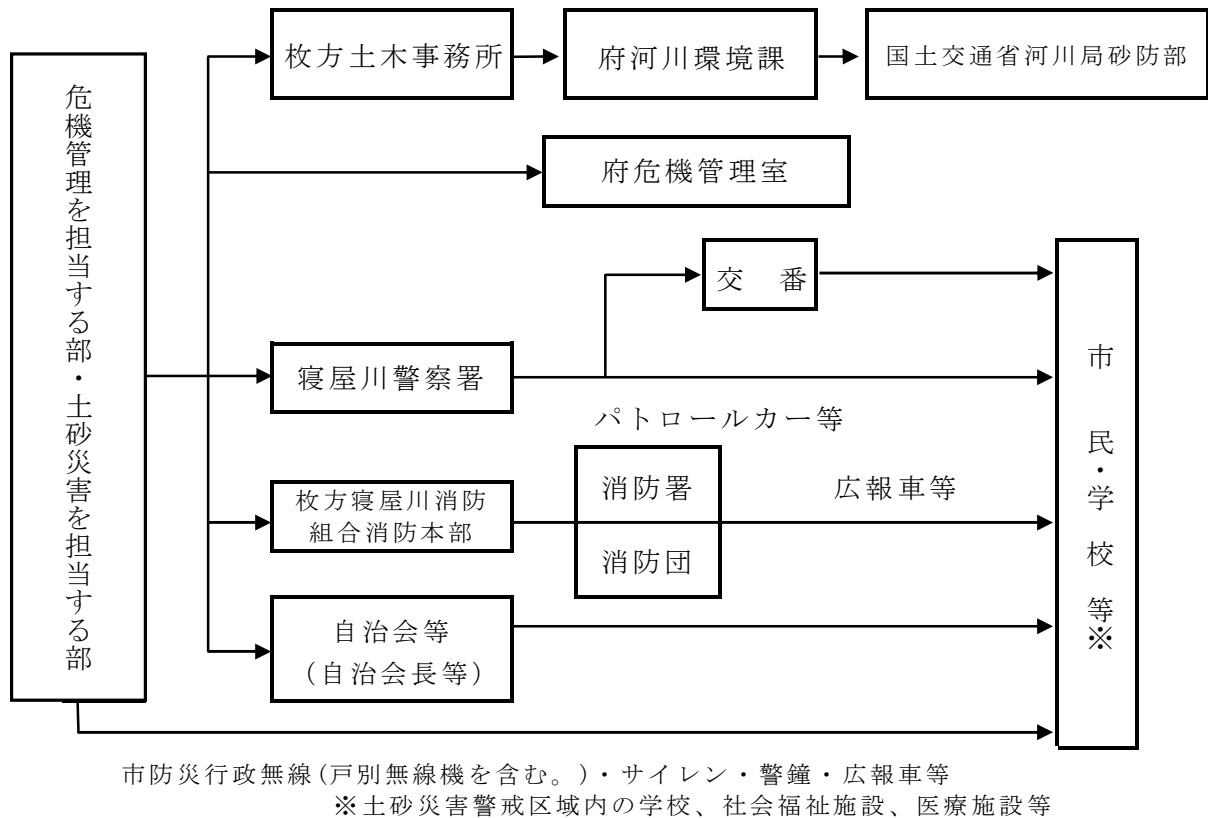
なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壤雨量指数等が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(3) 情報の収集及び伝達

- ア 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達系統図



[情報収集方法]

- 土砂災害の防災情報（おおさか防災ネット）
- 気象情報配信事業者（ウェザーニュース、天気ドットコムなど）からの情報

イ 伝達情報の内容

- (ア) 気象予警報等の情報
- (イ) 府内の降雨量の状況
- (ウ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (エ) 避難の指示
- (オ) その他災害応急対策に必要な情報

ウ 前兆現象等の把握

市は、大雨注意報・警報等が発表された場合、又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象等の把握を行う。

- (ア) 危険箇所及びその周辺の降雨量
- (イ) 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- (ウ) 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- (エ) 斜面の局部的崩壊
- (オ) 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- (カ) 人家等建物の損壊状況
- (キ) 住民及び滞留者数
- (ク) その他必要な情報

(4) 土砂災害警戒情報発表時の措置

土砂災害警戒情報発表時、市は次の活動を行う。

情報の種類	活動の目安 (市)	活動の目安 【参考】 (大阪府水防本部)
大雨警報 (土砂災害) かつメッシュ情報で大雨警報 (土砂災害) の基準到達	○ 高齢者等避難の発令	○ 避難情報の発令状況の確認
土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報 (実況) の基準到達	○ 避難指示の発令	○ 避難情報の発令状況の確認 ○ ホットラインの実施
上記を通じて	○ 土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○ 市における相互の協力及び応援	○ 土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○ 市への通知・調整等

(5) 斜面判定士制度の活用

市及び府は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

ア 水道事業者及び下水道事業者

(ア) 緊急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 災害応急対策用資機材の確保

イ 電力 (関西電力送配電株式会社)

(ア) 応急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 応急対策用資機材の確保

ウ ガス (大阪ガス株式会社等)

(ア) 応急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 応急対策用資機材の点検、整備、確保

(ウ) ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

エ 電気通信 (西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

(ア) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

(イ) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

(ウ) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

- (エ) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - (オ) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - (カ) 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - (キ) その他安全上必要な措置
- (2) 放送事業者（日本放送協会、放送事業者）
気象情報等の収集に努める。
- ア 電源設備、給排水設備の整備及び点検
 - イ 中継及び連絡回線の確保
 - ウ 放送設備及び空中線の点検
 - エ 緊急放送の準備
- (3) 交通施設管理者
気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- ア 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）
 - (ア) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - (イ) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
 - イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）
 - (ア) 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - (イ) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
 - ウ バス路線（京阪バス株式会社等）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
 - (イ) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第4節 避難の指示及び誘導

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

特に、淀川、寝屋川洪水時に市民の安全を確保するため、市は洪水災害の特性を考慮した上で、安全な指定避難所の指定について検討し、避難先及び避難時の注意事項について、事前に市民に周知徹底を図る。

1 防災気象情報等の利用

(1) 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径300～400kmの範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせて降水量分布を1km四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される。 随時発表される。
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各1時間降水量を1km四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の細かさで予測
	高解像度降水ナウキャスト	5分ごと	30分先までの5分ごとの降水の強さを、陸上及び海岸近くの海上で250m四方、その他の海上では1km四方の細かさで予測。また、予測時間35分から60分までは、30分までと同じアルゴリズムで予測した1km解像度で予測
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごと	1時間先までの10分ごとの竜巻の発生確度を10km四方で予測 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。	

※ 実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキ

キャスト」を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

(2) 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を市の防災担当者が分かりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

(3) ホットライン

大阪管区气象台は、地域の災害特性、気象特性等を踏まえつつ、最新の気象状況や気象の見通しなどを、市とのホットラインにより解説することで、市の避難指示等の判断を支援する。

2 避難の考え方

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

大雨時の避難に当たっては、①被害発生予想が可能となるような情報収集(防災気象情報等)、②地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、③冠水時等の屋外移動の回避、④垂直避難などに留意し、適切な行動を選択し実施する。

このため、避難行動を、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の避難生活を送る行動」の2つに分類する。

安全確保行動の分類

避難行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	退 避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
	水平移動 (一時的)	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
仮の避難生活を送る行動	水平移動 (長期的)	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。

出典：災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月 中央防災会議）

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に則して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動を採ることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

市域において特別警報が発表されたときは、市民に対し、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知するとともに、ただちに最善を尽くして身を守るよう呼び掛けを行う。

また、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

市は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

避難指示等により立退き避難が必要な市民等に求める行動

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル (注意) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル (警戒) ・ 大雨警報 (土砂災害) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。	避難指示 (市町村長が発令)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル (非常に危険) ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険) ※1
警戒レベル5	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ・ 命の危険、直ちに安全確保。 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとして身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報 (浸水害)) ※2 ・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※2

注1) 市は、市民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

- 注2) 市が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3) 土砂キキクル（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4) ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注5) ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。
- 注6) 発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

(1) 高齢者等避難

本部長（市長）は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に高齢者等避難を発令・伝達する。

避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、避難行動を採りやすい時間帯に高齢者等避難を提供するよう努める。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(2) 避難指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

ただし、本部長（市長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、指定の避難所ではなく、自宅等の屋内に留まることや建物の上階への移動を行う「緊急安全確保措置」を指示する（災害対策基本法第60条第3項）。この「緊急安全確保措置」も避難指示等が促す避難行動とする。

避難のための立ち退き指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項

警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第94条第1項

- ※ 指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ※ 本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

4 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達に当たっては、避難指示等を出す地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットによるメール配信やメールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特別警報が発表されたときは、市民に対し、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知するとともに、ただちに最善を尽くして身を守るよう呼び掛けを行う。

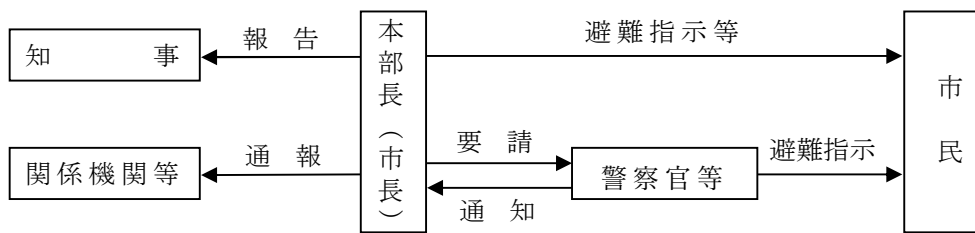
(1) 高齢者等避難

<p>実施基準</p>	<p>気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示を行うことが予想される場合 ア 河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水により被害が発生するおそれがあるとき。 ※ 詳細は避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。</p>
<p>趣 旨</p>	<p>住民に対して状況の周知を行い、避難のための準備と心構えを事前に徹底する。避難行動要支援者及び要配慮者は、避難行動を開始する。また、避難支援等関係者は支援行動を開始する。</p>
<p>伝達内容</p>	<p>ア 発表者 イ 避難準備をすべき理由 ウ 危険地域 エ 避難する場合の避難先、方法、経路 オ 携行品、火気の始末、戸締まり等注意事項</p>
<p>高齢者等 避難 伝達文 (例文)</p>	<p><サイレン> 「サイレン3秒、1秒休み」を3回くり返し ■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■（淀川、寝屋川）が増水しはん濫するおそれがあるため、〇〇校区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇校区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 （※地域の状況に応じた表現で伝達する。） 【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><市民のとるべき行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも避難できるように、避難の準備をする。 ・ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報を入手する。 ・避難に時間のかかる方は避難を開始する。 ・避難支援者は支援行動を開始する。 </div>
<p>避難の準備</p>	<p>避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。 ア 避難に際しては、必ず火気危険物の始末を完全に行う。 イ 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。 ウ 避難者は、できるだけ氏名簿（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。 エ 動きやすい服装で、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。 オ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。 カ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。 キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。</p>

(2) 避難指示

<p>実施基準</p>	<p>ア 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 イ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が切迫しているとき。 ウ ため池の決壊等のおそれがあり、危険が切迫しているとき。 エ 土砂災害のおそれがあり、危険が切迫しているとき。 オ 火災の拡大及び爆発等のおそれがあるとき。 カ その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。 ※ 詳細は寝屋川市避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
<p>伝達内容</p>	<p>ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 避難先 エ 避難経路 オ 避難誘導員の指示連絡等</p>
<p>避難指示 伝達文 (例文)</p>	<p><サイレン> 「サイレン7秒、1秒休み」を3回くり返し ■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■（淀川、寝屋川）が増水しはん濫するおそれが高まったため、〇〇校区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇校区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。 【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><市民のとるべき行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された指定避難所に、ただちに避難する。 （避難は徒歩で、車の使用はやめる。） </div>

(3) 避難指示等の伝達経路



(4) 知事に対する報告

本部長（市長）は、避難の指示等を行った場合その旨を知事に報告する。また避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

5 避難者の誘導

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官、施設管理者等の協力を得て、地域協働協議会（防災に関する部会）、地域自治会役員と連携して組織的な避難誘導を行い、極力安全と統制を図り実施する。

(1) 誘導に当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるとともに、定められた指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及びこれらのものに必要な避難支援等関係者を優先して行う。避難行動要支援者名簿に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、福祉を担当する部で把握している避難行動要支援者情報に基づき、避難行動要支援者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

なお、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づく「避難行動要支援者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。

- (2) 学校、病院、社会教育施設及び社会福祉施設においては、各施設の管理者等が、幼児・児童・生徒、施設利用者等を指定避難所、若しくは受渡場所まで安全に避難誘導する。
- (3) 避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

また、緊急交通路に選定されている避難経路での避難については、関係機関と緊密な連携を取りながら避難者の安全を確保する。

- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。また、避難支援等関係者の安全確保に努める。妊産婦や乳幼児を連れた保護者に対しては、必要に応じて避難介助を行う。
- (5) 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (6) 大規模災害時には、必要に応じて住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者の在宅避難への誘導を検討する。

6 被災者の運送要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、被災者の運送を要請する。

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

7 避難の解除

本部長（市長）災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

8 警戒区域の設定

本部長（市長）災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、寝屋川警察署、消防機関等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。さらに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防職員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項

消防長 又は 消防署長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与え るおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防職員若しくは 消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求 があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定す る。	水防法 第21条第1項
警 察 官	洪 水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、 又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等 を行う。	水防法 第21条第2項

9 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。避難指示等の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。

土砂災害にかかる避難指示等を解除しようとする場合は、必要に応じて国土交通大臣又は府知事に対し、助言の要求を行う。

10 指定避難所の開設等

避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。

- (1) 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所の施設の管理者に連絡する。
- (2) 本部長（市長）は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の維持管理のため、直ちに避難所責任者を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難なときは、あらかじめ協議した地域協働協議会（防災に関する部会）の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

11 淀川洪水時の指定避難所の設定

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには国と気象台から洪水予報が発表される。また、国より水防法の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されている。

- (1) 淀川水系洪水浸水想定区域図（平成29年6月 国が公表：淀川の外水氾濫による浸水）国により、想定しうる最大規模の降雨（淀川流域平均約360mm/24時間）の雨量を想定して作成されている。

水防法の規定により、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を洪水ハザードマップ等で定める。

(2) 指定避難所の設定

淀川と寝屋川等の氾濫による想定浸水深（洪水氾濫解析）、土砂災害警戒区域等を基に、指定避難所の設定を行う。

避難後の救援物資の配布、防災行政無線の設置などを考慮して、指定避難所の中から次の基本方針により、開設する指定避難所を設定する。

ア 浸水の危険性がない高台の公共施設を中心に設定する。

イ 浸水想定区域内に位置するが2階以上が使える堅牢な施設は避難所とする。

12 寝屋川・古川洪水時の指定避難所の設定

寝屋川、古川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには洪水予報が発表される。

また、水防法の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深のほかに、府の全管理河川を対象とする洪水リスク表示図が公表されている。

公表されている 浸水想定 の名称	公表年、公表主体又 は作成年、作成主体	検討条件
淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川 分水路・古川・楠根川・城北川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)) (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食))	平成31年3月、 大阪府寝屋川水系改 修工営所作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を示した図面 ・ 平成30年度末時点の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの ・ 府管理河川以外（支川など）の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していない ・ 算定の前提となる降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量138.1mm
淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川 分水路・古川・楠根川・城北川 洪水浸水想定区域図(計 画規模)	平成31年3月、 大阪府寝屋川水系改 修工営所作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面 ・ 平成30年度末時点の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100）の降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの ・ 府管理河川以外（支川など）の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していない ・ 算定の前提となる降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mm
洪水リスク表示図	平成24年8月、 府公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府管理河川の外水氾濫による浸水 ・ 想定降雨は、降雨確率1/10、1/30、1/100、1/200)

水防法の規定により、これらに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を洪水ハザードマップ等で定める。

寝屋川・古川洪水時の指定避難所の設定は上記「11 淀川洪水時の指定避難所の設定」に準じて行う。

<資 料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

[市・関係機関]

風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の調査、報告は災害応急対策の実施の基礎となるものであるため、市及び防災関係機関は相互連携を保ちつつ、事態の推移に対応した調査計画の作成、実施体制の編制を行い、被害状況等の把握に努める。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の所属や立場等の観点から、情報の選別・優先割当を行い、適切な応急対策を実施する。

1 初期情報の把握

災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(1) 被害地域、被害の規模等の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府を始め関係機関へ速やかに伝達する。

- ア 庁舎周辺の被害状況
- イ 消防機関への通報状況
- ウ 寝屋川警察署からの情報（通報状況等）
- エ 防災関係機関からの情報
- オ 消防団、自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、市民等からの情報
- カ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- キ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害状況

(2) 被害の種別ごとの把握

次の事項について、判明次第府を始め関係機関へ伝達する。

- ア 河川、ため池等の堤防被害、急傾斜地崩壊被害状況
- イ 火災発生状況
- ウ 避難の必要の有無及びその状況
- エ 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況
- オ 救急、救助活動の必要の有無及びその状況
- カ 住家の被害その他の物的被害
- キ 電気、ガス、電話、水道その他の機能被害
- ク その他本部長（市長）が必要と認める特命事項

2 詳細な被害状況等の把握

- (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の各本部員は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長（市長）に報告しなければならない。
- (2) 災害情報の一元化を図るため、危機管理部長を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。

被害の種類については、次のとおりである。

- ア 被害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した区域・場所
- エ 被害状況
- オ 災害に対して既に採った措置
- カ 災害に対して今後採ろうとする措置
- キ 災害応急対策に要した費用の概算額
- ク その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）参照。

(3) 被害調査報告

- ア 各班は、それぞれの被害調査担当分担に従い調査を実施し、本部事務局班に報告する。
- イ 緊急を要する被害報告は、無線で本部事務局班に連絡する。
- ウ 住民登録の有無に関わらず、市域で行方不明となった者に関しては、警察等と連携して情報収集の実施に努める。

被害調査担当分担表

調査種別	報告経路
人的及び住家、非住家の場合	<pre> graph LR A[本部事務局班] --> B[市災害対策本部] B --> C[府災害対策本部] </pre>
公共土木施設被害	
農地、農業用施設及び農作物被害	
商工業関連被害	
保健医療衛生関係被害	
廃棄物処理施設被害	
社会福祉関係被害	
文教関係被害	
水道施設被害	
下水道施設被害	
河川、水路等被害	
都市災害被害	
市有建物被害	

(4) 市民からの通報等受付

災害警戒本部又は災害対策本部の災害応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報等については、本部市民通報等受付員が集中して受け付ける。

(5) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速かつ的確を期すため、関係機関と常に連絡を図り、情報の正確を期す。

イ 本部への報告は、通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。

3 被害状況の関係機関への報告

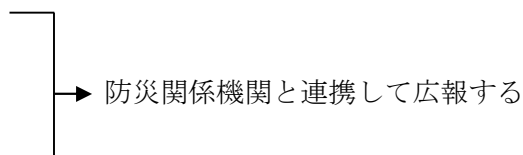
本部事務局班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

(1) 報告を要する防災関係機関

(2) 災害応急対策を実施する庁内の関係各班

(3) 報道機関

(4) 市民



報告の区分及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
速報	被害情報	覚知後、直ちに報告、以後詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害、住家被害及び幹線道路被害 ◎ 現況を把握できた範囲で ◎ 迅速性を第一に ◎ 部分情報、未確認情報も可ただし、情報源を明記すること。 	(様式6)で受付及び調査
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告、以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、保健医療衛生など) ◎ 職員の人身に関わる事故 ◎ その他必要事項 	(様式6) (様式7)
	要請情報	必要な時にその都度	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 職員の補充・応援の要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車輛等の調達 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項 	(様式8)
定期	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害発生後、緊急に報告した情報をまとめて確認された情報を報告 ◎ 全壊、全焼・半焼、死者及び重傷者が発生した場合には、その集計及び氏名・年令・住所等をできる限り速やかに報告 	(様式9)
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、医療・保健医療衛生等) ◎ その他必要事項 	(様式9)

報告	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	◎ 職員の補充・応援要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項	(様式8)
----	------	------------------------------------	---	-------

4 府への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合は、府に報告する。

(1) 報告の基準（即報基準）

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

イ 個別基準

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (イ) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (ウ) 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号消防庁長官）に従い、災害が発生したときから、当該災害に対する災害応急対策が完了するまでの間、災害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）により、府に対して行う。

なお、報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民基本台帳登録の有無に関わらず、市の区域内で行方不明となった者について、寝屋川警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

ア 枚方寝屋川消防組合への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

エ 報告すべき火災・災害等を覚知したときには、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲*でその第一報を府に報告する。

また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

※ 第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能

(3) 報告の種類

ア 災害概況速報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況速報」に従い報告するとともに、概況が判明するのに合わせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

イ 被害状況即報

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

ウ 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い事後速やかに報告する。

5 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、上記4(1)イのうち、死者又は行方不明者が生じたものである。

6 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を施設管理者、本部長（市長）、警察官又は消防職員に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに本部長（市長）に、また本部長（市長）は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

7 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 関係機関の通信窓口

防災関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害時優先電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、防災関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、固定局及び移動局がある。固定局では、受信所として小中学校等防災関連重要施設に配備されている。

(ア) 市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）

イ 水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）

ウ 消防無線（枚方寝屋川消防組合）（資料編 資料4-4）

エ 府防災行政無線

(イ) 府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

オ 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用（資料編 資料3-4）

(イ) 非常無線通信用紙（資料編 様式21）

<資料>

- ・関係機関の通信窓口（資料編 資料3-1）
- ・通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）
- ・災害概況速報（資料編 様式7）
- ・被害状況集計報告書（資料編 様式9）
- ・要請情報（資料編 様式8）
- ・被害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）
- ・地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）（資料編 様式4）
- ・土石流、土砂流用災害報告様式（府用）（資料編 様式5）

第2節 災害広報・広聴活動

[市・関係機関]

市、府及び防災関係機関は、風水害等の災害が発生したとき又は二次災害等の発生するおそれがあるときは、相互に協議調整し、市民を始め、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を提供する。

1 実施主体

広報班は、取りまとめられた情報を基に、本部事務局班やその他関係機関との協議により広報内容・時期を決定するとともに、広報活動用資料の作成、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。また、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

2 災害モード宣言

市は府と連携して、市民や事業者等に、市内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

ア 台風

気象台の予測で、台風が市域に接近・上陸し、市域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

イ その他自然災害等

その他自然災害等により、市域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 市長の発令する避難情報への注意

3 災害広報活動の実施

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌（紙）の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、市は必要に応じ、収集した画像情報について府等と共有を図る。

(1) 広報の内容

ア 台風接近時の広報

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報 等
- イ 災害発生直後の広報
 - (ア) 災害の規模・気象の状況
 - (イ) 洪水、土砂災害等による避難の呼び掛け
 - (ウ) 要配慮者への支援の呼び掛け
- ウ その後の広報
 - (ア) 二次災害の危険性
 - (イ) 被災状況とその後の見通し
 - (ウ) 被災者のために講じている施策
 - (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
 - (オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
 - (カ) 交通規制情報
 - (キ) 義援物資等の取扱い及び被災地ニーズ
- (2) 広報の方法
 - ア 広報誌（紙）などの内容変更・臨時発行等
 - イ ヘリコプター、広報車やハンドマイクによる現場広報
 - ウ 指定避難所等への職員の派遣、広報誌（紙）・チラシの掲示・配布
 - エ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による広報
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - キ 地域協働協議会（防災に関する部会）、自治会、赤十字奉仕団等の市民団体の協力等
 - ク 緊急速報メール（エリアメール）
 - ケ インターネット（ホームページ）の活用
 - コ ケーブルテレビ等への情報提供
 - サ SNSなどを活用した広報
- (3) 災害時の広報体制
 - ア 広報班長による広報内容の一元化
 - イ 広報班による広報体制の確立
 - (ア) 広報資料の作成
 - (イ) 防災関係機関との連絡調整

4 報道機関との連携

市、府を始め防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

次の放送機関への緊急放送の実施は、災害対策基本法の規定により、本部長（市長）から要請することができる。

日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送 ラジオ株式会社、株式会社毎日放

送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802（FM COCOLO）など

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、災害応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、専門の職員を報道責任者として配置し、定期的な情報提供を行う。また、対策要員と報道関係者との混在を避け、独立した災害対策本部事務室を確保するため、必要に応じて報道関係者控え室や仮眠室等を別室に確保するよう努める。

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 避難行動要支援者（障害者や高齢者等）への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害特性に配慮した広報を行う。

イ 外国人への情報提供

府は必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

(4) 安否情報の提供

日本放送協会は、安否情報の提供に努める。

5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

(1) 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の周知と活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

6 広聴活動の実施

市、府を始め防災関係機関は、被災住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話を備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的な広聴活動に努める。

<資料>

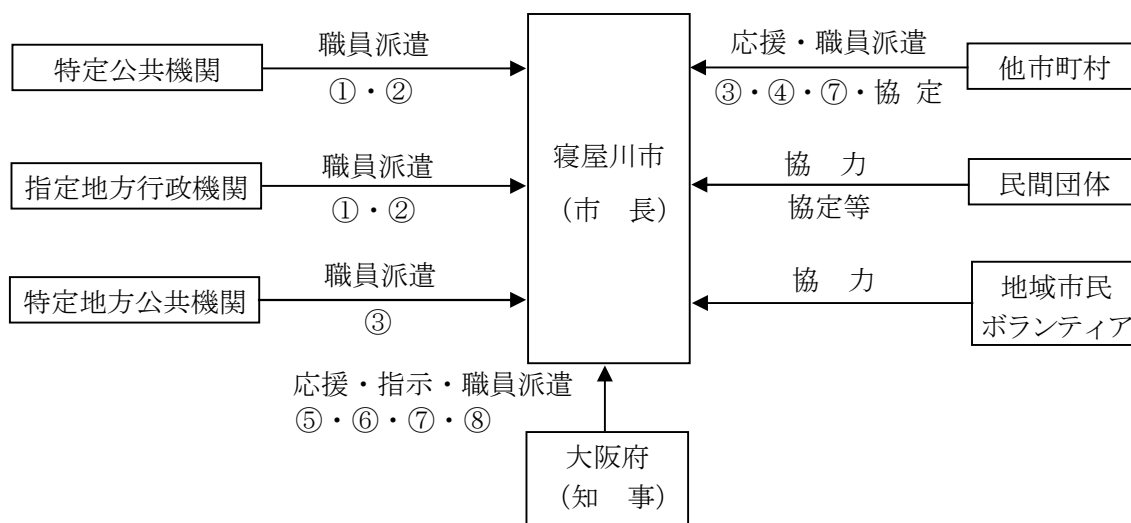
- ・市民相談連絡票（資料編 様式12）

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

[市]

災害が発生した場合に、災害応急対策を実施する上で、市のみでは、対応が不十分となる場合には、市は災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の応援部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、災害応急対策又は災害復旧の万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（市長等^{※1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{※3}に対し職員の派遣を要請する。）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{※3}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※4}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（市長等^{※1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める。）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が市長に対し、災害の応急措置、応急対策について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。）
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める。）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する。）

※1：市長等

市町村長又は市町村の委員会若しくは委員

※2：知事等

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員

※3：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※4：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

1 応援の要請

(1) 府、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(2) 府下市町村への応援要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第67条に基づき、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断した場合は、知事に直ちに応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 相互応援協定市町への応援要請

本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

協定締結状況については、災害応援協定関係（資料編 資料12）を参照とする。

この協定は、災害発生により被災し、独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

(5) 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行わ

れるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求にかかる応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける本部長（市長）の指揮の下に行動する。

(6) 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域にかかる災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときには、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

2 職員の派遣要請

災害発生時の災害応急対策、復旧対策を実施するため、市の職員のみでは、対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条第2項又は地方自治法第252条の17第1項の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、本部事務局班は、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第30条第1項、第2項に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、本部事務局班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17条、第18条、第19条に定める。

3 応援の受入れ

府、他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定市町、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班が確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

応援を要する班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。また、応援部隊との間には、定期的な意見交換の場を設定する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、市役所等に現地連絡所等の設置を行う場合には、必要なスペース等を確保し、その設置に協力する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、枚方寝屋川消防組合と協力して、直ちに離発着できるように災害時用臨時ヘリポートを準備する。

4 民間との協力

(1) 労働者の確保

ア 従事命令、協力命令

本部長（市長）は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（従事命令）。

この場合、業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、市が災害対策基本法第84条の規定により補償（損害補償）を行う。

また、本部長（市長）は災害対策基本法第71条第2項に基づき、知事からの通知により従事命令、協力命令を発する。この場合、府が実費弁償、損害補償を行う。

(7) 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法	執行者	公用令書	実費弁償	損害補償
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第3項	災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第7条第1項	知事	要	要 災害救助法 第7条第5項	要 災害救助法 第18条第2項
	協力命令	災害救助法 第8条	知事	不要	なし	要 災害救助法 第18条第2項
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
	従事命令	災害対策基本法 第71条第2項 (知事からの通知 により行う。)	市長	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官	不要	なし	なし
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防職員 消防団員	不要	なし	要 消防法 第36条第3項
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	不要	なし	要 水防法 第45条

(イ) 従事命令、協力命令の対象者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法第65条による市長、警察官の従事命令	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助法第7条第1項による知事の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害救助法第8条による知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法第71条第1項による知事の従事命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害対策基本法第71条第1項による知事の協力命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の協力命令	応急措置を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法第4条による警察官の従事命令	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法第29条第5項による消防職員、消防団員の従事命令 水防法第24条による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	火災の現場付近にある者 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

(ウ) 公用令書の交付

公用令書の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。公用令書交付の対象となる従事命令又は協力命令の場合、発した命令を変更し、又は取り消すときも公用令書を交付する。

災害対策基本法に定める公用令書（資料編 様式13）

(エ) 実費弁償

交通費及び宿泊料等の実費弁償の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

なお、本部長（市長）が災害対策基本法第65条の規定により、また、消防職員又は消防団員が消防法第29条第5項の規定により、医療関係者に医療技術又は技能の提供を期待して出動命令を発した場合、これらの法律の規定においては、実費弁償の規定がなく、弁償する義務はないが、事実行為として提供した資器材の補償のほか、手当及び旅費等を必要に応じて支出することは差し支えないと解されている。

(オ) 損害補償

従事命令、協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡又は負傷若しくは疾病にかかった場合の損害補償は、上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

イ 公共職業安定所の労働者供給

(ア) 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- a 必要労働者数
- b 男女別内訳

- c 作業の内容
- d 作業実施期間
- e 賃金の額
- f 労働時間
- g 作業場所の所在
- h 残業の有無
- i 労働者の輸送方法
- j その他必要な事項

(イ) 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

(ウ) 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

ウ 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害応急対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、災害応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、市社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所等をいう。

(2) 要員の災害応急対策従事

災害時における災害応急対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害応急対策に従事する。

ア 災害応急対策実施機関の職員

災害応急対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

イ 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

(ア) 炊き出し、その他災害救助活動の協力

(イ) 清掃及び防疫

(ウ) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

(エ) 災害応急対策現場における危険を伴わない軽易な作業

(オ) 軽易な作業の補助

(カ) その他上記の作業に類した作業

ウ 一般労働者

(ア) り災者の安全な場所への避難

(イ) 医療及び助産における各種移送業務

(ウ) り災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救済用物資の輸送

(カ) その他災害応急対策実施上の補助業務

エ 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。公用令書の交付対象外の場合は指示された業務に従事する。

オ 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 防災組織等の協力

市は、防災組織、市内外のボランティア等に対し災害応急対策に対する協力を求める。

ここでいう防災組織とは、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

これらの協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ・ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・ 被害状況の調査に協力すること。
- ・ 被災地区内の秩序維持に協力すること。
- ・ その他の災害応急対策業務に関すること。

(1) 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負う。

ア 防災関係機関への協力

イ 被害情報等の防災関係機関への伝達

ウ 出火防止及び初期消火

エ 初期救急救助

オ 要配慮者の保護

カ 家庭における水、食料等の備蓄

(2) ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者はボランティアとして市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は市社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

詳細については、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第27節自発的支援の受入れ」に準ずる。

6 市職員OBの活用

大規模な災害が発生した場合、大量の災害時業務が発生し、市職員では速やかな対応が困難となることが予想される。そのため市は、防災活動や業務に関する豊富な知識及び経験を

持つ職員OBの再雇用や一時採用等により、人材の確保に努める。

7 災害発生市町村への応援

(1) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

(2) 災害発生市町村長への応援

知事から市長に対し、他の災害発生市町村長への応援を求められた場合、市は、当該市町村に対し、積極的な応援を行う。

<資料>

- ・民間応援協定（資料編 資料12-1）
- ・広域相互応援協定（資料編 資料12-2）
- ・公用令書（資料編 様式13）

第4節 災害緊急事態

[市]

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は府及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害にかかる重要な課題に適切に対応する。

第5節 自衛隊の災害派遣

[市]

本部長（市長）は、大規模な水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、市及び関係機関だけでは、十分な災害応急活動が困難な場合、市民の生命又は財産の保護のために、知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断したときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2 派遣要請要求の手続

- (1) 派遣要請の要求は、本部長（市長）が知事に行う。この場合において、本部長（市長）は、必要に応じて、その旨及び市域にかかる災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 通信の途絶等により知事への要請の要求ができない場合は、本部長（市長）は直接陸上自衛隊第3師団長に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要するときは自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
なお、本部長（市長）は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、寝屋川警察署、枚方寝屋川消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上、速やかに行う。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 市長等の連絡窓口
 - オ その他参考となるべき事項ただし、文書をもってしては時機を逸するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。
- (5) 派遣要請連絡先
 - ア 府知事（府危機管理室長）
大阪府中央区大手前二丁目
府防災行政無線 220-8920
電話（直通） 06-6944-6478
 - イ 陸上自衛隊第3師団長（第3部防衛班）
伊丹市広畑一丁目1番地
府防災行政無線 823-8900
電話 072-781-0021 内線 333
夜間 301

- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、本部長（市長）、寝屋川警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を採る必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施するとき。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

4 派遣部隊の受入れ

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により寝屋川警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア 受入体制の確立

市は、危機管理部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市、府、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 被災者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救援を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害にかかる情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 派遣部隊の撤収要請の要求

本部長（市長）は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<資料>

- ・自衛隊の災害派遣、撤収要請書（資料編 様式14）

第6節 消防計画

[枚方寝屋川消防組合・消防団]

消防機関は、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急・水防活動を実施する。

1 枚方寝屋川消防組合

市は、常備消防を枚方市と一部事務組合で運営しているため、枚方寝屋川消防組合の消防活動は両市域を対象として行うものである。

枚方・寝屋川両市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警防体制では効果的に警防活動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、被害状況の変化に応じて現警防体制に車両・人員・部隊を増強し、非常警備体制をとる。

(1) 非常警備体制

消防長は、次の基準に該当する場合は非常警備体制へ移行、縮小又は解除する。

ア 移行基準

管轄区域内で災害事象が発生し、又は発生するおそれが大であり、通常の警防体制では対処できないと判断したとき。

イ 解除基準

(ア) 災害発生のおそれが解消したとき及び災害処理が完了したとき。

(イ) 消防長が適当と認めたとき。

(2) 非常招集

ア 1号非常招集 3分の1以内の職員の招集

イ 2号非常招集 3分の2以内の職員の招集

ウ 3号非常招集 全職員の招集

エ 特命招集 消防長が必要と認めた職員

(3) 参集場所

非常参集の命を受けた職員は、直ちに指定された場所に参加する。

ただし、交通機関の途絶等により指定する参集場所に参加することができない場合は、勤務先等に連絡し、指示を仰ぐものとする。

(4) 非常警備体制の組織

非常警備体制時における消防組合の組織は、本部長、副本部長及び消防本部職員で構成する警防本部と部隊長、副部隊長及び消防職員で構成する署警防部隊によって構成する。

ア 警防本部の組織

警防活動を効果的に行うため、消防本部に警防本部を置き警防活動を総括する。

イ 署警防部隊の組織

警防活動を効果的に行うため、署警防部隊を編制し、警防活動の実施に当たる。

(5) 警防本部及び署警防部隊の任務分担

ア 警防本部の任務分担

警防本部は消防本部職員で構成し、署警防部隊の活動を円滑に実施させるための支援活動及び警防本部の事務を行う。

イ 署警防部隊の任務

分担署警防部隊は消防職員で構成し、署管轄内の災害に対して掌握する部隊を投入して、消火、救出、救助等の警防活動及び署警防部隊の事務を行う。

(6) 警防活動の基本方針

風水害等の災害時には、大雨・洪水等による崖崩れ・地すべり等の被害が発生するおそれがあるため、必要に応じて人員・資機材等を活用し、人命救助・救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努める。

ア 人命救助活動

(ア) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。

(イ) 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ 救急活動

(ア) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

(イ) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

(ウ) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷程度や救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

ウ 消火活動

災害時の警防活動は、別に定める警防計画に基づき、出火防止及び火災の早期鎮圧並びに延焼拡大防止に努める。

エ 水防活動

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関と連携して水防活動に従事する。

オ 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

(7) 情報収集

災害時は有線電話の不通、電波障害及び無線統制による発信制限等のため、情報の入手が極めて困難になると予想されるが、あらゆる手段を講じて、的確な情報を早期に収集するように努める。

ア 情報収集の手段

(ア) 非勤務職員による情報の収集

(イ) 消防団員による情報収集及び報告

(ウ) 住民からの情報収集

- (エ) 当務員による情報の収集
- (オ) 出動途中の情報収集
- (カ) 徒歩隊等による情報収集
- (キ) 職員以外からの情報収集

イ 情報種別

- (ア) 災害情報及び災害関連情報
警防活動を効果的に行うこと及び被害概要の把握
- (イ) 被害情報及び警防活動情報
被害状況の把握と警防活動の状況、推移の把握

(8) 警防活動の支援

警防活動が長期にわたることが予想される場合に、円滑に活動を実施するため、次の支援業務を実施する。

- ア 交替要員の確保
- イ 物資等の調達

(9) 相互協力等に関する活動

災害の推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるとき、本部長は広域消防応援協定に基づき、応援要請を行う。

ア 広域消防応援体制

(ア) 管轄区域内の消防力では対処できない場合、又は消防力が著しく低下した場合に応援要請を行う。

- a 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請
- b 消防相互応援協定に基づく応援要請

市町村は、当該市町村の管内において大規模な災害等が発生した場合や、現有消防力では対応できない場合に備え、消防組織法第39条に基づき、近隣の市町村や大阪府内全体の市町村が消防相互応援協定を締結している。

- c 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と判断した場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

- d 消防組織法に規定する消防庁長官の措置に基づく応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、枚方寝屋川消防組合の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡が取れないときには、直接、消防庁長官に対して要請する。

(イ) 要請手段

- a 有線通話可能の場合

可能な限り電話又はファクシミリで行うことを原則とするが、電話輻輳等で困難な場合を考慮し、統制波等によって要請を同時発信する。

b 有線通話不通の場合

各波無線一斉送信により要請するとともに、府へ要請を依頼する。

なお、大阪府内消防本部等については、各地域の代表本部を通じて要請する。

イ 応援部隊の受入れ

応援要請先から応援に向かう旨の連絡があったときは、応援部隊の受入準備を行う。

(ア) 集結場所、野営場所の通知

(イ) 現場活動の道案内役の誘導員の待機

(ウ) 現場活動のために必要な地図

2 寝屋川市消防団

(1) 消防団における警備の内容

ア 通常警備体制における通常火災の警備とする。

イ 非常警備体制

大火災及び水害等非常災害時における警備とする。

(2) 警備部隊の編制

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めた時は、非常警備体制を命ずる。

(3) 出動計画

水害その他災害時には、本部長（市長）及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動する。

3 自主防災組織等

地域住民による地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防機関、寝屋川警察署など防災関係機関との連携に努める。

<資料>

- ・枚方寝屋川消防組合における消防力の現状（資料編 資料4-1）
- ・緊急消防援助隊応援要請連絡（資料編 様式15）
- ・寝屋川消防署管内の消防水利・水利施設状況（資料編 資料4-2）
- ・消防相互応援協定（資料編 資料4-3）
- ・階数別建築物一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-5）
- ・危険物施設一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-6）

第7節 救助・救急活動

〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団
・寝屋川警察署・関係機関〕

消防機関、寝屋川警察署は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。また、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、現場で活動する関係機関と相互に連携を図るとともに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

1 実施機関

枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、寝屋川警察署と協力して救助・救急活動を実施するが、これらのみでは対応できない場合は、市は府、府警察、近隣市町及び自衛隊に応援を要請する。

2 対象者

(1) 救助の対象

- ア 流失家屋及び孤立した所に取り残されたとき。
- イ 崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなったとき。
- ウ 火災時に火中に取り残されたとき。
- エ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生したとき。
- オ ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生したとき。
- カ その他これに類似する場合

(2) 対象者

行方不明者で、生存していると推定されるとき。

3 行方不明者の捜索活動

- (1) 行方不明者の捜索に当たっては、枚方寝屋川消防組合と市が、寝屋川警察署及び地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- (4) 捜索が困難な場合は、本部事務局班を通じて府及び隣接市に応援を求める。
- (5) 遺体を発見した場合は、速やかに寝屋川警察署に連絡する。

4 救助の方法

- (1) 枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、「風水害等応急対策・復旧対策編第1部第2章第6節 消防計画」に準じた体制にて救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を

実施するなど、救命効果の高い活動を実施する。

- (3) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、地域協働協議会（防災に関する部会）、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

5 救助・救急活動

- (1) 医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先の手配等を実施するために、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

6 相互応援

市単位では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市などに応援を要請する。

7 各機関による連絡会議の設置

市、府、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8節 医療救護活動

[市・関係機関]

市、府及び医療関係機関は、「寝屋川市災害時医療・救護体制マニュアル」、「寝屋川市災害時保健医療対策マニュアル」及び「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要なり災者のうち、災害時の混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療救護（助産を含む。）について次のとおり実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。

1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療提供が遅滞することとなり、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携の下、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所等と位置づけ医療活動を行う。また、長期化する避難生活に伴い、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

ア 平時の体制整備

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

イ 発災時の対応

医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で入力するとともに、以後、一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 平時の体制整備

(ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。

(イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。

イ 発災時の対応

市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員（リエゾン）を必要に応じ関係機関等へ派遣する。

3 現地医療体制の整備

(1) 医療救護所

ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ（振り分け）を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。

イ 病院災害マニュアルの作成

医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。

(2) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受入れを行う。

イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。

(3) 保健医療活動チームの受入れ及び配置調整

市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。

保健医療活動チームの役割は次のとおり。

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

4 後方医療体制の整備

市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。

(1) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、患者の広域搬送を行う。

イ 特定診療災害医療センター

府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5 医薬品等の確保供給体制の整備

市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での病院備蓄

- (ア) 災害拠点病院
- (イ) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 市災害医療センター
- (エ) 医療救護所に指定された医療機関

イ 卸業者による流通備蓄

ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の確立

市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 保健医療活動チームの搬送

市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品の受入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。

7 個別疾病及び慢性疾患対策

市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8 要配慮者及び市民の健康管理

市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養者、高齢者、その他市民に対し、指定避難所等を巡回し必要な保健指導を行う。

9 関係機関協力体制の確立

市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との災害医療訓練を実施する。

11 市民への啓発活動

市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。

<資料>

- ・災害医療機関一覧表（資料編 資料8-1）
- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第9節 緊急輸送活動

[市・関係機関]

市、府を始め防災関係機関は、消火、水防、救助、救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1 緊急輸送の対象等

- (1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。
 - ア 被災者
 - イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
 - ウ 飲料水、食料、生活必需品等
 - エ 救援物資等
 - オ 応急復旧にかかる要員、資機材等
- (2) 輸送順位
 - ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送手段の確保

輸送に当たっては、車両、鉄道、水上、航空機等の手段が考えられる。

- (1) 車両の確保

市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。
- (2) 車両の調達要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。

 - ア 輸送区間及び借り上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要な事項
- (3) 鉄道輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。
- (4) 水上輸送

陸上の輸送が不可能な場合、点野緊急用船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。
- (5) 航空機輸送

陸上の輸送が不可能な場合又は孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、臨時離発着場を指定して、府に調達あっせんを要請する。
- (6) 緊急交通路の確保

緊急交通路（府が選定する「広域緊急交通路」及び市が選定する「地域緊急交通路」）

の道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び寝屋川警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 啓開作業

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動（災害対策基本法第76条の6）を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限を行った場合、府又は府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認手続を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を得て緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の範囲

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両

イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両

ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(2) 取扱区分

ア 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長（市長）は届出済証を提示させるとともに、緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）を府（危機管理室）又は府公安委員会（府警察本部又は寝屋川警察署交通課）に提出する。

イ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）を交付されるので、標章を車両の前面の見やすい位

置に貼り付けた上、証明書を備え付けて輸送を実施する。

4 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所 市民体育館

5 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、災害協定を締結している業者から調達する。

6 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地

ア 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合など運送業者に連絡する。

(2) 水上輸送基地

ア 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。

イ 河川管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、府警察、自衛隊に利用可能な水上輸送基地及び船着場を連絡する。

(3) 航空輸送基地

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）
- ・災害時用臨時ヘリポート選定状況（資料編 資料10-5）
- ・災害時用臨時ヘリポート指定地位置図（資料編 資料10-6）

第10節 交通規制

[市・寝屋川警察署・関係機関]

道路管理者及び寝屋川警察署は、洪水、土砂災害、延焼火災等の災害が発生した場合又は、災害がまさに発生しようとする場合において、相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するために、必要な交通規制を実施する。

1 交通規制の根拠

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときに行う交通規制の根拠は、次のとおりである。

交通規制の実施に当たっては、道路管理者及び寝屋川警察署は、密接な連携の下に適切な処置を採る。

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 被害情報等の収集

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

3 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第一次交通規制）

寝屋川警察署は、府が指定する緊急交通路重点14路線のうち、市内を通行する国道1号、国道163号等について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第二次交通規制）

寝屋川警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、府及び寝屋川警察署に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ロ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 寝屋川警察署

(ア) 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、市、府、道路管理者と協議して区域規制を行う。

(ロ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管

制を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 道路管理者による措置命令

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。（災害対策基本法第76条の6第1項）

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）

ウ 損失補償

道路管理者は上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、市、府に対し、知事は市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。（災害対策基本法第76条の7）

オ 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。（災害対策基本法第76条の4第1項）

(6) 交通規制の標識等の設置

寝屋川警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(7) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

寝屋川警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき派遣された警備員の運用を行う。

4 緊急交通路の周知

市、寝屋川警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、市民への周知を行う。

5 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに寝屋川警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時に、これにかわる迂回路の指定等の措置を採り、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 資機材の調達については、災害協定を締結している業者から必要に応じ緊急に調達する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）

第11節 公共土木施設・建築物等応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

防災関係機関は、災害による浸水、土石流、地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、有害物質の漏えい、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

1 公共土木施設等応急対策

(1) 対象

河川施設、砂防施設、土砂災害危険箇所、ため池等農業用土木施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設の管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被害が確認されたときは関係機関に報告し、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

土砂災害危険箇所について、市は必要に応じ府に対し、事前に登録された斜面判定士の派遣を要請する。

斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

橋りょう等道路施設について、道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、寝屋川警察署等関係機関に連絡するとともに復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

(3) 避難及び立入制限

市、府及び施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 公共建築物応急対策

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物に対する調査を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3 民間建築物応急対策

市は、被害状況を府に報告するとともに、特に土砂災害が発生した場合、必要に応じて対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施に当たっては、市内在住及び在職の被災建築物応急危険度判定士に協力を要請する。また、市は必要に応じて府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等

にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。

4 宅地応急対策

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

5 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を搜索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

6 危険物等応急対策

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

市及び枚方寝屋川消防組合は、危険物等の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との密接な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危険防止を図る。

危険物施設の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。市、府及び枚方寝屋川消防組合は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第12節 ライフラインの確保

[市・関係機関]

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と災害防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急給水、サービス提供を行う。

1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、市及び府に報告する。
- (2) 関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、供給地域内において災害により供給に障害が生じた場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

2 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設、市及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。

3 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、府、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、市や府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施する。

4 水道・工業用水道応急対策（市、大阪広域水道企業団）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急給水及び復旧

- ア 大阪広域水道企業団は、復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行うが、市は、市域の被害状況を迅速に把握し、これに協力する。
- イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ウ 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、福祉施設等、必要度の高いものから応急給水、復旧を行う。
- エ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び工業用水道事業者から応援を受け入れる。

(3) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達するほか、ホームページ上に復旧状況等を掲載することで、幅広い広報に努める。また、市民にとって、特に水道の情報が重要視されることを考慮して、積極的に広報を行う。

5 下水道応急対策（市、府）

(1) 応急措置

- ア 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。
- ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 復旧

- ア 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道事業者から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

6 電力応急対策（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時にはブレーカを必ず切ることなど電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

7 ガス応急対策（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

都市ガスの漏洩による二次災害の発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料、機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

8 電気通信応急対策（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、指定避難所に、被災者が利用する特設

公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、今後の見通し等を関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

<資料>

- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・給水用車両及びタンク等保有一覧表（資料編 資料6-2）
- ・水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第13節 交通の確保

[市・関係機関]

鉄軌道及び道路管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1 交通の安全確保

(1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市及び府に報告する。

(2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

(ア) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限を行う。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

(ア) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を行う。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(エ) 飛来物による交通障害等に対応するため、必要に応じてパトロールの強化を行う。

ウ バス路線（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

(ア) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(イ) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(ウ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動を要請する。

2 交通の機能確保

(1) 障害物の除去

ア 実施責任者

鉄道及び道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

イ 障害物の除去を優先に行う路線等

(ア) 緊急輸送を行う上で重要な施設（緊急交通路等）

- (イ) 市民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）
- (ロ) 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線を張る道路）
- (エ) その他災害応急対策活動上重要な施設

ウ 資機材の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

エ 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほか、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

(2) 各施設管理者における復旧

ア 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

- (ア) 線路、保管施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (イ) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- (ロ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

(ア) 市の管理する道路

- a 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- b 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- c 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- d 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

(イ) その他の交通施設

国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）

第14節 農業関係応急対策

[市]

市、府及び関係機関は、災害時において農業施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

1 農業施設応急対策

市及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上で災害応急対策を実施する。

2 農作物応急対策（市、府）

(1) 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や災害を最小限にとどめるための技術指導等を大阪府中部農と緑の総合事務所の指導の下に農業団体等と協力して実施する。

(2) 主要農作物の確保、あっせん

必要に応じ、水稻、小麦、大豆の種子のあっせんで府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 園芸種子の確保、あっせん

市は、必要に応じ、府を通じて一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

(4) 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、府環境農林水産部農政室推進課病虫害防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

3 畜産応急対策（市、府）

(1) 家畜の伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

(2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期す。

(3) 伝染病発生時の消毒については、府の指導により実施する。なお、消毒薬品は、府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんで要請する。

(4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売渡しを行う。

第15節 災害救助法の適用

[市]

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、知事は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待つ時間がない場合は、本部長（市長）は知事の補助機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について本部長（市長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により本部長（市長）が行う事務のほか、本部長（市長）は、知事が行う救助を補助する。

4 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、

市においては次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が100世帯以上に達するとき。
- (2) 大阪府内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき。
- (3) 大阪府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

5 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的に住居困難な世帯は3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

6 適用手続

- (1) 本部長（市長）は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指示を受けなければならない。

7 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）に示すとおりであるが、救助にかかる費用の限度額及び期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第16節 指定避難所の開設・運営

[市]

災害による家屋の浸水、損壊、流失、焼失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所の施設を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所の施設の管理者に連絡する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

イ 本部長（市長）は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の維持管理のため、直ちに避難所担当職員を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難なときは、あらかじめ協議した地域協働協議会（防災に関する部会）の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び寝屋川警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、受入期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 指定避難所の受入対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者

(イ) 自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

(7) 避難指示の対象である者

(イ) 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

ウ その他避難が必要と認められる者

2 避難者の受入れ

- (1) 避難所責任者は、避難地域の被災者を受け入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (2) 避難所担当職員は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿（資料編 様式16）を作成する。なお、避難者名簿については、個人情報保護の観点から、その取扱い及び管理に十分注意する。また、継続的な被災者支援への活用のため、必要に応じて避難者名簿から被災者台帳への引継ぎを行う。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (3) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入困難となったときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (4) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり要配慮者の早期の的確な把握に努める。
- (5) 指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。
- (6) 指定避難所の開設に当たっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (7) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。
- (9) 同行避難したペットについては、飼育場所を確保するなどの配慮を行うとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所の管理者及び施設の管理者は、市民、地域協働協議会（防災に関する部会）及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、指定避難所の管理をする。
- (2) 避難所担当職員は、避難所状況報告書（資料編 様式17）により受入状況を本部事務局班班長に報告する。本部事務局班班長は、避難所集計表（資料編 様式18）を作成する。
- (3) 避難所担当職員は、次の事項が発生した場合は、直ちに本部事務局班班長に報告する。
 - ア 被災者の受入れを開始したとき。
 - イ 受入者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 避難者が死亡したとき。
 - エ 指定避難所に感染症等が発生したとき。

オ その他報告を必要とする事象が発生したとき。

- (4) 市は、指定避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
- (5) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するとともに、学校に勤務する職員が学校長の指示を受け必要に応じて指定避難所の支援業務を行う。
- (6) 常に災害警戒本部又は災害対策本部、保健医療調整本部と情報連絡を行う。

4 指定避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

市は、指定避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進する。

運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能なときは、避難所担当職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て指定避難所の開設、運営を行う。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図る。

また、指定避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

〇〇避難所運営委員会

《構成員》

自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設管理者、市職員等

《役割》

- 会長 …………… 運営委員会を代表し、会務を総括
- 副会長 …………… 会長を補佐し、必要があればその職務を代行
- 事務局長 …………… 事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計等を行う。
- リーダー …………… 各担当の責任者として、活動員に指示等を行う。

《班構成例》

- 施設等の管理 ……… 指定避難所の施設管理、備品管理等
- 避難者の管理 ……… 避難者名簿の管理、情報の整理、安否確認等
- 連絡・広報 ……… 災害対策本部や地域との連絡・調整等
- 食料・物資の配付 … 備蓄食料の配付、救援物資の収受・保管・配付等
- その他 …………… 救護、衛生、ボランティア等

※ 構成員、班構成は、指定避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とし、構成員同士が話し合いながら決定する。

※ 会長や副会長等には男女両方を配置し、運営委員会には女性が3割以上参画するよう努める。

5 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意するとともに、市保健医療調整本部の避難所等支援班と連携して指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとの避難者にかかる情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のため、避難者所でのルール等を掲示する。
- (3) 災害応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。（適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。）
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 施設管理者の協力を得て、施設内の清掃（特にトイレの清掃）及びごみ処理に努めるとともに、避難している人の手洗い及びうがいを徹底し、集団感染の発生を防止する。
- (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を行う。
- (7) 要配慮者への配慮に努める。（指定避難所における要配慮者スペースの設置や、必要に応じてトイレ等避難所生活の支援要員を確保するとともに、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所等への二次的避難についても対応する。また、指定避難所の関係者間での要配慮者の状態及びニーズの情報共有、継続的な体調管理の実施に努める。）
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、洗濯等の頻度、避難所等支援班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況、子どもの遊び場や勉強のためのスペースや集会所等の交流の場の確保状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (9) 長期的な避難所運営について、必要に応じて専門性を有した外部支援者の協力の確保に努める。
- (10) 避難の長期化の際には、避難している場所の他地域への移動や指定避難所の統廃合等を検討する。
- (11) 避難者からの意見を収集するため、必要に応じて意見箱等を設置する。
- (12) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (13) 相談窓口の設置及び周知に努める。（女性相談員の配置に配慮する。また、男性に対する相談体制も整備する。）
- (14) 様々な事情を考慮して優先順位を付け、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず「一番困っている人」から臨機応変に対応する。
- (15) 避難所運営組織への女性の参画を促進する。
- (16) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女別のトイレ及び女性用トイレを多く設置、ユニバーサルデザインのトイレの設置、男女ペアによる巡回警備や

防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

- (18) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (19) ペットの同行避難についてはペットのためのスペースを確保するとともに、ペット飼養者には、指定避難所におけるペットの飼育ルールを周知して、周辺への配慮を徹底する。
- (20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (21) 避難者に対して、必要に応じて落ち着き先の要望の聞き取りを行い、要望に沿う形での支援を行う。（避難者の立場を考慮したきめ細かい対応を早い段階から準備するよう努める。）
- (22) 自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (23) 被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防の周知に努める。
- (24) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (25) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。
- (26) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

6 指定避難所の縮小・統廃合・閉鎖

- (1) 本部長（市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の統廃合・閉鎖を決定し、避難所担当職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所担当職員は、本部長（市長）の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置を採る。
- (3) 本部長（市長）は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については指定避難所を縮小して存続させる等の措置を採る。

7 指定避難所の早期解消のための取組

市は、府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも災害応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう検討する。

8 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、市は、広域的な避難を行った者に対し、情報や福祉サービス等の提供に努める。

府から、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、市は被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

<資料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第17節 緊急物資の供給

[市、関係機関]

市及び府は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

1 物資の輸送等

市は、備蓄場所からの物資の輸送、物資の受入拠点からの物資の輸送、物資調達先からの物資の輸送等において必要があると認めるときは、協定に基づき一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合等に応援を要請する。

また、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送に関する応援の要請を行う。

物資の一時保管が必要な場合は、市民体育館を物資の受入拠点として指定する。

2 給水活動

市は、府、大阪広域水道企業団と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行う。

なお、給水は、まず、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

(1) 市、大阪広域水道企業団の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 配水場、配水池及びその周辺での拠点給水の実施
- イ 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ 給水用資機材の調達
- オ 災害用備蓄水の配布

- カ 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- キ 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- ク 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓の活用に関する調整

(2) 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- イ 給水用資機材の調達に関する総合調整
- ウ 給水活動に関する情報の提供
- エ 給水活動に関する応援の調整
- オ 飲料水の水質検査
- カ 災害用備蓄水の配布

(3) 給水所等

近畿陸運局大阪運輸支局を給水所に設定
あんしん給水栓18か所

(4) 給水対象等

水道部局が定める基準に準ずる。

(5) 応援要請

激甚災害などにより、市のみでは飲料水の確保、給水活動が困難な場合は東部大阪水道協議会幹事市へ連絡する。ただし、連絡が取れないときは、①日本水道協会大阪府支部、②日本水道協会関西地方支部、③日本水道協会の順に、連絡を行い要請する。

3 食料・生活必需品の供給

市、府及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市の役割

市は、災害発生時においては、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請したときは、府に報告する。

- ア 指定避難所ごとの必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達

(2) 府の役割

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市町村ごとの必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給にかかる調整
- カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請

- キ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- ク 応援物資等を、輸送基地で受付し、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送
- ケ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する物資等の運送要請

(3) その他防災関係機関の役割

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、市の物資支援ニーズの把握に努め、防災機関と情報共有を図るとともに、市が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、市に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下、「プッシュ型支援」という。）を開始する。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮する。

ア 農林水産省

応急用食料品の供給要請及び米穀の供給

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（政府備蓄米）の提供について連絡・調整

ウ 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

エ 経済産業省

被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給にかかる調整

オ 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

カ 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

(4) 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(5) 食料供給に関するその他の注意事項

必要に応じて、食物アレルギー等の食料や食事に関する配慮を行う。また、文化や宗教上の理由による食事への配慮を行う。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）
- ・備蓄物資一覧表（資料編 資料7-2）
- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第18節 保健衛生活動

[市]

市は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を取りつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 衛生教育及び広報活動
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

- ※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
二類感染症：急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(3) 留意事項

市は、次の事項に留意して、防疫活動を行う。

- ア 防疫必要地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施する。
- イ 特に浸水被害が発生した際には、被害世帯への消毒液散布を行う。
- ウ 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に指定避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- エ 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。
- カ 感染症法により、知事が生活用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中、生活用水の供給を行う。

2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等災害時に援護が必要な要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、女性と男性とでは災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、必要に応じて女性に対する相談・支援体制を充実させる。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- エ 保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等の指導を行う。

(2) こころの健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 環境の激変による精神疾患発症、再発、症状悪化、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

3 食品衛生監視活動

市は、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

4 環境衛生監視活動

市は、関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所の衛生確保の指導助言
- (2) 浴場施設への衛生監視

5 保健衛生活動における連携体制

市は、防疫活動、食品及び環境衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、他の保健所設置市や府に応援を要請する。

また、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

6 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

- (1) 被災地域における動物の保護・収容

飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体を始め、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

- (2) 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の適正な飼養方法について指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

- (3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第19節 要配慮者への支援

[市]

市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時においては、「寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領（令和2年4月改訂）」に則り、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）を始め、民生委員・児童委員や地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者に対しても、その避難支援に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 指定避難所等への移送

市は、速やかに避難行動要支援者の負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、指定避難所、福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

(4) 指定避難所等における避難行動要支援者及び名簿情報の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報については、指定避難所等において、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に適切に引継ぎを行い、避難行動要支援者の生活支援に活用する。

2 福祉・医療ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努めると同時に避難行動要支援者の状態に応じた運営を行う。また、中断できない医療や医療的ケアのニーズの把握に努め、必要な医療連携を行う。

3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

(2) こころのケア対策

市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、こころのケア対策に努める。

(3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。福祉避難所においては、男女共同参画の視点に配慮するとともに、生活相談員等の配置、要配慮者用消耗機材の確保に努める。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

4 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所、又は医療機関への入院が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

5 乳幼児、妊産婦への配慮

乳幼児、妊産婦に対しては、心身両面の健康状態に特に配慮し、水や粉ミルク、哺乳瓶やおむつ等の必要や生活必需品等の確実な配布、衛生環境の改善、こころのケアや健康相談窓口の開設等に努める。

なお、応急保育については、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第24節 応急保育等」に準ずる。

6 外国人への配慮

外国人に対しては、多言語での生活関連情報等の情報提供に努め、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。

第20節 被災者の長期的な生活支援

[市]

大規模な災害が発生した場合、被災者生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府、関係機関、ボランティア等と連携し、長期的な被災者支援体制を確立する。

1 被災者の長期支援体制

市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の確立に努める。

2 市民等からの問合せ対応

市及び府は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。また、問合せ窓口の一元化を図り、窓口の連絡先等については市ホームページ等による迅速な公表に努める。

被災者の安否について市民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係地方公共団体、消防機関、寝屋川警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第21節 社会秩序の維持

[市・寝屋川警察署・関係機関]

市及び府を始め防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

1 市民への呼び掛け

市及び府は、各種の災害応急対策の推進、実状周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動を採るよう呼び掛けを行う。市では、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2 警備活動

寝屋川警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、市は消防団及び自警団等による地域の見守り体制の強化、警察への巡回要請、女性及び子どもに対する性犯罪防止策、相談体制の強化等に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

寝屋川警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。市は、寝屋川警察署等との密接な連絡協力を行っていく。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市では、次の項目について、物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 物価の監視

市は府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

5 災害緊急事態布告時の対応

災害対策基本法（第108条の3）に基づき、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めた場合、国民は、これに応ずるよう努めなければならないとされている。

市は、その旨を市民へ広報する。

第22節 住宅の応急確保

[市]

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

1 被災建築物に対する相談・指導

市は、倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む。）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

2 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

3 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

住宅障害物の除去は、災害救助法に基づき府が実施する。ただし、府の委任を受けた場合は市が実施する。

市は、必要に応じて、府に対し、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

(2) 障害物の除去の対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない者又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、トイレ、玄関等の場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊、半焼又は床上浸水したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

4 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮した上で、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を建設し、供与する。

(1) 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

(2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(3) 入居者に建設型仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障害者に配慮したバリアフリー仕様の建設型仮設住宅を建設するよう努める。

(5) 建設型仮設住宅の計画・設計段階において、女性の参画に努める。

5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

6 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- (1) 応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- (2) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (3) 応急仮設住宅の入居者名簿を作成するとともに、名簿の取扱い及び管理には十分注意する。
- (4) 必要に応じて、保健師等の巡回訪問による保健・健康相談を実施する。
- (5) 応急仮設住宅の建設場所や入居者の状況により、買い物支援、移動支援、保育所への送迎等を検討する。
- (6) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

7 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第23節 応急教育等

[市]

市及び府は、災害の発生又は発生するおそれがある場合の園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び園児・児童・生徒のり災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに園児・児童・生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校（園）は市と協議し具体的な災害応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、本部長（市長）が実施する。
- (4) 私立学校については、府が公立学校に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 学校（園）の事前措置

学校（園）は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に備え即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市、寝屋川警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における教職員の所在の確認及び非常招集方法の策定並びに教職員への周知

3 園児・児童・生徒の保護

災害時における園児・児童・生徒の安全を確保するため、教育長又は学校長、また、幼稚園においては、所管課長及び園長の判断により、必要に応じ緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

- (1) 登校後にあつては、通学路、地域の安全を確認の上で、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添う。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。

なお、幼稚園についても同様とするが、帰宅については保護者等に直接引き渡す。

- (2) 登校（園）前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者及び児童・生徒等に連絡する。
- (3) 学校（園）長は、校（園）舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。
- (4) 学校（園）は、災害の規模、園児・児童・生徒及び教職員の被災状況を速やかに把握するとともに、市へ報告する。

4 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

5 応急教育の実施

(1) 学校運営の確保

市は、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、速やかに府に報告し、必要な調整を行う。府は市に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保など円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

ア 市は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 学校は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 学校は教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

(5) 園児・児童・生徒の健康保持

市、府及び学校は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の園児・児童・生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防についてにより保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

(6) 市及び府は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

6 就学援助等

府及び市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

7 学校給食の応急措置

被災した学校は、直ちに市に連絡協議の上、給食の可否を決定するが、その際次の諸点に留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- (3) 各学校とも指定避難所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われる場合は、その調整に留意する。
- (4) 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

8 文化財の応急対策

(1) 被害状況の調査

市教育委員会は、災害発生後、指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育庁に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

市教育委員会は、被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育庁は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置を採るよう指導・助言を行う。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第24節 応急保育等

[市]

市は、災害の発生あるいは発生のおそれがある場合において、施設の保全の措置を講ずるとともに、保育所児等の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

1 対応方針

- (1) 市立保育所等の応急保育等及び施設の応急復旧対策は、保育所等を所管する部が行う。
- (2) 保育所等を所管する部は、保育所長等と連携し職員を掌握するとともに、保育所児の被災状況の把握に努め、関係機関と連絡を密にして復旧体制に努める。
- (3) 保育所等を所管する部及び保育所長は、災害の推移を把握しつつ、早期に平常保育が実施できる環境を整えるよう努める。
- (4) 民間保育所等については、市立保育所等に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 保育所児の保護

保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、災害時における保育所児等の安全を確保するため、必要に応じて緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

(1) 災害の発生が予想される場合の措置

ア 保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、保育所児が登所後、災害の発生が予想される際には、可能な限り施設周辺地域の安全を確認の上、早急に保育所児等を保護者等に引き渡す。引渡しに際しては、危険防止等についての注意を徹底させる。

イ 保護者等が不在又は住居地域に危険のおそれがある保育所児については、施設において保護する。

ウ 登所前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者等に連絡する。

(2) 緊急避難の措置

ア 保育所長等は、施設に危険が及ぶことが予測される場合は緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導に当たらせる。

イ 保育所長等は、緊急避難の実施について保育所等施設を所管する課長へ報告する。また、避難先の所在を保護者に伝達する。

(3) 災害発生時の措置

保育所長等は、災害の規模、保育所児等及び職員の被災状況を速やかに把握し、保育所等施設を所管する課長へ報告する。

(4) 施設の保全・応急復旧

ア 保育所長等は、災害により、被害を受けた場合は、速やかに保育所等施設を所管する課長へ報告する。

イ 保育所施設等を所管する課長は、施設及び備品等の被害を最小限にとどめるため、保育所長等と協議し、施設の応急復旧を行う。また、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。

ウ 応急復旧措置の実施時は、写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を記録する措置を行う。

(5) 保育所等給食の応急措置

ア 被災した保育所等は、直ちに保育所等を所管する課長に連絡協議の上、給食の可否を決定する。

イ 調理室の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

3 応急保育の実施

(1) 保育所等運営体制の確保

保育所長等は、保育所児等及び職員の被災状況を把握し、速やかに保育所等を所管する課長に報告する。保育所等を所管する課長は、応急保育実施のための指導助言、職員体制の確保など円滑な保育所等運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育実施場所の確保

ア 保育所等を所管する部は、保育所等施設を所管する課長から施設設備の被災状況を迅速に把握し、施設の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等と調整し、早急に保育等が実施できるよう努める。

イ 施設の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、保育が実施できるよう努める。

(3) 応急保育の実施

保育所長等は、保育所児等の被災状況や所在地を確認するとともに、保護者等に保育等の実施状況・予定等の連絡を行う。

(4) 保育所児等の健康保持

ア 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の保育所児等に対して被災状況により臨時の健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意する。

イ 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、感染症の予防について市保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

第25節 廃棄物の処理

[市]

市及び府は、し尿、ごみ及び災害廃棄物について、寝屋川市災害廃棄物処理計画に基づく寝屋川市災害廃棄物処理実行計画に沿い、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 発災直後は、下水道処理施設等の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を原則禁止し、災害用トイレを使用する。

イ 水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

ウ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

エ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。なお、建物内に使用可能なトイレがある場合は、障害者、高齢者、女性や子どもに優先して使用させる。

オ 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の収集見込み量を把握する。

カ 発災後、時間経過や仮設トイレの確保状況等に応じて仮設トイレを増設配置する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ 可能な限り早い段階から仮設トイレの衛生管理に努め、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

ウ 浸水区域において、汲取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の収集体制を立ち上げる。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

2 ごみ処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 指定避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

ア 市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

イ 府は、大阪府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプ等により積込み・積下しを行う。

エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

オ 必要に応じて、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D Waste-Net）の活用を図る。

カ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) 市は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。

<資料>

- ・ごみ・し尿処理施設（資料編 資料8-2）

第26節 遺体対策

[市・寝屋川警察署]

市及び寝屋川警察署は、災害の際死亡した者の遺体対策について、必要な措置を採る。

1 遺体の検視（死体調査）

寝屋川警察署は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 災害により死亡した者の遺体については、災害発生地域における遺体の早期収容に努め、警察官による検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、速やかに遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

2 遺体の処置

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の処置を行う。

- (1) 遺族が遺体の洗浄、消毒等の処置及び火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
- (2) 発見された遺体については、警察官の検視（死体調査）を経た後処置を行う。
- (3) 多数の遺体が発生した場合は、警察及び医師による検案を行う。遺体の数が多い場合は、ほかに医療機関の応援を求めて実施する。

3 遺体の収容

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の収容を行う。

- (1) 遺体の身元を確認し、身元が判明している遺体については、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。身元不明の遺体については、身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。
- (2) 遺体が多数の場合は、直ちに火葬等を実施することは困難であるため、遺体の衛生状態に配慮しつつ、市民体育館を遺体安置所として指定し、遺体を集めて一時安置する。
- (3) 遺体安置のためのドライアイス、棺等の資機材を速やかに調達する。
- (4) 市民体育館を遺体安置所として開設した際には、責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当者等を配置する。
- (5) 遺体安置所において、寝屋川警察署から引き継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置を採る。
- (6) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する大阪法務局（枚方出張所）と協議、調整を行う。
- (7) 遺体安置所で遺体の処理を行う必要があるときは、必要に応じて、非常用電源、照明器具、大量の水の輸送のためのタンク車等の確保に努める。
- (8) 遺体の収容・管理等に従事する職員等の精神的なケアを目的とし、必要に応じてカウンセ

セラーの派遣を検討する。

4 遺体の火葬等

市は、葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の火葬等を行う。

(1) 遺体の火葬等

遺体の火葬等は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者等）、市が遺体の火葬等を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引取りのないときは市で火葬等を実施する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

(2) 火葬の方法

ア 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を市において保存又は寺院等に依頼して保存する。

イ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

ウ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5 応援要請

(1) 市は、自ら遺体の処置、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応する。

(2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第27節 自発的支援の受入れ

[市・関係機関]

市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重する。市は、福祉を担当する部を受入窓口として、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供及び情報の共有に努める。

(3) 府の活動

ア 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークなどのボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

イ ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

ウ 高齢者等要配慮者への支援

府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関係団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

エ 在住外国人への支援

府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣依頼をする。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア 情報の提供

ボランティア支援の申入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入窓口など情報の提供に努める。

イ 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(5) 市社会福祉協議会

ア ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられる刻々と変化するボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

なお、当該地が使用できない場合の代替地は、市の災害対策本部が市社会福祉協議会と協議して確保する。

ボランティアセンター設置場所	第二中学校グラウンド
----------------	------------

イ 関係団体・府社会福祉協議会との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、府社会福祉協議会に対して支援を要請する。

(6) ボランティア活動の種類

ア 一般労務提供型

災害時、自然発生的に集まるボランティアは、組織化された専門家集団ではない場合が多く、個々の対応では困難なため、ボランティア調整機関又は市受入窓口が受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 炊き出し、物資の仕分け・配給
- (イ) 指定避難所の運営管理の補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 災害応急対策事務補助
- (カ) 荷物の運搬や移動、片付け
- (キ) 泥かき、泥だし

イ 専門技術型

公的資格や特殊技術を持つボランティアは、目的及び活動範囲が明確なため、組織化されている場合には、行政の補完的役割として活用することができる。市受入窓口は、市及び府の担当部並びにボランティア調整機関等と連携して、受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 介護、看護補助

- (イ) 災害支援ボランティア講習修了者
- (ウ) アマチュア無線技士
- (エ) 医師、看護師、保健師、助産師等及び応急手当に関する知識、技術
- (オ) 建築物の応急危険度判定
- (カ) 特殊車両等の操縦、運転の資格、技術
- (キ) 通訳（外国語、手話）

(7) ボランティア活動の内容

災害発生初期の活動

- ・ 人命救助、負傷者の手当
- ・ 建物物応急危険度判定等の専門活動
- ・ 地域における高齢者、障害者、観光客、外国人等の安否確認
- ・ 被災者と行政との情報媒介

生活支援期の活動

<避難所関連>

- ・ 炊き出し、物資の仕分け・配給
- ・ 指定避難所の運営管理
- ・ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ・ 清掃等の衛生管理
- ・ 被災者ニーズの把握

<在宅関連>

- ・ 在宅被災者への食事、飲料水の提供
- ・ 物資の移送、建物ビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供
- ・ 荷物の運搬や移動、片付け
- ・ ドロかき、ドロだし

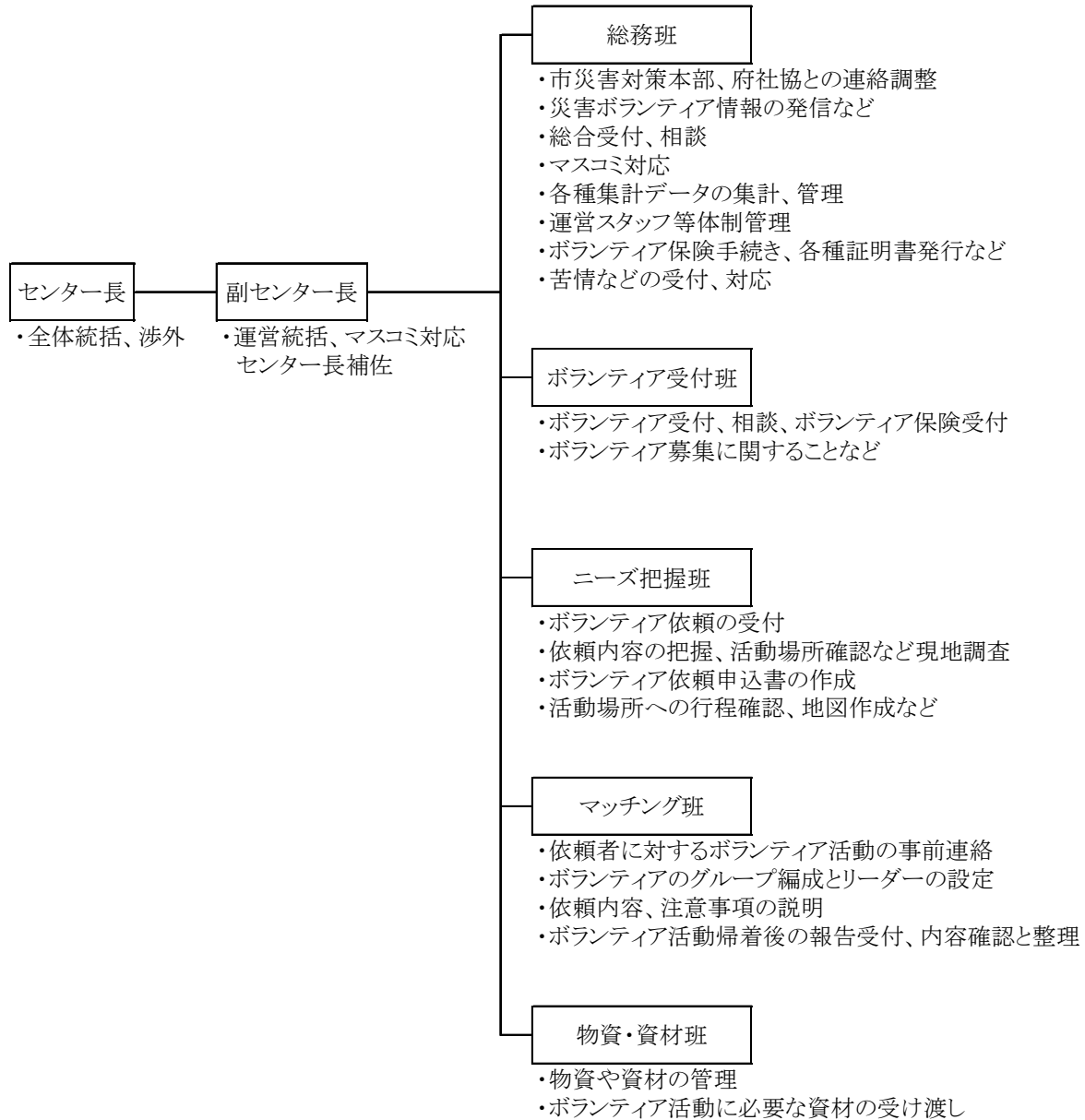
<情報の提供>

- ・ 最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等の情報提供

復興期の活動

- ・ 避難生活の長期化や指定避難所から応急仮設住宅へと生活拠点の変化に伴う避難者の多様なニーズへのきめ細かな対応
- ・ 活動の継続呼び掛け
- ・ 被災地の自立等を考慮した地元への円滑な引継ぎのための記録やマニュアルづくり
- ・ 被災者のケア

(8) ボランティア組織例



ボランティアセンター設置にあたって留意点

- ・災害ボランティアセンタースタッフ等の経験のある人を各班に配置する。
- ・活動の継続性、一貫性を保つため、できるだけ長期間にわたって活動できる人を各班に配置する。
- ・被災地の地理、地域性など、地域の実情に詳しい人を各班に配置する。
- ・スタッフの技量、技術、資格が活用できるよう配置に配慮する。
- ・各班は時期や曜日、時間帯によって活動量が異なることから、相互に体制を支援する。

(9) 女性ボランティアの支援活動時における配慮

女性のボランティアが支援活動を行う際には、2人以上で行動することや、被災者訪問時に男女ペアとすること、防犯ブザーの携帯等女性ボランティアへの配慮を行う。

2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者宛ての義援金品の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金

ア 受付

市に寄託される義援金は、窓口を開設して受け付ける。

義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

イ 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

ウ 配分

(ア) 義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、配分委員会を設置し、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(イ) 府又は日本赤十字社から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

(2) 義援物資

ア 市は、次のとおり、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

(ア) 義援物資の募集に際し、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

a 受入品目の限定

- ① 必要とする物資
- ② 不要である物資
- ③ 当面必要でない物資

b 義援物資送付の際の留意事項

- ① 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
- ② 複数の品目を混載しないこと。
- ③ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資を避けること。
- ④ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いすること。

(イ) 市に寄託される義援物資は福祉・こども班で受け付け、市民体育館に保管する。義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(ウ) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

(エ) 配分決定に基づき、義援物資を指定避難所等へ輸送する。

イ 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連

携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

3 海外からの支援の受入れ

市、府を始めとする防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(1) 府との連携

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 市及び府は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地のニーズと受入体制

イ 市及び府は、海外からの支援の受入れに当たって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳の手配

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

4 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社（寝屋川市内郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実状に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

風水害等応急対策・復旧対策編

第2部 事故等災害応急対策

第1節 市街地災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

消防機関は、市街地災害に際して、災害をガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

市街地において大規模な火災が発生した場合には、市、消防機関、府、寝屋川警察署及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 火災の警戒

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報する。知事は市長に伝達する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は下記のいずれかに該当した場合である。

ア 乾燥注意報が発表された場合：実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下

イ 強風注意報が発表された場合：最大風速（10分間平均風速の最大値）が12m/s以上となる見込み

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

枚方寝屋川消防組合管理者は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。（消防法第22条）

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、枚方寝屋川消防組合火災予防条例で定める火の使用制限に従う。

(4) 住民等への周知

「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に準じ、住民に対して、警報のみならず予想される事態とそれに対して採るべき措置について周知する。周知には、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

2 ガス漏洩事故対策

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、寝屋川警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）又は一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

3 火災等の応急対策

消火活動は、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第7節 消防計画」に準じ活動を行う。

(1) 災害発生状況の把握及び消火活動

市及び消防機関は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 消火活動

市は初動体制を確立し、また、消防機関は非常警備体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

また、延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

ア 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

イ 活動時における情報収集、連絡

ウ 排煙、進入時等における資機材の活用対策

エ 高層建築物、地下街等の消防用設備等の活用

オ 高層建築物における屋上緊急着陸場等の活用

カ 浸水、水損防止対策

(3) 相互応援

市及び枚方寝屋川消防組合は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、協定締結市町、府等に応援を要請し、相互に密接な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

4 中高層建築物、地下施設の管理者等による応急対策

(1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下施設の管理者等は、枚方寝屋川消防組合等へ通報するとともに、その被害の状況、災害応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

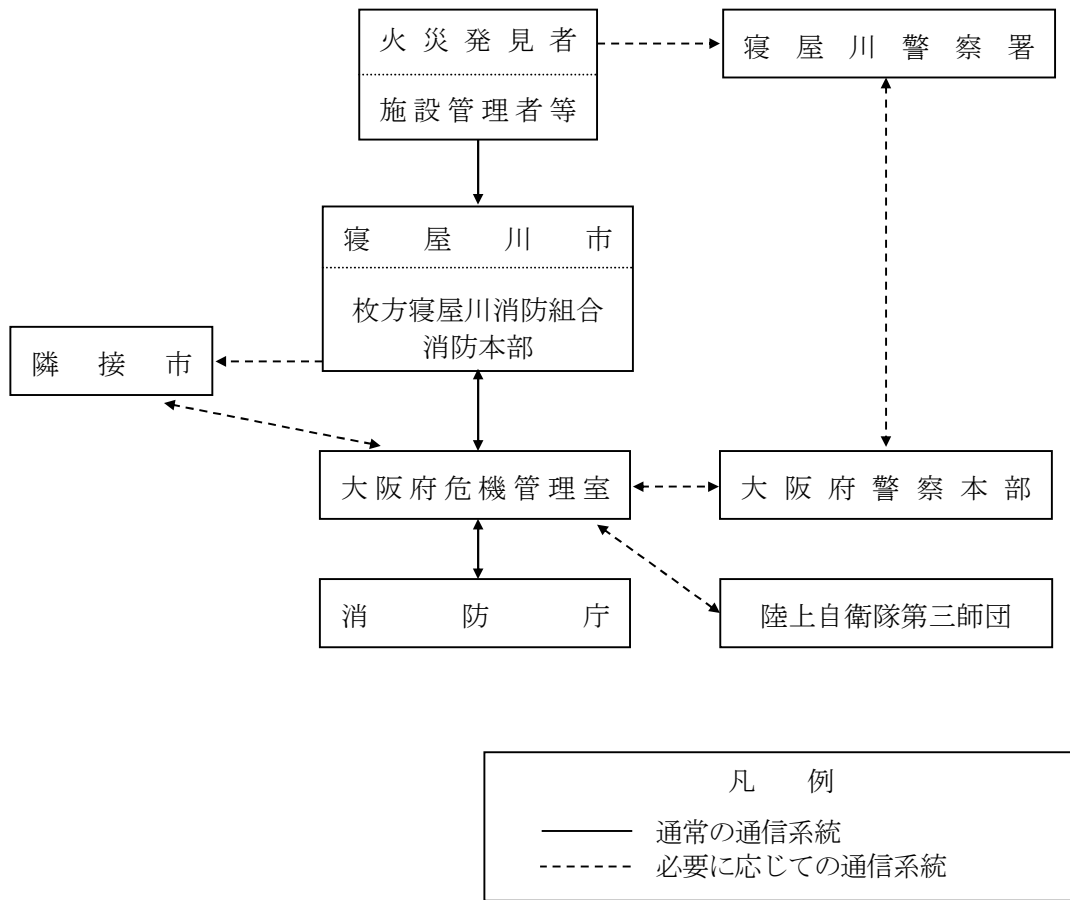
(2) 中高層建築物、地下街等の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行

う。

- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

5 通報連絡

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



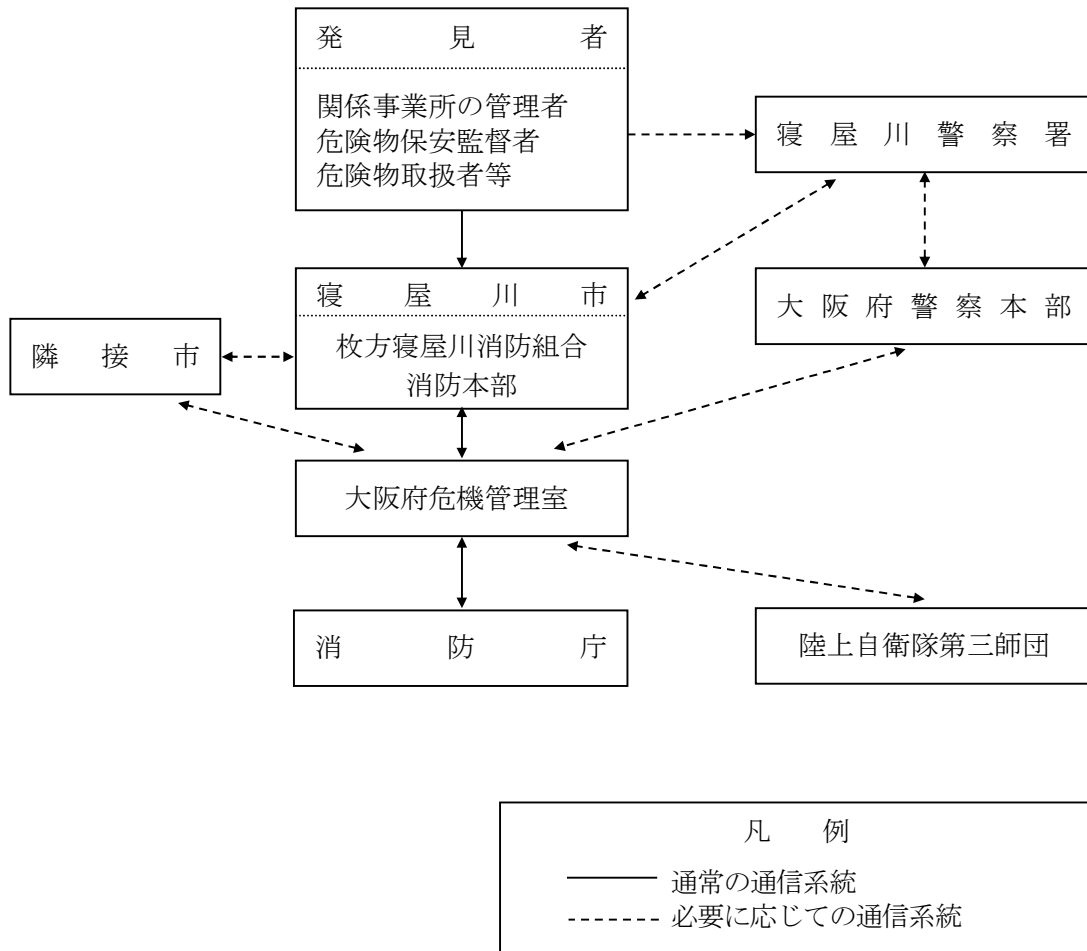
第2節 危険物等災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

市、消防機関及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。なお、活動に当たって人命保護を優先して行う。

1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連絡を取るとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示、環境モニタリング等必要な災害応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請
市長及び枚方寝屋川消防組合管理者は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により市町村長に対し応援を要請する。
- (5) 通報連絡体制
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



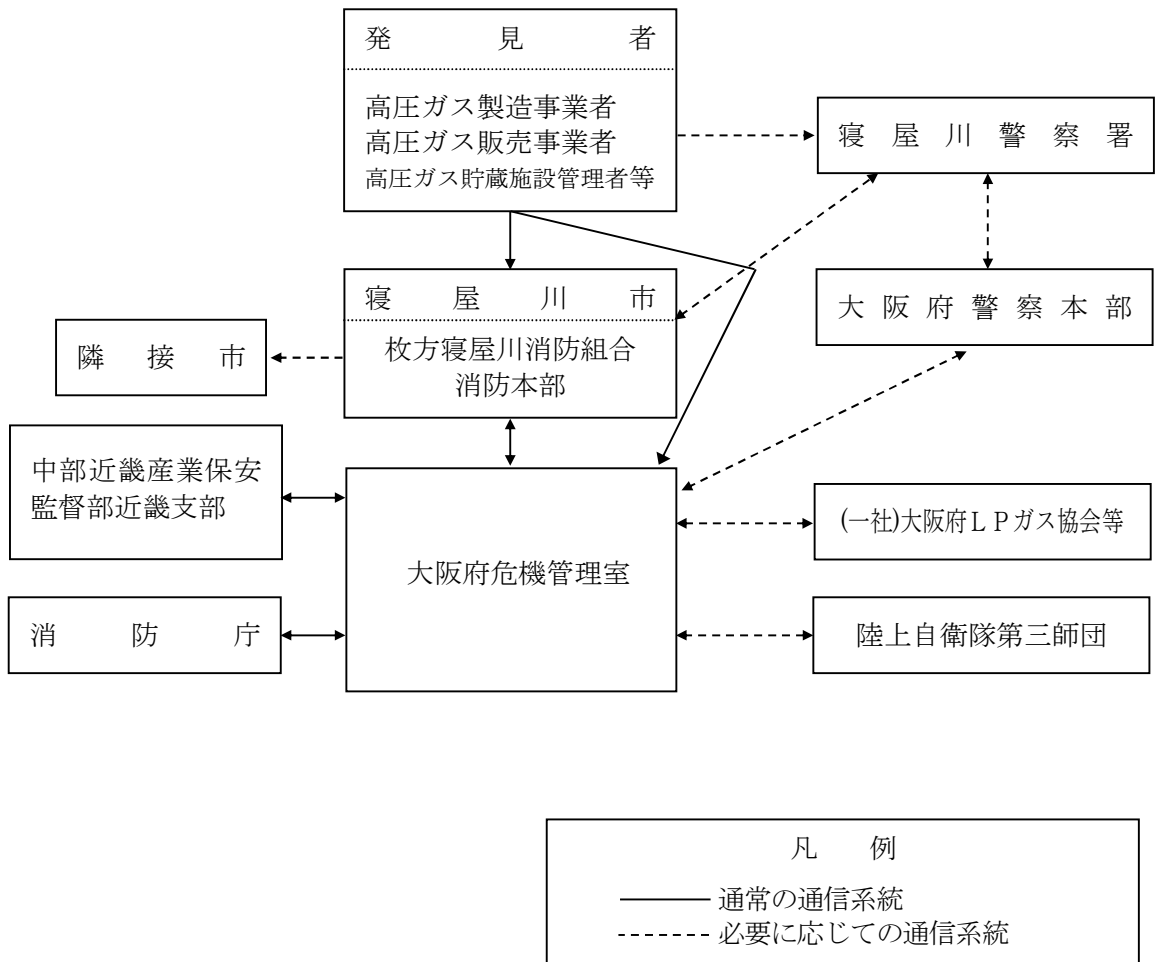
2 高圧ガス災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、火災現場においては、高圧ガスの中でも有毒ガス関係施設のガスの濃度、風向、風速等には特に留意して実態の把握に努め、人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図る。また、警戒区域の設定、適正な消火活動などの必要な防御活動を実施する。

枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連携を取り、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

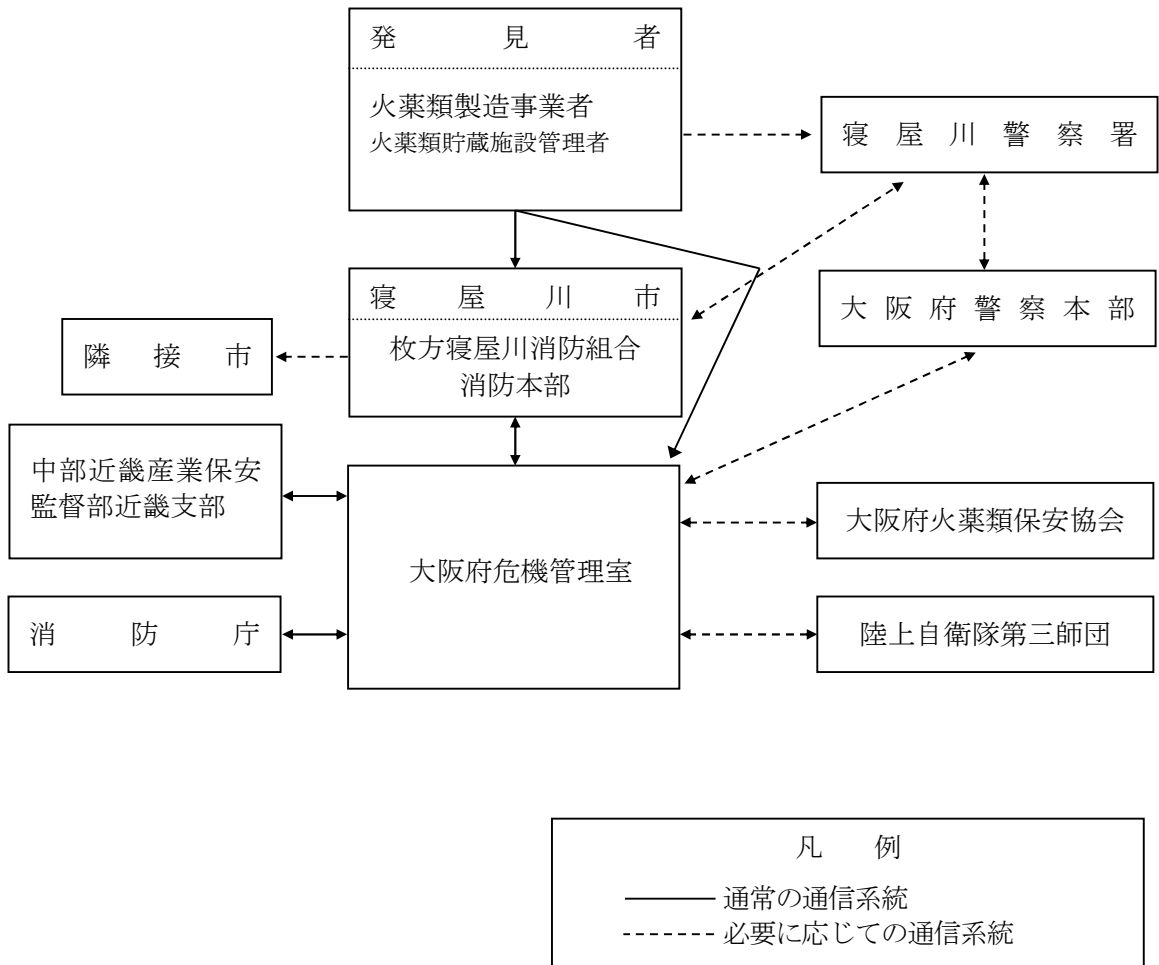


3 火薬類災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連携を取り、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

(2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

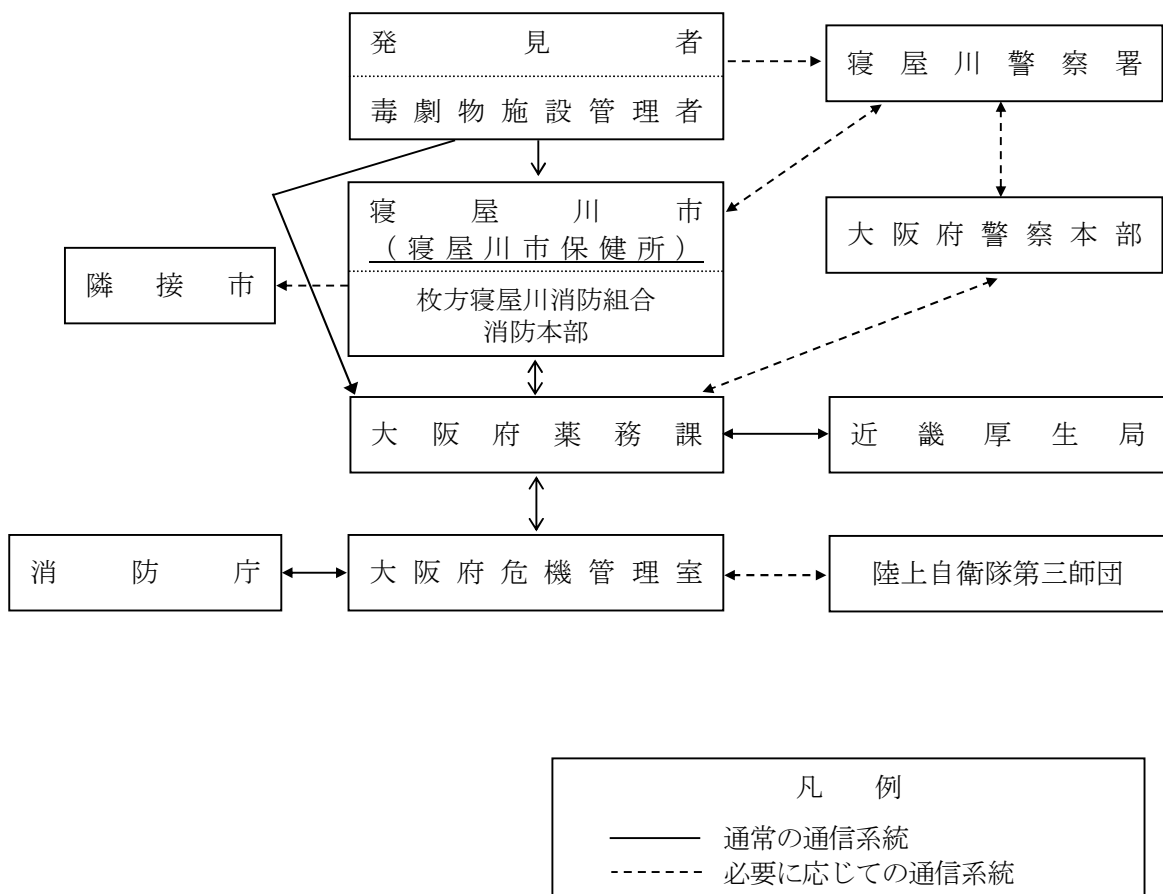


4 毒物劇物災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、毒物及び劇物の貯蔵、取扱施設における火災防御に際しては、専門家の立合いを求めて、その数量、種類、危険性を早期に把握し、避難誘導等人命保護を優先して危険予防を図る。その他については、高圧ガスの防御活動に準じて行う。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



5 放射性物質保有施設（医療機関等）災害応急対策

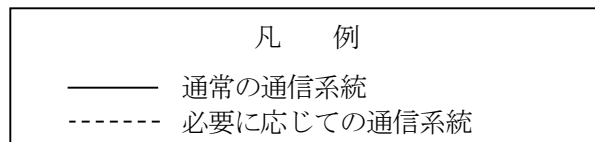
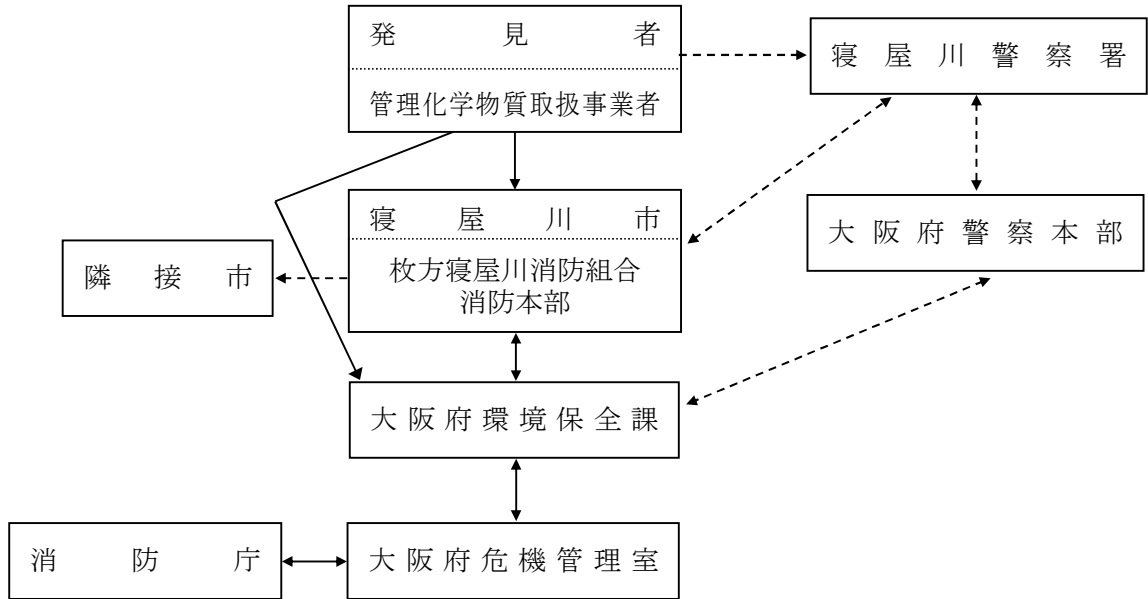
- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素にかかる施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (3) 災害応急対策の内容
 - ア 関係機関への情報連絡及び広報
 - イ 放射線量の測定
 - ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
 - エ 付近住民等の避難
 - オ 危険区域の設定と立入制限
 - カ 交通規制
 - キ その他災害の状況に応じた必要な措置

6 管理化学物質災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3節 その他災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある大規模事故の際には、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」の各計画を準用し、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の災害応急対策を講ずる。

1 対応措置

(1) 通報

市内において大規模事故を発見した人は、直ちに市、寝屋川警察署又は枚方寝屋川消防組合等に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
寝屋川市役所	—	072-824-1181
寝屋川警察署	110	072-823-1234
枚方寝屋川消防組合	119	072-852-9800
消防団	—	072-824-1181（代表）

(2) 事故対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他災害応急対策を実施するため事故対策本部を設置する（必要に応じて、前線指揮本部を設置する）。事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

(3) 情報の収集・伝達

市、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に交換する。

(4) 救助、救急医療活動（市及び当該事故関係機関）

- ア 医師及び看護師の派遣
- イ 医療機材及び医薬品の輸送
- ウ 負傷者の救助
- エ 現地における災害応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(5) 消防活動

枚方寝屋川消防組合及び消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡の下、被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

市、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

寝屋川警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡の下に必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、寝屋川警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

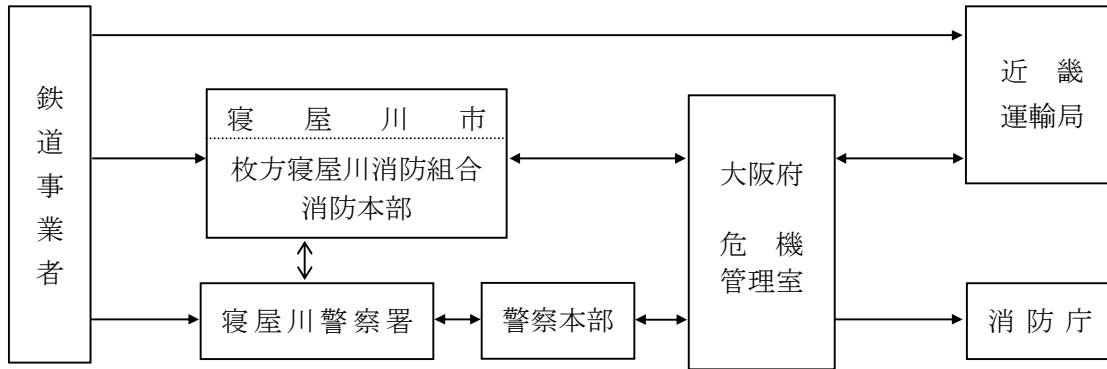
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市を始め防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 列車事故

ア 情報収集伝達経路

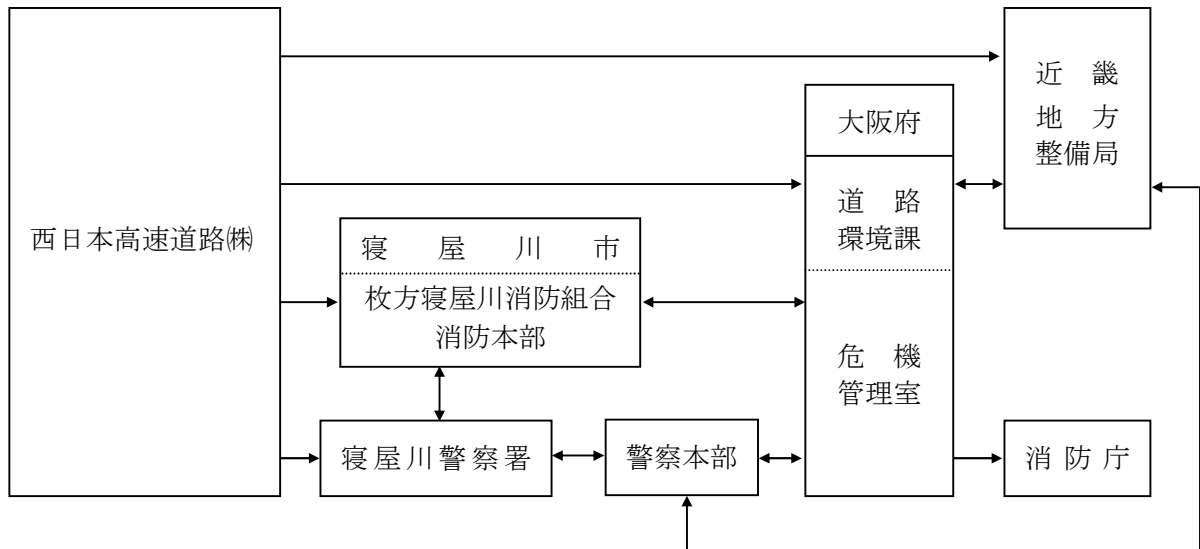


イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ロ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (ハ) 応援の必要性
- (ニ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

第4節 原子力災害応急対策

[市]

市内には原子力施設が存在せず、また、大阪府内又はその周辺にある原子力施設に関して「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」に市の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から100km以上離れているような地域においても、一部で相対的に高い空間放射線量率が測定されており、広範囲で放射線による人体の健康に関する不安や、農畜産物への放射性物質汚染及び風評被害の発生など、生活環境を始め経済活動に大きな影響が生じた。

このような経験を踏まえて、市内においても、東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、市民の健康を守るとともに、心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取るものとし、必要な事項を定める。

また、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うための事項を定める。

大阪府域の原子力事業所の名称及び所在地等

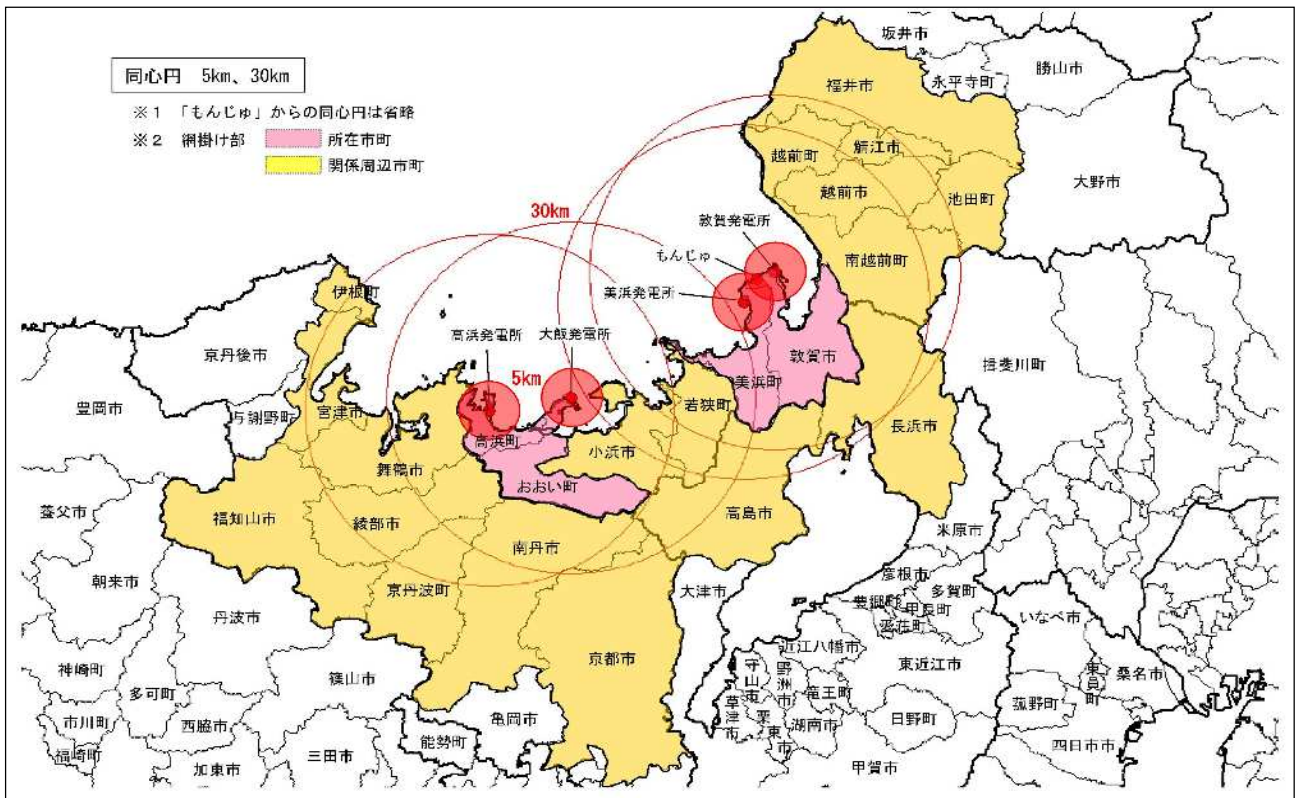
(出典：大阪府地域防災計画 原子力災害対策(令和元年11月修正)に加筆)

名称	所在地	施設概要	原子力災害対策特別措置法上の位置付け	原子力災害対策重点区域
京都大学 原子炉実験所	泉南郡熊取町朝代西二丁目1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力100kW)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)	半径約500mの範囲 (泉佐野市・熊取町の一部)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	半径約500mの範囲 (泉佐野市・熊取町の一部)
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江三丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)	設定なし (重点区域を設定することを要しない原子力施設)

原子力災害対策重点区域について

(出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）平成31年3月改訂)

区 域	原子力施設からの距離	説 明
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	おおむね 5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。 IAEA国際原子力機関の国際基準において、3～5kmの間で設定することとされていることを踏まえ設定。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね 30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベルに基づき、緊急防護措置を準備する区域。 IAEAの国際基準において、5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ設定。



原子力災害対策重点区域のおおむねの範囲

(出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）平成31年3月改訂)

1 基本方針

市内に原子力施設は存在せず、大阪府内の原子力事業所や周辺府県の原子力発電所からも離れているため、これらの施設で原子力災害が発生した場合において、市域で避難措置等が行われることは考えにくい。

したがって、市に比較的近い場所で原子力災害が発生したときの市の措置として、情報の収集・伝達、市域における放射線モニタリングの実施、広報の実施について定めることとする。また、遠方の原子力発電所の事故による広域避難者の受入れについても併せて定める。

2 情報の収集・伝達

市は、原子力災害が発生、若しくは発生のおそれがある旨の情報を得た場合、直ちに関係各部と連携し必要な措置を講ずるとともに、事故状況の把握に努め、必要な情報の収集・伝達を行う。

3 放射線モニタリングの実施

市は、必要に応じて、飲料水や農作物等、小・中学校や幼稚園・保育園等、公園、その他公共施設、焼却灰、下水道の汚泥等について、放射線量及び放射性物質の測定等を実施又は測定結果の情報収集を行う。

4 広報の実施

市は、放射線モニタリングの実施結果や市の応急対策の状況について、市ホームページ等を活用し、積極的かつ定期的な情報発信に努める。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

5 原子力災害発生時における広域避難の受入れ

(1) 基本事項

原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害にかかる広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

(2) 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備するとしている。

(3) 市・府の広域避難の受入れ

ア 滋賀県から府への要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

イ 府の受入れ

府は、滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、避難者の受入れを行う。

なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。

ウ 市の受入れ

「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）（令和元年11月修正）」で示されている市の割当は、滋賀県高島市南新保区・市ヶ崎区・新保寺区・カームタウン区・東新町区となっている。

府から、滋賀県からの広域避難の受入れ要請があったときは、速やかに必要な指定避難所の開設を行い、避難者登録システムを活用して広域避難者の受入れを行う。

風水害等応急対策・復旧対策編

第3部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

[市・関係機関]

市、府を始め関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2節 公共施設等の復旧計画

[市・関係機関]

被災した公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府を始め防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立するとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ウ 下水道公共土木施設災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
 - (ウ) 下水道災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 都市排水施設災害復旧事業
- ウ 公園等施設災害復旧事業
- エ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

(3) 農林施設災害復旧事業

- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 水道施設災害復旧事業
- (6) 学校教育施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業

2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの

3 河川

河川管理者は、河川が洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

4 学校教育施設

学校教育施設については、早期に正常な授業が行えるように応急復旧を行う。

5 水道施設

水道施設の復旧は、修繕等の協力業者を動員し、安定した給水ができるよう早急に実施する。

6 農地等

農地及び農業用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行う。

7 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

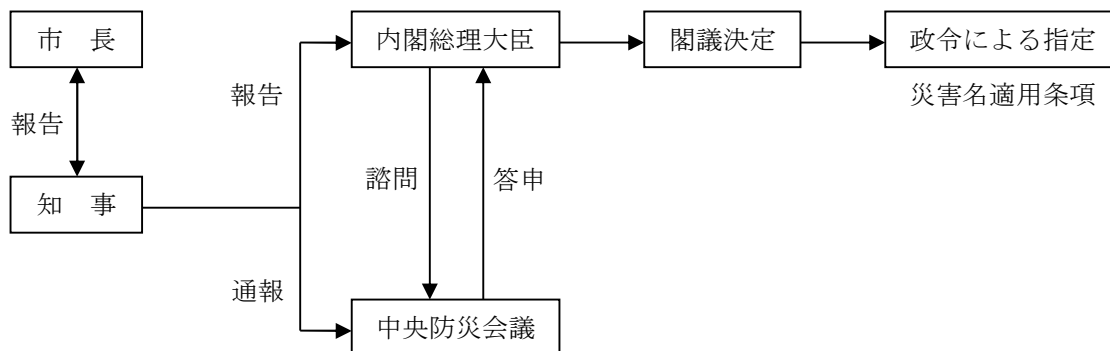
第3節 激甚災害の指定

[市・関係機関]

市は、甚大な被害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

1 激甚災害指定の流れ

- (1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。
- (2) また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

3 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかる調書を作成し、府知事に提出する。

激甚災害に関わる財政措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

[市・関係機関]

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実地調査の結果等に基づいて行われるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

1 国の負担又は補助による災害復旧事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助		
公共土木施設災害復旧事業	3条1項①	環境農林水産部、都市整備部
公共土木施設災害関連事業	3条1項②	環境農林水産部、都市整備部
公立学校施設災害復旧事業	3条1項③	教育委員会
公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業	3条1項④	住宅まちづくり部
生活保護施設災害復旧事業	3条1項⑤	福祉部
児童福祉施設災害復旧事業	3条1項⑥	福祉部
幼保連携型認定こども園等災害復旧事業	3条1項⑥の2	福祉部
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	3条1項⑥の3	福祉部
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	3条1項⑦	福祉部
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	3条1項⑧	福祉部
婦人保護施設災害復旧事業	3条1項⑨	福祉部
感染症指定医療機関災害復旧事業	3条1項⑩	健康医療部
感染症予防事業	3条1項⑪	健康医療部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）	3条1項⑫	環境農林水産部、都市整備部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）	3条1項⑬	環境農林水産部、都市整備部
湛水排除事業	3条1項⑭	環境農林水産部、都市整備部

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
農林水産業に関する特別の助成		
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	5条	環境農林水産部
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	6条	環境農林水産部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	8条	環境農林水産部
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	10条	環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成		
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	12条	商工労働部
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14条	商工労働部
その他の特別の財政援助及び助成		
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	教育委員会
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	府民文化部
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	20条	福祉部
水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助）	24条	総務部、都市整備部、教育委員会、環境農林水産部
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

第5節 特定大規模災害

[市]

1 特定大規模災害とは

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、災害対策基本法第28条の2第1項に基づき、内閣府に緊急災害対策本部が設置された災害をいう。

2 府に対する工事の要請

市又は本部長（市長）は、特定大規模災害を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第6節 民生の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図る。また、市は、居住地である市以外の市町村に避難した被災者に対し、必要な情報や支援・サービスの提供に努める。

1 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保するものに対して支援を行い、指定避難所や仮設住宅等から恒久住宅への円滑な移行に努める。また、下記に基づき、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(2) 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談、情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報の提供

(3) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社、UR都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低額所得者世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行

う。

2 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府及び大阪労働局が公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。なお、災害後は、女性の求職者数が比較的多い職種で求人倍率が低いなど、雇用のミスマッチが課題となることから、関係機関と連携し、充実した就職支援に努める。

第7節 経済の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民がその被害から再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講じるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図る。

1 金融措置

(1) 市税の納期限及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び寝屋川市税条例により、納期限の延長及び減免等の適切な措置を採る。

ア 納期限の延長

広範囲にわたる災害により、被災した日以降に期限が到来する申告、その他の書類の提出等、又は納付若しくは納入ができないと認められるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

なお、上記の措置が適用されていない場合であっても、災害により申告、納付等ができないと認められるときは、被災した納税義務者の申請により、2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）において、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 換価の猶予

災害により滞納者が一時に納付し、又は納入することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、申請又は職権により財産の換価を猶予する。

エ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置を採る。

オ 減免

被災した納税義務者に対し、市民税、固定資産税、軽自動車税等を納付することが困難と認められるときは、その者の申請（法定納期限までの申請）により、減免措置を採る。

(2) 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等にかかる手数料の減免措置を行う。

(3) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付(寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例)

ア 災害弔慰金

(ア) 対象となる災害

- a 寝屋川市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害
- b 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害
- c 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(イ) 支給対象

災害により死亡した市民の遺族

(ロ) 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円

その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡にかかる災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金

(ア) 対象となる災害

災害弔慰金に同じ

(イ) 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した市民

- a 両眼が失明したもの
- b 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- c 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- d 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- e 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- f 両上肢の用を全廃したもの
- g 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- h 両下肢の用を全廃したもの
- i 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(ロ) 支給額

生計維持者の場合 250万円

その他の場合 125万円

ウ 災害援護資金

(ア) 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主でその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当するもの

(イ) 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

被 害		金 額
療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合	家財についての被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合(下欄に該当する場合を除く) (被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(ウ) 利 率

保証人を立てる場合は無利子とする。

保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とする。(据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセント)

(エ) 据置期間

3年(特別の事情のある場合は5年)

(オ) 償還期間

10年(据置期間を含む)

(カ) 償還方法

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(4) 災害見舞金等(寝屋川市災害見舞金及び弔慰金の支給に関する規則)

ア 支給対象

市に存する現に自己の居住の用に供している家屋が、災害により1世帯当たり次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その世帯主に対し支給する。(同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。)また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。ただし、寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金が支給されたときは弔慰金を支給しない。

イ 支給額

種類	被害の程度	認定基準	金額
災害見舞金	全壊・流失・全焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の70パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が50パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。	100,000円
	大規模半壊	異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が40パーセント以上50パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	70,000円
	半壊・半焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント以上40パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	50,000円
	一部破損・部分焼・冠水	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、一時的に居住できない程度の被害があったことが確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、家屋の補修に300,000円以上を要したことが確認できること。	30,000円
	床上浸水等	異常な自然現象により、家屋に土砂等が堆積し、又は家屋の床上以上まで浸水したことがり災証明書等により確認できること。	50,000円
弔慰金		死 亡	1人 50,000円

(5) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市社会福祉協議会を窓口として、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(3)ウの災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

(6) 被災者生活支援金

ア 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

イ 被災者生活再建支援制度の概要

(7) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- c 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(ロ) 支給対象世帯

自然災害により、

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(ハ) 支給金額

支給額は、以下の a、b の合計額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(ウ) a～c の世帯 100万円
- ・上記(ウ) d の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

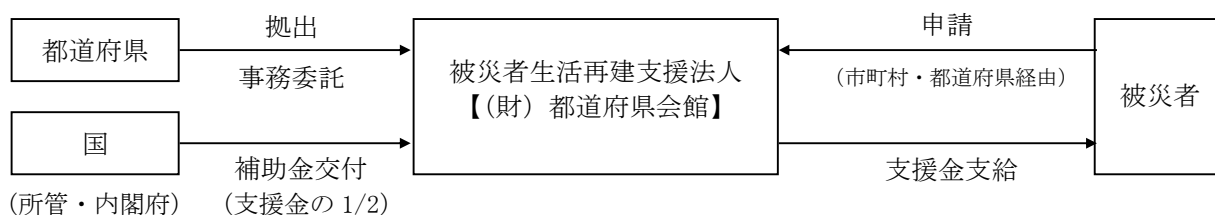
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(オ) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(7) り災証明書の交付等

ア り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を

行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

ウ 被災証明書の交付

市は、災害発生時に市内に居住していた個人に対し、被災した事実（人）を証明するため、申請に応じて被災証明書を迅速に交付する。

(8) 中小企業の復旧支援

ア 政府系金融機関の融資

(ア) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

(イ) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

イ 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

ウ 市の措置

市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の構築の整備に努める。

また、府と連携し、中小企業に対する支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(9) 農業関係者の復旧支援

ア 天災融資資金（天災融資法）

(ア) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

(イ) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

<資料>

- ・寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 資料14-1）
- ・被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）

第2章 復興の基本方針

[市・関係機関]

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

なお、復興対策にかかる政策・方針決定過程においては、女性の参画を促進するよう努める。

1 基本方針の決定

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。なお、市街地の復興を推進する際は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が取れるよう調整しつつ、取組を進める。

2 復興計画の作成

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

被災地域の復興計画は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指す計画とする。なお、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の作成に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、地域住民の理解を求め、市民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

(1) 復興基本方針

ア 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

(ア) 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤などの改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

(イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

(ウ) 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ 復興計画に定める基本的な内容

基本理念や基本目標等、復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定める。

(ア) 復興計画の区域

(イ) 復興計画の目標

(ウ) 被災した市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(エ) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(オ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(カ) 復興計画の期間

(キ) その他復興事業の実施に関し必要な事項

エ 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、作成していく。

(ア) 災害危険箇所の改修

(イ) 良質な住宅の供給

(ウ) 高齢者・障害者向け住宅の建設促進

(エ) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化

(オ) ボランティア、防災教育の推進

(カ) 防災通信システム、情報ネットワークの整備

(キ) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備

(ク) 地域の自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進

(ケ) ライフラインの耐災化

(コ) 植樹帯の形成と生活道路の改善

(ク) 既設施設の耐火化及び補強、改築

(シ) その他

(2) 災害復興本部

市は、災害復興計画の作成と遂行のため、災害復興本部を設置する。

(3) 復興計画作成委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、1に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画作成委員会を関係機関の代表者により設置する。

3 復興のための事前準備

市及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。